

平成19年第6回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	19	水	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・行財政改革対策調査特別委員会報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・請願、陳情 		
	20	木	休 会			
	21	金	休 会			
	22	土	休 会			
	23	日	休 会			
	24	月	休 会（振替休日）			
	25	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（7人） 		
	26	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（7人） 		
	27	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3人） ・総括質疑 常任委員会		
	28	金	休 会		建設経済常任委員会所管事務調査 家畜市場再編対策調査特別委員会 所管事務調査	
	29	土	休 会			
	30	日	休 会			
10.	1	月	常任委員会		豪雨災害対策調査特別委員会	
	2	火	常任委員会			
	3	水	休 会			
	4	木	休 会			
	5	金	議会運営委員会			
	6	土	休 会			
	7	日	休 会			
	8	月	休 会（体育の日）			
	9	火	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員長報告 ・議案審議 ・決算特別委員会設置 ・請願、陳情 ・発議 ・継続審査、調査 閉 会		

平成19年第6回さつま町定例会審議結果

開会 平成19年 9月19日

閉会 平成19年10月 9日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案67	政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について	19.09.19	19.10.09	原案可決	総務
68	さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
69	平成19年度さつま町一般会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	3 常任
70	平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	文教
71	平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
72	平成19年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	建設
73	平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
74	土地改良事業の施行について	〃	〃	可決	〃
75	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	〃	19.09.19	〃	—
76	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	同意	—
77	平成18年度さつま町歳入歳出決算の認定について	19.10.09			決算
78	平成18年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃			〃
79	平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃			〃
請願2	悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件	19.09.19	19.10.09	採択	建設
陳情5	JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について	〃			総務
7	豚舎建設計画に対する反対について	〃	19.10.09	採択 (委員会の意見あり)	文教

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
発議 10	さつま町議会議員定数条例の制定について	19.10.09	19.10.09	原案可決	—
11	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)の提出について	〃	〃	〃	—
12	道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書(案)の提出について	〃	〃	〃	—
13	監査請求に関する決議(案)	〃	〃	可決	—
報告 9	株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について	19.09.19	〃	報告済	
10	株式会社パーク観音滝清算第1期決算について	〃	〃	報告済	
	議員派遣の件	19.10.09	〃	決定	—
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決定	—

平成19年第6回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月19日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
行財政改革対策調査特別委員会報告	5
議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及び さつま町個人情報保護条例の一部改正について	9
（提案説明）	
議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について	9
（提案説明）	
議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	9
（提案説明）	
議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）	9
（提案説明）	
議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	9
（提案説明）	
議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）	9
（提案説明）	
議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	9
（提案説明）	
議案第74号 土地改良事業の施行について	9
（提案説明）	
議案第75号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	1 2
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 3
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
報告第9号 株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について	1 4
（内容説明）	
報告第10号 株式会社パーク観音滝清算第1期決算について	1 4

(内容説明)	
請願・陳情	1 5
(委員会付託)	
散 会	1 5
○9月25日(第2日)	
一般質問表	1 7
会議を開催した年月日及び場所	2 0
出欠席議員氏名	2 0
出席事務局職員	2 0
出席説明員氏名	2 0
本日の会議に付した事件	2 1
開 議	2 2
一 般 質 問	2 2
柏木 幸平議員	2 2
豪雨災害の復興について	
平田 昇議員	3 3
財政について	
改修工事について	
日高 政勝議員	4 2
地域の振興、活性化対策について	
広域行政について	
新改 幸一議員	5 3
行財政改革について	
市來 修議員	5 9
行財政改革での歳入確保の考え方について	
川口 憲男議員	6 7
少子化対策について	
内之倉成功議員	7 4
畜産公害について	
農業振興地域の見直しについて	
延 会	8 1
○9月26日(第3日)	
一般質問表	8 3
会議を開催した年月日及び場所	8 6
出欠席議員氏名	8 6
出席事務局職員	8 6
出席説明員氏名	8 6
本日の会議に付した事件	8 7
開 議	8 8
一 般 質 問	8 8

肥後 紀康議員	88
河川激特事業について	
木下 敬子議員	94
男女共同参画について	
田中 伸一議員	99
グリーンツーリズムについて	
東 哲雄議員	102
農道の維持管理について	
国・県道の整備促進について	
中尾 正男議員	108
鶴田ダム再開発事業について	
薩摩中央高校に工業系学科を	
麥田 博稔議員	118
行財政について	
学校教育について	
米丸 文武議員	131
農業振興対策について	
延 会	141

○9月27日（第4日）

一般質問表	143
会議を開催した年月日及び場所	144
出欠席議員氏名	144
出席事務局職員	144
出席説明員氏名	144
本日の会議に付した事件	145
議案付託表	146
開 議	148
一 般 質 問	148
平八重光輝議員	148
障害者自立支援法の現状と対応について	
障害者の町職員への雇用について	
舟倉 武則議員	154
水害後の商店街活性化対策の具体的取り組みは	
河川改修に伴う説明の状況と移転先の確保について	
地方財源の確保をどのような方法でやるのか	
山崎 文久議員	162
農業振興策について	
地産地消推進について	
議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及び	
さつま町個人情報保護条例の一部改正について	168
(総括質疑・委員会付託)	

議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について ……	168
(総括質疑・委員会付託)	
議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算(第3号) ……	168
(総括質疑・委員会付託)	
議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第2号) ……	168
(総括質疑・委員会付託)	
議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ……	168
(総括質疑・委員会付託)	
議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号) ……	168
(総括質疑・委員会付託)	
議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号) ……	168
(総括質疑・委員会付託)	
議案第74号 土地改良事業の施行について ……	168
(総括質疑・委員会付託)	
散 会 ……	189

○10月9日(第5日)

会議を開催した年月日及び場所 ……	191
出欠席議員氏名 ……	191
出席事務局職員 ……	191
出席説明員氏名 ……	191
本日の会議に付した事件 ……	192
開 議 ……	193
議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及び さつま町個人情報保護条例の一部改正について ……	193
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について ……	193
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算(第3号) ……	193
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第2号) ……	193
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ……	193
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号) ……	193
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号) ……	193
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第74号 土地改良事業の施行について ……	193
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第77号 平成18年度さつま町歳入歳出決算の認定について ……	197
(提案説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	

議案第78号 平成18年度さつま町水道事業会計決算の認定について ……………	197
(提案説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第79号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について ……………	197
(提案説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の 抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件 ……	203
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第7号 豚舎建設計画に対する反対について ……………	204
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第10号 さつま町議会議員定数条例の制定について ……………	209
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)の提出について ……	210
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第12号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書(案)の提出に ついて ……………	210
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第13号 監査請求に関する決議(案) ……………	212
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
報告第9号 株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について ……………	213
(質疑)	
報告第10号 株式会社パーク観音滝清算第1期決算について ……………	213
(質疑)	
議員派遣の件 ……………	216
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について ……………	216
(決定)	
閉 会 ……………	217

平成19年第6回さつま町議会定例会

第 1 日

平成19年9月19日

平成19年第6回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成19年9月19日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (28名)

1番 高 嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 気 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 原 田 健 二 君	議事係 主査 平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
副町長 (総務) 宮之脇 尚 美 君	教委総務課長 山 口 正 展 君
副町長 (経済) 山 下 彦 志 君	教委社会教育課長 豎 山 修 啓 君
鶴田総合支所長 永 田 清 信 君	耕地林業課長 山 口 良 一 君
薩摩総合支所長 桑 園 憲 一 君	水道課長 岩 切 秀 久 君
健康増進課長 楠木園 建 雄 君	消 防 長 田 上 泉 君
すこやか長寿課長 小椎八重 廣樹 君	商工観光課長 橋之口 幸 男 君
総務課長 湯 下 吉 郎 君	福祉課長 日 高 昭 治 君
財政課長 二階堂 清 一 君	
企画広報課長 中 村 慎 一 君	
町民課長 愛 甲 洋 文 君	
税務課長 下 市 真 義 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 行財政改革対策調査特別委員会報告
- 第 6 議案第 67 号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 7 議案第 68 号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 69 号 平成 19 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 70 号 平成 19 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 10 議案第 71 号 平成 19 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 11 議案第 72 号 平成 19 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 73 号 平成 19 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 74 号 土地改良事業の施行について
- 第 14 議案第 75 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 15 議案第 76 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 16 報告第 9 号 株式会社ヘルシーランドつるだ清算第 1 期決算について
- 第 17 報告第 10 号 株式会社パーク観音滝清算第 1 期決算について
- 第 18 請願・陳情

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。

ただいまから平成19年第6回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、また教育委員会委員長から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番、麥田博稔議員及び9番、平八重光輝議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月9日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から10月9日までの21日間に決定しました。

△日程第3 「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

次に、監査委員から定期監査並びに月例出納検査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 「行政報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。

町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますが、先般の6月議会以降、きょうに至るまでの間の報告でございます。

激特事業に関する地区説明会及び8月25日に行われましたダム再開発事業着手式並びに新型交付税の関係について補足して報告をいたします。

まず、河川激特事業に関する地区説明会についてであります。8月31日で川原地区を除くすべての地区におきまして、県及び町の同席のもと、川内川河川事務所による改修計画案の概要説明が終わったところであります。

各地区からは、さまざまな要望や意見が多く出され一部には、いまだ御理解をいただけない地区もありますが、可能な限り地域住民の意見をお聞きしながら、一日も早い合意形成を図っていきたいとのことであります。

いずれにいたしましても、激特事業については、期間が限定されていることから、速やかに住民の御理解と御協力を得て事業を推進していく必要から、町といたしましても全面的に協力していく考えでありますので、町議会におかれましても事業推進にさらなる御協力をお願いする次第であります。

また、これに関連して今月の13日及び14日の上京の折に、地元選出国會議員並びに国土交通省の事務次官、河川局長ほか幹部職員に面会し、激特事業及びダム再開発事業に係る予算の確実な確保と、改修工事の早期着工及び地元地域への経済効果が発揮されるよう、特段の配慮をお願いしたところであります。

次に、8月25日に行われました鶴田ダム再開発事業着手式についてであります。

御承知のとおり、この再開発事業は、現在の放流口の下部に新たな放流口を設け、洪水時の貯水能力を向上させるもので、今年度から調査等をはじめ平成27年度完成を目指して、総事業費460億円の巨費を投じて行うものであります。

昨年の災害後、ダムの治水機能については、洪水期の防災特化を求める意見が多かったことから、台風4号の接近時には電源開発株式会社の御協力によりまして、発電容量を引き下げる措置を講じていただいたところであります。

今回の再開発事業によって治水機能は向上いたしますが、河川改修とあわせた総合的な治水対策によりその機能を発揮するものでありますので、町としましても事業推進に一層の努力を傾注してまいります。

次に、新型交付税「頑張る地方応援プログラム」関係についてであります。

平成19年度から税源移譲及び新型交付税の導入や三位一体の改革の影響で、普通交付税がさらに縮減されるのではと心配しておりましたが、この「頑張る地方応援プログラム」の導入によりまして、関連の需要額に2億3,000万円が計上されたところであります。この措置額につきましては、全国の町村では上位から2位というものであります。

このような増額になった要因としては、企画振興費の条件不利地及び振興割増の項目で1億4,000万円程度が計上されておまして、この項目だけで約60%を占めております。これは、過疎地域であること、合併町であること、行革効果があることの3つの要因が同時に参入されたことが考えられます。

今回の「頑張る地方応援プログラム」関係経費の影響額は、合併した後の一回限りの臨時的な参入の要素もあるのではないかとと思いますが、今後も引き続き行財政改革などを積極的に進めながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

[町長 井上 章三君降壇]

○議長（濱田 等議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 「行財政改革対策調査特別委員会報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第5 「行財政改革対策調査特別委員会報告」の件を議題とします。

行財政改革対策調査特別委員会委員長から、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、行財政改革対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。行財政改革対策調査特別委員会委員長の発言を許します。平田委員長。

[平田 昇議員登壇]

○行財政改革対策調査特別委員長（平田 昇議員）

行財政改革対策調査特別委員会のこれまでの調査及び審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会では、平成17年7月8日に設置されて以来、付託された合併後の新町行財政運営の健全化並びにこれらに係る行財政改革の推進等の取り組みについて調査を進めてまいりました。

平成17年12月定例議会において行った中間報告では、本町行政改革大綱に基づく、具体的な取り組み方針や重点項目についての調査及び審査の経過とあわせ、執行部において行政改革大綱に基づく実施計画策定の作業が進められていたことから、「組織機構の見直し」「定員管理の適正化」「職員給与の適正化」「財政規模の適正化」「事務事業の見直し」「公共施設等管理方法等の見直し」の6項目について、それぞれ提言を行ったところであります。

今回の報告では、前回の中間報告後の平成18年2月22日に開催した第8回の委員会以降、平成19年9月14日に開催した第16回までの計9回における調査及び審査の経過と結果について、中間報告を行うものであります。

まず、本町の行財政改革の推進状況に対する調査の概要についてであります。

当委員会では、平成17年12月定例議会において、行財政の健全化及び効率化について6項目の提言を行い、その後、行政改革大綱に基づく実施計画が策定されたことから、平成18年2月22日、第8回の委員会において実施計画について調査し、平成18年5月19日、第9回の委員会において実施計画の進捗に関し、課題、問題点を明らかにし、着実な実施がなされていくよう今後も調査を進めていくことを決めたところであります。

その後、平成18年6月22日、第10回の委員会では平成17年度実績について、平成19年4月23日、第13回の委員会では平成18年度実績見込み及び平成19年度事業計画について、平成19年7月20日、第14回の委員会では平成18年度実績について、それぞれ調査を行ってまいりました。

当委員会からの提言事項についての進捗状況であります。

「組織機構の見直し」については、平成18年4月に本庁への計画的移行の第一次組織統合として、両総合支所それぞれ6課を4課とし、職員数を106名から86名としている。その後、平成19年4月に両総合支所の建設課を本庁直轄とし、課長を本庁に配置し、それぞれ4課から

3課としている。また、社会教育の関係では、平成20年度をめどに条例公民館の主事の配置を廃止し、出張所の職員は引き上げる方向で検討に入っている。

「定数管理の適正化」については、早期退職勧奨制度による退職者を含め退職者は8名であったが、川薩地区介護保険組合の解散により、平成19年4月現在で407名となっており、10年計画である定数管理計画の平成19年4月現在の数値と一致している。

「職員給与の適正化」については、新給与制度への移行、三役等特別職給与の見直し、管理職手当の減額等による削減を実施している。

「財政規模の適正化」については、財政課で枠配分による予算編成手法により歳出を抑制するなど、財政シミュレーションに基づく財政規模の適正化に引き続き取り組んでいる。

「事務事業の見直し」については、補助金を中心に、運営補助金を5～10割の間で削減を行っている。

「公共施設等管理方法等の見直し」については、健康ふれあいセンター及び観音滝公園を平成18年7月から指定管理者制度による管理運営にしている。また、帝釈天公園、かぐや姫グラウンド、工業団地の草払いをはじめ、役場庁舎内の清掃及びごみの搬出を町職員等で実施し、管理費の削減に努めているとの報告がありました。

また、平成19年度においては、組織機構の見直し、定員管理の適正化については引き続き取り組み、公共施設等管理方法等の見直しについては、維持費の観点から、施設の在り方、使用料の在り方について具体的に検討していきたいとの報告がありました。

続いて、議会改革に関する調査及び審査の経過と結果についてであります。

議会改革については、行財政改革が進められる中、多くの委員から議員定数・議員報酬に対する見直しや開かれた議会、チェック機能の強化等を含む議会組織の活性化策の検討など、議会改革への取り組みの必要性について意見が出されたことから、これまで積極的に検討を進めてまいりましたが、今回、次期選挙の議員定数及び議員報酬額、議会活性化の具体的方策について、当委員会としての意見を集約し、意思決定を行いましたので、ここに報告するものであります。

具体的な調査に当たっては、平成18年5月19日、第9回の委員会において「議会定数及び報酬検討小委員会」及び「議会制度活性化小委員会」を委員会内部に設置し、議員定数、議員報酬及び議会制度の活性化方策についての調査、検討を集中的に行い、更に、参考人制度を活用し、住民代表からの意見聴取を行うこととし、これらの調査結果並びに参考人からの意見聴取結果を踏まえ、委員会全体における意見集約を行うこととしたところであります。

その後、平成19年1月9日、第11回の委員会において、各小委員会からの中間報告を受けました。

この中間報告は、小委員会の検討の方向性を示したもので、議員定数については、「法定上限値26人も視野に入れ、次期選挙からの議員定数を20人から24人の範囲内で更に検討を進める」とするもので、議員報酬については、「次期選挙後から据置から10割の増の間で更に検討を進める」とするものであり、また、議会活性化については、「議会議員の資質向上を図ることにより議会内部活動を活発化し、町民とのコミュニケーションや協働を進め、議会への信頼をなお一層高めていく必要があり、更に議会活性化のための具体策を検討していく」とするものであります。

平成19年1月17日、第1回参考人会議を開き、参考人11名に意見聴取の方法等について説明を行い、平成19年2月15日、第2回参考人会議において、参考人から意見を聴取しました。

議員定数についての参考人の意見は、「現状の財政状況を考慮すべき」との考え方が多数で

あり、いずれも削減を求める意見でありました。このほか「将来人口」「類似団体、町職員の削減状況」「各地区から1名」などを考慮した意見も出されました。具体的な適正定数としては、「14から22人」の範囲内の意見が出され、次期選挙からの適正定数という点では20人の意見が多数でありましたが、段階的に定数を削減し、最終目標を20人以下にすべきとの意見も出されました。中でも一番少ない定数14人を求める意見は、議員专业化を求める意見でありました。また、「急激な削減は委員会活動に支障をきたすほか、議員を通じての地域住民の声が町政に反映されにくくなる」との意見も出されました。

議員の適正報酬額については、定数削減と関連した考え方から増額、減額、据置を求める意見がそれぞれ出されました。具体的には、県内市町村の報酬月額平均より低い月額であることや議員一人当たりの所掌範囲が広いことなどから、定数を削減するのであれば「3から10以内の範囲の増」または「据置」を求める意見が出されたほか、「現状の議員活動ならば大幅な削減が必要である」とする減額を求める意見、更に「専門ならば30万円以上は必要である」とする意見が出されました。

議会の活性化については、「議会運営の在り方を検討すべき」「活発な論議を展開すべき」「更なる資質の向上に努めるべき」「地域住民とのコミュニケーションを図るべき」など、議会、議員の現状に対しての意見が出されました。

平成19年7月20日、第14回の委員会において、各小委員会からの調査結果の報告がなされたことから、当委員会では、平成19年9月3日、第15回の委員会において、委員全員による審議を行い、次期選挙の議員定数及び議員報酬額、議会活性化の方策について、委員会としての意思決定を行ったところであります。

まず、次期選挙の議員定数についてであります。

小委員会から、次期選挙の議員定数は、「20人」または「22人」のいずれかが適当であり、議会活性化の取り組みも踏まえた上で、議員全員による審議に委ねたい旨の報告がなされたことから、この報告に対し委員の意見を求めたところ、「20人」「22人」の意見のほか「18人」についても検討すべきではないかとの意見が出されました。

「20人」を適当とする意見としては、「地方分権の進展に伴い議会の役割はますます重要となる。本町は財政再建の途中であるが、新しいまちづくりについて議会で十分論議しなければならない大事な時期である。財政状況を十分考慮した上で、民意を反映した新しいまちづくりに取り組む体制も必要である」などの意見が出されました。

「22人」を適当とする意見としては、「高齢化が進行しており、地域を回り、住民の悩み、声をくみ取る活動は今後更に必要となる。地域では、急激に議員数を削減すべきではないとの声もある。町内20地区に議員一人は最低必要であり、地区ごとの人口、面積等を考慮するとあと二人を加えることが適当と考える。行政のチェック機能は議会が担っており、その議会の機能面を考慮する必要がある」などの意見が出されました。

「18人」を適当とする意見としては、「小委員会からの報告に対し町民からは、行政改革が進められる中、議会自らの改革姿勢とは受け取れない。近隣の加治木町にできて、本町でできないはずはないなど、厳しい声があった。財政再建、同時に災害からの復興という課題に対し先頭に立つべき議会の姿勢を示すべきである」との意見が出されました。

「18人」を適当とする意見に対しては、委員から「これまで小委員会を設置し、その中で十分な論議が尽くされてきている。調査の段階で、全国町村議会議長会及び鹿児島県町村議会議長会における実態調査結果に基づく調査や参考人意見を求めた結果が小委員会の報告として出されている。小委員会における結論に至るまでには各委員において、それぞれ地域住民の意見聴取

も行ってきている」など、小委員会報告のとおり、「20人」か「22人」で検討すべきとの意見が多数出されました。

このように、次期選挙の議員定数の適正数については、「18人」「20人」「22人」の3つに意見が分かれたことから、委員長を除く委員26人で起立採決を行いました。

その結果、「20人」とする者が18人で過半数となり、当委員会としては、次期選挙の議員の適正定数は「20人」が適当であるとの結論に至りました。

また、小委員会では、段階的な定数の削減を視野に入れた中で、具体的な適正定数の意見が出されており、その次の段階は改選後の議会で定数削減を視野に入れた中で検討・調整していくべき事項として、現議員では次期選挙の言及までにとどめているとの報告がなされていることから、この報告に対し、委員の意見を求めたところ、委員からの異論はなく、当委員会としては、小委員会報告のとおり、次期選挙の次の段階は改選後の議会で財政状況等を踏まえながら、定数削減を視野に入れた中で検討・調整していくべきであるとの委員の意見の一致をみたところであります。

次に、次期選挙の議員報酬額についてであります。

小委員会の報告では、「将来的にはアップも検討していかなければならないが、現状の財政状況や住民感情からはアップは望めない。状況に応じて改定も検討できるとの判断から、次期選挙の議会議員の報酬額は『据置』とすることが適当である」との報告がなされていることから、この報告に対し、委員の意見を求めたところ、委員からの異論はなく、当委員会としては、小委員会報告のとおり、次期選挙の議会議員の報酬額は「据置」とすることが適当であるとの結論に至りました。

また、小委員会から付帯意見として報告された政務調査費の制度化及び費用弁償の日当の在り方についても、今後検討を要する事項であるとの結論に至りました。

次に、議会活性化の方策についてであります。

小委員会からの報告に対し委員の意見を求めたところ、特に意見はなく、小委員会報告のとおりとすることに決定しました。よって、当委員会として、議会活性化の方策についての調査結果を次のとおりご報告いたします。

地方分権時代の中であって、地方自治体の自己決定権と自己責任が拡大され、最終的な意思決定機関である議会の役割は、その意思決定にとどまらず、審議機能、監視機能のなお一層の充実に加え、執行部への対案も含めた政策形成機能の強化などが重要となってきております。

また、住民の代表機関として、住民とのコミュニケーション形成を一層進めることで、住民視点の身近な課題を町政に反映させ、また、住民の町政への関心や住民参加を促進していく必要性は、平成17年の合併により町域が拡大した中であって、ますます高まってきております。

このようなことから、当委員会では、議会の役割をなお一層推進していくため、「議会内部の在り方」「対外的議会活動の在り方」「議員の資質向上」の3つのテーマ別に議会活性化の具体的方策を提言し、実行に移していこうとするものであります。

まず、「議会内部の在り方」についてであります。

「1 議会機能の向上」を図るため、閉会中に開催される全員協議会の日を活用した定期研修会の開催を検討していくものとする。また、議会運営委員会は原則として全員協議会の開かれる日とは別の日に開催していくものとし、定例議会終了ごとに、議事進行、議員の発言内容等を協議検討していくものとする。

「2 審議機能の向上」を図るため、次の5点について提言いたします。

1点目、常任委員会における所管事務調査を活性化し、また、必要に応じ2以上の委員会の

連合審査等を活用し、審査・調査能力の向上を図っていくものとする。

2点目、議会図書室の充実を図っていくものとする。

3点目、一般質問の在り方について、重複質問を議会運営委員会で協議し、調整することを検討していくものとする。また、質問者は、一問一答式の時間制限1時間は必ず守り、一般質問を行った結果についてはチェック体制を整えていくものとする。また、行政分野別表として、質問事項をデータベース化し、追跡調査等に役立てていくものとする。

4点目、質疑の在り方について、質疑は単に疑義を質すだけでなく、法律的または政策的な見解を質すような充実した質疑に努め、また的確かつ簡素に行う努力をしていくものとする。

5点目、町審議会等への議員参画の可否を検討していくものとする。

「3 監視機能の向上」を図るため、現地調査を実施し、調査後は定例会で報告、提言を行うとともに、追跡調査を実施していくものとする。また、必要に応じては、議決事件の追加項目の検討をしていくものとする。

次に、「対外的議会活動の在り方」についてであります。

「1 住民ニーズの把握」について、ホームページ、議会だよりの活用を図っていくものとする。また、各種団体との意見交換会を積極的に実施し、住民懇談会の開催を検討していくものとする。

「2 議会運営の公開」について、ホームページの掲載内容を充実していくものとする。

「3 議会活動の情報提供」について、区公民館単位の議会報告会の開催を検討していくものとする。また、議会広報の充実を図っていくものとする。

「4 議員自らの活動状況の公開」について、議員情報紙の発行や議員ホームページの開設を検討していくものとする。また、地域集落等の会合等における議会報告に努めていくものとする。

最後に、「議員の資質向上」についてであります。

政策形成能力の向上を図るため、専門的内容の議員研修の充実を検討していくものとする。

以上であります。

今後、これらの提言事項をまず実行に移し、地方分権の推進に伴う自己決定権と自己責任の拡大等に対応した議会の役割を果たすべく、また、議員各位が、住民から信託された民主的町政実現において議会が根幹をなすとの認識を持ち、議会活動を通じて議会の存在意義を示していこうとするものであります。

なお、議会活性化の方策については、必要に応じ新たな方策を検討していく必要があることを申し添えます。

以上で、行財政改革対策調査特別委員会の中間報告といたします。

[平田 昇議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

これで、行財政改革対策調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第6 「議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第7 「議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について」、日程第8 「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程

第9 「議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)」、日程第10 「議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」、日程第11 「議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)」、日程第12 「議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」、日程第13 「議案第74号 土地改良事業の施行について」

○議長(濱田 等議員)

日程第6「議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」から、日程第13「議案第74号 土地改良事業の施行について」まで、以上の議案8件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長(井上 章三君)

議案第67号から議案第74号までの一括の提案を申し上げます。

まず、議案第67号であります。

「政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」であります。

これは郵政民営化法などの施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。次に、「議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について」であります。

これは警察署の組織変更に伴い、本町管轄の警察署の名称が変更になったことに伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

今回の補正は、農地農業用施設災害復旧費に要する経費及び道路橋梁河川災害復旧費、財政調整基金費、農産園芸振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億636万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,534万円とするものであります。

次に、「議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

今回の補正は、総務費及び諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに228万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億162万1,000円とするものであります。

次に、「議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

今回の補正は、前年度保険給付費等の精算に必要な経費及び基金積立金並びにその他必要な経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,372万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,374万9,000円とするものであります。

次に、「議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)」についてで

あります。

今回の補正は、収益的支出及び資本的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において11万円減額し、収益的支出の総額を1億3,769万7,000円に、資本的支出において230万円追加し、資本的支出の総額を5,097万3,000円とするものであります。

次に、「議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、収益的支出並びに資本的収入及び支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において178万2,000円を追加し、収益的支出の総額を2億5,941万9,000円に、資本的収入において150万円追加し、資本的収入の総額を6,280万8,000円に、資本的支出において790万円を追加し、資本的支出の総額を1億7,372万6,000円とするものであります。

次に、「議案第74号 土地改良事業の施行について」であります。

これは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金によって泊野地内の久木野地区において土地改良事業を行おうとするもので、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、議案8件については、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の67ページをお開きください。「議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次の「議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について、その内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして「議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩切 秀久君）

それでは「議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（岩切 秀久君）

次に「議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○耕地林業課長（山口 良一君）

「議案第74号 土地改良事業の施行について」、その内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、9月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

しばらく休憩します。再開は、おおむね10時40分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第14 「議案第75号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」

○議長（濱田 等議員）

日程第14「議案第75号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

「議案第75号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」であります。

これは、市町村の合併の特例等に関する法律第13条の規定により、平成19年12月1日から鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から揖宿郡頰娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町を脱退させ、南九州市を加入させることに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 井上 章三君降壇]

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の75ページをお開きください。「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第75号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号については委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。「議案第75号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第75号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」は可決されました。

△日程第15 「議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（濱田 等議員）

日程第15「議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち松尾君子氏が、平成19年12月31日付をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の76ページをお開きください。「議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第76号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第76号について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。「議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、同意することに決定しました。

△日程第16 「報告第9号 株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について」、日程第17 「報告第10号 株式会社パーク観音滝清算第1期決算について」

○議長（濱田 等議員）

日程第16「報告第9号 株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について」及び日程第17「報告第10号 株式会社パーク観音滝清算第1期決算について」について内容の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「報告第9号 株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について」及び「報告第10号 株式会社パーク観音滝清算第1期決算について」であります。

これは、株式会社ヘルシーランドつるだ及び株式会社パーク観音滝の清算に伴い、その決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれ報告するものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

それでは、報告第9号について御説明申し上げます。

「株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について」、別冊の決算報告書により説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○薩摩総合支所長（桑園 憲一君）

それでは、「報告第10号 株式会社パーク観音滝清算第1期決算報告について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

報告第9号及び報告第10号の報告2件に対する質疑は、10月9日の本会議で行いますので、当日まで中止しておきます。

△日程第18 「請願・陳情」

○議長（濱田 等議員）

日程第18「請願・陳情」についてであります。

本日まで受理した請願・陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月25日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午前10時56分

平成19年第6回さつま町議会定例会

第 2 日

平成19年9月25日

平成19年第6回定例会一般質問

平成19年9月25日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
1	(13) 柏木 幸平	<p>1 豪雨災害の復興について</p> <p>(1) 8月6日に川内川激甚災害対策特別緊急事業の進捗状況が示されたが、その時に出された3つの問題点についての経過は</p> <p>(2) まちづくり基本調査の進捗状況は。また、商工業者の要望をどのように酌み取り、今後取り組みをされるのか</p> <p>(3) 推込分水路の今後の計画は。また、宮之城中学校の移転関係や対処はどのようになるか</p> <p>(4) 国土交通省河川局より川内川水系河川整備基本方針が示されたが、今後の河川整備計画に町の課題が盛り込まれるよう、要望活動はどのようにされているか</p>
2	(3) 平田 昇	<p>1 財政について</p> <p>(1) 町長は、夕張市が財政に破綻を来たすまでの経緯をどう分析しているか</p> <p>(2) 町長は、さつま町の財政を今日の状態に至らしめたものは何であると分析しているか</p> <p>(3) 町長自らが財政の窮状を町民に訴え、その理解の上に立つ町民が、財政再建に知恵を出し合う組織をつくるべきと考えるがどうか</p> <p>2 改修工事について</p> <p>(1) 町長は、常に弱者である町民の側に立つべきと考えるがどうか</p> <p>(2) 工事の始まりと同時に予想される混雑、混乱にどう対処する考えか</p> <p>(3) 築堤区域内の居住者の移転先をどう調整するか</p> <p>(4) 改修工事で地元業者が担当する区画を確保されたい</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
3	(17) 日高 政勝	<p>1 地域の振興、活性化対策について</p> <p>(1) 人口減少社会に入り、少子高齢化の進行が著しく、地域社会基盤の衰退が危惧されているが、本町各地区の社会生活の実態や運営の現状をどのように把握されているか</p> <p>(2) 地区公民館長連絡協議会での意見交換や地域活動支援事業等を通じて、地域が抱えている諸課題について町政推進上、今後具体的施策展開の必要性はないのか町長のポリシーを伺う</p> <p>(3) 地域との連携については、関係所管ごとの縦割りではなく役場内の横断的な組織（P T）をもって総合的かつ緊密な連絡体制が、今後重視されると考えるが、町長のこれに対する見解は</p> <p>2 広域行政について</p> <p>(1) 薩摩川内市は、現し尿処理施設が老朽化し改築の計画があることを以前聞いていたが、祁答院及び入来を含めた計画規模になるのか、本町への事前協議はいつ頃になる見通しであるか</p> <p>(2) 祁答院及び入来のし尿、ごみ処理業務は、現有施設の有効活用ということで、現受委託方式が将来的にも継続されることが町財政運営上も必要である。し尿処理については、改築設計の段階で十分な協議が望まれる。町長の不退転の決意を伺う</p>
4	(22) 新改 幸一	<p>1 行財政改革について</p> <p>(1) 特別職の退職手当について</p> <p>さつま町の将来を見据え合併効果が確実に現れ、町民の皆さんが合併して良かったと思える町づくりに向かって、その財政基盤を確立するという目的意識をしっかりと認識して改革に取り組むと言われているが、さつま町の初代町長として、特別職の一期4年の退職手当の支払いを大幅に見直す考えはないか、町長の見解は</p> <p>(2) 二人副町長制について</p> <p>我が町の人口が減少する中で、町として二人副町長制が今後も必要と思われているか、町長の見解は</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
5	(2) 市 來 修	<p>1 行財政改革での歳入確保の考え方について</p> <p>(1) 行財政改革で予算の歳出削減は図られているが、歳入が減少していくなか、本町として自主財源の確保についての政策が必要と考えられるが、町長の見解は</p>
6	(25) 川 口 憲 男	<p>1 少子化対策について</p> <p>少子化対策は、町振興策の大きな柱と考える。子育て支援策など施策を講じられてきたが、人口減少の歯止めがきかない状況である。一般質問もその危機感から多くなされてきた。</p> <p>この時期、さらなる施策を講じていくことが、将来、町の未来に悔いを残さない大事なことと考える。</p> <p>(1) 少子化対策は町の振興につながる。国・県に頼らない、さつま町独自の対策に取り組む考えがあるか</p> <p>(2) さらなる施策で人口増を図り、町の飛躍を目指す方向策を持っているか</p>
7	(26) 内 之 倉 成 功	<p>1 畜産公害について</p> <p>(1) 農業振興の中で畜産の多頭飼育が進められているが、畜産公害に対する地域住民の声を町としてどのようにとらえ対応していくのか</p> <p>2 農業振興地域の見直しについて</p> <p>(1) 農業振興地域について、見直しはいつになるのか。また、見直しにあたって主要道路沿いを農業振興地域から除く考えはないか</p>

平成19年第6回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成19年9月25日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (27名)

1番 高 嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	19番 柳 田 隆 男 議員
20番 山 崎 文 久 議員	21番 岩 元 涼 一 議員
22番 新 改 幸 一 議員	23番 中 尾 正 男 議員
24番 東 哲 雄 議員	25番 川 口 憲 男 議員
26番 内之倉 成 功 議員	27番 木 下 賢 治 議員
28番 濱 田 等 議員	

欠席議員 (1名)

18番 田 中 伸 一 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 気 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 原 田 健 二 君	議事係 主査 平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教育委員 長 小 牧 紘 一 君
副町長 (総務) 宮之脇 尚 美 君	教 育 長 福 滿 隆 徳 君
副町長 (経済) 山 下 彦 志 君	教委総務課 長 山 口 正 展 君
企画広報課 長 中 村 慎 一 君	教委学校教育課 長 上 舞 幸 徳 君
災害復興対策課 長 前 囿 義 広 君	教委社会教育課 長 堅 山 修 啓 君
災害復興調整監 坂 本 正 己 君	商工観光課 長 橋 之 口 幸 男 君
福祉課 長 日 高 昭 治 君	農 政 課 長 赤 崎 敬 一 郎 君
総務課 長 湯 下 吉 郎 君	
行政管理室 長 萩 原 康 正 君	
財政課 長 二階堂 清 一 君	
環境課 長 日當瀬 修 二 君	
税務課 長 下 市 真 義 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。

ただいまから平成19年第6回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の会議に、18番、田中伸一議員から遅刻する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許します。

まず、13番、柏木幸平議員の発言を許します。柏木議員。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

おはようございます。川内川の激特事業は、二渡地区の山崎大橋上流の右岸堤防建造が始まり、今後、随時工事が始まろうとしておりますが、住民との合意形成は国や県の計画に反発があり、順風満帆とはいってないようです。

さて、豪雨災害の復興について4つの項目で質問をいたします。

まず、山崎地区、宮之城地区、柏原、湯田など上流地区の激特事業の進捗状況を8月6日に示されましたが、その中で問題点を3点ほど言われました。

1点目に、須杭、荒瀬、大願寺、小路下手、市場地域の建築基準法第39条に基づく災害危険区域指定の条例の施行が必要となる。2点目に、河川改修により家屋移転しなければならない方々へ代替地の確保が必要となる。虎居地区に関しては、意向の聞き取り調査を開始して、代替地の確保の計画を策定する。3点目に、河川改修に当たり、必要な箇所の用地について筆界未定の土地は買収ができない。

これらの3点について、その後の対処など経過をお伺いいたします。

次に、まちづくり基本調査の進捗状況、それと商工業者の要望等をどのように酌み取り、今後の取り組みをされるかということですが、防災の観点から、水害被害の大きかった虎居地区の23ヘクタールについて、区画整理の基本計画書作成のための基本調査を行うために、当初予算で1,200万円計上されました。本年度は、計画書作成と並行して、河川激特事業の計画の推移を見ながら、国道の拡幅などを県に要望するとともに、事業について地域の合意形成を図るとのことでした。

地元では、いつ調査が行われるのか心配されております。まちづくり基本調査の進捗状況をお伺いいたします。

また、この河川激特事業をきっかけに、河川や国道、そして町並みの形態など、これまでに出示された商工業者のまちづくりへの要望、それに今後出てくる移転先などの問題等、新たな要望等も組み入れて考えてほしいのですが、まちづくり基本調査に商工業者の要望等は組み入れられるものかお伺いをいたします。

次に、推込分水路の今後の計画、また、宮之城中学校の移転関係についてであります。

推込分水路の水位低下を検証する模型実験は、福岡市の九州大学で行われ、被災地区の方や行政、議会の災害特別委員会、また商工会など2日間の見学がありましたが、見学をされた中では、

実際の豪雨で実験どおり洪水を防げるものか。

また、新たに分水路を開拓することで二次的な害はないものか。また、内水など不安な点もありましたが、河川の水位低下には理解をされた様子でした。

九大の島谷教授の説明では、今後さらに模型実験等の検証を行うとのことでしたが、今後の推込分水路の計画はどうなるのか。

また、宮之城高校跡地に移転計画をされていた宮之城中学校は、今後どのように対処されるのかお伺いいたします。

次に、河川整備計画の要望活動についてであります。

8月25日の南日本新聞に湧水の町長とえびのの市長が、川内川最上流部の河川改修が国の河川整備計画に盛り込まれるよう、伊藤祐一郎県知事に協力を求めたり、河川改修推進のためにお二人が全面協力し、宮崎県の東国原英夫知事を訪れていた記事がありました。

我が町においても、6月1日と4日に県知事、川内川河川事務所長に、町長、議長名でポンプ場の設置など十分な内水対策が図られるように、河川整備計画に早期位置づけを行い、実現化に努めていただくように要望はされておりますが、その後の河川整備計画に対する要望活動はどのようにされているのかお伺いいたします。以上、1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。柏木幸平議員の質問に対して、順次答えてまいりたいと思います。

まず、問題点、課題の1つとして、建築基準法第39条に基づく災害危険区域指定の件についての質問がございました。

河川激特事業における嵩上げ、あるいは輪中堤など、氾濫を限定的に許容する治水方式が、本町におきましても行われるわけですが、この氾濫を許容するという治水事業を実施する際には、投資効果の持続という観点から、氾濫区域内に新たな防御対象を生じさせないことが必要となり、先進自治体においては建築基準法第39条、災害危険区域指定を行う等の災害防止上必要な措置をする取り組みが行われているところでございます。

この災害危険区域の指定による土地利用の規制という問題は、災害に対する町民の生命と財産を守るための手段の一つである一方で、地域の発展可能性への影響も懸念されるわけですので、今後の土地利用も含め、さつま町としてどう考えていくかといったことなど、さまざまな見地からさらに検討を進めてまいりたいと思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

次に、家屋移転をしなければならない方々への代替地、移転先の確保についてであります。代替地の確保につきましては、それぞれの地域における移転対象者の方々の意向調査を行い、検討を進めてきているところであります。

町といたしましては、移転対象者の意向を踏まえ、遊休地等の仲介や宅地開発、公営住宅等を政策的に空き家として確保するなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、激特事業計画地内における筆界未定地の取り扱いについてであります。この筆界未定地につきましては、原則的には当事者同士の問題であります。河川激特事業に期限があり、また、事業促進を図る必要性から、町においても災害復興対策課を中心に当事者の御理解を得まして一つ一つの案件に取り組んでおり、確実に筆界未定地の解消に向かっていくと理解しているところでございます。

次に、まちづくり基本調査の進捗状況であります。本業務は、虎居地区について洪水による災

害に対応するための川内川の改修とともに、災害に強いまちづくりを含む土地区画整理事業実施のためにその検討、可能性を調査するものであります。

8月28日に入札を行い業者を決定いたしまして、9月10日に1回目の打ち合わせを行い、業務内容の確認、スケジュールの打ち合わせ、基礎資料となる各種計画、図面等のリストアップ、確認を行ったところであります。

今後、調査地区の各種計画について主として機能面から検討し、人口及び諸施設の配置構想を立てるとともに、実現方策の検討、基本構想の作成、施工地区の設定、区画整理設計、整備効果の検討、移転物件調査等を行っていく計画であります。

商工業者に限らず、地域住民の要望、意見を酌み取る機会は、本調査中、調査結果報告の段階、区画整理事業の説明をする段階等において幾たびとなくあるものと考えております。

いずれにいたしましても、この事業の可能性を探っているわけではありますが、この事業は町財政の体力とともに、住民側の負担も前提となることでもあります。地域の皆様の要望、意見を聞きながら、区画整理に対する合意を得ることが事業実施の大前提でありますので、皆様のまちづくりに対する意見、思いを集約してまいりたいと考えております。

推進の分水路につきましては、6月28日に地権者の皆様への説明会を開催し、現在、地質調査のためのボーリング調査が行われているところであります。

今後におきましては、用地調査、用地取得が実施され、文化財調査等が行われるとのことであり、激特事業期限であります平成22年度を目指して事業が進んでまいります。

宮之城中学校の移転につきましては、旧宮之城高等学校跡地へ移転を計画しているところでありましたが、去る6月19日付で川内川河川事務所長から、推進分水路整備に当たり工事内容等による周辺環境への影響の懸念から、移転延期についての協力依頼があったところであります。

町といたしましても、これまでの保護者への移転説明の経緯を踏まえ、移転を行った場合、移転を延期した場合の検討を進めてまいりましたが、工事の円滑な促進、学校生活における学業への影響、さらには宮之城中学校現校舎の安全面の確保対策に一定の道筋が立ってきたこと等を考慮し、移転延期の方向で作業を進めてまいることといたしました。

今後におきましては、学校及び保護者の皆様に対して説明を行い、御理解いただくように努めてまいりますとともに、宮之城中学校現校舎の安全面の確保対策に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

川内川水系河川整備計画の策定に当たっては、多種多様な意見の聴取を行うこととなっており、その中の一つに、関係自治体の首長に対する意見の聴取がございますので、そのような機会をとらえ、河川行政における町の課題、地元の思いや要望等について積極的に意見を述べていきたいと考えております。

また、整備計画策定のために広く住民意見を聞くためのアンケート調査や流域住民との懇談会も設置されますので、このような機会が有意義に活用されるよう、町民の皆様へ広報紙等を通じ周知し、地元の意見反映につなげてまいりたいと思います。

なお、ことしの12月ごろまでに整備計画の原案が示される予定だということではありますが、その後もその原案に対する流域住民の意見の再聴取も行われますので、このような機会もとらえ、粘り強く述べていきたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○柏木 幸平議員

時間配分の関係で、問題点のすべてについて聞きませんが、最初の問題点3点のうちの2番目の家屋移転の問題ですが、町の聞き取り調査の段階では、移転先の土地は自分たちで見つけるの

が基本ですと言われたそうです。虎居地区の被災者の方は、今の住みなれた家や場所が一番いいわけでありまして、ほんとは今のところから移転はしたくないという希望が多いわけです。ですが激特事業の関係で、もうそれは仕方がないことだという感じで今皆さんがおられます。

また、移転費用や補償金が見えない状況の中で土地の交渉をと言われても、話を先に進められないと被災者の方は言うておられます。移転を余儀なくされる被災者の中には、訓練校跡地や集団移転できる場所、また、各公民館内で土地を譲っていただけるところなど、空き家情報が欲しいし、町でも移転用地を積極的に確保してほしいという要望があります。

この移転先のことについても、もっと災害に遭われた方々の立場になり親身に対応し相談をしていただきたいと思いますが、今後どのように被災者のために代替地を考えておられるのかお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

この移転先の確保の問題につきましては、それこそ災害復興対策課を中心に、一生懸命親身になってこの問題に取り組んでおります。

現在の取り組み状況等は、課長のほうから説明ができるかと思えます。

○災害復興対策課長（前園 義広君）

ただいまの質問でございますが、災害復興対策課におきまして現在までの取り組みの状況について御説明をいたします。

虎居地区を中心に、8月の中旬から8月の後半にかけて、全戸の聞き取り調査を行いました。ここにつきましては、主には家屋がある方々を中心に聞き取り調査をしているわけですが、うちのほうで把握しておりますのが、持ち家の方が27世帯、それから借家人の方が10世帯、持ち家があって他の地区に行っていられちゃう方が2世帯ということで、それと、もともと家があったんですが、その後流出された方についても、あとの意向をどういうふうにされるかということとずっと聞いて回っているところでございます。

その結果としましては、ほとんどの方が虎居地区に残りたいということでございます。現在、町が持っております他の地区の町の土地とか、公社が持っている土地等についても、こういうところもありますよ、ということでいろいろ話をしたわけですが、地域の方についてはどうしても虎居地区に住みたい。学校が近くとか病院があるとか、買い物に便利であるということで、非常に虎居地区を望んでおられるようであります。

先ほど町長のほうから話がありましたように、それを受けまして町のほうとしましても、関係課ともう数回話し合いをし、また、三役会等もしまして、町のほうとしましても訓練校跡地等についても、どうしても行き先がない場合には、そこの方についても分譲しなければならないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

ただ、国のほうとしましては、10月から11月にかけて用地測量、それから家屋調査をやりたいということで、今準備を進めていられちゃいますので、先ほど出ましたように、やはり土地の値段とか、家屋の補償費が幾らか決まらない以上は、なかなか地域の方々もここをというのはないようでございます。

町としましては、空き地とか、地元の方からも売っていいよという土地のほうも若干来ておりますので、そこら辺を踏まえながら、地域の方々とはまた再度細かく詰めをしていきたいというふうに思っております。

その中で、10月1日、10月2日にかけて、轟原、それから虎居町、虎居馬場、西手、そのほかの関係者の方々に税の関係の説明、それから今後のスケジュール等について詳しく説明をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、地域によっては公民会が中心になりまして、轟原地区なんですけど、要望書ももう出てきました。地元の方々の、被災者の方の今回家屋調査、家屋の移転を余儀なくされている方々の要望等が出てきましたので、そこについては国やいろいろな協議をしながら、回答できるところについては回答をしているところでございます。

その中で特に、先ほど出ましたように単価の問題、税金の関係等がございましたので、それを国のほうに来ていただいて、1日と2日に説明会を入れたいということで今準備を進めているところです。以上であります。

○柏木 幸平議員

今後、被災者の方々にも説明等やらやっていくということですが、被災より1年2カ月が過ぎましたが、激特事業では嵩上げができないし、区画整理事業も今後のことであり、西新町地区の工事区間にかからなかった方々は、もとの場所に自ら嵩上げをして新築をされている状態です。

被災者の方は、これまでにいろいろ迷われ、ようやく家を建てる段階になってきたのですが、国や町からのいろいろな情報が入るのが遅く、決断がにぶって今の段階になったということでもあります。

もっと新しい情報を早く教えてほしいと言われておりますが、今課長のほうから今後地元の説明会やらやっていこうという、そういうことでやっていくということでしたが、そのようなことも含めて、やっぱり被災者への情報、被災者の方はそういう新しい情報、これから自分がどうしたらいいのかというような、本当に現況の判断に困っておられたりいたしておりますので、被災者へのそういう情報は、今後どのように新しい情報を早目に伝えていかれるのか。

今、前囿課長のほうでも言われましたが、そういう地元の説明会等も随時、何かあるごとにほんとは説明していただきたいと思うんですが、今後についてもそのようなことで対処していただけるのか、そこあたりをお伺いしたいと思います。

○災害復興対策課長（前囿 義広君）

地元への情報の意見の関係でございますが、町報、それからホームページ等にも、虎居を含めまして全体的な事業の推進が図られたところにつきましては、情報の提供をしております。先ほども言いましたように、大きく状況等が変わってきた場合には、地元の説明会もやっていきたいというふうに思っております。

あと一つ、この中で虎居地区ではないんですが、10月の4日の日にも、今後地元のほうとは協議をいたしますが、夜星川の関係で地元の説明会も今計画をしておりますので、そういう格好でそれぞれの地区で状況が変わってききましたら、説明会も開催していきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○柏木 幸平議員

インターネット等もですが、インターネットはやはり高齢者の方々はまだほとんど利用ができないと思うんです。だから、町報等は一応は目を通されている方もいらっしゃると思いますが、なかなか文書で理解できなかったりすると思いますので、今後においても地元の説明会をまた、何か状況が変わったごとに、そういう行政からの通達をしていただきたいと思っております。

次に、まちづくりの基本調査と商工業者の要望のことでありますが、8月2日の虎居地区の説明会では、橋の延長について今後協議を進めるとのことでありました。これは川内川事務所のほうです。

それで、宮之城橋、宮都大橋では、橋台が現在よりも上がると道路より店舗が低くなり、営業が支障が出てくるのではと心配されております。

また、運送業や飲食店、風俗店の方などは、特に今後そういう方も移転対象になっているわけですが、特にどこの場所でもよいというわけにもいかず、限られた範囲で営業ができる土地を見つけなければならないわけです。

商工業者の新店舗ができるまでの仮営業場所や今後の土地の営業場所の確保に、総合的に町も一緒になって取り組んでいただきたいと思いますというわけですが、そういう今後の計画はないものか、お伺いいたします。

○災害復興対策課長（前園 義広君）

ただいまの質問の関係でございますが、まず橋の関係でございます。橋梁につきましては、現在宮之城橋、それから宮都大橋、穴川橋ということで、3橋のそれぞれの工法で今設計中でございます。

この設計ができましたら、先ほど出ましたように取り付けの関係で、一部上がってくるのかなというふうに思っています。これは、実施設計ができませんと、けたの高さ、厚さが決まりませんので、そこら辺がどれぐらい上がるのかはちょっとわかりませんので、それも決まり次第地元のほうには説明会をやります。これは、もう国のほうもそういう格好で言っておりますので、させていただきたいというふうに思っております。

それから、営業をされている方々の行き先の関係でございますが、河川激特事業の区域に入っている方々については、一応1回もう聞き取りをしておりますので、その方々についてはどの辺というのは一応うちのほうでも把握はしているつもりですが、なかなか商売をしている方については、ここという限定がございますので、確実にそこにその方を移転ができるかなというのには、非常に我々も不安を持っておりますが、町としてもできる範囲では精一杯努力はしていきたいというふうに思っております。

それから、架け替えによって高さに高低差が出た場合には、状況にもよりますが非常に高低差がある場合には、たぶん国としても嵩上げとか、そういうのは検討されるというふうに思っております。

ですので、嵩上げ等に伴いまして家を上げたりするための営業とか、そういうのについては十分、営業補償とかそういうのがあると思っておりますが、ただ先ほど言いましたように、河川激特に伴いまして営業している方々が、どこかに移転先が決まった場合には、国の基本的な考えは、郊外移転という格好でございますので、今のところで商売をしながら行き先を見つけて、行き先に家をつくって、家ができた段階で移るという考え方です。

これは、一般の方々も、商売している方々も、そういう考え方で国のほうは交渉するというところでございますので、例えば商売している方が行き先に全部商売ができるように準備ができて、持っていくものがある場合には、例えば1週間なら1週間かけて直す場合は、その1週間については営業補償等を見れるというような話でございます。

ですので、今後先ほど言いましたように、1日、2日の日にも、そういうのも具体的に説明もされるというふうに思っております。地元の方からもそういうお尋ねもありますので、町で答えられないところがございましたので、国のほうが税務署とも協議をして、1日、2日には臨むということですので、また、地域の方々には、関係者の方にはもう文書等も出してありますので、そこら辺についてはまた、議員の方々からも地元の方々には、お知らせを願いたいというふうに思っています。

○柏木 幸平議員

商工業者の方々へのそういう移転の配慮もぜひ強力的にやってほしいと思います。

山崎、二渡地区の架け替えによる商店街の問題、それと屋地や虎居地区における激特事業に伴

う売上げ減の可能性。

一方ではまた、今後激特事業が完成した後は、町道を隔てて町道わきが堤防の状態、既存の場所で営業されなければならない商工業者の方々もあり、当時の形態が変わり、客回りがどのように変わるのか、今後の営業についても心配されております。

町としても、商工業者の被災前と現状との営業状況の把握、それと今後の工事による商工業者の衰退の可能性など、商工会と連携をとり、現状の調査と今後の対策をしてほしいと思うんですが、泥水の中からはい上がり営業を再開された被災商工業者の思いも考えてほしいと思います。

今後そのような調査等や今後の商工業者のために、どのように考えておられるのかお伺いたします。

○町長（井上 章三君）

今回のこの山崎、二渡地区の架け替えの案が提示されたわけですが、それによって通りが大きく変わってくる可能性がある。そこで今、いろいろとどうしたものかと、地元においては厳しい選択を迫られながら検討が始まっております。

最終的に地元としてどういう方向を選択されるのかということ、私どもも注視しているわけですが、それに伴いまして、また通りの形態がどうなるのかということになってまいります。

その結果として、どういう状況が起こってくるか、そこにおけるまた考えなきゃいけないことについては、その段階で町としても検討すべきところは検討しなきゃいけないと思っております。

商工観光課長のほうで考えているところが、今の現段階であるようですので、またそこは課長のほうから説明をさせたいと思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

商工業者の関係でございますが、御存じのとおり本町におきまして200を超える店舗が大打撃を受けたわけでございます。その中で90軒を超える方々が再開業ということで、一生懸命努力されていらっしゃる状況でございますが、町といたしましても、どういった対応かということでございますが、まず先日、ちょうど1年たちましたので、現在がどうなのかということで今調査に入っております。

それで、町並びに商工会、鹿児島大学のほうと一緒にしまして、その中で実際再開されて売上げはどうか、顧客の状況がどうか。

それから、借入れの問題がどうなっているのか、あるいはこれから将来的に自分はどうしたいのか、縮小したいのか、拡大したいのか、あるいは廃業したいのか、あるいは事業、業種の変更をしたいのか、いろいろな問題が出てまいります。

そこら付近のところ、一通り今月中には集計が全部上がります。そういうことで、これをもとに出しまして、町として、あるいは商工会と一体となって、どういうまちづくりを進めていくか。これは、基本調査との関係も出てまいります。そういう面も十分検討しながら、これからの対策を打っていきたいと考えているところです。以上です。

○柏木 幸平議員

やはり、先ほど前面課長のほうからは営業補償等のこともあったんですが、それと今、商工観光課長のほうから借入れの問題等もありました。

ほんとに工事期間中の売上げの減収に対しては、今後商工業者の方もほんとに頭の痛いことだと思うんです。激特事業による国の営業補償等はないものか考えるわけですが、これまでに被災の商工業者の方々は、被災前の借入れ、返済金があるわけです。

そしてまた、災害後に再開しなければならない資金等のまた借入れをされておられる方もあり、そして新たにまた、その工事期間中も橋の架け替えや延長によって通行止めになるわけです。

そうすると、その通りも車も当然通らないわけですし、人のお客さんの回りも全然変わってくると思います。そうなりますと、工事期間中のそういう営業状態が悪いからといって借入れをするとすると、とても将来の設計が立てられないと思うんです。

ですから、ほんとに商工業者にとっては深刻な問題でありますし、死活問題でもあると思うんです。激特事業でそういう営業の減収があるわけですから。やはりそこあたりは激特事業の中に営業補償等がないものか、やっぱりそこあたりを町としてもまた、商工業者の立場になって、何かいい方策がないものか、考えておられるのかお伺いいたします。

○災害復興対策課長（前園 義広君）

激特事業によります商店の方々の売上げの減に対します営業補償の関係でありますけど、ここら辺についても国のほうとも何回か協議はしたところでありますけど、国の基本的な考えとしましては、そこら辺についての営業補償については考えてないということでございます。

それから、今回、橋梁関係でそれぞれ整備をされるわけですが、宮之城橋、それから宮都大橋、穴川橋とあるわけですが、この橋を全部一緒に止めるということは交通上できないわけですので、国のほうとしましては、交通量はなるべく支障のないようにということで、現在いろんな方法で検討をされております。

案の1つとしましては仮橋をつくるとか、そういう格好で今いろいろ検討されておりますので、先ほど言いましたように実施設計ができました段階には、そういうことも工法的にもわかってくると思いますので、そこら辺についてはまた全協なり、また、地元の方には地元説明会なりで説明をしていきたいというふうに、国のほうとは協議をしているところでございます。

○柏木 幸平議員

やはり交通に支障がないと言われても、橋のそういう工事に関しては、いずれの期間にしても、どちらか一方ずつづつてもその期間、営業に支障があると思うんです。

ですから、やはりそこあたり国の補償はそういう営業補償等はないということではありますが、今後、災害に遭って痛目目に遭って、また、その上工事によって大変な思いをしなければならぬという商工業者のそういう思いを酌んでいただいて、何とか補償でなくても、そういう商工業者を支援する制度はないものか、ぜひ探してほしいと思います。

それと、独自の地域活性化に取り組む自治体を支援する「頑張る地方応援プログラム」を従来の財政支援から一段と拡大して、大規模な自治体から小さな市町村にも拡大するという事になったそうですが、これ前も私も言いましたけど、今回、さつま町にとりましても平成9年の地震や昨年の水害、また、実質公債費比率高というのの脱却からも頑張らないかん。

そしてまた、いろんな過疎化の問題、これから始まるまちづくりの問題等もいろいろあるわけです。ですから、そういうプログラムの国の支援をいただく考えはないものかお伺いいたします。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまのありましたように「頑張る地方応援プログラム」。これによりまして、本町の場合は、本年度の交付税が約2億3,000万円ほど該当する項目の中で積算をされまして、他の類似団体から比較をいたしますと、多く交付をされたということでございます。

国とされましても、今回、政権が替わっておりまして、当時、元安倍総理がこの地方の格差是正の問題で「頑張る地方応援プログラム」、総務省のほうには対策室まで設置をされておりました、大変な支援をされているところでございます。

引き続きこれらについては、地方の格差是正ということが今回の自民党の総裁選でも大きく取りざたされておりましたし、また、民主党を含めてこの地方への格差というのは、その是正のための努力というのはされるというふう聞いております。

今回の交付税措置につきましては、臨時的な対応でございまして、今後これが恒久的に保証されるということではございません。

今回の場合は、過疎地の関係とか、あるいは出生率の問題とか、あるいは行革に対する取り組みの問題とか、そういうものが基本的な積算ベースになっておりますし、また、商工業者の売上げ等の比較の問題とか、いろいろつぶさには内容を財政課長から聞きますと、非常にタイミングよく、本町の場合は社会経済動勢が動いたということで、その部分に対する支援措置であったというふうなふうに理解をいたしているところでございます。

今回、水害に遭いまして、今後そういう部分での頑張る地方としての認定の関係でございしますが、この制度が今後も継続されるということであれば、またそれらに対する対応というのは当然やる必要があるだろうというふうに考えていますし、また私どもも、この川内川水系の期成会で組織をいたしておりますいろんな本流、それから上流、下流あるわけでございますが、合同で今回の場合は国のほうへの要望会も行ったところでございます。

町長が所要がございまして私のほうで出席をさせていただきましたが、国のほうもそこら辺については非常に気を使っているというか、そういう部分に対する影響というのは非常に心配をされておりますが、私どもはそれぞれの沿線、共同してこれらに対する経済効果、いわゆる激特事業に対する経済効果、あるいは成果指標に対する経済効果、こういうものも含んで交付税措置とか、あるいは特別交付税とか、そういうものも含めて国交省のほうからも総務省にお願いをしていただくように、特にそれぞれ関係者にお願いをしたところでございます。

そういう意味で、いわゆる地方がどれだけ頑張っても認めないという形じゃなくて、今後そういう努力をすべき点、あるいは改善すべき点、そういうものは着実に取り組んでいけば、そういう部分については評価されるものというふうに考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

やはり我が町は自主財源も少ないわけですから、いろんなそういう国の支援をいただきながら、今後また頑張っていかなければならないと思いますので、ぜひそういう制度もできるだけ利用できるものはしていただきたいと思います。

推込分水路と宮中の移転関係のことです。

推込分水路の計画で宮中移転ができなくなる可能性が出てきたと、宮之脇副町長から議会に報告があったのは7月20日の全員協議会でありました。それは、先ほど町長のほうからの答弁の中で、7月19日に移転延期の申し入れがあったということでありましたが、それ以降約2カ月以上がたっているわけですが、いまだに教育委員会より学校への連絡はないとのことでありました。

一番情報を知りたい宮之城中学校に、なぜ今まで報告がなされていなかったのか。

また、今後において学校関係者や保護者向けへの説明会も、先ほど町長も少し触れられましたが、どのように考えておられるのか伺いたします。

○教委総務課長（山口 正展君）

宮之城中学校移転関係につきましてでございますが、中学校の移転関係につきましては、学校のほうへの連絡につきましては、詳細にはまだ説明をしておりませんが、延期の見込みになるということで、学校のほうには事前に連絡はしたところでございます。今後正式に連絡をとっていきたいというふうに考えております。

また、宮中の移転延期についての保護者への説明会の関係についてでございますが、虎居城の跡地の関係、それから先般、分水路模型実験の結果等の関係がありましたが、この結果の関係で、地域の方々への合意の状況等を見て、分水路建設がめどがついた段階で、保護者への説明会を開催をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

やはりこれは重要なことですので、私ほんとに直接管理職の方に聞いたのは、説明がなかったということであったわけです。それで、保護者に対しても、やはりそのような管理職のほうも報告をしなければならないと思うんですよ。

正式に決まったという段階でなくしても、そういう可能性が出てきましたという報告は、やはり保護者のほうにも知らせていただかないと、あいまいな形でまたいろんな情報が飛び交うこともありますので、そこあたりは事実としてそういう方向になったということは伝えてほしいと思います。

保護者の皆さんや、やっぱりそういう方々は心配されているのは、現状のままの学校施設を利用するとしたら、生徒たちの安全面で大丈夫なのかということでもあります。

宮之城中学校は築35、6年になり、平成9年の県の北西部地震による外壁の落下や校舎内のクラック、また、体育館の内装の落下や床板などの破損、校舎内においても教室や廊下、トイレなどの老朽化による危険性や大規模改修が必要となっている状況であります。

P T Aや町のほうでも補修等をこれまでに行ってきたわけですが、危険な状況が改善されるまでの改修には至っておらないと思います。

これまでに行われた移転の説明会でも危険性を指摘されておりますので、生徒たちが安全な教育環境の中で、安心して勉学に励める環境づくりを望むわけですが、推込分水路のそういう関係で移転ができなくなったときの、そういう学校の対処をどのようにされるつもりか伺いたします。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

この問題につきましては、私のほうも直接河川事務所と交渉いたしておりますので、御説明申し上げますが、今回の宮中の移転の問題につきましては、いろいろ保護者への説明を含めて、移転の方向で説明会を終えて、できれば来年度ということで予定をいたしたところでございますが、先ほどございましたように、6月に河川事務所のほうからこの移転延期についての申し入れがあったところでございます。

ただ、この分水路の関係につきましても、御承知のとおり分水路を設置をする御意見と、あるいは反対の意見とあるわけでございますが、今回の虎居地区におきます模型実験というのは、まさしくそれを立証するための実験であったということでございまして、これは特に虎居地区の住民の方々が強く要望されまして、そういう現物をつくって実験を確認した後に、そういうゴーサインを出すということでございました。

ただ、若干それらが前後いたしまして、模型実験が予定よりも大分時間を要しておりますが、今回の9月の説明になったわけでございますが、8月4日の虎居地区の説明会の中では、そういう説明合意というのは、住民の方からはいただいたところでございます。

そういう流れの中で、宮中をどうするかという問題でございますが、やはり現在の校舎というのは非常に危険な状況でございます。これらについては、例えば延長する場合にどうするかという問題を河川事務所の方にもお願いをいたしておりますが、この延期をしなければならない要因というのが、この激特事業を実施するためにこういう延期をしなければならないということでございまして、そういう現有の施設、いわゆる現在の宮之城中学校の補修等については、国のほう

でしばらく、そこを3、4年まだ使えるような状況での最低限の補修というのは、お願いをいたしているということをごさいます、ただ国のほうも概算要求が現在終わった段階でございます。

そこら辺のめどをある程度つけながら、確実な方法でもってそういう施設の維持補修等の方向性も踏まえながら、保護者には説明に入っていきたいというふうな計画を持っているところでございます。

国のほうでは、そういう部分で何とかそこら辺を対応していきたい、というような御回答はいただいているわけでございますが、具体的にどういう手法でどういう予算措置でということについては、細かい問題については今後の課題であるということでございますので、そこら辺の中で説明していいものか、あるいはまた、そういう一定の回答を得ながら保護者への説明に入っていくのかということについては、また教育委員会のほうとも協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

ぜひ、生徒達や職員も含めて、そういう事故が起こらないような配慮、また、健康や学校環境に適したふうになるようにしていただきたいと思ひます。

次に、河川整備計画の要望のことについてであります。9月4日に大口で川内川河川激特事業を円滑に進めるための検討調整を行う川内川水系災害対策連絡調整会議が行われ、河川整備計画は20年から30年の長期の目標であり、また、実施年度が明確でないで優先度など、より具体的な方針が欲しいと新聞記事にあったわけですが、我が町の重要な要望でもあります内水対策、また、内水対策のポンプ場設置についてもいろいろと決まりがあり難しいこともあるかもしれませんが、今後そういう要望活動を続けたいことには河川整備計画にも盛り込まれませし、早期解決もできないと思っております。

また、人工的に今後つくられる分水路にしても、自然の力で土砂等がたまり、現状の流水が悪くなったり、また、何らかの弊害が出てくる可能性もありますので、災害が起きないように土砂の除去や掘削が引き続き行われるよう、河川整備計画に盛り込んでいただきたいと思っておりますが、今後においてもそういうふうな要望等を議会と一緒に、機会あるごとに町の課題を関係機関に要望し、国会議員、県議会議員の政治力もいただきながら、河川整備計画の優先度を上げていただき、そういう内水面等の関係にしても早期解決ができるように望んでいるわけです。

町長は、国のよき理解者にならないように、町民の苦しい立場をわかっていただき、実現に向かって努力をしていただきたいと思ひますが、今後の町長の方針を先ほども述べていくということでありましたが、再度これからの方針を伺ひます。

○町長（井上 章三君）

この内水の問題に対しては、住民の方々からも、もう当初から心配の声が上がってまいりましたし、いろんな機会にこれを一緒にできないのかという強い要望もあつたわけでございます。

しかし、どうしても一緒にはできないんだという説明もあり、そしてこれは河川整備計画の中で取り組んでいきたい、あるいはまた、激特の事業が終わって、その後の様子を見てやっぱり優先順位が決まるんだというようないろんな話もあつたわけでございます。

私たちとしては、その問題をどういうふうに関後クリアしていくかというのは、大きな課題になってくると思っておりますし、その点においても努力をしなければいけないと思ひているところでもあります。

私は、こういう地域の問題、住民のいろんな課題というのを見たり聞いたりしながら、そしてこれをどう県や国を動かして、その願うところを進めていくかということに対しては、やはりただ言うばかりでは全然進みませから、やはり県や国がどういうような考えのもとに、どうい

う状況にあるのか、その理解も一方で進めながら、そしてそこにどう組み込んでいったらいいのかということで、これは絶えず検討しなきゃいけないということになるわけでありまして。

そういう点で、一方だけの理解者になったのではとても話は進まないわけでありまして、両方の状況、そしてそこにどういうふうはこちらの願望を入れ込んでいくかということで、そこを工面をしなきゃいけない。これが交渉であり、そしてこれがやっぱり事業の推進につながるんだというふうに思っておりますから、そういうことで今後ともしっかりやっていきたいと思っております。

○柏木 幸平議員

私は、国や県の立場というのはそういう基準があってそうなされているわけですから、そういうことはわかるんです。

でも、町長が今また、それにまた理解しながら政策をしていかなければならないという、そういうのは私たちも実際わかるわけです。でも、そういうところで、まあ言えばできないところを町長や私たちも頑張らないかと思うんですよ。

ですから、そういうことに対して町民の側に立って一緒に頑張りましょうということを言っているわけです。ですから、やはりそこあたりの町長の姿勢を「いや、これはもう絶対頑張りますよち、町民のためですから頑張りますよ」という、そういう姿勢を聞いたかったわけです。再度そういう気持ちをお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

私は控え目に語るほうですから、気持ちが通じなかったかなと思っておりますが、〔「何を言うか」と呼ぶ者あり〕絶えず住民の側に立つ、あるいはこの町というのを踏まえて仕事をすると、これは当然のことです。

ですから、それはもう言うまでもないとは思っているわけでありまして、そして、今回のいろいろな災害に対しても、町のこの厳しい場面をどう乗り越えていくかということで取り組んできた。

これは町のためであり、住民のためであり、絶えずそういう気持ちで仕事をします。これが町長だと、それは当然のことだと、言うまでもないと、こういう気持ちでおります。

○議長（濱田 等議員）

それでは、ここでしばらく休憩をします。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時38分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、3番、平田昇議員の発言を許します。平田議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

通告どおり、夕張市の財政の分析から入る。財政問題が話題に上がればいつも引き合いに出されるのが、現在、全国の地方公共団体に警鐘を鳴らしている夕張市である。町長も昨年の12月定例議会でのやりとりの中で「夕張市の姿は非情なショックを与えている。国は破綻した自治体を再生させるための破綻法を新たにつくるといふ動きの中で、厳しい財政運営を全国の市町村に

迫っている。本町もそういう観点から、分析検討を進めるべきである」という見解を示した。これからもう1年が近くなる。

そこで今回は、町長自身の夕張市に対する見方、夕張市を負債総額632億円、一時借入金に相当する実質赤字額353億円という財政状況に至らしめたものは何であるか。さつま町の4年間の命運を預かった町長として、夕張市が今日に至るまでの道筋をどのように分析しているのか。夕張市の財政を今日の破綻に導いたものは何であったか。この見解を伺うものである。

次に、さつま町の財政について質す。

本町の財政状況の実態については、これまで担当の課が示す詳しい数値に基づく説明で理解を得ている。何よりも、県内陸部の町村ではワースト1、全国的に見て幾つかにランクづけした中でもワーストの部にいる。この事実がすべてを物語っている。だから、細かい数字等による財政実態の解説は今さら必要でない。さつま町の財政が、なぜこのような数値を示すに至ったのか、さつま町のトップに立つ町長は、さつま町の財政をここまでに至らしめたものは何であると分析されているか。

合併して1町となった今、旧3町時代どこがどうであった、ああであったなどは問わない。町長は、さつま町の財政を今日の状態に至らしめたものは何であると分析しているのか、これを伺う。

次は、財政再建には町民が一体となるべきことについて質す。

これも町長が示した方針である。我が町の財政状況を実情を話し合っているとき、必ず出てくる言葉、声。おれの知ったことじゃない、財政をそんなふうにしたのは役場と議会ではないか、今になって何を言うのか、君たちが責任をとれという怒りの声。

その中に、それでどうすればよいのか、なぜもう少し早く言わないのか、おれたちのできることは何か、これからは税金のむだ遣いはするななど、さつま町を憂う声。

これらの言葉が言いあらわしているものは何か。財政、民主主義の欠如、納税義務を負う国民はその税の使い方にも関与すべきものの原則。この原則で、町民からその代行を信託されてきた議会が、その任務を十分に果たしたのか、厳しく指弾されると返す言葉がない。

私は、3町合併協議の時代になぜ国は市町村の前にごちそうをならべて、期限内に合併に駆け込めとしりをたたくのか、国の財政が苦しいからではないか。だから国がならべるとごちそう、例えば合併特例債、合併して施設が必要なら借金でつくりなさい。その7割は国が見ますよ。これはあってはならないと私は言い続けた。

それがどうか。合併特例の約束は果たしているとしても、交付税そのものを減らしたではないか。ちょうど社長が従業員に対して、残業しなさい。一生懸命残業すれば残業代ははずみますよと言って、残業した従業員の手当を約束どおり払う。だが、一方で本給のほうは削ったと同じではないか。

そのときの国の言い分を丸々信じて、今でも合併すればよいことがあるはずだったのに、何もないのはおかしい、などと幻想からさめない人もまだいる。厳しい現実から目をそらすから、こうなるのだ。

だから、今できることで大事なことは、町民の方々の中で厳しい財政問題の核心を理解し、町の将来を憂える人たちによって、あるいは町長自らが財政の窮状を町民に訴え、その理解の上立つ町民が財政の立て直しに知恵を出し合う組織をつくることだ。

こうして町長の言う、町民、地域、行政が一体となって町が直面する難題の1つ、財政の立て直しに取り組むきっかけをつくれ。町全体がまちづくりに立ち上がる機運をつくれ。これこそが、町長がのたもうた「ピンチをチャンスに」への実行力を誇示できるときではないのか。以上

財政について。

これから、激特による河川改修工事へと進む前に、ぜひ町長が強く心に刻み込んで忘れないでほしいことがある。先ほどの質問でも出ましたが、国家という権力から見れば、国民のほんの一部である被災者は弱い存在でしかない。

だから、これから国が一方的に押しつける形で事業を進めるやり方は随所に出てくると思う。その一例が、先ほども出た山崎の橋の架け替え工事計画である。国は、財政的事情を理由に、これまで二渡町と山崎町をつないできている橋を100メートル上流に移そうという計画。これでは二つの町ともども死んでしまうと、当地域で反対の声が上がるのは当然である。

町長は、こういうときの町民の悲痛な声をまじめに受けとめてほしい。そして、当地区民の声が一本化したら、その声を強く国に訴えていく行動をとってほしい。

なぜこんなことを言うか。私には町長にひどくがっかりしたことがあった。昨年の水害時におけるダム熟练操作に対して、被災者側から疑問が続出した。そのとき町長はどんな姿勢をとったか。冷静に分析すれば正しい操作だったことがわかると。いち早く国という権力の側に立った。

そうかといって、自分で正しいと思う分析で、自ら町民を説得する努力もしなかった。こんなひどい目に遭う目に2回も遭うことは、ダムをつくったからだという思いを持つ被災者があれだけの声を上げたから、水位を18メートル下げるというダム改造を国が決定したのだ。ダムの再開発事業には町長の努力もあったと思う人は一人もいない。

これからの事業の進みとともに、国の側は地元との調整の上で、被災者に無理と思える条件を押しつけてくる場が多く出てくるに違いない。町長は、そのときこそ町民の側に立って、国に立ち向かう姿勢をとるべきであると思うが、どうか。まずこれを確認したい。

改修工事についての質問2。工事が開始されるとともに、多くの混雑、混乱が予想される。地元住民から出ている声を取り上げて、対策をどう検討されているか何うが、工事に伴う大型車両と地域住民生活の平穏をどう調整するのか。

例えば、歩行者専用道路、車両専用道路の特定ができるのか。工事が及ぼす、例えば振動等による家屋、設備等の損傷をどう判定し償うのか。橋の工事により遮断される交通への対策、屋地と虎居を行き来する歩行者、特に児童生徒の登下校に対策はあるのか。橋の工事によって橋に直結している両地区の商店、商業者が受ける損失に何らかの配慮はなされないのか。その他どんな対策をとるよう国に働きかけているのか、また、働きかける考えであるのか何う。

ここの中で、両地区の商業者が受ける損失に何らかの配慮をという件については、先ほどの質問者の答弁にもありましたので省いて結構です。

歩行者、特に児童生徒の登下校の安全性確保について対策を考えているのか、この点だけを、このところだけは伺います。

改修工事についての質問3ですが、これも先ほど質問、答弁がなされましたので、質問を省略します。

改修工事の4。激特事業による河川改修工事で、国の管轄する区画の一部を地元業者が公平に分けもって事業を進めることは考えられないのか。国は、被災地支援策の一つとして考えようとしているとも聞くが、被災者の受けた損害、町財政に重くのしかかる町の負担、火が消えたように沈んでしまっている被災地区の経済活動、それに水害直後の土木業者の献身的な奉仕作業、これらを考えると、国が被災地を励ます策として考慮するのは当然のことである。それを町として国に要望するのも当然のことと言える。

一般競争入札を強調しながら何ごとかといぶかしがる向きもあるが、地元への経済効果、地元への元気づけとなることを願って国に要望する気はないか質す。

以上、1回目の質問。柏木議員への答弁と重なる部分は省かれて結構です。

[平田 昇議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

平田昇議員の質問のまず第1点、財政の問題であります。

夕張市が財政に破綻を来すまでの経緯をどう分析しているかという質問でございます。

夕張市の財政破綻のニュースは、近年の地方分権を目指して進められてきた改革や三位一体改革をはじめとする一連の改革で、地方財政が例外なく厳しい局面を迎えている中で大きな波紋を呼びました。そして、破綻に至った原因や環境は、非常に興味深く思えたところであります。

観光や夕張メロンなど他に誇れる産業もあったと認識しておりますが、炭鉱の閉鎖など、町の主産業の廃退とそれに伴う人口の流出、またあわせて、国の産炭地域振興臨時措置法の失効から財政支援などが得られなくなったことなど、複数の条件が絡んで財政は悪化をたどっていったようです。

そして、町が健全で良好な状況であった時代より財政規模が減少し、公債費負担やその他の財政負担に対応ができなくなり、最終的には一時借入金などを利用し、ヤミ起債とともれるような資金繰りを繰り返しながら、結局負担に耐えられなくなったのが夕張市財政破綻のいきさつではないかと思料しております。

このケースは極端な事例だろうとは思いますが、現在の国内の自治体の半数以上は、一般財源の縮減から厳しい財政事情のもとで行財政改革を進めながらも、財政の立て直しにあえいでいるのが実情だろうと思っております。

財政の問題は、不摂生の繰り返しが生活習慣病を引き起こす私たちの体調管理と同じで、かねてからの適正な管理と早期発見、早期治療が最も効果的な処方箋だろうと感じております。私たちも引き続き効果的な治療を続けながら、将来の財政需要に対応できる柔軟な財政を目指してまいりたいと考えているところです。

続きまして、町長はさつま町の財政を今日の状態に至らしめたものは何であると分析しているかとのことでございます。

今日の地方自治体の財政の窮状は、地方分権改革を進めるためにとられてきた様々な改革と、それに伴う地方一般財源の縮減に端を発していると考えておりますが、さつま町の原因を分析してみますと、主に3点のことが言えるのではないかと考えております。

まず1点目は、今述べましたように、三位一体改革など一連の改革により地方歳出の縮減が図られ、これにより交付税削減など一般財源が縮小されたことが挙げられると思います。

次に2点目として、市町村合併に関連して、一部事務組合の構成規模以下の合併にならざるを得なかったこと。結果として、本来旧4町ないし5町で持つべき管理経費の大部分を本町のみで負担していることも要因ではないかと考えております。

そして3点目ですが、バブル景気崩壊後、空白の10年間と言われている時期に、国の景気対策の施策に同調して地方単独事業の積極的な推進をそれぞれに図ってまいりました。さらにまた、期間中には鹿児島県北西部地震などの影響もあり、各町とも普通建設事業に多額を支出し、この財源の多くは地方債に頼ったわけであります。

単独事業の推進を図ってきた根底には、国、地方とも交付税を含む地方の一般財源は、右肩上がりに伸びていくということが前提で、このことを頼りに国も地方も施策を展開してきたわけですが、合併に伴う交付税措置の問題も含め、今日の一連の改革では大きく削減されたため、現在及び将来の負担として重くのしかかっているというのが原因ではないかと考えております。

私たちは現在、行革大綱や公債費負担適正化計画などに沿って行革を進めているわけですが、特にスリム化、この歳出削減という問題と将来負担の削減と、公債費の削減というこの問題には気を配りながら、引き続き健全財政の早期確立を図って改革を進めてまいりたいと考えているところであります。

財政の3番目ではありますが、町長自らが財政の窮状を町民に訴え、その理解の上に立つ町民が財政再建に知恵を出し合う組織をつくるべきと考えるがどうかということでございます。

財政の状況は依然として厳しいものがあります。私たちは、この実情を町民に知ってもらい、共有し合い、その上で町政に参画していただくことを目標に、機会あるごとに時間をいただきながら、現在まで25会場1,300人の方に財政問題で説明をいたしました。

私といたしましても、19年度施政方針の中でも重点的に取り組む事項といたしまして、財政再建、災害復興、総合振興計画の推進というこの序列を掲げながら、さらに各種会合で多くの人に訴えてまいったところであります。

出席された方々は、財政の健全化は必要なことであると理解をいただきましたし、会場によっては、「私たちにできることがあれば何か言ってください」というような前向きな意見も出され、ありがたく、また頼もしく感じたケースもありました。

説明会の雰囲気としましては、大規模な事業を要望するのではなく、金額は少額でも、むしろ日常生活に密着した地域活動支援事業、公民会運営補助、健康グループ育成などの必要性を語られる方々がありました。これらのことから、町に頼るだけでなく、自分たちでできることは自分たちですという風潮が、少しずつ醸成されつつあると感じております。

組織につきましては、現在、地域審議会及び行政改革審議会などを設置しておりますので、この審議会等の機能を一層充実させながら、まちづくりへ取り組んでまいりたいと考えておりますし、今後とも財政の実情を訴えながら、これを一步進めて関係課共通の課題として、議員が言われますように、町民自らが進んで知恵を出し合うために、行政が何をすべきかを考えてまいりたいと思っております。

改修工事の問題でございます。本町における河川激特事業は、宅地嵩上げ、宅地移転など個人を対象とする事業から、分水路、輪中堤、築堤、橋梁の架け替えなど、広範でしかも町民の日常生活及び経済活動に影響を与える事業まで、幅広い工事計画が立てられております。

工事計画案につきましては、限られた期間、限られた予算の中でそれぞれの地域において水害から人命と財産を守るための治水対策として示され、地権者の方々や地域住民の皆様にとりましては、それぞれの立場で苦渋の御決断をいただいていると承知いたしております。

町民の皆様のお意見もさまざまではありますが、災害復興対策課を総合窓口として、一つ一つの課題に正面から立ち向かい、国及び県など関係機関と調整や連携を深め、取り組みを進めております。

今後におきましても、内水問題や住居移転対策、景観問題など町民の日常生活の課題等も多く残っておりますので、これらも含め当然ながら町民の立場に立った町政を胸に努力してまいります。

2番目の、工事の始まりと同時に予想される混雑、混乱にどう対処をする考えかという問題でございます。

本町における河川激特事業の今後のスケジュールといたしましては、現在、各事業計画地域での説明を終了し、川原町、山崎、二渡地区の一部を除き、順次用地調査の準備手続に入っている段階でございます。その後、用地調査、用地交渉、譲渡契約、家屋解体、更地と移ってまいります。その間には移転先の確保がなされている必要もあります。

この後に改修工事となっていくわけではありますが、議員御指摘のとおり、工事過程においてさまざまな課題も生じると予想されます。川内川河川事務所及び県とされましても、これまでの施工事例等を参考にしながら課題予測を行い、対策を講じるとのことではありますが、地元の町としても地域の声や情報等をつぶさに掌握し、国及び県と協議を行いながら、混雑や混乱が少しでも生じないように努力してまいりたいと考えているところであります。

なお、改修工事の前には工事施行計画を立て、関係地域住民の皆様へは説明会等を開催し、工事の方法、工事期間、時間帯、安全対策、工事における事業損失補償の方法等の説明を各工事区間ごとに行っていくとのことでもありますので申し添えたいと思います。

4点目の改修工事で地元業者が担当する区間を確保されたいということでもあります。

昨年の災害時における復旧活動において、特に地元建設業の皆様のご協力により、被災地のいち早い復旧に大きく貢献していただきましたことは、皆様御承知のところでもあります。

このように、町の非常時において復旧活動に携わっていただいた地元建設業の皆様には、今度は町の復旧復興において、その力量を十二分に発揮していただきたいと思うところでありますが、御承知のとおり国が発注する公共工事につきましては、一般競争入札で実施されており、請負規模に応じた参加資格が決定されておりますので、御質問の件に関しましては難しい面があることも御理解いただきたいと思います。

既に昨年の豪雨災害に関する災害復旧事業につきましては、一般競争入札ではございますが、参加エリアを分割するなどの配慮をいただき、地元建設業におきましても複数箇所受注機会を獲得されたと承知しております。

町といたしましても、このような復旧活動での貢献も地元建設業が存在してこそそのたまものであることや、今回の大事業が地域経済波及への影響も大きいことなども考慮しつつ、去る9月13日から14日にかけての上京の折も、国土交通省及び地元選出の国会議員に対してもそのような要望をしてきたところでございます。

また、いろいろな機会にもそのような要望はしてきているところでございますが、今後におきましても、少しでも工面をして、可能な限り地元業者に対しても経済波及につながるような発注の検討をしていただくようお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平田 昇議員

ただいま答弁を受けました。

夕張市とさつま町の財政分析については、もう少し深層部に踏み込んでほしかった。表面的な解析としか思えない。

3番目の件については、組織づくり、財政問題を語り合う町内の組織づくりについては、努力していると、町長の申し述べるとおりなら評価しよう。前向きな姿勢として受け取ることにします。

次に、河川改修工事でございますが、町民の側に立つという答弁を得たことを確認したい。

それと、混雑、混乱が予想されるこのときに、私は具体的に例を挙げたわけですが、こういったことについての答弁は得られないでしょうか。

例えば、大型車の専用道路とか歩行者専用とか、そういった対策。例えば、工事によって家が損傷、振動等によって損傷を受けたと、これに対する損害賠償はどういう判定でなされるのか、果たしてなされるのか、そういうこと。

そして、橋の工事により遮断される交通への対策、特に屋地と虎居を行き来する歩行者、特に児童生徒の登下校等はどうなのか。先ほどの商業者が受ける損失に何らかの配慮はと、この件

については答弁済みでございますので伺いません。

改修工事を地元業者にという経済効果を目的とする政策については、取り組みについては、可能な限りの努力をするという答弁を確認いたしましたので、これで結構です。

○町長（井上 章三君）

現在の河川激特事業の問題に関しましては、宅地嵩上げ、宅地移転など、そして輪中堤の問題、築堤の問題、それぞれが地域の住民にとっては、今までから違った形での環境に移行する、あるいはまた、その住環境を移転しなきゃいけないなど、そしてまた、地域の通りがどうなるだろうかといういろいろな課題を含みながら、計画が発表されております。

河川激特事業の予算と期間が限られているということの中で、それぞれの地域で非常に真剣ないろいろな御意見が戦わされながら、どうするのかと、どういう方向で集約するかと。みんながいいように進むということができないだけに、非常に苦渋の検討と判断をしておられるということはよく存じております。

山崎地区におきましては、まさに今その最中にありますし、今のままの橋の線で行くのか、あるいはその100メートル上流に架け替えるというこの線を選択するのか、これは大変な、将来に向けての大きな選択であると思います。

それによって不利益をこうむる方、そしてまたそうでもない方、いろいろあると思いますが、これは住民の皆さんの最終的な判断をしっかりと見きわめ、その方向が決まった場合にはそれに向かって、精一杯その方向に向かって国に対して訴えて、また、その努力をしてもらうように、お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

住民の側もいろいろな御意見があるわけですが、それが最終的にどう集約されるかということ踏まえて、私もこの住民の最終的な意見を精一杯実現するように頑張りたいと、住民の側に立つということは当然のことであると思って頑張る気持ちでございます。

また、工事の始まりと同時に予想される混雑、混乱の問題での具体的な問題に関しましては、専門的な立場で説明をさせたいと思います。

○災害復興調整監（坂本 正己君）

まず、工事用道路をどうするのかということですが、虎居地区を例にとれば、区域内の町道はできるだけ使わないというふうな考えでいくというふうに考えております。直接国道から進入路をつくって、川の中を走っていく、または、用地を買収したところが更地になっていけば、そこを通るとかいうふうな考えでいくと考えております。

ただ、全く町道を通らないかということは、全くゼロということはありません。多少は使います。

それと、その次に工事の振動などで家が傾く被害が生じた場合はどうなるのか、ということにつきましては、工事の着手前に事業損失補償の事前調査ということを行います。

これは、ある一定の範囲内において家屋を一軒一軒、壁の亀裂が入っているか入っていないか、建て付けがどうなっているのか。それとか建具にがたつきとかきちんと閉まらない。自分の家なんか見てみると、下はぴちっと閉まって上がこのくらいあいてるとかということがございますので、そこをすべて調べて所有者の方に「これはこれでいいですね」ということで確認をしていただきます。

工事が終わりましたら、その所有者の申し出によって初めて再調査を行うと。ここの建て付けが悪くなったということ、ひびが入ったとかいうことを申し出ただけならば、事後調査を行って、事業損失補償に基づいて補償を行うということになります。

先ほど一定の範囲と申し上げましたが、これが工事の種別等によって異なるため、一概には

何メートル以内ということは、ちょっとここでは申し上げることはできません。

以上でございます。済みません。それとあと橋梁を架け替える、または、継ぎ足す場合の通行の確保でございますけど、まずこの宮之城地区においては、上流から穴川橋、宮都大橋、宮之城橋とございます。穴川橋については、一応全面通行止め。ただし、歩行者はその上流に石橋がありますので、そこを通っていただくということになるかと思えます。

次に、宮都大橋は、今の計画では仮橋をかける計画というふう聞いております。

それと、宮之城橋については、片側通行止めぐらいで検討しているというふうなことを聞いております。

まだきちんとした検討がなされていないので、仮橋について横断形状といえますか、車道と歩道がきちんと分かれているかどうかというところまでは、まだ確認できておりません。

以上でございます。

○平田 昇議員

ただいま答弁を受け取りましたが、私の並べたのは、被災者の方から上がってくるごく声の一部ですから、これから出てくる声に対して、しっかり受けとめて対策を願いたいと、かように思っております。よろしく。

財政分析についての2回目の質問をしますが、財政の分析とは何か。私は、これまでの行財政運営を反省してみるのだと思う。これは当然のことです。その反省の隣にあるのが財政再建策であるはずで。これも当然です。

炭鉱の都市として12万に近い人口で、道内屈指の豊かな市を誇った夕張市が、国のエネルギー政策をこれまでの石炭から石油に切りかえたことで、鉱山の閉鎖、坑夫の解雇、人口の流出によって、これまで豊かであった税収が途絶え、市は衰退の坂を一気にかけおりになった。

それに加えて、それまで夕張の繁栄に大役を果たしてきた三井系の鉱山、松下電器系の企業が撤退を機に、土地関連施設を市に押しつけて高値で買い取らせた。市はこれらを観光資源として活用し、かつての夕張の復活を願って投資を続けたが実を結ぶに至らなかった。これは表面的な事実です。

その結果、平成13年までの実質赤字額は130億円だったが、これらの施設等を買ってから4年後の平成17年には260億円に倍増。平成18年度の決算額では、総負債額632億円のうち一時借入金に当たる実質的赤字額は353億円。

もう一つ驚くことは、夕張市はこうした実態をひた隠しに隠して、24年間黒字決算としてきた。その手法の1つ、例えば病院、観光等の特別会計に一般会計から繰り出すべき繰出金を帳簿上は貸付金としておき、4月、5月の出納整理期間中に特別会計等に次年度分の一時借入金をさせ、それを前年度の一般会計に償還した形で一般会計を帳簿上は黒字化する。単なる一例でございますが、こうした事実が表面化するまで、国と北海道庁の役人は知らなかったと。こういう事実を知らなかったと言っているわけです。

夕張市をここまで落とし込んだ馬力のあった市長、夢を語って市民を引っ張っていった市長を、一時は自治体経営では日本一とたたえたという。国、道庁の役人はそういうことを言ったというんです。

市民は夢を語り、その夢に向かってひたすら進む市長の姿、それに寄せる期待感に酔いしれ、実態を厳しく見て考える力を失ってしまった。納税義務を負う夕張市民、その市民が納めた税金の使い方を監視する役に当たる市民を代行する議会も眠ってしまった。市民不在の行財政の運営、この市民の目が夕張市を今日の姿におとしめた大きな原因と言える。これを真相についてほしい。

夕張市は、再建団体に転落しても、この眠りから覚めようとしな。ことし4月に行われた市長選挙には、全国あちこちの選挙に出る泡沫候補として有名になっている一候補者が、2,000人規模の大企業の工場5社を誘致してみせすと、こういう公約を並べ立て当選した人の票にわずかに342の差に迫ったのだという。

この事実は、私たちに何かを暗示していないか。大きな夢を描く政策を厳正な目で見ず、見せられてしまう体質。

町長は非常事態宣言を提言した私に対しては、マスコミ等の偏った報道が住民を不安におとしめ萎縮させ、町のイメージを暗くすると言って宣言に乗り気になろうとしない。その一方で、厳しい財政状況をより多くの皆さんに知ってもらい、情報を共有することで町内が一体となって進むことを強調した。それから半年も経ったが、町長から財政危機を訴える熱のこもった声を聞いたという職員はまだ一人としてお目にかからない。

町長選挙では55プランなるものをどっさり公約として掲げた。町長の座につけば何一つできない。ポリシーを持たないのか。このままでは4年間という貴重な期間の空費になる。責任を感じないのか。心機一転し、時勢が求める町長として町民の先頭に立って働く気はないのか。先ほど前向きな姿勢をとったので、ぜひこれに取り組んでいただきたい。

以上が財政の分析についての2回目の質問です。これを確認させていただきたい。

新町がスタートして、私が町長に対する一般質問、ほとんど井上行政に対する疑問をぶち当てるものだった。経歴問題から始まり、あび〜る館の管理運営等に関する事などなど、旧宮之城町時代には到底考えられもしない事実が次から次に出てきた。時間の関係で読み上げることはしないが、一応はここに書きとめてある。

あなたをよく知っている人たちから、井上はポリシーを持たない、政治を知らないという声が届く。厳しく筋道を通そうとしない。厳正さが欠けている。弁護士からも進められた。それでやった。税理士の指導のもとで進めたとの言いわけ。まるで主体性がない。おれはこうやるといった主体性がない。なぜこうなったのか。スケールは違うが、井上行政体質は夕張のこれまでの進みと類似するところがある。

私は夕張がこうなったのはなぜか。先のことも言う。大きな夢を語るトップの姿勢に厳しい自制と自分の足元を見ようとせず大きな夢を盛り込んだ政策に、市民は期待感だけで危険を感じとれなくなる。市民がそうなれば当然議会もそうなる。第2の夕張にさせないために、まずトップに立つ町長が厳しく現実を直視せよ。

国の政策転換、地方への政策の見直し、それによる交付税措置の見直し等、県の町村会長の会長としての訴えのつもりだと思うが、まず自分の足元、さつま町をしっかり固めよ。財政再建に取り組む姿勢を見せよ。そうすれば職員、町民必ず変わってくる。ぜひこれを強調したい。今すべきことをしっかり認識せよ。残り1年半の任期期間をむだにするなど申し上げたい。確認させていただきたい。

○町長（井上 章三君）

本町の財政の厳しさというのは、既にいろんなところで語ったとおりでありますし、職員に対しても、また、町内においてもいろんな機会にそのことは、予算編成の中でもそうですし、その後の今年度の歩みの中においても、これを前提として、今は協力をもらわなきゃいけないということは、これは申し上げておりますし、そういう姿勢で全体で進んでいるというふうに思っております。

また、夕張のようにならないということを前提として、財政の健全化計画というのを立てたわけではありますが、この計画の線、7年以内に実質公債費比率を18%以内に抑えていくという、

この計画もおかげさまで今のところ前向きに見通しが、もっと計画よりも早い段階でそれが進んでいくという状況が見られてきているということがございます。

これは、一つは地方交付税、あるいは先ほどもありました地方応援プログラムの交付額が、思ったよりもたくさんもらえるようになったということもそうでありまして、おかげさまでいろんな協力をいただきながら、この財政は早目に今健全化の方向に向かいつつある、ということを確認しているところでございます。

町内において、町の行政において、これからも歳出の問題、あるいは歳入を増やしていく問題、真剣に取り組んでいかなきゃいけないということは当然であります。地方の財政がこのように苦しくなったという問題においては、やはり国の政策というのが大前提にあるわけでありまして。

それで、今回の参議院選挙においても格差問題というのが非常に大きな問題として言われ、そして地方の窮状というのを、これをもっと改善しなきゃいけない、是正しなきゃいけないという声は全国的に高まっております。

私は、地方交付税制度というのがもっと安定しないと見通しは立たないと。この問題に対して私たちは強く声を上げていかないと、これは地方が個別にどんなに努力しても、地方における自主財源、あるいはそういう努力というのはもう限られておりますから、やはり国の政策というのが地方を見据えた、そして、安心できるような政策になっていかなければならないと。

このことに対して町村会を挙げて、これは戦わなきゃいけないという姿勢をとっているところであります。

そういうことも含めながら、財政の健全化、地方がしっかりと将来を見据えて活性化していきけるようなその財政力、そしてまた、地方分権時代と言われるそういう時代をつくっていきけるように、努力をしていかなきゃいけないと思っているわけでありまして、そういう意味でまた皆様のいろいろな御指摘もいただきながら、今後とも一層の努力をしたいと思っております。

○平田 昇議員

まことに結構な答弁であります。国の政策のせいにしても始まらない。それを以前私たちは強調してきた。まず足元を見よと。私が今強調していることは、まず町民、職員の先頭に立つ姿勢をはっきりした町長としての鮮明な姿勢をとってくれと、これをお願いするわけだが、この点を確認して私の質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

ことしの予算編成のときから、自分たちでできることは自分たちでやるように、庁舎内からそういう努力をしようということで、いろんな取り組みも始めてまいりました。やっていることは細かいことではありますが、その積み上げもこれは、しっかりやらなきゃいけないということでの努力はしているところでございます。

足元から積み上げていかなきゃいけないということは、そのとおりであると思っておりますので、今後とも努力して、成果を上げるように頑張りたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

次は、17番、日高政勝議員の発言を許します。日高議員。

〔日高 政勝議員登壇〕

○日高 政勝議員

私は、2項目について質問いたします。

まず第1項目は、地域の振興、活性化対策についてであります。

ことしの8月、総務省が公表した住民基本台帳に基づく人口動態によると、日本の人口は前年に比べ1,554人減の1億2,705万3,471人となって、人口減少は1968年の調査開

始以来はじめて減った昨年に続き、2年連続ということで、人口減少社会に入ったと言われます。

2006年の合計特殊出生率、一人の女性が生涯に産むと推定される子供の数が1.32と、6年ぶりに上昇し、明るいニュースにはなりましたが、多少上がっても少子化や人口減少の流れはとまらないというのが一般的な見方となっています。

年齢構成では、65歳以上の老年人口の占める割合は21%。なお、同省が敬老の日にあわせて9月16日に発表した統計調査結果では、21.5%と過去最高を更新。総務省は、老年人口や死亡者の増加で、少子高齢化や人口減少社会の進行が早くなっていると分析しています。

また、東京、名古屋、大阪の3大都市圏の人口は、全人口の半数を上回り、大都市圏への人口集中を裏づける結果となって、二極化が鮮明となっています。

一方、本町の状況を見てみますと、合併しない前の3町での人口のピークは、昭和25年に5万621人となっております。その後における10年刻みの国調人口推移を見ますと、高度成長期に入って、若者の都会流出が始まり、昭和35年までに4,611人減り4万6,012人。昭和45年までにさらに1万1,005人減り3万5,005人に。昭和55年までに4,335人減り3万650人に。それ以降は、若干減少率が鈍化し、平成2年は2万9,063人、平成12年は2万7,331人となって、身近ではことし9月1日で2万5,510人と推移をしてきております。

また、合併直後の平成17年4月1日の人口は2万6,381人、2年4カ月経過したことし7月31日の人口は2万5,519人になり862人、3.3%の減になっています。町全体の平均年齢も、当時から2歳上がって49歳になっています。町全体の減少率3.3%を上回って減少している地区は、20地区のうち14地区、70%に達し、減少率の高いところでは8%を超えた地区もあります。

なお、全人口に占める65歳以上の割合、高齢化率は34.8%、3人に1人という全国の1.6倍の超高齢化社会になっています。

この町の高齢化率を上回っている地区は、20地区のうち11地区で、過半数を超えております。最も高い地区は48.7%、次いで46.9、45.5と続き、40%を超えている地区が7地区あります。

これをさらに公民会ごとに見ますと、40%超えが114公民会のうち49公民会、34%、3分の1でございます。50%を超えている公民会は1割を超える17公民会あり、中でも60%を超えているところが2公民会あります。

最近、限界集落という概念が、地域間格差の象徴として注目されてきております。長野大学の長野教授が訪問された集落で、若者が流出しゴーストタウンのような光景を見て、その住民が、「ここは終わりだ、もう限界だ」というつぶやきがヒントになったと言っておられます。

この限界集落は、65歳以上が50%以上を占める集落、そして準限界集落は55歳以上が50%以上という係数的な見方をされております。

本町にとっても、今は元気で生涯現役という考え方に立って、そのような悲壮感というのはないかもしれませんが、これが5年先、10年先を展望したとき、決してよそごととして受け流せない厳しい現実が潜在しているという、否めない事実を認識しなければならないと考えるところであります。

このような現象は、これまで共同生活の中で営々と培われてきた連帯感が希薄になって、活力ある地域づくりなどができなくなる、地域社会基盤の衰退につながると危惧いたしております。

そこで、本町の各地区の協働活動と社会生活の実態や公民館、公民会、その他民主団体等の運営について町長が調整を進める立場から、そして教育長は民主活動や民主団体等の指導的立場か

ら、現状をどのように把握されているか、まず伺います。

次に、町長、教育長はこれまで地区公民会館長の皆さん方の連絡協議会に数回出席し、いろいろと意見交換をされる機会もあったかと思えますし、また、町が支援している各地区の特色ある地域活動等のヒアリング等を通じて地域が抱えている諸課題も認識されていると考えております。

そういった諸課題の中で、町政推進上の面から今後具体的施策を展開して、将来的にも元気のある地域再生に取り組むべき時期であると判断しますが、町長はその辺の必要性をどう認識されているか。もし必要性があると判断されておればどのような施策が適切であるか、町長のポリシーをお伺いいたします。

次は、地域との連携のあり方についてでありますけれども、これまで行政と地域とのつながりは自主組織であります公民会、公民館の長の皆さんに行政連絡員、あるいは行政推進員という行政上の役割もお願いしながら、それぞれの所管ごとに縦割的に連携をとってきたと思えます。

もちろん自主活動については、教育委員会が社会教育活動の一環として連携してきておりますけれども、これからの自治活動につきましては、保健・福祉・防災・環境・農村振興など多岐にわたることが求められてきており、行政とのつながりにつきましては、単に社会教育的なサイドだけでなく、より幅広く、そして濃密的な関係になっていくことが必要じゃないかと考えております。

したがって、これまでの関係所管ごとの縦割りでなく、これから先の時代は役場内の横断的なプロジェクト組織をもって、緊密な連携体制のもとに話し合い活動を積極的に推進し、地域の抱える諸課題等の解決に向けて総合的な取り組みをして、地域の再生、自立促進を図っていくことが重要ではないかと考えますが、町長のこれに対する見解を伺います。

次は、2項目の広域行政についてお尋ねします。

合併前においては、し尿、ごみの処理業務を一部事務組合である薩摩郡東部衛生処理組合を設置して、共同処理してまいりましたが、行政合併により、その構成団体の枠組みが異なったために、一部事務組合は解散のやむなきに至りました。

ここに至るまでには、双方相当の確執があり、長期にわたって困難を究めた合併事項の最たる出来事ではなかったかと思えます。幸いに、関係者の並々ならぬ御努力、県の立ち会い等を経て今日の受委託方式に落ちついた経緯がございます。

これらの話し合いの過程の中で、川内市の現し尿処理施設については老朽化しているので、新しい市になったら合併特例債を活用して改築し、平成21年度供用開始の計画を持っていることを当時市長がされておりましたけれども、いろんな事情から計画が伸びて、24年度供用開始の話聞きます。

そこで、この計画は祁答院、入来を含めた規模の施設になるのか、本町への事前協議はいつごろになるのかその見通し、あるいは既に話が来ておれば、いつあってどういう内容であったのか、また、町としてはどのように対応されたのか、明らかにしていただきたいと思えます。

次に、現施設は旧5町の処理業務を賄える規模で整備してあり、その維持管理料の面からも、先述しましたとおり、話し合いにより合併によって行政区域が異なってしまった入来、祁答院についても、この施設を引き続き有効利用していただくことで、薩摩川内市からその地区分の処理費として8,000万から9,000万の受託料を毎年受け入れております。

また、し尿処理、ごみ処理、浄化槽、汚泥投入手数料として2,100万ぐらい、合わせて役1億円余りの歳入になっているようであります。

現在、本町財政が極めて厳しい状況の中でありまして、公債費負担適正化計画に基づく財政健全化に懸命に取り組んでいるさなかに、受委託業務が解消され、さつま町だけの運営になってし

まうと、施設の規模からして過剰なランニングコスト高となって、予定した再建計画が狂うことになり、行財政全般に多大な影響が出てくることは明白であります。

したがって、薩摩川内市の計画が立つ段階で、機を逸せず、現有施設の有効利用ということで受委託方式が将来的にも継続されるよう、協議に臨むべきであると考えますが、町長のこのことに対する不退転の決意をお伺いしまして、第1回の質問を終わります。

〔日高 政勝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

日高政勝議員の2つの質問に答えたいと思います。

まず第1点の、地域の振興、活性化対策についてということでございます。

高齢化や少子化が急激に進む中で、集落組織の衰退が懸念されることは議員の御指摘のとおりであります。

こうした現状に対処するためには、町民自らが自治組織としてのあり方等について、認識を深めていただくことはもちろん、あわせて自治組織の基盤を強化するための施策として、集落統合に向けた推進を図るということも大切だと思っております。

町といたしましても、自治組織の再編は避けて通れない喫緊の課題として位置づけ、再編協議における事務処理等の支援や運営に財政的援助等を引き続き支援していくこととしております。

しかしながら、こうした自治組織の統合は、行政から一方的に強要すべきものではなく、地域住民の総意により進めていくことが極めて重要なことであります。

今後におきましても、地域におけるあらゆる団体との協力連携を図りながら、地域住民との協調を醸成しながら、協調、共助のコンセンサスづくりを推進してまいりたいと思っております。

また、地域における事業の展開、実施に当たっては、引き続き地域窓口職員の活用を図るなど、官民一体となった地域おこしへの体制づくりを進めることとしておりますので、御理解をいただくとともに、側面的な御援助をお願いいたします。

次に、地域の諸課題に対する具体的な施策展開についての御質問であります。地区公民館の活動につきましては、合併後、地区公民館長連絡協議会を設置し、2カ月に1回の割合で調整や地区公民館の諸課題について意見交換を行っております。

また、公民館自らが特色ある地域づくりを進めるための人づくりやソフト事業に対し、地域活動支援事業補助金を交付するとともに、全地区に地域窓口職員を配置し、支援しているところでもあります。

地域活動支援事業については、計画実施から2年目となったことから、公民館長に対して地域活動に対するアンケートを実施し、今後の取り組みや計画の見直し等について意見を伺ったところでもあります。

出された意見を見てもみますと、景観づくり、健康増進、地域の安心・安全、環境対策など、地域が抱えているさまざまな課題が出てきておりますので、今後の地域活動支援時の見直しも含めて推進策を検討していくとともに、課題解決に向けて地域の方々と一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、役場内の横断的組織による連絡体制についての御質問であります。これまで町政の推進や地域課題等については、二人副町長制の導入により、所管ごとに専門的に迅速な対応を行っているところであり、成果が上がってきていると思っております。

地域とのかかわりの部分においては、公民館及び公民会活動の運営については社会教育課、行政推進連絡事務等については行政管理室、地域活動に対する支援は企画広報課など、それぞれの

事務事業で地域にかかわっている現状でございます。

しかしながら、地域における諸課題への対応に関して、担当課のみで対応が難しい場合や各課との連携調整が必要な場合は、プロジェクト調整会議を随時開催し、横断的に総合的に対応を行っているところでありまして、共生・協働のまちづくりを推進していくとなりますと、今後ますますこのような案件が増えてくるのではないかと考えております。

引き続き、地域との連携をより一層強固なものにしながら、総合振興計画にあります人・地域・町の役割連携を重視し、地域振興に積極的に取り組んでまいり所存であります。

次に、広域行政の問題でございます。第1点の問題でございますが、薩摩川内市の汚泥再処理センター施設の改築計画についてのお尋ねであります。去る7月13日に、薩摩川内市から課長以下3名が来町され、事務レベルでの協議を行い、その中で汚泥再処理センター施設及び一般廃棄物処理施設最終処分場の建設計画が示されました。

それによりますと、今年度に祁答院、入来を含めた基本構想及び循環型社会形成推進地域計画を策定し、平成24年度の供用開始を予定しているとのことでございます。これに伴い、8月8日に、三役及び関係各課と協議をし、今後の対応を確認したところであります。

2点目の薩摩川内市、祁答院、入来地区のごみ及びし尿処理については、合併後、単年度ごとの契約ではありますが、受委託契約によりこれまでどおりさつま町で処理を行ってきております。

し尿を例にとりますと、さつま町環境センターで処理する量の約27%を祁答院、入来分で占めております。

また、薩摩川内市としては、本年度中に国の補助金交付の要件の1つであります地域計画の策定を予定していることから、祁答院、入来分の位置づけが非常に重要になってきます。

このようなことから、本町における施設の有効利用や財政運営上からも非常に重要なことであり、これまで同様の委託契約を継続してもらおうよう、薩摩川内市に申し入れをしているところであります。

ただ、この問題は合併時の一番のしこりとなっている部分でもありますので、両市町間の有効協力関係を前提としてのみ可能となる事案でもありますので、今後とも一層の努力をしてまいりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○日高 政勝議員

1点目の地域の振興、活性化対策についてでございますが、本町の各地区の社会生活の実態、運営の現状、これは厳しい実態にあるという、こういういろんな運営等についても厳しい面が出ているというような認識もされているところでございます。

地域によっては、お互いに知恵を絞りまして地域の資源、そういった特性を生かしながら、地域を挙げて素晴らしい取り組みを行っている、そして活性化していると、そういう地区もありますけれども、現実的には非常にいずこも厳しい環境に置かれている、こういう現状ではないかと思っております。

現実的に、例えば地域のいろんな各種行事、そしてまたスポーツ行事、文化行事、あるいは出役の作業、その他いろんな催し事においても、従来の枠組みというんですか、従来のやり方だけではなかなか維持できない。やはりいろんな仕組みを変えていかないと維持できない、という現状があるのではないかと思っております。そういう実態にあるということでございます。

集落の周辺を見回したときも、やはり5年先あるいは10年先、もう減っていくだろうという戸数を今の時点でしっかりと把握ができる状況なんです。

それで、かなりやっぱり厳しい現状が迫っているということがいるかと思えます。それぞれ

の地域において、苦勞しながら何とか努力する力が残っていても、これらがいつまで続けられるか、将来の不安というのが、重くのしかかっていることも事実じゃないかと思っております。やはり何らかの手を打たないと、地域は疲弊の一途をたどっていくのではないかという気がいたします。

したがって、元気である程度活力のあるうちに、次なる有効な対策を早く打つべきではないかと思っております。未来図をどう描いていくか、このことをやっぱり今の時点で真剣に考えていく必要があるかと思えますけれども、国においてもまた先ほどの選挙の結果等も踏まえながら、近年の都市圏と地方の格差是正のために、いろんな政策が打ち出されてきておるようです。考えられておるようですが、県においてもしかりです。

やはり町としても、今先ほど町長が言われましたとおり、合併の問題も当然ございます。公民会の基盤を強化する、合併の問題があります。それから、地域活動の支援事業もありますけれども、やはりこの辺でいろんなところをもう一回再点検をしながら、町長としてのいろんな政策を皆さんと部内でも協議をしながら、新しい方策を今の時点を出していかないと、ただ従来のままですとやっていいのかという気がしますので、その辺のところもう一回町長のポリシーをお伺いしたいと思っております。

○町長（井上 章三君）

この少子高齢化が進む、人口減少、そして特に地方においてその状況が鮮明になってくるといって、こういう状況の中で、これは本町だけではなくて全国的な地方の実態でもあろうと思えますし、国としてもこの人口減少というのをとめられない、少子化という問題をなかなかとめられないということで、いろいろと苦心をしておられるところであります。

我が町におきましても、今合併して新たな旧3町が一つの流れの中で公民館活動をやれるような、そういう流れを今つくりつつあるわけではありますが、それとともにまた、それぞれの地域における課題というのは次々と生まれてくる、見えてくるという問題もございます。

そういう点で、その2カ月に1回ずつの公民館長会議、連絡会議、また先ほど申しましたアンケートをとったりというような中で、やっぱり実情を把握しながら、その上でどういう対応をとることが可能なのかということ、検討を進めていくということで、今その過程にあるというふうに思っております。

集落の子供たちの数を増やす、人口を増やすということは容易ではありません。しかし、できるだけ集落の皆さんが、健康づくりに努めながら元気で地域を守っていけるような、元気な姿で努力をしていただけるようにということで、健康づくりにはいろいろと気を配って努力をいただいているところでございますし、また、集落営農という問題を推進を図りながら、地域の今後の田畑をどう守っていくか、農家のこの変遷をどう対応していくかということで取り組みも始まっております。

また、共生・協働ということをどんな形で、どういうふうにしてもっと進めていったらいいのか、ということでの研究もいろいろと始まっているわけではありますが、県においてもこれからは、共生・協働が必要だと、欠かせないといいいながらも、やはりどこからどうしていったらいいのか、ということにおいては今いろいろと研究中であります。

次の時代をにらんで、いかにして活力を失わないで将来に向けたこの地域づくり、まちづくりを取り組んでいくかということにおいては、これは間断なくこれからも継続的に取り組んでいかなきゃいけないと思っておりますし、またこれは、それぞれの地域でも真剣に考えていただいていることでもあり、町としてもまた、その情報を把握しながら、町としてもまた考えなきゃいけないことであるというふうに思っております。

そういう点で、これは妙案というのはすぐには出てこないかもしれませんが、やはり情勢をよく見ながら、私たちなりにこのさつま町なりにまた、考えていかなきゃいけないと思って取り組んでいるところでございます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩をいたします。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

けさほど、田中議員のほうから、遅刻する旨ということでございましたが、欠席する旨届け出がありましたので、お知らせします。

また、高嶺実樹雄議員から、午後からの会議を欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせをいたしておきます。

それでは、引き続いて一般質問を行います。日高議員。

○日高 政勝議員

地域の振興、活性化対策についてということで、町長のポリシーを伺いましたけれども、アンケートを調査中で検討の段階だということでございまして、目新しい具体的な施策というのは、何も今のところでは持ち合わせがないというような状況でございます。

先ほど地域の基盤強化の一つとして公民会の合併、いわゆる再編整備についても触れられましたけれども、やはり公民会ですので、いわゆる自主組織として自主的な活動としての合併の話し合いというのは、もちろん基本的なことでございますけれども、公民会の自主性だけで前向きに進められるということについては、限りがあるんじゃないかと思っております。

なかなかその自主性だけに任せておっつては、前に進まないというところもあるかと思しますので、やはり行政で計画目標というのを立てまして、体制を組んで積極的に地域と協議をしていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○町長（井上 章三君）

現在、各公民館ごとに地域目標を立て、あるいはまた、地域をどう活性化するかということで、それぞれの取り組みをしていただいております。地域に対して、やっぱり自分たちが主体的に見つめながら、いろんな課題を浮き彫りにして、そして活性化策を図っていくと。

そういう点では、イベント的なものだけでなく、地域の共生・協働的な部分、健康づくりの部分、いろんなことに対して、それぞれ取り組んでいただくようにまたお願いをしているところでございます。

また、それを職員のほうも地域窓口職員ということで、それをいろいろまたサポートする、またそれを牽引していく役割もしてもらおうように、ということで進めておりますので、そういう点では目標を持って取り組みが進められつつあると。

その結果というのは、またある期間ごとにその結果を集約しながら、また判断をしなきゃいけないということは当然でありますけれども、今そういうことで進みつつあると。

特に、旧町において公民館の運営の体制が違った地域もあったわけでありまして、そういうところが足並みをそろえる形の中で今準備もしていただいているということでありますから、

そういう動きをまた注目しながら、定期的に打ち合わせもしながら進めていくということで考えているところであります。

○日高 政勝議員

この再編整備についても、これから行政もやっぱり積極的に公民会と一緒に進んで推進をしていただくよう要請をいたします。

それと、やはり少子高齢化が進行すればするほど、地域リーダー等の人材育成確保というのが必要不可欠になってくるのではないかと考えております。

そういうことで、そのためにはやはり研修の機会というのが、どうしても必要であるかと思えます。それも体系的に、継続的に実施していくことが効果が出てくるというふうに考えますので、そのような機会を計画的につくる考え方があるのかどうか、その辺をお伺いします。

○町長（井上 章三君）

おっしゃることはそのとおりだと思いますので、またさらに煮詰めてまいりたいと思います。

○日高 政勝議員

前向きに取り組みをいただきたいと思えます。

それから、将来的にこの地域が生き生きと元気のある、いわゆるパワーアップをしていくということについて、やはり先ほど申し上げましたとおり、縦割りのかかわりだけではなくて、役場全体がプロジェクトを編成をして、その中で総合的に地域と色々な課題に対処をしていくことが必要ではないかと考えております。

例えば、仮称でありますけれども、地域活性化再生プロジェクトチーム、こういったものを立ち上げて、地域のいろんな人たちと知恵を絞り合いながら、地域で取り組むべき重点的な活性化計画ですか、具体的な行動計画、いわゆるアクションプランをつくって進めていく。

例えば、先ほども出ましたとおり、地域によっては健康づくりを主眼としていきたいとか、あるいは環境問題に取り組んでいきたいとか、あるいは福祉のネットワークづくりをしていきたいとか、あるいは安全な地域づくり、グリーンツーリズムの取り組みとか、いわゆる地域文化の振興、こういったこと等を重点的に取り組んで、地域が一体となって進めていくことが地域の活性化にもなるだろうと考えております。

今、どちらかという、地域の取り組みというのが非常に総花的で、それに対して地域の支援事業も配分をしているというところもありますので、こういったところの見直しをしながら、やはり地域の特色を出す、そしてみんなが丸となって地域の活性化に取り組んでいく、こういうことが大事なことと考えております。

そういうことで、今の地域活動支援事業の充実、あるいは見直し、公民館運営補助の中で検討していく、こういうことも考えられますが、この辺についての一応の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの御指摘の件でございますが、まさにそのとおりであるかと思えます。現在、地域活性化事業につきましては、ほとんどが各地域イベントに取り組んでいらっしゃるところでございますが、旧宮之城町につきましては、やはり一定の成果を上げているというふうに理解をいたしております。

今後どういう形でこの活性化に対して、この活性化事業をつなげていくか、という問題が大きな課題になっているわけですが、最近の公民館長会の中でも、地域の特性を生かした活動というのを、もうちょっと枠を広げてほしいというところもございますし、また、活性化事業の予算的な制約もあるわけですが、地域独特な悩みというものもあるわけですが、

そういうものをやはり健康・福祉、あるいは環境、そういう問題等を含めて、いわゆる地域活性化事業の中でも、その地域の裁量権を持った活動の促進というのが、必要ではなかろうかというふうに考えておられて、そういう部分で現在、内部でも検討を進めているところでございます。先般は、館長会の中でも企画課長が出席をいたしまして、そういう問題等につきましてもお願いをしております。

したがって、できれば来年度から一定程度の地域の裁量権を認めた活性化事業が展開をできればというようなことで、現在内部でも検討いたしておりますし、それがまた、そういう地域のパワーにもつながれば、というふうに考えておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○日高 政勝議員

ただいま副町長のほうから御答弁がありましたので、来年からそのような方向になるというようなことでございますので、町長は、本年度の施政方針の柱の一つに、住民と行政が協働するまちを掲げられております。

そしてまた、県の共生・協働型地域コミュニティのあり方に関する研究会、県もこういう形で組織をされておりますが、そのメンバーに町長も入っていらっしゃるわけです。

それで、いろんな情報というのは、町村会長でもありますし、かなりいろんな情報が入ってきて、いろんなところで分析もされておるかと思っておりますので、それとまた、この4月から町長が政策に専念をするんだということになったわけですから、具体的にその辺のところを常々から今の現状の厳しい状況を把握しながら政策を打ち立てていく、このことが大事じゃないかと思っております。

そういうことで、先ほど申し上げましたとおり、人々が連帯に支えられた、活力に満ちた地域であるということは、そのためにはやっぱり前提になるかと思っておりますので、地域の発展なくして町の発展はないと、そういうような考え方に立脚して、早急にプロジェクトを立ち上げられまして、政策に基づく諸施策を具体化されるように提言をいたしますけれども、これに対して町長の取り組みの姿勢についてお伺いをいたしまして、この項については質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

この地域の活性化という問題は、当然我が町においてもこれを目指しているわけでありまして、男女共同参画の方からも提言をいただいたり、あるいは女性団体からも提言をいただいたり、いろいろといろんなところからのまた話もいただいているところであります。

プロジェクトという形では、随時いろんなテーマに対して検討会をやっているわけですが、これからもそういう中で、また全町的に取り組むべき政策的な問題、どういうふうに集約していったらいいか、いろんなことについてはまた随時検討を進めながら、来年度に向かってはまた準備をしまいたいと思っております。

○日高 政勝議員

次は、広域行政についての質問でございますが、先ほど薩摩川内市のし尿処理場の改築計画について、事前協議が7月13日、事務レベルであったと。そしてまた、その後8月4日に三役協議をしたということでございますが、三役協議をするまで半月以上ですか、この重要性というのを認識すれば、ちょっと間があき過ぎたのかなという感じがいたします。

この件については、先ほども申し上げましたとおり、合併に当たっての最大の協議項目で、その後においてもこの取り扱いということについては、極めて重要な事項であると認識をいたしておるわけです。

議会にもやっぱりこれまでのいきさつからしまして、当然速やかに報告すべき案件ではなか

ったかと思っておりますけれども、町長はその辺の認識をどう判断されているのか、まずお伺いします。

○町長（井上 章三君）

このし尿処理場の建設の問題、あるいはまた薩摩川内市の一般廃棄物の処理施設最終処分場の問題、これは7月13日というのは事務レベルでそういう、来町されて話があったということでもあります。

それを踏まえて、この問題に対して本町としてこの基本構想、基本地域計画というものの自体に対して、これをこうしてもらいたい、ああしてもらいたいということはなかなか言いにくいことでありまして、ただそれに対応して、今後いろいろと影響が出るわけでありまして、その問題に対してはまた検討をしているということでもあります。

平成24年度の供用開始を予定する形で計画を策定するということでありますが、本町の有する施設の最終償還は25年度という予定になっておりますから、我々としてはその25年度の最終償還までは、少なくとも今の形でできるだけ進めてもらうように、交渉はしなきゃいけないと思っておりますし、また、現在の単年度ごとの契約ということで取り組んでいるわけでありまして、このことについては、今後とも友好関係の中でお願いをしなきゃいけないというふうに思っているところであります。

すぐにどうこうというふうな動きにはならないわけでありまして、一応そういうような計画が示されたということ踏まえながら、また、情報の収集もしなきゃいけないと思っているところであります。

○日高 政勝議員

8月の4日の三役協議の中で、いわゆる7月の13日の事務レベルであった内容をどのように検討されたのか、町として。

今、町長のお話では、言いにくい面があるということをおっしゃったです。ただ言いにくい面だけで通っていくんですかね、本町の財政を見たときに。

祁答院、入来を含んで計画の構想が今あるということをお聞きされたということですから、このことについては、やはり本町の財政に大きくかかってくるという認識がなければ、そしてまたそういうことがあって、今は起債の償還が平成25年までということですから、少なくとも25年までは委託期間を継続していただきたいと。それはもう必要最小限のことだと思います。それはもう死守、いかなることがあっても死守すべきことであるというふうに考えております。

これについては、1つは、将来的にも施設の円滑な運営のためには、受委託業務が継続されることが必須になるということで、委託期間を附帯条件に明示する話し合いがなされたわけですが、川薩地区においては新しい市長と新しい議会の権限であって明示できないということで折り合いがつかずに、県の合併推進室長が施設をつくった経緯や現有施設の有効利用の観点から、当分を委託を継続させ、将来は一部事務組合の再編まで持っていきたいとの考えで、県も責任を持って調整していくということになって、結果的にはもう附帯条件は削除したという経緯があると。このことについては、町長はもう十分御承知のほうでございます。

このことについて、その後、8月4日以降どのような協議をされたのか。そしてまた、この一部組合のこの協議については、薩摩川内市と、あるいは県との話し合いというのは、どうなっているのか。現在までの動きというのはどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの薩摩川内市のこの計画の関係でございます。御承知のとおり、合併前におきます薩摩川内市との協議の中で、いわゆる合併等に絡んで、この一部組合というのが最終的に解散にな

ったところでございまして、私も実はこの問題では8月の21日の日に薩摩川内市に出向いて副市長とお会いしまして協議をいたしたところでございます。

町長が就任当初から、私も何回か接し、あるいはまた協議の中で訪れているわけでございますが、やはり向こうとされては合併前におきますいろんなこちらからの申し入れ、強行な姿勢ということをやいまだに御指摘をされることが事実でございますし、また当然だろうと。

いわゆる現在の首長あるいは市長さん、副市長さんそれぞれ当事者であったわけでございますから、十分御記憶のことでございます。

これらについては、非常に先般も厳しく問いただされたところでございますが、これについてはもうお詫びしかないということで、私どもとしては考えているところでございまして、先ほど町長から申しあげましたように、いわゆる最終的に本町が償還年度というのは、平成25年ということになっておりますが、向こうのほうでは市長さん以下それぞれやはり執行部とされては、薩摩川内市議会でも8,000万円のあり方について非常に厳しく御指摘をされているということは聞いていますところでございます。

今回の計画につきましては、いわゆるこういう廃棄物、あるいはし尿処理、これを将来的にどう処分をし、あるいはまた最終処分場も設定するかということの国の法の中での規制というのが、循環型社会形成推進地域計画ということを作成が義務づけられておまして、こういう計画書の中でそれぞれの建設年度を含めて、規模とかあるいは対象地域とか、そういうものを定めていくということでございますが、やはり薩摩川内市とされては、当初から現在薩摩川内市になっております祁答院、入来を外した形で、市としてこれを策定をするわけにはいかないということをおっしゃっております。

というのは、同じ薩摩川内市民の中で、もう当初からこの区域は区域外ですよということを設定するわけにはいかないということをおっしゃっております。これはもう当然市の立場ではそういうことが言えるかと思えます。

そこら辺については、私ももう理解をいたすわけでございますが、本町の現在直営でやっております循環処理施設、あるいはし尿処理施設、これらについては、入来、祁答院が含まったその施設であったわけでございますから、そういう処理能力もあるわけでございますが、そういう問題を絡めながら、やはり今後そういう薩摩川内市に新たに施設をつくられた場合に、今後どうするかという問題があるわけでございまして、向こうとされては、早くて平成24年には供用開始をしたいというようなことも言われておりますけれども、それらについては私のほうも償還が25年まで続くと。

これらについては、現在の委託方式を堅持をしていただきたいということでもございますし、その後においても、やはり住民サイドから考えますと、その処理施設が祁答院、入来については遠くなってくると。薩摩川内市が新しい施設をつくられた場合には、遠くなるということもございます。

ですから、現在も車で持ち込みをされる方々もたくさんいらっしゃるわけでございまして、そういう部分については、弾力的な運用を図っていただきたいということをおっしゃっているわけで、そういう持ち込みをされた方々の処理費用につきましては、現在のそういう受委託方式でもって何とかできないかということをおっしゃいますし、申し入れをしております。

副市長でありましたので、その場で決断ができないということでございまして、それらについては弾力的な運用ということが、どの程度の運用になるのかわかりませんが、計画の中では入来、祁答院の区域設定をしたいということが基本であるということでございまして、その後はまだ接触はしてないわけでございますが、いわゆるそういう計画策定の中で最終的には薩摩川

内市のほうも、議会に報告をされて正式な策定ということになるかどうか、計画書の策定ということになるかどうかというように考えております。

本町の考え方をお聞きしたいということでございましたので、私どもとしてはそういう受委託方式の堅持ということを強く申し入れをしたところでございますが、今後、私どもの副市長と私のレベルの問題でございます。

いろんなそういう議会の思いとか、あるいは住民の思い、あるいはまた最終的には首長のそういう最終的な政治的な判断ということもあるかと思っておりますので、今後そういう作業というのはまた随時行っていく必要があるだろうというように考えているところでございます。

いずれにしても、やはりこの一部組合の解散につきましては、こちらのほうから当初申し入れをされたということを知りまして、そういう部分では、非常にこちらのほうが一方的に本町の考え方を述べるわけにもいかないということもございまして、また、そういう問題を取り上げますと向こうからも非常に厳しい御指摘をいただいているという状況でのございまして、何とか粘り強くこういう問題は、解決していきたいというふうなふうに考えております。

ただ、向こうとされては、やはり紳士的なそういう話し合い、そういう当時のことをいつまでも話すわけにはいかないと。

これについては、話し合いを進めていきたいと思いますというふうなことを最終的には回答いただいておりますので、そういう部分で今後も話し合いは継続していきたいというふうなふうに考えているところでございます。

○日高 政勝議員

少なくとも平成25年の起債償還が終わるまでには受委託期間は継続をします。これはもう最低限の死守すべき案件であるというふうな考えです。それでまた、それ以降についても今ありましたとおり、できるだけ継続する形での話し合いをされたということですが、その辺もやっぱり強力に、先ほど町長が確かに過去のいきさつからして、友好関係でないとなかなか難しい面もあるというのとはもう十分わかりますが、やはり合併当時にこれだけ県も入ってあれだけの確認をして、一部組合を立ち上げるんだということまでやっているわけです。

県も責任を持ってやりますと言っているわけですから、これがうやむやにまたなるとは、さつま町にとっては、後々財政的にはかなりの負担が強いられて、財政健全化計画が大幅に狂ってくると思っておりますので、そのことをしっかりとやっぱり頭に置いて町長は、これから薩摩川内市とは十分交渉をしていただきたいと思いますとおるところです。以上で終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、22番、新改幸一議員の発言を許します。新改幸一議員。

[新改 幸一議員登壇]

○新改 幸一議員

大変お疲れさまでございます。9月定例議会の一般質問が4番目になります。さきに通告いたしました行財政改革について、2点ほど町長の見解をお伺いしたいと思います。

その前に、昨日、自民党総裁選が実施されたわけですが、投票総数の62.5%に当たる330票を得て福田康夫総裁が誕生したわけでありまして。本日午後から衆議院本会議において安倍晋三首相の後継者となる第91代首相に指名されて、新たな新内閣が発足するところでありまして、福田総裁は、国民の信頼を取り返し、着実に政策を実行する政党に生まれ変わりたいと決意表明されていらっしゃる。ぜひ国のかじ取り役として頑張ってもらいたいと思っております。

さて、本題に入りますが、財政が厳しい財政が厳しいということをしゅつちゅう言われている

ところでございます。行財政改革にもつながる議会の議員定数の削減や、また、議員の報酬等の検討、結果等を時間をかけて、さまざまな方面より議論して、また、町民の代表として参考人の意見を真摯に受けとめて、9月19日に行財政改革対策調査特別委員長の平田委員長から最終報告がなされたところであります。

行財政改革については、町長はじめ執行部におかれまして日夜努力されておられることには、敬意を表するところでございます。そういう中であって、今全国的に話題になりつつあります、町長をはじめとする特別職の退職金の手当についてでございます。

町長は、さきの6月定例議会の同僚議員の一般質問の中で、行財政改革はどのようにリーダーシップをとり、具体的に推進していく考えかという質問の中で、町の未来を見据え、合併効果が確実にあらわれ、町民の皆さんが合併してよかったと思えるまちづくりに向かって、その財政基盤を確立するという目的意識をしっかりと認識した上で、改革に取り組むことが肝要だと考えております、ということで答弁されております。

さつま町の初代町長として、財政改革にもつながる特別職の1期4年の退職手当の条例、規約を大幅に見直す考え方はお持ちでないか、町長の見解をお伺いします。

2点目の質問でございますけれども、我が町の二人副町長制度についてであります。ことし4月に地方自治法の改正により、市町村の助役が廃止され、副市町村長制が導入されたわけでございますけれども、鹿児島県は49市町村の中で12市町が二人制を導入して、37市町村が一人制としているとの新聞報道を見たところでございます。

町として二人制を導入している町は、我が町さつま町と長島町、錦江町の3町が町としての二人制の導入をしておるわけでございます。

議会も同意を得て二人副町長制で発足をしているわけでございますけれども、我が町の人口も減少する中で、きょう朝、7月末の町の玄関の人口を見ていますと、2万4,900人程度になっておりますが、こういう人口も減少する中で、今後も我が町のこの副町長二人制度で執行していかななくてはやっていけないのか。一人副町長制では無理があるのか。

このことも将来を見据えて考えれば、行財政改革にもつながると思うところでございますが、町長の見解をお伺いするところでございます。

以上2点ほど質問させて、1回目といたします。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの新改幸一議員の行財政改革についての2点の質問にお答えいたします。

特別職の退職手当の問題であります。以前、小泉元総理の退職手当の額が首長と比較して少なかったということから、首長の退職手当に対して発言があり、関心が高まった時期がありました。マスコミで取り上げられたり、議会での質問があったり、中には選挙の公約で退職金は要らないということを掲げて、選挙に臨むといったような現象も散見されました。町財政も厳しい折、さつま町の初代町長として、退職手当の支払いを大幅に見直す考えはないかとの御質問であります。

まず、そもそも特別職を含む市町村職員の退職手当の制度は、どうなっているかということをおし上げたいと思います。幾つかの市を除き大半の市町村は各県ごとに、何々県市町村職員退職手当組合という一部事務組合を組織し、組合条例に基づき組合議会で共同運営をしております。

鹿児島県でも昭和36年より鹿児島県市町村職員退職手当組合が結成され、運営されてまいりましたが、このたびの市町村合併により、本年4月1日現在で13の市と32の町村、39の

組合による合計84団体の加入による退手組合が組織されております。

また、今年の4月から、それを踏まえてこの退職手当組合を中心に、7つの一部事務組合が鹿児島市町村総合事務組合と名称変更されて、新しいスタートをしたところでありまして、不肖私はその初代の管理者となっているところであります。

退職手当組合に加入するメリットには次のことが上げられます。1つには、県内の多くの市町村で組織することにより、毎年の退職手当組合の負担金の平準化が可能となり、市町村の財政見通しが立てやすくなる。2番目に、県内一律の制度となり、市町村間の格差がなくなる。3番目に、退職手当組合は、九州や全国の研究会組織に加入しており、各県の状況等も毎年勘案する中で、全国的に見ても平均的な制度を制定し運営をしている。また、市町村単独での制定からすると、退職手当条例を制定する必要もなく、事務的な労力を省くこともできる。

また、この特別職の退職手当の見直しという問題について、組合事務局からの見解を少し紹介したいと思います。1つには、選挙公約として退職手当の支給を受けない旨公約された場合でも、現段階の本組合の条例では支給しないということはできないと考える。2点目に、条例を改正する場合は、組合議会においての決定が必要であるが、他の団体への影響があるので、現在はこれに対する改正の予定はない。

結論といたしまして、公務員の退職手当も民間の退職金と同様、報償説、それから給与後払い説、老後の生活保障説の三つの説がございまして、今はこの三説全部を退職手当の根拠にしております。これに基づいて国や県は制度化しており、市町村も国や県に準拠した形で条例を制定しております。本町の場合は、総合事務組合において加入する形で取り組んでいると。

確かに本県でも、市長の退職手当返上を打ち出されている方もおいでであります。しかし、選挙で選ばれてくる首長の職責の重大さとともに、その任務はまさに激務であります。

また、副町長にしても有能な人材を求める必要があります。さらに、一般職と特別職のバランスを考慮する必要もあります。総合事務組合の事務局に話を聞きましても、全国、あるいは九州各県の動きとしては、特別職に対する退職手当を制限する動きは、現在のところないそうあります。本県の総合事務組合構成市町村の中では、宇検の村長が選挙公約で受け取らない旨を発言されておられますが、それ以外では全くないということでもあります。

そのようなことから、本町だけが特別なことをしているわけでもなく、総合事務組合のほうで総務省や県の指導のもと、また、九州はじめ全国的な動きを常にキャッチしながら、制度をつくり上げておりますので、これまでどおり市町村総合事務組合に加入し、この中で本町も考えていくということが妥当ではないかと考えており、現段階で見直す必要はないと考えております。

たとえ本町だけが改正したくて、個別特定の首長の退職手当のみの適用除外を申し出たとしても、総合事務組合の制度の趣旨や目的からして大変難しいと思われれます。

最後に、選挙を受ける職にあるものには、それなりの所得保障をしなければ、金持ちしか特別職になれないという弊害が生まれるおそれがあり、そのような制度にするべきではないということを経済事務組合の事務局が話しておりましたので、このこともつけ加えさせていただきます。

それから、二人副町長制についてであります。

町として二人副町長制が今後も必要と思われるかという質問であります。平成17年6月定例会で、助役の定数を二人にする条例を制定し、それに基づき総務担当助役と経済担当助役の選任に同意をいただき、その後、地方自治法の改正により助役を副町長に改めて、本年4月1日から総務分野と経済分野のそれぞれ二人の副町長が事務を行っております。

二人の副町長につきましては、それぞれの担当分野で合併してから現在まで、旧町からの事業の整理、調整等を行い、また、新町さつま町としての各種の施策をスピーディーに推進していく

上において、それぞれの分野で手腕を発揮していただいております。

また一方、本町は合併して3年目を迎えましたが、旧3町間の融和を図りながら、今後も広範囲にわたる行政課題を解決し、町民が安心感・一体感を感じられるまちづくりを進めていく必要があります。

その点で、現在の副町長の体制は、出身地域的にもバランスをとっており、旧町町民に安心感を与えているとともに、広範囲にわたる事業を進める上で事業内容の検討、決定、推進という行政事務の迅速化の観点からも有効に機能しているものと思っております。

このようなことから、今後においても担当分野を分けた2人の副町長体制でそれぞれの事務に当たり、かつ連携をとりながら町政の推進を図っていくことは、大変有効であると思っております。

[町長 井上 章三君降壇]

○新改 幸一議員

ただいま町長のほうから答弁をいただきました。

まず1点目の特別職の退職金についてでございますけれども、私、今回の質問をしようというきっかけは、先ほど町長のほうからございました19年6月15日の新聞を見てからでした。

「首長退職金高過ぎる。自民、制限策を検討へ」ということで、南日本新聞に載っておりました。ちょっと紹介しますけれども、自民党の行政改革推進本部、中馬弘毅本部長は、14日、幹部会合を党本部で開き、自治体の首長の退職金が高過ぎるとして、制限策を検討する方針を決めた。年末までにまとめる公務員制度改革大綱に織り込み、来年度通常国会の法案提出を目指す。

自民党によると、知事の場合、大半の都道府県が1期の退職金を4,000万円台から3,000万円台としている。

中馬氏は、会合後記者団に、「小泉純一郎前首相でも約5年半の在任期間で退職金は660万だ。自治体は、住民が決めるのでいいというわけではない」と見直しの必要性を強調した。首長退職金をめぐっては2006年、当時の小泉首相が知事や市長の退職金は多過ぎる。私も要らないから知事や市長もあきらめてもらったらどうかと発言したということ。

この6月15日の新聞を見たときに、今回のこの我が町の関係の、本当に現職の皆さん、町長さん、二人の副町長さん、教育長さんを目の前にこういう質問をするってほんと私も胸が痛むわけでございますけれども、国も県も町も大変財政が厳しいと、もうこれだけ言う中に、私たちの町も職員は年次別にそれぞれ職員の定数も減らしていく、職員も減らしていくというのは目標設置もできているわけでございますけれども、ここあたりにそういうところのメスを入れて議論をすることも必要じゃないかということで、今回の質問に立ったわけでございます。

先ほど町長からございましたように、群馬県の知事もそれぞれ退職金をもういただかないちゅうふうなことも新聞に載っておりました。それから、県内の関係では先ほど町長も言われましたが、瀬戸内町長のほうも町長の退職金を大幅に減額するということが公約をされていらっしゃいます。こういうのも新聞に載りました。

こういうことで、それぞれ全国的にこういうのが話題にあったものですから、こういう質問をするわけでございますけれども、先ほど町長より説明がございましたこの特別職の退職手当に関する資料を私もいただきました。構成団体数が先ほど出ましたように84団体でございます。それぞれ負担金率等も書いてあるわけでございますが、給料の1000分の280ということで、退職手当の試算額等も資料をいただいておりますが、先ほど言いましたように、小泉首相で5年半して660万の退職金でございます。

我が町の特別職の町長で4年勤務したと仮定して、退職金が1,576万でございます。副町

長で696万6,400円、もう一人の副町長で677万6,000円、それから教育長で587万というのが1期4年の特別職の退職金でございます。合計しますと3,537万2,400円が4役の1期4年の退職金でございます。

そういう試算額になるわけでございますけれども、これに対する町の普通負担金の額というのを仮定して計算をしてもらっておりますが、町長の分につきましては1,059万720円が負担金でございます。副町長につきましては835万9,680円でございます。もう一人の副町長さんのほうは813万1,200円、教育長で788万9,280円、合計3,497万880円が町の負担金でございます。

こういう資料をいただきまして、確かに町長の言われるように、鹿児島県全体、全国的なこういう組織ができておりますから、一概にその退職金廃止とか云々ちゅうのはできないというのは重々私もある程度理解するわけでございます。

しかし、これだけ財政が厳しい。我が町の町民の方の中にも、「議員、しっかりしてくれ。夕張しんことはならんごとね、ようひとつかじ取りしてくれよ」とかいろいろ言われます。そういう町民の方々も恐らく、こんなにも1期4年の特別職の町長さん方の退職金が多いと云々ちゅうのは、恐らく町民の方々には知っていらっしゃる方は少ないと思います。

財政が厳しい。お願いすりゃ何はできない、かにはできない、ということが出てくるもんですから、一方ではこういうところに厳しさというのが町民の目から来るわけでございます。

私は、そのことを今回の9月の定例議会にほんとに真摯に受けとめて、一回こういうことをぶつけてみようと思ったところでございます。

聞いてみますと、合併前、旧宮之城町、旧鶴田町、旧薩摩町も、こういう特別職の退職金についての議論ちゅうのはなかったそうでございます。聞いてみますと。あったとすればまたそれなりの答弁をいただきたいと思うんですが、井上町長も旧鶴田町出身でいらっしゃいます。同宮之脇副町長も旧宮之城町の出身でございます。それから、山下副町長も旧薩摩町出身でいらっしゃいますから、このことが、こういうのが今までの経過の中に全然議論にもなく話し合いもなかったのか、そこあたりがあれば各町ごとに、あったんでありゃあったなりのこういう問題についてのあれをちょっと話をさせていただければありがたいと思います。

○町長（井上 章三君）

首長の退職手当というのが高いのか安いのか、それは何を基準として判断するかということがありますが、総理の退職手当が首長より低いという話は、ごっちゃにされると非常に判断を誤りやすい面があるわけですが、これは国家公務員の特別職は、一般職員の退職手当制度と同じでありまして、勤務年数の短い特別職は、その額が低くなるわけでありまして。

国が全国市町村退職手当組合連合会の担当者研究会で言われるのは、自治体も特別職の支給率を一般職並みにして、特別職の給与を上げる方法をとればどうかという発言があったと聞いております。

総理大臣は総理をやめても国会議員をやめるわけではありません。生活保障の部分は、それはしっかりとあるわけでありまして。市長の場合は、やめれば即無職ということになり、さらに選挙に立つとなれば、その選挙に向けてのいろいろな資金が必要になるということになります。

総理になるということのための国民の選挙はないわけでありまして、首長の場合は住民の選挙があると。

そして、首長はまたどの首長にしても大変激務の中を、今のこの時代にそれぞれ戦っておられると思っております。

ですから、これが高いのか、低いのかということにおいてはまた、先ほど自民党のほうでも検

討がなされるという話がありましたが、これはそういうようなことがあれば、またそれを踏まえて町村会のほうとしても、あるいは全国の市町村退手組合連合会のほうでも、それを全国的な問題としてとらえて、これをもっと改定すべきかどうかという話になると思いますし、これは私たちが一人一人が上げるとか、下げるとかということを使う問題ではないと思っております。

もし、私がどうしてもこれを下げるんだと、あるいはどうするということになった場合には、退手組合を脱退して、独自でそういうような条例をつくって、取り組まないといけないということになるだろうというふうに思います。

そういう点で、ここの平均的なところ、全国の動きというものに対しては、連携をとりながら検討をしながら、毎年それは検討しながら退手組合というのは進めていることでありますから、また、そのところの動きを見ながら、判断もしたり検討もするというようにすべきではないかと思っております。

○新改 幸一議員

旧宮之城町のほうと、旧薩摩町のほうの過去のそういう議論はしたことがあるのかなのか、ちょっとここあたりを教えてくださいたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

非常に答えにくい立場でございますので、簡単に申し上げますが、この退職金につきましては、それぞれ退手条例、改正等の中で過去にも数件名、委員会等では論議があった記憶がございますが、この本会議でこういう一般質問という形では、初めてじゃなかろうかというふうに考えております。

一般的に退職金のあり方というのは、確かに先ほど町長からございましたように、毎月支給をする給与額を改正するか、あるいは退手のほうで調整するか、そこら辺の調整の仕方というのが、現行制度では現在のような支給するようになっておるわけでございますが、こういう財政難の中で、これらについても本町だけの判断ではなかなか取り扱いにくい部分もあるかと思えます。

町長も当然町村会長でもございますし、こういう提議があったということについては、町村会の議会の中で協議しなければと考えますし、私のほうとしても、また立場的にやはり職員で同様でございます。

そういう意味で、住民が理解ができる、あるいは理解がもらえるそういう業務のあり方ということについても、再度また原点にかえて反省しながら、今後の町政に当たってまいりたいと考えておるところでございますし、高いとか、低いとか、そういう論議というのは、別の視点でまた検討を加えさしていただきたいと、いうふうに考えておるところでございます。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

旧薩摩町の関係でございますが、今宮之脇副町長のほうからありましたように同じでございますし、特別職の報酬等についての審議は年2回ぐらいずつ開いておりましたけれども、その他については制度上についての審議は開いたことはないです。以上でございます。

○新改 幸一議員

ただいまそれぞれ旧町ごとの経過等もあったわけでございます。確かに私は高いとか、今ここで新聞を見て、高いから云々というてこれをきちっと直してくださいと言っているんじゃないやせん。

先ほど言うておりますように、そういう流れがあつて、話題になっている。ですから紹介しながら、こういうことを言ったわけでございます。

特に、9月8日の新聞にも載つておりましたけれども、鹿児島県内30市町村が悪化ということで、実質公債費比率等も出ておりました。このさつま町が前回からすると20.2が

19.9にある程度は、公債費比率等も改善はされつつあるわけでございますけれども、何せそういう町民の皆さんの声というのは、こういうマスコミ、新聞等の数字が出てきますと、どうしてもそういうところにまた批判も出てくるわけでございます。

ぜひ今後も、ただいま答弁もありましたけれども、町長は鹿児島県の町村会長でもございますので、これは我々の鹿児島県内の市町村だけじゃなくして、知事も含めて今後の将来に向かっての議論というのはやるべきじゃないか。

そしてまた、近隣はもちろん我がさつま町の町民にも、きちっとした説明責任がつくような形の中で流れがいければ大変ありがたいと思いますので、そこあたりもぜひ今後検討もしながら、県のそういう会議でも、ひとつ大いに議論をしていただきますように提言をしておきます。

それともう1点の二人副町長制度でございますけれども、町長の答弁では、それぞれ旧町ごとにそれぞれに役割があつて、安心してそれぞれ町民の方々もしている。そういう形で行政のほうも二人副町長制をとった仕事が、きちっといっているということであるようでございます。

今後は、この二人副町長制度でいきたいということでございますが、これも町民の声としては、先ほど言いますように、人口がどんどん減っていく。さつま町も町長と副町長を二人置かにかいにかんとかと、昔は町長と助役で、みんな頑張ってきたじゃらよと、そういうことを言われるわけです。

そういうことで、我が町が2年半過ぎて二人副町長制でそれぞれ頑張ってもらっていることには理解をするんですけども、町民の声としては、そういう行財政改革の名のもとに、職員は年次別にそういう目標数値を減らしていく。

その四役のほうの流れは、やっぱりそのままでいっとかと、その人件費も大変な額じゃらよ、ということを町民の方が言われるわけです。

ぜひここあたりも、町民の声は声として真摯に受けとめて、この問題についても先ほど言いますように、退職金の問題も含めて、我が町の将来を本当に夕張市みたいなふうにならんように何とかお願いしますよ、という町民の本当に切ない意見でございますから、ここあたりも真剣に前向きに検討しながら我が町のこと、将来を考えて、ひとつこの二人副町長制度というの、ひとつ検討もしていただければありがたいと思います。

このことについては、町民はもちろんですが、名前は言いませんけれども、職員間の中でも大変多いです。はっきりと申し上げまして。このことをひとつ報告しながら、私の一般質問というのは、以上で終わらさしていただきたいと思ひます。

○議長（濱田 等議員）

次は、2番、市来修議員の発言を許します。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

こんにちは。大変残暑が厳しくて時間的にも今ちょうど2時が回りましたが、非常に眠たい時間でもあります。この一般質問も漫談式でやれば眠さも全然ないんじゃないかと思ひますけど、これは真摯とした態度で、議会でありますので進まんにやならんと思ひますところで、質問をさせていただきます。

私は、行財政改革での歳入確保の考え方についてであります。

行財政改革での予算の歳出削減は、三役と特別職給与、管理職手当の削減及び議員報酬の削減、事務事業の補助金5億から10億の削減、また組織機構、財政規模、その他の改革は図られております。

歳入のほうで、一番依存度が高い国からの地方交付税は年々減少してまいりますので、本町の予

算額も年々縮小します。よって、町民サービスがだんだん手薄くなってまいります。本町も少子高齢化であります。少子だと労働力が衰退し、生産力が減少しますから、本町の経済力も弱くなってまいります。

つまり、国の場合のGDPの減少というようなことであります。逆に、社会保障費は増えてきます。

このような情勢でありますので、財政改革の歳出見直しはもちろんのこと、地域社会と福祉の維持、また、町民の経済的幸せを図っていくには歳入の確保が不可欠であります。

ここでちょっと話は変わりますが、先般、過疎自立促進計画の一部変更があったときに、一議員から「町長とされまして、本町の現状、あるいは将来展望を見たとき、何を重点にして政策を展開する必要があるのか。例えば、産業振興か、交通通信体系か、医療子育てなのか」、町長の見解を伺われた際、町長は「今の時代というのは、政策的にこういうふうにやっていきたいということは、考えることは非常に難しい時代にあります」との答弁でありました。

私は地方分権の時代、また、格差問題であります。格差は国の政策にも問題があると思いません。しかし、努力をすところ、努力をしないところには当然格差は出てまいります。

本町の政策は、町長を中心とされ職員と一体となって、知識と知恵を絞り力を合わせて、今の時代にふさわしい方針を立てるべきではないでしょうか。

また、町民の力を出してもらうことも大切であって、こうすることが町の将来像、人々が織りなす元気で快適な活力ある町、この一端をなすものと考えてます。

以上のようなことで考えますが、歳入確保に対する町長の見解を伺います。

〔市来 修議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

市来修議員からの行財政改革での歳入確保の考え方についてという質問に答えたいと思います。

歳入が減少していく中で、本町としての自主財源の確保に対する政策はということですが、これまでの行財政改革の取り組みや先般策定いたしました公債費負担適正化計画の推進により、今後も歳出削減を図ってまいりたいと考えておりますが、行政活動の自主性と安定性を確保するためには、町税をはじめとする自主財源の確保策というのは、大きな課題であると思っております。

町税につきましては、本年度から税源移譲がなされ、住民の皆さんが直接町へ納付される町税は増加しており、納税者の立場からいたしますと、税の対する考え方や行政への期待度などは自然と高まるものと考えております。

このことをしっかり受けとめながらも、税負担の公平を期すため、滞納整理体制の強化や収納部門における組織の改変及び町単補助事業など滞納者に対する一部行政サービスの制限など、これまで成果があったことを引き続き積極的に取り組みながら、さらなる財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

一方、保有財産については、現状調査を実施しながら売却可能な資産についてはできるだけ早い時期に処分をするなど、自主財源の確保を策の一つとして今後も進めてまいりたいと思っております。

さらに企業誘致をはじめとする定住対策につきましても、これまで同様、積極的に取り組み、企業の進出と雇用の創出、Iターン、Uターンなどによる人口増対策などから、税収増への効果を期待しているところであります。

このほかに、今後は先般の一般質問の中でも答弁いたしましたように、公共施設の使用料につ

いて負担の公平性を確保する観点からも、受益者負担の原則に基づき適正な見直しと、本来政策的で特例的な措置である減免制度等につきましても再確認し、使用料の向上を図ることにより、自主財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

[町長 井上 章三君降壇]

○市来 修議員

今町長の答弁で町民税の収入が改善によって増えてきたということ。それから、財産を売却して財源をつくっていくというようなこと。それと企業誘致、使用料の手数料をアップしていくという、このことは私は目先に終わってしまうんじゃないかと思う。

財産を売却する。売ったときは、その年はいいでしょう。また、そのお金が残れば2年か、3年はいいでしょう。

企業誘致ができれば、それはもう永久的に雇用もあって給料等が入っていきますから、これはいいんですが、この企業誘致というのが、なかなか地方には今企業も出て来づらい、地方に出てきて企業が成り立つ、儲かればそれは来るでしょうがなかなか難しいです。

本町も倉内工業団地、それから永野にあります団地、あれも一時は話はあったけど、なかなか企業は難しい。拡張というのは難しいわけです。そのようにして企業体にとっては、私は本町の歳入の確保はそう簡単にはできないであろうとこのように考えるわけでありまして。

そこで、私なりに提案がありますので、私の申すことを町長の考えを伺いたいと思います。

私は、歳入確保は町内の法人、個人の所得向上であって、所得が向上しますと、法人税、個人の住民税が増えていきます。そのために、どのような政策をしていけば、または施策が必要であるかということを考えるわけでありまして。

とりあえず、歳入確保で即できるものはあるわけですが、それは、たばこ税、入湯税、ゴルフ場利用税です。

たばこ税は、昔町民にPR運動をして、出張するときは必ず地元でたばこを買って行って欲しいというようなこともありました。このたばこというのは、どこで買っても単価は同じであります。

そして、また本年度のたばこ税の予算額が1億4,500万円でございます。これをもっともっとPRすれば、私はこの額はまだ上がると思うわけです。また、ゴルフ場利用税は本年度予算が1,200万円であります。このゴルフ場利用税について、地元に入ってくることを案外知っておりません。

こういう事例があったわけです。ある方が、今度ゴルフコンペをするんだけどと言われたもんだから、私は即ぜひ地元を使ってください。そうするとその税金は地元落ちるんですよと話をしたら、その方はそのとおり地元のゴルフ場を使ってコンペをしていただきました。こういうこともやっぱPRすべきであります。

次に、買物は地元商店を利用しましょうであります。このことは消費者の好み、それと地元にはないものは町外に流出して行きますが、同じものは地元で買物していただく、そうすることによって商店の売上げが伸びますと、雇用にもつながってくるわけであります。

ここで、セールスポイントであります。単なる地元を利用してください。地元で買物をしてくださいだけではなかなかそうはまいりません。その必要性を町民に訴えてお願いしていくことでもあります。

これは2、3度ではそういうふうになりませんから、繰り返し何回でもやるべきであります。つまりセールスポイントということは、町の財政は逼迫しております。再建団体にはなってははいけません。町税が増えますと、予算化されて皆さんにかえってきます。このようにことを町民に訴えたらどうでしょうか。執行部は、その他いろいろ考えていただいて結構であります。

つまり、私がここで質問しますのは、たばこ税、入湯税、ゴルフ場利用税、確保をするためにPR運動はどうですかということです。もう一点は、地元商店での買物運動はどうですかということについて町長の見解を伺います。

○町長（井上 章三君）

誠に結構なことでございます。このたばこ税、入湯税、ゴルフ入場税、今おっしゃったようなことはそのとおりでありまして、こういうことを、これはわかってる人はわかってるわけですが、そういうものが積み上げられて、やはりそれなりの税収になっていくということは、そのとおりでございますから、これを周知していくということは大切なことだろうと思います。

ただ、この財源確保という面において、もっと大きな何か策があるかなと思っておりましたが、この自主財源の確保という問題は、やはり地方においてはなかなか簡単ではないというのが現実であります。どの地方においても、自立ということが言われますけれども、自立ということが本当にできるのは、都市部の中のある限られたところであって、今格差というのは明らかに存在しております。

そのそういう中で、地方自治体の運営というものをなしていくためには、相当の財源というのは必要でありまして、今おっしゃったことも大切なことではありますが、もっと大きな目でいったときに何が問題かといったときに、私はこの国の政策の中での地方交付税制度というものがもっと安定しなきゃいけないと、この問題をあいまいにして、ただ自分のテリトリーだけで努力するというのに追い込まれた場合には、地方は自滅するというふうに私は思うわけであります。

そういう点で、特にこの町村部のこれからの将来ということを考えてときに、交付税制度というものに対して、もっと声を高めていかなきゃいけないというふうに基本的に思いながら、町村会としては非常に危機感を持っているところであります。

合併のときに、1万人以下の町村は、これは町村としての役割をなさなくなると、大きな隣の市とか、県がそれを主だった事業は推進して、そして小さいところは、もう住民の窓口的なことしかやれなくなるというふうにすべきだというような議論がありまして、そういうふうになった場合には、これは今までの町村のていをなさないということで、非常に危機感を感じながら合併やむなしかなというような時期がありました。

今また道州制ということが一方で言われはじめておりまして、30万人というような規模の地方自治体というようなことを言う人もあるわけですが、こうなった場合には、私たちの町はもうなくなってしまうわけであります。

国の政策というのが今大きくそういうところで、この政策的な議論がなされたり、方向が模索されるというような中で、私たちは町村部、市町村のこれからのあり方というのに対して、やはり大きな観点でも検討しなければなりませんし、声を上げていかなきゃいけないというふうに思っていると同時に、この歳入確保ということについては、また一方では、この地道に今おっしゃったようなそういうこと、あるいは税収ということから考えたときに、土地利用のあり方についてもっと検討する必要もあるのではないかと。国道沿いの一等地というのは、もつと税率が高くなるような利用方法というものを検討するべきではないかと、というようなこともいろいろ検討しているところでもあります。

そういうことで、自主財源の確保について、今おっしゃったことを含めて私たちは地道な努力をしながら、また大きなところでも大きな戦いをしないと、これからの自治体はやっていけなくなる。あるいは存在自体がなくなってしまうのではないかとという危機感も持ちながら、今取り組んでいるという面がございます。

○市来 修議員

まだ私のは続くんですよ。今の2回目の質問ですから、この2回目の質問に答えていただけりゃよかったんですが、次3回目に入るわけですが、もちろん地方交付税ちゅうこれは非常に大きな財源です。今本町にも53億ですか、こういう地方交付税もらっておりますから、これは一番大きい。それはもちろん運動されてもらわにゃいかんと、地方はやっていけんわけですから、そこはわかります。

私がこれから申し上げることは、地方は自分たちのところでできることは歳入確保をやっていけど、これをどうして歳入確保を図っているのかというのを私なりに提案したいと、それについて町長はどうお考えですかということ伺っているわけでありまして。

そこで、私この地元の経済、これを所得を向上を上げないことには歳入確保はできないと、ということは所得が上がれば必然的に町民税は増えるわけですから、その所得をどうして上げていくかということ私は今からまた質問いたしますが。

本町は、基幹産業は農業であります。農業の所得向上であります。現状では米の価格の低迷、畜産の飼料の高騰、たばこ耕作の減反、野菜、果樹は豊作のときは皆一緒に大量にできますから、価格は暴落します。その他悪条件のものがあり、採算がとれません。農業の後継者ができないということは、ここあたりに大きな課題があるわけでありまして。

このような状況でありますので、農産物を材料、または原料にした本町の特産品づくりであります。特産品開発は以前から取り組んでおられますが、ここあたりでそれなりのノウハウを持った人材を入れて、本町で実験ないし研究する部署を考えてみたらどうでありましょうか。厳しい財政であります。予算編成も薄く広くやる部署もありますけど、これということには思い切った予算措置をすることが町を発展させていく要因だと考えます。

それと果樹であります。現在、県の果樹試験場では、新品種を開発されますが、それは県の特産品であって、本町の特産品開発するためには、本町で実験、研究に取り組むこういう考えはありませんかということでありまして。

野菜であります。先ほども申しましたとおり、豊作のときは皆一緒であります。これを少しでもコンスタントに出荷できるよう紫尾山の標高1,067メートル、この山の高低の温度差を利用して、露地ないし鉢植えの栽培実験をやったらどうでありますか。こういうことを考えられませんか。標高1,000メートルという山は、近辺では湧水町の栗野岳であります。紫尾山も一つの資源としてとらえるべきであります。

ここで3点ほど質問いたしますが、特産品を開発する部署の設置、果樹でさつま町の新品種開発に取り組む、紫尾山での野菜栽培に取り組む、ここあたりの町長の考えはどうでありますか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

非常にありがたい御提言でございます。農業というのは、一次産業といいながら、非常に気象条件なりいろいろと1足す1が2になるという作業ではないわけですし、非常に気象条件とか、市場性に左右されるということは、今おっしゃったようなことでございます。

果樹のそれぞれ新品種の開発なり、紫尾山のふもとでの野菜の作付なり、それぞれ開発の部署なりということで非常にありがたい提言をいただきました。

ただ、それぞれイチゴ等についても予冷库等を使って、それぞれ花芽分化等をやっておりますけれども、それぞれ規模について、それぞれどれぐらいのものがあるのか、そしてまた、野菜等につきましても、豊作のときには安いということもございますが、それも8月21日、JAと販売戦略会議等も含めまして、町につくった品物が高く売れるようにということで、戦略会議等もやっておりますけれども、なかなか今どの産地についても頭打ちの状態と、そしてまた、それぞれ消費者の嗜好が変わってきたと、地産地消といいますけれども、ファーストフード的なものが

非常に好まれている状況の中で、非常に難しいという状況もございまして、何とか所得を上げるようなということで販売戦略会議も開いたところでございます。

ただ、頑張っているところは頑張っておりまして、ここにいらっしゃいます新生のミカン団地等については、県の認証制度をいち早くとられまして、非常に頑張っておられる地域がございまして。そしてまた、キンカン等についても有望な作物というようなことで、非常に頑張っておられます。

私どもとしましては、それぞれ今年度皆様方にお示ししましたように、いきいきプランなり、農業所得の振興等についての計画を策定しまして、目標数値を掲げながら年間の振興計画を進行管理をまたいたしております。

そういうことで、何年後にはどういう面積を持ってどのぐらいの所得を上げるということをして150人農政に携わる職員が役場、それからJA、それから振興局にいますけれども、その職員が一丸となりまして、その目標に向かったプランをつくって進行管理をしながらチェックを年2回ほどやっております。

そういう中で非常に厳しい面を持っておりますけれども、おっしゃいますように、たばこの対策なり、米の所得の安定なり、それぞれ野菜の市場の暴落なり、それぞれ理由はありますけれども、私たちの町としては基幹産業は農業ということから、どうしてもこれを前向きにとらえながら、少しでも所得が上がるような施策をもって一緒に知恵を出し合いながら頑張っていきたいと思っております。

市来議員さんのおっしゃいましたように御提言をいただきながら、また関係職員と打ち合わせながら、今後とも進めさせていただきたいと思っております。

○市来 修議員

今経済担当の副町長のほうから答弁がありました。このさつま町農林業いきいきプラン、これも私も見せていただきました。ここにありますが、これから重点7品目、これの栽培面積も増やしていくんだというのがありますよね。いいことなんです、これ。

しかしながら、いいんだけど、ここに出てくる品物は、全国どこでもつくっておる品物。反収面積を増やしていただいてもいいんですが、これは全国と競争せにゃいかない。生産はできるんですね。これをどうして販売するかちゅうことなんです。

そして先ほどから申しますとおり、豊作でありゃ値段の暴落、痛みを受けるのは農家なんです。つくる人なんです。ここらあたり非常に厳しい点があるんじゃないかとこのように考えるから、特産品を開発したらどうかという。農産物を使って、そして加工食品をつくらどうか。それには、今までやってきたんだけど、これはという町外、県外に出せるような商品開発はできない。これだから外部からノウハウを持った人を入れて、そして徹底して特産品づくりに実験研究をさせて、これが商品化すれば、それに使った予算というのは、何十倍、何百倍としてかえってくるわけです。

そうすると販売になると商店街が非常に今冷えておりますから、販売は商店の人たちにやってもらうと、そういう道も開けてくるはずですから、私はここであえていう特産品開発はどうですかと、こうして問い質しておるわけですが、また外部からノウハウを持ったような、外部でなくていいんですよ、そういったノウハウを持った人を入れて、その部署をつくって、ここで実験研究をさせるような考えはどうですか。この点について町長の見解を伺います。

○町長（井上 章三君）

お考えはなるほどと思ったところですが、特産品を研究開発して、それを軌道に乗せる。それが爆発的に売れるというふうに当たるというのは、これは相当のいい条件がそろわないといけな

いということもございます。

それで、今までもいろいろと検討された時期もあったりしたと思うんですが、またそういう点で何かこれはいけるんじゃないかというようないい案がありましたら、ぜひお知らせいただいたり、勉強さしていただきまして、部署を先につくってやるべきかどうかということについては、ちょっとまだどうと言いくいところがありますが、そういう点でのいろんな御意見、そしていろんな情報というのは歓迎いたしますので、ぜひまたこれからも聞かしていただきたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

今、市来議員さんのほうから言われましたことに対しましてですが、農家所得の向上につきましては、今ゴボウもトマトもカボチャも捨てる部分が多いということで、いい品物しか市場に出荷できないと、あと残りは全部捨ててしまう。それにつきましては、環境にもよくない。

そして、お金にもならないということで、今21年度に補助事業を使いまして、トマト、そしてカボチャ、ゴボウについてはカットをするなりして、最後まで製品、お金になるように、おかしかゴボウでもカットスライスをするとか、そして一次加工までして、二次加工は企業とか、経済連とか、そういうところで商品化してもらおうと。とりあえずなんもかんも捨てないような方向検討しているということで、今農協と役場のほうで詰めているところです。

それから、もう一つ特産品の開発につきまして、商品化の開発、今いちき串木野市なんかやっておりますマグロラーメンとか、ポンカンカレーとか、ああいう地域の特産品を使った商品、ことしは本町でも計画をしております、一応10月に料理コンクールということで、それがいい商品ができましたら、町内の旅館、それからそういう飲食店のほうでも活用してもらって、地域から発信できたというところで進めておりますので、今議員さんのほうから出ました内容とはちょっと違いますが、何とか農業の活性化のほうにそういう方向で検討中でございますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩をします。再開はおおむね2時45分とします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。市来議員。

○市来 修議員

先ほど農政課長のほうから作物の規格外のもう捨てる部分、これを有効に使うという話がありました。まさにそれも非常に私はそういうことはやるべきだと思います。先般農協に行って、ちょっと話をしておりましたら、農協のほうもそう言っておられました。規格外れの野菜を何とかお金にする方法を考えてもらえんのかいと、それは加工食品にせんにゃいかんというような話をしたわけです。そういうことです。

そういうところからこつこつ入っていただいて、これをもっともっと輪を広げて、農作物で材料にした加工食品、こういうのがどんどん増えていきますと、これが農家のほうの所得に入っていきますから、必然的に先ほど申します町税も上がってくるわけですから、ちょっと私のタイトルと私が話をするのが、ちょっと歯車が合わなかったかもしれんですけど、その自主財源、歳

入を確保するためには、そういう経済対策から入っていかないと、町税も上がってこんのよというのを、私は述べたかったもんだから、そうして経済のほうに入ってきたわけでありまして。

そこでまだ発展、これから先の展望はちょっとつかめんとですが、ここに町民所得の推移というのが、平成8年9月に作成されたものがある。これは皆さん方もお持ちだと思います。これを見ても、どうしても農業所得がなかなか潤わないと、このあたりなんですね。しかし、基幹産業は農業だ、農業だといいいながら、どうしても所得が上がってこない。ここあたりをどうするかということも考えて、今こういう農業の振興についても話をしたわけでありまして、そういうことでもあります。

そこで、ちょっと一つ紹介したいんですが、耕作の事例としてNHKのラジオ番組の深夜放送でありました。心の時代という番組で、埼玉県の上里町ですね。ここはちょうど茨城県との県境になるところのようではありますが、この諏訪さんという方は、役場、JAに相談をされて水田9反歩、畑1町数反だったんですが、これを集積されて無肥料、肥料のかわりに落ち葉を使っておられるようであります。そして無農薬、この栽培で出荷はデパート、生協、個人への通信販売、これを生産直売をされておると。結構農業で家計が成り立っているというような話であります。ちょうど1時間ありました。

こうして自分なりに試行をこらして努力すれば道は開けるわけです。そういうことをつくづく私も考えたんですが、この本町の歴史を振り返って見ますと、農林業からできた町であります。一口に申しますと、町があるから仕事ができるというような地域性になっている。人口が今後減少していきますので、仕事も少なくなり、町も小さくなってまいります。

今後の展望としてイメージチェンジであります。それは、先ほど申しました町があるから仕事ができるのではなく、町をつくるから仕事が生まれてくるんだということ、そのためには効率のよい第二次産業、製造業の町おこしであると私はそう思います。

そうすることによって、材料をつくる人、工場で働く人、できた商品を販売する人が必要となり雇用ができ、定住にもつながってまいります。

成功させるには、一つとして消費者のニーズに答えられる商品開発であり、町外及び県外に出荷し、町内に金を持ち込み、保有高を多くすることによって地域の経済は発展し、必然的に自主財源、歳入の確保になってくる。

こういう私は理屈がはいえるんじゃないかと思いますが、そこで農業は、先ほど申しましたように、どうもこの所得が上がらんと、後継者がいない。しかしこれは、農家というのは非常にこれからも大事ですから、私が知るところによると、日本でできる食糧は40%なんだと、60%は輸入なんだと、このような状況であるのに農家が潤わない。値段がたたかれる。後継者がいない。

こういう時代に入っておりますから、どうか私が先ほど申しました、何とかして農産物を使った加工食品、そして特産品、そういうことをもう一回見直して、原点にかえってもう一度我が地域を見直してみようというそういう考えは町長どうですか。

○町長（井上 章三君）

今新しい町でのこのいろいろな取り組みというのは、まさにそういうことでもう一回地域を見直し、あるいはまた今生産しているいろいろな農作物がございまして、それに対しても見直しながら目標を立てて、そして新たな生産を上げていくような取り組みをしようということで、いきいきプランもつくったということでもあります。

見直しは、本当にいつもいつもやらなきゃいけないことであると思っておりますし、農業で所得をどう上げていくかということは、これはもう私たちも本当に課題だというふうに思っておりますので、また今後ともいろんな情報を教えていただければと思っております。

○議長（濱田 等議員）

市来議員に申し上げますが、ひとつこの提案をしてある通告に基づいてひとつ質問をしてください。それに対して当局もスカッと答えられるような質問をされたほうがいいんじゃないでしょうか。どうぞ。市来議員。

○市来 修議員

私の策は今申したとおりでございまして準備をしておりませんので、これで質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、25番、川口憲男議員の発言を許します。川口議員。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

3時になりますと私の時間というところが毎回あるようですけれども、通告に基づきまして、少子化対策について町長にお伺いいたしますが、以前、健康づくりで質問したときに体操をする。ちいった3時ごろでもいいから、簡単な体操ができるような方向を考えるべきやないかとかいうようなことを質問したときがありましたけれども、それから、今庁舎内では8時20分に職員に体操が行われていると、非常にいいことなんですけど、もう少し我々が質問をしているわけですから、そこじゃ当面考えてないということが、庁舎内でひそかにできてきたと、それを今後は町民の方々へも普及していくでしようけれども、やっぱりこういう質問をするわけですから、大いに結果もお示ししていただきたいと思います。

それでは質問に移ります。少子化対策は、町の振興策の大きな柱と考える。子育て支援策など施策を講じられてきたが、人口減少の歯どめがきかない状況である。同僚議員の一般質問にもその危機感が多く質問がなされています。この時期、さらなる施策を講じていくことが将来、町の未来に悔いを残さない大事なことと考えます。

1番目に、少子化対策は、町の振興につながる国・県に頼らない、さつま町独自の対策に取り組む考えがあるのか、2番目に、さらなる施策を講じ人口増を図り、町の飛躍を目指す方向策を持っているのか。以上、2点について町長にお伺いいたします。1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

川口憲男議員の少子化対策について、一括して答弁いたします。

少子化振興の要因には、晩婚化、未婚化に加え、子育てに対する経済的、精神的不安の増大による出生率の低下や不安定な雇用環境など、さまざまな要因があります。一方、少子高齢化時代を向かえ、子育てや介護に関するさまざまな問題も起こっており、大変厳しい現実社会に直面しながら、問題解決や対策に取り組む必要があると思っております。

まず、未婚者対策として、ことし8月から鹿児島市のあいろ一どというNPO法人による独身、または離婚者の男女の出会いをサポートする活動が本町で行われており、町といたしましても側面から支援を行っております。

また、県の直接委託により県地域女性団体連絡協議会が結婚相談、紹介等の支援を行う世話やきキューピット事業を県内全域で実施することになり、本町でも8人のキューピットという世話人が委嘱される予定でございますが、今後県下で300人のキューピットによる全県的活動が展開されるものと思っております。本町としても今後両事業との連携を図りながら支援を起こっていきたいと思っております。

次に、子育て支援としては、大変厳しい財政状況の中、町独自で第3子以降に対する「すこや

か子育て支援手当」と保育料の軽減を行っております。

保育料につきましては、保育児童1人平均、年間約100万円の措置費となっております、このうち国基準による保育料は約32万円ですが、町独自の軽減によりまして約21万円に引き下げ、保護者の負担を3分の2に軽減しているところであります。あわせて、今後も待機児童を出さない総合的な定数管理を保育所と連携して行ってまいります。

また、保護者の勤務体系や家庭事情に応じたさまざまな特別保育事業を実施する一方、在宅の子育て家庭に対する育児相談や育児サークルも実施しながら、地域の民生委員、児童委員等々もネットワークも強め、児童虐待防止等の見守りなど、児童の健全育成と子育て家庭の支援に取り組んでまいります。

また、新たに県と市町村が共同で子育て家庭を支援する「鹿児島子育て支援パスポート事業」を、本町も11月から実施してまいります。これは妊娠中、または18歳未満の子がいる世帯に対し、町内及び県内協賛店舗が割引等のサービスを提供する事業で、地域全体で子育てを支援していくものでございます。

このほか、母子の健康増進や教育環境の整備、男性の育児や教育を含めた親としての積極的なかわりの推進、少子化の歯どめとなる人口増及び定住対策として、企業誘致や地場産業の活性化、住宅団地の整備等への一層の取り組みを進めてまいることしております。

なお、少子化対策につきましては、本年6月閣議決定しました国の経済財政改革の基本方針2007で、国や社会の存立基盤にかかわる最重要政策課題として、平成19年度内に重点戦略を策定し取り組みを強化することとしておりますので、今後本町でもそれらの動向にもらみながら、総合的な少子化対策を進める上で、関係機関、関係課との連携を図り、安心して子供を産み育てることができるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○川口 憲男議員

町長に答弁いただきましたけれども、今の答弁、全く3月議会ですか。同僚議員が一般質問しまして、少子化に対することを質問しております。全く答えが同じなんです。そこで私が質問したのが、国、県に頼らないさつま町独自の対策を取り組む考えはないかということだったんです。

それが全く同じような答えがかえってくるわけですから、全然その後新たな施策がないということだと思えます。

その中にありまして、町長自身がこの少子化対策というのは、大きなまちづくりの大きな課題であるということをおっしゃっています。このことは今でも承知されておられますか。どうですか。

○町長（井上 章三君）

大きな課題だと思っております。

○川口 憲男議員

先ほどの市来議員の中にもありましたけれども、高齢化、少子化の対策の中では、財源というのが非常に大事になってくると、それをいかにしてこういう財源に持っていくかということもありました。きょうの同僚議員の質問を聞いていろいろあります。例えば、町長、副町長の退職金の問題もございました。そこあたりはどれだけ削減したら、それがどれだけ使えるかということもございます。

その中にあって、もう一つ、林務のほうで財部町だったですかね。根占町だったですかね。町有林の調査に行っております。その中で町有林から除間伐をし、その補助金が幾ら入ってくるかというような対策もしております。

さきの市来議員の話じゃないですけども、歳入の中のそういうふうにして、いかにして例え

ば、財源を確保して、その財源をどこにどういうふうを使うかということが大事だと思います。

さつま町には800町歩の山があります。町有林があります。もちろん手入れをされてない自然林といいますか、雑山もありますけれども、人工林もそれ相当のがあります。そこを年次的に手を入れていくことによって、財源というのはおのずと、少しではありますけど入ってくるわけです。そういうお金をどういうふうに使っていくか。

それから、ちょっと名前があれですけども、女性団体のおごじよ会、あの方々も財政についての町に対する答申をされております。例えば、3つの福祉の費用ですね。相当、町の一般財源の持ち出しがございます。ある雑誌か何かだと思んですけども、元気な高齢者を育てる。それから、高齢化社会をつくる。元気な老人を育てる。こういうことがございました。

だから、この費用の例えば1鉢なり、0.5鉢を元気な方々育てたときに、どっひこの財源が浮くか、先ほど体操のことを申し上げましたけれども、健康づくりのところで体操のことも申し上げました。

そのときにもこういう財源を、財源といいますか、こういう費用をどういう方法を使ってどれだけ減らしたら、その費用がその別な方向に、あるいは今必要なところに回せるかということも私質問したと思います。

少子化の問題は、高齢化と並んで大事なことですけれども、高齢者を支えているのは、若い人たちがいないと支えられないわけですから、今の方々というのは、表現の仕方に語弊があるかも知れませんが、40代、50代が多い時代はいいと思います。

しかし、我々がここにいる大多数の人間が75、80になったときには、今の20代、あるいは15歳、20歳、25歳の人たちがその支えをしなくちゃなりません。

その人口が急激に減っていく。また、その次の今の小学生、中学生。町長も日曜日の日に10何カ所か小学校を回られて重々わかっていらっしゃると思います。非常に子供たちが減りますけれども、そのつけがどこに来るのか。それは、町の活性化ちゅうか、町の生きる道につながってくるんじゃないかと思います。

道州制もおっしゃいました。当然人口減も、財政減もそういうところにきます。我々の町が独自にいろんな施策を講じて、どこの町にもないまちづくりをしていくには、この少子化にはいろんな手を尽くさなければならぬと思いますけれども、町長は再度そういうような考え方の方向性をお持ちなのかお聞きします。

○町長（井上 章三君）

いろいろ言われましたので、ちょっとこう整理がつかなくなったんですが、この人口減少に対する今後の対策、少子化対策というのは、これは大きな課題だと私も思っておりますし、それで子育て支援というのは、前からこの件はどういう努力をしているというのは前から言っていました。

しかし、子育て支援だけで子供が増えるというふうになかなかまいりませんから、先ほども申しました何とか独身者対策というんでしょうか、結婚対策などがもう少し有効な方法があり、進んでいけばいいがなあと、前から思っていたところではありますが、先ほど言ったようなNPO法人の活動が出てきたり、世話やきキューピットの事業が出てきたり、また、このある地域では、結婚のサポートセンターというのを作って、そして、広域的な行政でそういう取り組みをしているというような動きもニュースとして入ってきております。

我が地域として、今そういうような動きでもはじめておりますけれども、どういうことが可能かなというのを今検討をしているところでもございます。

いずれにしろ、この少子化問題をどうするかということは、なかなか難しい課題ですけれど

も、前向きに検討してみなきゃいけない課題だと思っているところです。

○川口 憲男議員

町長は前向きに検討されることを評価したいんですが、評価はしたいんですけども、前回のときもそういう言葉が出てますし、私が言ったときにもそういうふうにしていきたいということは言っておられました。

しかし、この少子化というのはそんなに時間を置けない考え方だと思うんですよ。私が言ったときは1年ぐらい前ですから、それから、同僚議員が言ったときは3月です。

そしてまた3回、今ですけども、一つの例に、大島の県立病院に産婦人科医が4人おったのが2名になるという情報が、もう新聞等で皆さん御存知だと思いますけれども、そういうふうになってきました。

私たちが旧鶴田のときに、鳥取県ですか。羽合町というところがありまして、そこにまちづくり、合併と、それから、3町の様子をうかがいに行ったときに、その1つの町が東郷町だったですか。そこのところが対策を講じておられたのが何だろうかということで調べました。

非常に若者の人口が増加したという状況を聞きました。合併調査に行っって、若者が定住が多くなったということを聞きました。保育料がその隣接の町よりよりか1,000円か安くしたら、どっとその町に若者が寄ってきたと。住宅が足りない状況になったということもございます。

午前中の一般質問の中にもありました。「いまごろ細んかこと言うちよったち、やっせんたち、ふとかことせんにゃいかん」という町長の答弁がありました。小さなことを片づけて、これからこれからちゅうようなのをしていくことを、何かにつけていかないことには、前には進まないと思います。

以前、「隗より始めよ」という言葉を町長に申し上げました。これは小さなことから始めれば、それが大きく輪を広げるということです。一つに、その県立病院の大島病院が産婦人科の医師が4人おったのが2名体制になったと。町長のその町村会長会という肩書き、あるいは病院の先生方とのつながりとか、確かに産婦人科医を確保することは、ものすごく難しい状況にあるそうです。

医学部の生徒もいないというようなことですけども、そういうところを何かよか方法はないんだらうかというて検討していくことに、例えば、医師会に産婦人科医ができたということであれば、今恐らく町内のほとんどの若いお母さん方ちゅうか、子供をお会いしますと、川内、鹿児島、大口、そういう近隣の町に行ってます。

小さなことを町長が訴えていただいて、一人でもいいですから、それから、たった一つある相良病院の先生方の意見を聞いて、あそこも子供を連れて行きますと、非常に熱のある子供が長く待たされてどうこうというのがございます。

さつま町には子育てのいい推進の方向性というようのはこういうところですよと、医師を招へいすることには、お金を使わにゃいかんですけども、そういうことも一つも案じゃないかと思えます。

そういうことも考える中で、町でこの子育てに関する先ほど出会いの場とか、それから何て言いましたかね、キューピットのいうようなところがありましたけど、そういうような話し合いまでする町長の諮問機関でもいいと思うんですけども、そういうような町内の人たち、いろんな人たちが集まって将来子共たちを増やす、あるいは少子化を一人でも二人でも増やす方向性。町の人口が200何人ぐらい減ってます。その現状を2万5,000人に回復するための施策はどういうことがあるか、というような町長の諮問機関でも、委員会でもいいと思うんですけど、そう

いうプロジェクトを一つつくって、長時間かけてもそういう議論するという考えがないか、ちょっと町長にお聞きします。

○町長（井上 章三君）

急に言われましたので、すぐするとかしないとかという話にはならないと思いますけれども、検討課題ではあると思います。

○川口 憲男議員

町長、検討課題なんですけど、やりたいとか、町長、それいい考えだなあとか、今後そういうことをしていかなとというような、町長が少子化の問題が大事であれば、次第にそういうことも将来的に考えにやいかんのじゃないかという考えがあれば、これは議会に諮る必要もないし、あれもないし、ちょっと町長の考え方的にこういうあれは、皆さんはどう考えますかねちゅうような考え方の委員会ですから、委員会といいますか、会合ですから。私はすぐにでもできると思うんですよ。

ただそれだけ今おっしゃったようにただ検討するだけですから、いかに少子化に対しての意気込みがないかということしか我々にはとられないですね。本当に少子化が大事で、この町の人口減を食い止めるには、小さなことからうったんにや町長できないと思うんですけど、再度お伺いします。

○町長（井上 章三君）

いろんな発想としてはいろんなことがあると思うんですけども、今本町が特に少子化対策ということに関連して力を入れて取り組んでいるのは定住対策という形で、若者の定住をいかに増やしていくか、そのために雇用の場をいかに拡大するかということに対して、力を入れて取り組んできている。これは皆さん御承知のところであります。

その点においては、比較的効果が生まれているという中で、さらにいろいろと努力をしているということではありますが、先ほど言われましたように、いろいろな考え方というのはあると思いますが、あれもこれも簡単にやれるというわけにもいきませんので、また、関係課とも検討しながら、少子化対策ということについてのまた検討はしていかなきゃいけないと思っております。

○川口 憲男議員

回りくどく関係課に回してないかいという、自分の腹積もり一つなんです。町長、これは。町長がやる気を出せば簡単にできることなんです。関係課、その中で、例えば、さっきおっしゃった若者の定住だったら企画課を加えたり、その課。それから、すこやか長寿課、福祉課、そこらのいろいろな方々を寄せてもいいし、今は町内にいらっしゃるいろんな仕事のなところもいらっしゃると思います。学校の教育の場とか、あるいは福祉をされてる場とか、保育園の方々とか、自分が知ってる方々を寄せて、皆さんは少子化に対してどういう歯どめがあると思いますか、ということをお聞きされたらいいと思います。

町長は、先ほども言葉の中に、まださつまはそれほど逼迫してないとかおっしゃいました。例えば、定住促進も若者の定住促進も進んでいるということをおっしゃったんですけど、現実に町民の人口は減少してますがね。その効果が出ておればどんどん上がってると思いますよ。

例えば、先ほど議員の質問にもありましたが、ことしの4月前、平成17年の3月31日に2万6,381人あったのが、8月には2万4,907人、こういうふうに見えて減ってますがね。たった2年間でこれだけ減るわけですから、これから2年間を経たらまた減るとような、そういう急激な可能性はないと思いますけど、それも定住の効果が出てきているとか、あるいは工業団地誘致の効果が出てきているということがありますけれども。

高校生が卒業をしまして何かが町外に出ていくか、県外に出て行くかということは、もう数

値的に出てると考えますけれども、そこあたりがなぜなのか、何の対策が足りないのか、うちの町を何を講じてればいいのか、そこあたりをもうちょっと、身内ちや怒られますけれども、自分がこうあれっとする方で、あんたどう思いますかということは、私は聞いているいろいろ会をつくってされることもいいことじゃないかと思えます。

町長は検討される、検討されるということをおっしゃいますから、宮之脇副町長は総務の関係で、そういうところは人口増に対してはどういうふうを考えられますか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいま御指摘の件につきましては、従来から問題になっております。確かに、人口の減少時代に入っているということで、全国の各過疎地については大変な状況にあるようでございますし、また、集落についても、先ほど日高議員のほうから出されましたように、集落崩壊というような問題もあるようでございます。

確かに、この定住対策というのは非常に大きな課題となっております。私も町長から支持を受けまして、このキューピット事業についての対策というのを、現在いろいろ企画課と調整しながら進めていこうということで、話し合いも行ったところでございますが、女性団体のほうからも提言書をいただいております。それらに基づく対応を今後どうするかという課題等がございます。

さらにまた、定住促進のほうでは、先般企業誘致懇話会、立地企業懇話会ですが、いわゆる企業の方々、学校の方々、そしてまた行政、この産学官、同時にいろいろ意見交換会を行いました。

この中で現実にありますのが、例えば、薩摩中央高校の例をとってみますと、90歳に近い以上の方というのが地元に残りたい。町内に仕事を見つけないというような希望があるわけでございます。

そういう環境の中で、今回も日特さんが40名を超えるような新卒を採用していただくと、来年の4月採用になろうかと思うんですが、そういう雇用環境の確保というのが、非常に大きな課題であるかと思えます。

やはり定住促進というのは、若い方々が残っていただかないと、現在の本町の人口減というのは自然減であるかというふうに考えております。社会減というのは、当然いろんな雇用環境というのが一定程度改善をされておりますので、ある程度の条件というのは整いつつあるわけですが、自然減というのは、高齢化率に伴いまして、これは高まってくると。

これは、全体的な人口増対策というのをどうするかという問題については、従来から申し上げておりますように、若い方々、これからは生産人口として一躍を担っていただく、こういう方々の定住促進というのが、最も大きな課題であるかというような考えでおりますし、それにはまた、特に農業関係では、後継者はいらっしゃるんですけども、未婚者が多いというような悩みも聞いております。

こういう婚姻の対策、あるいはまたそういう若者を含めた定住対策、こういう問題も総合的に検討をする会議、そういうものをできれば実施をしていきたいというふうなふうに考えているところでございます。

町長は余り言われませんが、そういうことで私も支持を受けておりますので、これらについてまた真剣に取り組んでいく必要があるだろうと思えますし、また、先ほど言われましたように、産婦人科、あるいはまた保育料等の問題、これは財政等の問題等も十分、財源等の問題等もあるわけでございますが、こういうものも調整を図りながら進めてまいりたいと、実務的に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○川口 憲男議員

町長、この出生率とか、例えば、少子化を克服した町村というのは、もう議員の人たちもいろいろ勉強されてますから、全国いろいろあります。ものすごく伸ばしたところもあります。先ほどおっしゃったように、工場誘致とかいろんなことをせんでも、人口を伸ばされたところはたくさんあります。

ここでそういうことを一々述べる必要もないだろうし、もう副町長のお答えにもありましたように、いろいろ対策も講じられているようなことをされてますけれども、さらに、先ほども題材で申し上げますように、どこにも県とか、国とか、県とかいう施策は、さっきも言われましたように、米丸議員のときの資料を取っとるんですけども、全く同じような施策、国と県と同じような施策しか出てません。

だから、町として「さつまは違うね」というような対策とか、施策が必要じゃないかと思っております。

市来議員の質問の中に、今さら政策の議論をしているときはない、ということをおもちょこつと聞いて憤慨して質問しいやろうかいねと思うんですけど。町長と議会の場合は、政策論争しなければ議会じゃないわけですから、そのところで一つでも我々は町政に、あるいは町の発展のために、自分が述べた勉強したことが、町政に生かされるようなことで議論をしているわけですけども、そういうのがあんまり見えてこんのが非常に私は不愉快です。

もうこれは、日本の問題じゃなくて、国もイタリアとか、ロシアとか、ああいうところもこの少子化で悩んでいるわけですよ。ヨーロッパを回られたから、そういうところは重々わかりますでしょ。実際、小さな村でも国の施策で、例えば、国が146万ばかり1年にやると、しかし、ある町はそれだけは足らないと、町もそれだけ出すというような施策もしているわけです。

よその町にないような施策ちゅうか、いろんな工夫をしないと解決できない面があると思います。

確かに、今産み育てるには費用もかかります。たしか私が聞いたところじゃ35、6万かかるということで、非常に若い人たちがその出費にも苦しんでいます。

その中の費用を、例えば、国の21万に対して町は32万ぐらいに引き上げてると、そして保育料も、確かに孫を持つ身ですから、その辺のところも重々わかるんですけども、貢献していただいているということなんですけれども、これでいいのか。少子化はこのままでいいのか。この町はこれでいいのか、これだけ人口減少が続けば、この政策でいいのかという感じるわけです。

だから先ほど申し上げますように、新たな政策をすとなればいろんな人の方の考えを聞くと、そしてどれが一番どういう方向を持っていくかということだと思います。若者がおらんにゃ出会いの場をつくっても一緒ですよ。町長。キューピットをどひこ呼んで来たって若者がおらんにゃこんですよキューピットは。そこあたりはまず、だからそういうふうにして、まず若い連中を寄せることも一つの方向性だと思います。

そういった意味でちょっと頑張って、その子育て問題にしていきたいと思います。

きょうはちょっと強く申せば中学生まで、あるいは医療の無料化、こういうところもとってます。うちのほうも全額ということをおいせんけれども。それから、保育園児の2人目以降の所得にかかわらず無料化できないかと、ことを強く要望したかったんですけど、財政的なことを考えたり、なんかしたりしたらちょっとできません。

先ほど申し上げましたように、元気な高齢者、元気な町をつくれればそういう福祉の財源の中から、何鉢からは、0.5鉢でもいいし、1鉢でもいいし、そしたら億に近いお金が浮くわけです。

先ほど申し上げました山の町ですから、町有林を活性化。少しずつ木の値も上がってき

てます。そうですね。経済副町長。だからこの先はいい方向にいくと思います。そうしていけば環境的にも地域環境的にも貢献する町になってくると思います。

先ほどにもありましたように「頑張る地方応援プログラム」、財政課長にこの金額をこっちに、頑張るところにちゅうたら、川口さんいろんなところを持っていかんと、それには国も銭は出さんぞとち、いいやっただすから、まずは我々が何をするかだと思います。

ぜひ町長、手始めにその支援委員会ですかね。名前はまだ私も考えてませんでしたけれども、少子化対策のプロジェクトチームでもつくっていただきまして、随時何がいいか検討されまして、この人口減に歯どめをかけられるように要望します。

以上で、私の質問を終わりますけど、最後に、町長、その意気込みを再度お聞かせください。

○町長（井上 章三君）

この少子高齢化という時代の中で、人口減少をとめるということは、これはなかなか難しい問題がございます。黙っててもその人口が増える地域も立地条件的にはそういうところもありますが、大多数はあるいは全国的には、これはもう先ほど出ましたように自然減という中で日本はどんどん進んでまいります。

そういう中で、今本町なりにこの少子化対策として、この定住対策あるいは子育て支援ということを中心に取り組んでおりますが、これにさらにまたできれば若い人たちで結婚したいと思っている方々もたくさんおられます。

そこらを何か結びつける道はないだろうかということも考えながら、もう少しこの少子化対策を実効性のあるものを探ってまいりたいと、そういう点での内部での検討はやってるわけですが、これからも続けてまいりたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

次は、26番、内之倉成功議員の発言を許します。内之倉議員。

[内之倉成功議員登壇]

○内之倉成功議員

きょう私は最後の通告者になりましたけれども、後ろにいらっしゃる公民会の皆さん、また、それぞれの関係者の方が傍聴に見えられてると思いますけれども、私はこの集落の皆さんの御意見を代弁するという意味で申し上げます。

また、私の主観も入ってくるかと思っておりますけれども、今後の畜産行政の中で、ぜひ公害と畜産が両立できるような体制というのをぜひつくっていただきたいと思っております。反対のための質問じゃありません。ただ、私は今回の場合については、余りにも唐突な中でこういう相談事が入ってきたということで、部落民は驚いているわけです。

1点目の畜産公害について、農業振興策の中で畜産の多頭飼育が進められている。畜産公害に対する地域住民の苦情に対して、今後どのように対応していくのか。2点目として、農業振興地域の見直しはいつごろになるのか、主要道路沿いを除く考えはないか伺いたい。この2点について質していきたいと思っております。よろしく、1回目の質問をこれで終わります。

[内之倉成功議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

内之倉議員のほうから、まず第1点の畜産公害についてということで質問が出ております。お答えしたいと思います。

現在、佐志地区に大型の豚舎建設計画があるわけですが、建設を計画しておられる畜産農家では、現在までに関係公民会役員との協議、5月23日と24日に各公民会での説明会、7月1日

に入来の類似施設の視察を行うなど、地域住民の理解を得られるよう努力されてきたという経緯があるようでございます。

しかしながら、本議会に陳情書が提出されたというごとく、地域住民の間には、水源への影響、汚水流出への懸念などを含む環境汚染を心配し、最初から建設反対の感情が強いようであります。

この土地はもともと町有地であったところを売却したものであり、そのときの売買契約条件として、特に農業用に使用すること。それから、指定用途の変更に際しては地元の承諾を得ることの2点を付記した契約を行っております。

今回の計画の施設は、そういう点ではまさに農業用であり、農業振興に寄与する施設でありますから、この1点目はクリアしてるんだろうと思います。あとは、この施設の内容が、地元の理解と同意を得られるか、同意を得るに値するものであるかが、問題となってくるんだろうと思います。

町としては、地域の将来を考え、また地域づくり真剣に考える住民の皆さんの気持ちを大切にしなければならないのは当然であります。と同時に、畜産部門の振興は、本町農業の、また一番肝心な部分でもありますだけに、農業振興の立場からは規模拡大を図ろうとする畜産農家の支援をしていくということも重要な課題であります。

大規模な畜産施設という、今まで環境公害が問題となり、周辺住民に歓迎されにくい面がありました。今日では畜産農家も相当の努力をして改善を図ってこられています。その努力に対しては、地域の皆さんにも冷静に、また、公平に理解してもらわなければならないと思いますし、問題は今回の計画されている施設が、地域に容認それ得る範囲のものであるかどうかであると思っております。

それだけに、畜産農家には周辺住民にしっかりと粘り強く説明をしていただき、そして理解を求める努力をしていただきたいと思いますし、同時に地元の皆さんにも十分に説明を聞き、十分な調査と協議をしながら判断していただきたいと思います、こう思っているところでございます。

それから、2点目の農業振興地域の整備計画の関係についてであります。

現在の農業振興地域整備計画は、市町村合併に伴い、平成18年6月に策定したのですが、これについては現況の基礎調査踏まえたものではなくて、基本的には旧町の整備計画をそのまま統合したものとなっております。

そのため、平成19年度の施政方針におきましても、本年度から着手検討したいと述べたところでありますが、中山間地域等の直接支払い制度の後期計画が平成17年度から平成21年度、そしてまた本年度より始まりました農地・水環境保全向上対策が平成23年度までの事業となっております。これによる対象農地が農振農用地であり、期間内に見直しによる除外を行うとさかのぼって補助金の返還ということが生じてまいります。

農業振興地域の整備計画にかかる農用地区域等の見直し作業につきましては、これまでも2、3年は期間を要しておりましたので、このようなことを踏まえ、今年度から平成21年度にかけ、一筆地調査等の基礎調査を行い、平成22年度に策定するという計画を立てているところであります。

次に、主要道路沿いの農振農用地について、区域から除外する考えはないかということであります。

農業振興地域整備促進法の趣旨としましては、良好な農業生産環境を守るという基本的な考えがあります。しかし、一方では、将来的、全体的なまちづくりや町の振興発展という観点から土地利用を考えていくことも重要であります。

このため、計画の見直しにあたりましては、農業生産環境の維持保全や農業振興を図るとい

うことを基本としながら、あわせて全体的なまちづくりを考慮し、総合的な検討を踏まえて見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

[町長 井上 章三君降壇]

○内之倉成功議員

今町長のほうから2項についての答えがありましたけれども、1点目の問題についてから質問していきたいと思います。

この畜産公害ということで、今先ほど申し上げたわけですけれども、このさつま町には多くの畜産に限らずいろんな大きな農場ができてはいますが、この中で本当に地域住民の苦しみを聞いて行政として、どこまで指導して回っているのか、そこいらは今後やる気があるのか町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

申すのは、とにかく山崎地区、虎居地区、屋地地区、鶴田地区、薩摩地区、町内各地にいろんな公害が発生しているわけですけれども、それぞれ家畜保健所などからいろいろ指摘があるようでも、その指摘を受けたときは、それぞれ一生懸命みんな努力されているようです。

しかし、また時間を置くとまた元に戻ると、このイタチごっこが行われているということは、これ私一人じゃないと思います。

すべての住民がこの公害に対しては、苦情を申し立てているわけですけれども、なかなかそういうのが確実にやられていないと、先ほど町長がおっしゃったとおり、畜産を進めるということは、私は反対ではありません。やはり、この農村地域において畜産を徹底してやらなければ、一番効率のいいのは畜産業です。ほかのものについては何やってもなかなかよくできないというのは、もう私が一番理解しております。

そういう中で、本当に畜産をやってもうかったと、住民もよかったと、税収も上がったという、そういう体制ちゅうのをぜひつくっていただきたいと思うんですが、町長のお考えを再度お聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

畜産農家の方々にとっては、このふん尿対策というのが大きな課題となっておりますし、周辺の方々にとっても、これが公害としていろいろな影響を与えていると、課題になっているところがございます。

ただ、なかなかこれが臭いの問題、あるいはふん尿処理の問題等で思うようにいってなかった面がありますが、だんだんとこの野積みに対する禁止というのが法的にも言われるようになり、そしてこの公害的な問題に対して、厳しい目が注がれるようになってきております。

ただ、これには方法もだんだんと改善する方法も開発されつつはあると思うんですが、なかなか一気にいかない点、あるいは金がかかる、いろんなことで思うように進んでないところもあると思うわけでありまして。

いろいろ苦情が出たり、問題が表面化しているところに対しては、いろいろ指導に回ったり、いろいろ努力をしてきた経緯はございます。

そういう点で、今後とも畜産公害という問題に対しては、畜産の振興という問題と非常に裏腹で、また、これをあまり金がかかるような形の要求を出してもまた難しい面もありますし、そこらをどう両立させていくかということでは、簡単にいかない面もあるかと思うわけですが、しかし、今時代としては環境ということが非常に厳しく言われる時代になっておりますから、そこらに対しては、お互いにまた努力をしないといけない面があるんだろうというふうに思っております。

また、その点で担当課、環境課で何かあれば関連して答弁をしたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

今町長の答弁と重複するかも知れませんが、今18年度の農産物の算出額でございますが、約125億8,000万ということであります。うち畜産の部門が74億9,400万ということでございます。そのうちに養鶏が4億2,994万ということでございまして、肉豚が12億1,200万、肉用牛が16億3,000万というようなことでございます。

非常に農産物の算出等からしますと、今議員がおっしゃいますように、大きなウエートを占めていると、町内の畜産というものについては、大きな農業振興という面からは大きなウエートを占めているということは事実でございます。

今おっしゃいますように、公害という問題が畜産公害ということで今お尋ねでございましたけれども、公害ということについては気をつけなきゃいけないということも考えております。

家畜保健所なり、いろいろと関係団体といろいろと情報を収集しながら、公害の防止には努めていると、先ほど町長のほうからもありましたけれども、それぞれ法の規制も10頭以上飼育されている農家等についても法の規制がかかっております。

それぞれ公害、あるいはそういう不安等があった場合、情報が入った場合等については、それぞれ養鶏にしても、養豚にしても、和牛にしてもそういうことで、公害の出ないようにといたしますか、そういう防止に努めるように注意指導は今も行っているということでございます。

○内之倉成功議員

今それぞれ町長、副町長のほうから回答がありましたけれども、私は今回、先ほど町長からちょっと回答がありましたけれども、この農政課と旭ファームよりこの町内田原の宇治ヶ迫の2487の6番地、それから、2487の8番地、蜜ヶ迫の2488の10番地に、旭ファームさんより養豚業の建設を行いたいという申し入れがあったわけです。

それについて、私の集落、仮屋原の集落については、話を聞いて、しかし私たちは上流にあるこの木渋川から流れ出るものについては、どうしても納得ができないと。木渋にしては、とにかくこの水と水稲の水田の水が、ここからすべて補給されている、また利用しているという現状の中で、どうしても水を抜きには、この養豚とは私たちはこのどうしても相いれないと。

そういうことで、今仮屋原公民会と私たち木渋公民会は話し合っ、きょうまで来たわけですが、その中でとにかくどうかやらんといかんと、そういうことで町長あて、家畜保健所あてに決議書文をつくって、そして差し出したわけですが、その中でそれぞれ検討されたとは思いますが、私たちの水田地は、昭和30年に水道組合が設立され、今まで水が供給されてきました。また何不自由なく生活もできてきたわけです。

2番目に、水田は天水田であり、雨水、湧水、暗渠排水のせきとめで、10町歩の水稲がつくられております。また、3番目に、大型養豚場建設で、汚水の地下浸透、流出、悪臭の公害は出ないという保障はない。4番目に、仮屋原公民会は下流であり、水害時、また地震のときに木渋川に流れ汚染されない保障はない。現在でも他の施設から汚水が流れ、水田等は汚染されている。以上、4点からの理由で両集落は署名捺印を行い、なお、田原、前目、穴川公民会の賛同書を含めて反対決議書を提出したわけです。

それに対して、町からと家畜保健所から回答がありました。その回答を見ると、これは私たち住民との話し合えと書いてありますけれども、私たちが心配している部分については、ほとんど触れてありません。

これはあくまでも住民と相手側と十分に話し合ってくださいとあるわけですが、話し合ってくださいといわれますけれども、この町と、それから家畜保健所からは回答がありました。しかし、旭ファームさんよりは何かの回答もありません。

そういう中で私たちは、暗中模索の中でおったわけですが、そのうちに農政課にいろんなことを聞いて、本当にこういうことを我々がやっていいんだろうかと心配しながら、皆さんの声を行政の話も聞き、また、それぞれの今までであった問題もろもろのものをみんなで話し合いながら、きょうまできているわけですが、そういう中で、この旭ファームさんが10月までに、9月いっぱいこれをできなければ、木洪、仮屋原が同意できなければ、10月に入ったら建設の手続きに入りたいと、これを農林課長通じて木洪公民会長、仮屋原の公民会に申し入れがあったわけです。

私たちはまだ一つも「はい、いいですよ」という言葉も言ったこともないし、一回の説明限りでそういう一方的なことがなされて、本当に住民側の考えというものを、町長は考えていらっしやるのか、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この問題に関しましては先ほどもちょっと申しましたが、この町有地を売却するときに売買の契約条件として、指定用途の変更に際しては地元の承諾を得なきゃいけないという条項をうたってございます。ですから、このことは売買契約のときに買われた方々は、認識をしておられるはずですが、そこらの認識がちょっと甘いところがあったんじゃないだろうかという感じがいたしております。

強制的にもうこれに取り組むんだというようなことは、あつてはならないというふうに思っておりますし、これは売買条件に反することになりますから、そここのところは勘違いもあったのではないかというふうに思いますし、ぜひ今言われるように、しっかりといろんな疑問に対して、どこまではどうできるんだ。あるいはどういう施設なんだということを、もっと懇切に説明をされる必要があるんだろうというふうに思っております。

私も今回いろいろと皆さんが心配されておられるという話を聞きまして、この施設がどういう施設なのかということ、入来の方に行ってみました。

それで、その施設自体としては、私は非常に目を見張るような思いがしたんですが、そのふん尿の排水は出ないと、そして臭いもほとんど出ないという、そして、システムの非常に今までの養豚のイメージ、養豚の農場のイメージを一新するような非常にすばらしい施設がそこにはできておりました。

そういう点で、そここのところはよく説明をされる必要があるんじゃないか、というふうに思いますし、またその場合に、本当にその排水的には大丈夫なのか、あるいは水的な、水源的な面においてはどうなのか、100年ということは何においても厳しい点もあるかもしれませんが、もしもという場合はどういうような対策があるのか、ないのか、あるいはその補償ということはどう考えているのかとか、いろんな点で話し合い協議をし疑問をぶつけて、よくそこらは検討される必要があるんだろうというふうに思っております。

そういう点で、内之倉議員の方から説明が足りないという住民の不満があるということが言われる限りは、やはり説明責任というのは、当然あるんだろうと思いますし、それなくして理解を得るということではできないというふうに思いますので、町としては、その説明をもっとしっかりとやってもらうということに対しては、その旭ファームの方にも申し入れをしたいというふうに思うわけでございますし、それと同時に、住民の皆さんも非常に心配をされる余りというんでしょうか、過剰反応をしてちょっと感情的になっておられるところもあるのかなあという感じもいたしました。

以前の旭ファームの今までの姿というのが、非常にイメージとして焼きついていて、今までの経緯はいろいろあったんでしょうけども、今努力しておられるその姿、その農場というのは、ど

ういうものかということ、聞いても耳に入らない、あるいは聞きたくもないと、聞くこと自体がもうこれいかんことだというぐらいに思っておられる方もいらっしゃるということで、結局そこにおいて何か話がつながってない、十分に向き合っていないという状況の中で、いろいろこう思いがふくらんで心配がふくらんで、そしてお互いに何か過剰反応になってしまっているところがあるのではないかという感じがしているところでもあります。

そういう点で、この問題に対しては、町としては契約条件の中に地元の承諾を得るということを条件にしておりますので、ぜひそこのところをしっかりと、もう一回仕切りなおしをしていただいて、そして地元の皆さんもしっかりと徹底的に話を聞いて、あるいは見るところは見て、そしてまた計画のその実際がどうなのかということも聞き、あるいはいざとなったらどうしてくれるんだと、そういうところなども徹底的に話をされて、そうして判断をしていただくということが大切だろうというふうに思っております。

私のこれは個人的な気持ちではありますが、気持ちとしては今回の建設しようとしておられる類似施設を見たときに、これがだめだということであれば、もう今畜産をやろうとする人たちの理解を得られるところは、なくなってしまうんじゃないかと思うぐらいに、これはそういう問題を非常に軽減された施設になっているな、ということは私は感じました。

それはそれとして、よく調査していただき、そしてお互いに向き合って、ぜひ畜産振興ということも町としては大事ですし、地域の皆さんの環境的な問題、そして将来に対する心配というのでできるだけなくなっていくような、そしてその地域の中にまた新たな雇用とか、新たな何か所得を生み出すそういう道が開けていくということは、また活性化にもつながるわけですから、そういう点でよくよくこのところは感情的にならないで、判断していただけたらいいなというふうに希望でしているところでもあります。

○内之倉成功議員

今町長のお話を聞いていると、私は本当に私たち地域の住民が真剣にお願いしているというこのいろんな形の中で、水の問題、この200年来続いてきたこの集落の水をみんなが本当に大事にし、集落の中で生きてきたそういう形の中で、私は今度の施設が全く公害を出さない。また、全くそういう地下に浸水していくこともないという、そういう保障がないというのは、これ私の考えではなくて、すべての公民会員が、本当に地震があっても入らないのかと、台風があっても入らないのかと、そういうことを考えていくと、本当に真剣に考えなきゃいけない問題だということは、はっきり私の地域の集落はそういう問題について話し合いをしたいんですけれども。

今のところ全くそういう申し入れもありませんので、私たちは最初から拒否するあれはなかったんですけども、しかしこれを話をしていく中で、先ほど町長のほうから契約書の問題が、町有地の販売についての条例規則があるということ、なぜこんなに強く進めるんだろうかなということで、何かあるはずだと、何か裏にこういうものの決まりがあるはずだということで、公民会長も真剣になって動いて、公文書の開示の問題をお願いし、そういう形でそれがやっと公民会長の手に入り、問題の中身を調べていくうちに、これは一方的にはできないということがはっきりうたわれています。

ですけれども、町長と私たちとはまだ一回も話したこともないし、また担当課長なり、旭ファームさんとも、全くこの問題について話したこともないし、どういう形で流れがあったのかというのも我々地域住民全く知らなかったです。

ただ知っているのは、農政課とそれから管財、それから地権者ですね。これだけの購入された方しか知らない。

そういう中で、こういう強硬になってきたことだけは事実です。これは私たちが旭ファームさ

んからできたこの問題を聞いて、看板を立てたり、また、それぞれのことをやってきたわけですが、これはじっとしたら必ずやられると、我々の住む場所はなくなると、そういう深刻な状況の中で私たち集落は、それぞれの皆さんが決起し、また10名ずつ、仮屋原10名、木渋から10名というそういう委員会をつくって、真剣に町と渡り合おうと、また、大迫さんとも渡り合おうと、絶対させないという反対決議のもとに、このやってきているわけです。

その中でもうこれではだめだと、本当に文書出して議員の皆さんに本当に真剣に審査してもらおうと、そういうことで請願書を出したわけです。その請願書が9月、陳情書です。9月12日付で陳情書をお願いしてあります。

そういうことですので、私たち公民会は、今後の一つの課題の中で、本当に議員の皆さんがこの条例の約束事をどこまで守っていただけるのか、これを恐らくそれぞれの、これは私が個人的な判断ですけれども、この規則でいくと、あそこに養豚場を今のままではつukれないというのは、これはそんな気がするんですけれども、これはあくまでも法的な段階にならないと考えられませんが、私がとやかく言うあれがないんですが。

ただ、今後の議員の文教にされているようですけれども、これは文教だけでできるのかなとは思うんですけれども、それぞれ総務もいらっしゃいますし、経済委員会の方もいらっしゃいますので、よく話し合っていていただければいいかと思えます。

この条例規則、町長からもはっきり先ほど出たようですけれども、この規則の10条、11条、12条については、はっきり。

○議長（濱田 等議員）

内之倉議員、これは規則とか、条例ではなくて契約書じゃないんですか、そこを直してください。契約書であれば契約書と言ってください。

○内之倉成功議員

間違いました。ごめんなさい。契約書のことなんですけれども、それが14条の中で話し合いがなされているようです。そういうことで用途指定、それから用途の変更、12条で売買土地の変更、14条では買い戻し特約とか、そういう形で売買契約書に結ばれているようですけれども、この問題については、町長の最終的な判断という承認を受けなければならないとなっております。

ただ、11条の中に、地元の承諾というのが入ってます。これをどう解釈されるのか、私たち地元住民としては、この11条をとことんまでやって、今回のこの養豚場の問題については反対だとそういうことに今のところはなってます。

私がここで絶対何が何でもということをおは言いませんけれども、きょうは私のこの質問に対して、皆さんが聞いてらっしゃいますので、また帰ってこれには合議があると思えます。

そういう中で、私はできれば末永くきれいな水を木渋地区の水田を、仮屋原のあの川でもう一度水浴びをしたり、子供たちができるようにそういう状態というのをつくっていただきたいという意味で、このあれを申し上げますので、ぜひ今後の一つの題の中でよろしく御検討を願えればと思えます。

私はこれをもって質問を終わりたいと思えますが、とにかくこの1項目のこの問題については、それぞれ出してありますので、私はこれ以上は申し上げるあれはありませんけれども、今後の大きな課題になると思えます。ひとつよろしく御検討をいただき、本当に部落民が安心して住める地域にしていきたいと、そういうのがこのきょう皆さんから、この私に課せられたひとつの課題ですので、ひとつよろしく審議をしていただきたいと思います。どうも済いませんでした。

ただ、2項目のこの問題については、先ほど町長のほうから説明がありましたので、これで、

また今後の一つの課題として検討していただければいいかと思しますので、よろしくお願ひします。どうも済いませんでした。これで終わります。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さんでした。

延会時刻 午後4時05分

平成19年第6回さつま町議会定例会

第 3 日

平成19年9月26日

平成19年第6回定例会一般質問
平成19年9月26日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
1	(5) 肥後 紀康	<p>1 河川激特事業について</p> <p>(1) 山崎橋（県道）架け替えについて、国（国土交通省）と県に現在地での架け替えで再考を求める考えはないか</p> <p>(2) 二渡町公民会の内水対策と久富木川改修に伴う山崎町、草田の両公民会の築堤後の内水対策について</p> <p>(3) 須抗、荒瀬地区の家屋嵩上げに伴う家屋への進入路問題で生活ができる範囲での嵩上げについて</p>
2	(6) 木下 敬子	<p>1 男女共同参画について</p> <p>(1) 「共生」「協働」の町づくりについて、「さつまおごじょ元気会」からの提言書が出されているが、男女共同参画プランの策定などにどの程度活かされているのか。また、「共生」「協働」の町づくりを進めるとあるが、具体的な取り組み方策は</p>
3	(18) 田中 伸一	<p>1 グリーンツーリズムについて</p> <p>(1) さつま町が進めている都市と農村との交流グリーンツーリズムについて、町のこれからの進め方と取り組みに対する町長の考えは</p>
4	(24) 東 哲雄	<p>1 農道の維持管理について</p> <p>(1) 農道の維持管理に砂利散布のため砂利山の確保と支給はできないか</p> <p>2 国・県道の整備促進について</p> <p>(1) 県道鶴田大口線のダム下流の危険箇所対策と集落区域の未整備区間改良の要望について</p> <p>(2) 国道267号線（東善寺地区）は、交通安全確保を図るべく、国道267号整備促進期成会で要望されている通学路や高齢者等に配慮したカーブカットや歩道の整備を、さらに要望すべきと思うが、町長の考えは</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
5	(23) 中尾 正男	<p>1 鶴田ダム再開発事業について</p> <p>(1) 昨年の豪雨災害により鶴田ダムの操作見直しを求める議会や住民の声を受け、国はダムの洪水調節容量の増量を図り、川内川流域の洪水被害を軽減するための鶴田ダム再開発事業に着手した。</p> <p>この事業は、平成19年から9年間で460億円もの多額の事業費を見込み、新設の放流管や減勢工が予定されているが、その他は明らかにされていない。</p> <p>再開発事業の内容を町民に明らかにすると共に、この事業によりダム環境や県道鶴田大口線等の整備を国に要望すべきと思うが、町長の考えは</p> <p>2 薩摩中央高校に工業系学科を</p> <p>(1) 今年4月、町内企業19社によりさつま町ものづくり企業振興会が設立され、産業振興と地域の活性化に大きく寄与するものと期待されている。会長に就任された井川産業の井川清隆代表取締役は、町内の高校に一学科ないし一学級でも工業系のクラスがあればと話されている。薩摩中央高校は学校統合で新しくスタートした直後で新たな学科の設置は難しいと思われるが、企業が求める人材の育成と地域の活性化や高校の将来を見据え町の議題として、薩摩中央高校に工業系学科の設置を要望する考えはないか</p>
6	(8) 麥田 博稔	<p>1 行財政について</p> <p>(1) 「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置で全国2位の評価を受けたが、何が評価されたのか</p> <p>(2) 今後の町づくりの課題は</p> <p>2 学校教育について</p> <p>(1) 1月の県学力テスト、4月の全国学力テストの結果について、どのように受けとめているか。もし課題があるとすれば、どのようなことがあるか。また、その対策は</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
7	(7) 米丸 文武	<p>1 農業振興対策について</p> <p>農業を取り巻く状況は、大変厳しいものがある。本町もこれまで農業の振興と農地の保全に取り組まれているところであるが、その状況について伺う。</p> <p>(1) 集落営農の取り組み状況、その進捗状況及び問題点について</p> <p>(2) さつま梅の生産と販売状況について</p> <p>(3) グリーンツーリズムに取り組むために会員募集等がされたが、実施計画及び計画の進捗状況はどのようになっているか</p>

平成19年第6回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成19年9月26日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (28名)

1番 高 嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 気 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 原 田 健 二 君	議事係 主査 平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
副町長(総務) 宮之脇 尚 美 君	教委総務課長 山 口 正 展 君
副町長(経済) 山 下 彦 志 君	教委学校教育課長 上 舞 幸 徳 君
企画広報課長 中 村 慎 一 君	農 政 課 長 赤 崎 敬 一 郎 君
災害復興対策課長 前 囿 義 広 君	担い手育成支援室長 久保蘭 純 隆 君
災害復興調整監 坂 本 正 己 君	耕地林業課長 山 口 良 一 君
建 設 課 長 脇黒丸 猛 君	
総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君	
行政管理室長 萩 原 康 正 君	
財 政 課 長 二階堂 清 一 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。

ただいまから平成19年第6回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

教育委員会委員長から本日の会議に欠席する旨、また、5番、肥後紀康議員から途中退席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を、第2日の会議に引き続き行います。

通告に従い、まず、5番、肥後紀康議員の発言を許します。肥後議員。

〔肥後 紀康議員登壇〕

○肥後 紀康議員

皆さんおはようございます。昨年の北部豪雨災害から1年を経過しましたが、河川激特工事がさつま町のトップを切って二渡地区の堤防工事から始まりました。川内川流域に生活する者にとりましては、安全で心配のない生活が早くできるようにしていただきたいと願っておるものでございます。

私は、さきに通告いたしておきました、川内川河川改修の3項目について町長にお伺いをいたします。

まず、第1項目は、去る8月31日に国土交通省と県のほうから、山崎、二渡地区での工事についての説明会があり、山崎橋の架け替え計画の説明で、現在の橋の位置よりも約100メートル上流に、橋の架け替え説明がありました。地域住民の方々から意見があり、現在のところにぜひ架け替えていただきたいと、強い要請があったところでございます。

山崎橋については、大正14年にコンクリート橋に替えていただき、その後、昭和47年の豪雨のときに、橋の真ん中だけ流失し補修をしていただき、現在まで約80年以上の経過をしております。

住民の方々は、移設すれば今までの生活道路は寸断され、商店街を迂回することになり、商店街の死活問題、また、年をとられた方々が年金等の払い出しに郵便局や農協の山崎支所に、電動カーや押し車を押して行かなければなりません。

さらに、歩行者にとっても大変不便になるということで、ぜひとも現在のところに架け替えていただきたいとお願いをしているところです。

町長も山崎地区の住民の意向を踏まえ、国土交通省、また県に対して強く要請をしていただきたくお願いをいたすところでございます。

次に、第2項目の内水対策についてですが、二渡大山口に堤防を築きますと、二渡町公民会の排水はほとんど大山口川に注いでおります。川内川の水位が上がりますと、当然大山口川の水位も上がり、排水口を閉めてしまいますと、排水をするところがないのですが、そのときの排水の方法等については、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。

また、堤防用地については、平木地区の水田基盤整備をし、水田の区画整備や農道整備、また、水路もパイプライン化してあります。この工事費の借入金の償還等についてはどうなるのか、用地の補償費以外に見えていただけるものかお伺いをいたします。

久富木川の改修で、山崎町並びに草田両公民会の排水にとっても、二渡公民会と同様、築堤後の排水対策が、一つの問題になると考えております。この点についても町長にお伺いをいたしま

す。

3項目の荒瀬、須杭地区の家屋の嵩上げについてですが、住宅だけの嵩上げには毎日の生活が大変になるのではないかと考えます。家屋への進入路の問題等で、生活しやすい嵩上げを国土交通省の方に要請していただきたくお願いをするところで、また、町道や里道についての嵩上げを国のほうで見ていただきたいのですが、それができない場合は、町のほうで見ていただけるものかお伺いし、1回目の質問を終わります。

〔肥後 紀康議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

肥後紀康議員のほうから、ただいま河川激特事業に関する質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、第1点の山崎橋の架け替えを含む河川改修事業の計画の問題でございます。これにつきましては、8月の31日全体会での説明会、9月4日二渡、9月12日山崎と、3回にわたりまして、川内川河川事務所及び鹿児島県から地元説明が行われたところであります。

御質問の山崎橋架け替えにつきましては、計画案では現在の橋より約100メートル上流に架け替える案となっていることから、地元におかれましては、これまではぐくまれてきた町が廃れてしまうのではないかと、現在の位置での替え替えはできないのか、という声があることも承知しております。

現在地での山崎橋の架け替えとなりますと、築堤上にかかる橋からの路面勾配によりまして、道路周辺の家屋の嵩上げが必要となることなどから、計画案と比較いたしますと、約6億円多くの費用がかかるということでもあります。

また、現在の山崎橋をそのまま残し、橋の両側にこの門扉を、扉を必要に応じて開け閉めができるような、そういう整備をする方法もないではないということで、地元へ説明をされておりますが、橋が流出した場合などには、約3年間ぐらい通行できなくなるのではないかと、というリスクも考えられるということでもあります。

町といたしましては、昨年の洪水被害を繰り返すことのないよう、この激特事業を進めてまいりたいと考えており、現在地元において計画案に対する真剣な話し合い活動が行われておりますので、できるだけの情報提供を行いながら、地元の意見を最大限に尊重してまいりたいと考えているところであります。

非常に、ほかの地区でもそうですが、苦渋の判断をしなければいけない、非常に厳しい判断をしなければいけないという場面が出ております。

特に、この山崎の場合は、当初の計画からすると、大きく変更した形の計画が出されましたので、地元の皆さんも大変びっくりするとともに、また、真剣な判断が問われているところでございます。

将来を考えて悔いを残さない判断をしていただきたい。町といたしましては、その最終的な地元の意見、判断というのが出てきた場合には、それを最大限に尊重しながら、また、国や県と交渉をしたいというふうには思っているところでございます。

2点目の問題でございます。二渡町、山崎町及び草田公民会の築堤後の内水対策についてであります。激特事業による築堤整備に伴いまして、外水対策が講じられる一方では、内水に対する地域住民の不安があるということもよく承知いたしております。

築堤整備に伴います内水の排水対策につきましては、河川への放流口を可能な限り上部に取りつけることにより、できる限りの排水を行えるように、国及び県とも協議を行ってまいりたい

と考えているところでございます。

このほか、流域全体の課題としても、この内水対策における排水ポンプの整備の問題などが強く言われておりますが、この問題に対しては、国及び県に対しまして、強く要望を重ねてまいらなければいけない課題だと思っております。

3点目の須杭、荒瀬地区における家屋嵩上げの問題につきましては、計画案の説明を終了し、現在用地調査に入っているところでございます。

家屋の嵩上げにつきましては、原則として人家の機能を有する家屋を規定の高さまで嵩上げする関連費用を積算して、その費用で対象家屋を嵩上げすることになるということでございます。

町としては、家屋嵩上げにつきましても、日常生活に支障がないような嵩上げが可能となるように、その積算についても細心の注意を国へお願いいたしているところであります。

また、対象家屋における相談等にも適切に対応してまいりたい、という気持ちの中で取り組んでいるところでございます。そういうことでよろしく申し上げます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○肥後 紀康議員

ただいま御答弁をいただきましたが、再度質問をさせていただきます。

山崎橋の架け替えで、川内川兩岸の築堤工事に伴い、山崎橋の両端が5メートル程度高くなるというのは説明を受けております。

ただ、昨年の水害のときの山崎橋のところの水位が、橋の欄干までは来ておりませんけれども、そこらあたりまで水位が上がったと地域の方々が言われるわけです。

ですから、これは私の素人考えなんですけど、今の橋の高さよりも1.5メートルぐらい上げてもらえれば、現在地での架け替えが可能ではないのかな、というふうにも考えておりますが、そこらあたりどうでしょうか。お伺いをいたします。

○町長（井上 章三君）

ただいまの御意見に対しましては、復興対策課のほうでいろいろとまた、情報も収集したり検討もしているところでございますので、そちらのほうから答弁をさしたいと思えます。

○災害復興調整監（坂本 正己君）

橋の高さを現在よりも1.5メートル程度上げればいいんじゃないか、ということにつきましては、河川に関する構造物をつくるときには、河川管理等施設構造令っていうのがございまして、その構造令に基づいた物をつくらなければならないということになっております。

その場合、けた下の余裕が、そこの堤防の高さっていうのがハイウォーター、計画高水位っていうのから1.5メートルとってあります。

ですから、橋のけた下も同じように1.5メートルとれないといけないということになりますんで、堤防を暫定的に低くするっていうことは可能ですけど、橋を暫定的に低くするっていうことは無理だと考えております。以上です。

○肥後 紀康議員

ただいま調整監のほうから答弁いただきましたが、実は、先ほど町長も申されましたように、現在のところにある程度の高さでつくっていただいて、あと洪水が来たときには閉めるような施設をしていただけないものか、そこらあたりやはり新しいほうに移設をしなければならないのか、そこらあたりのことについてはどうなんですか。そのガードを閉めるような工夫をしていただいて、現在のところにかけてもらおうと。その点については。

○災害復興調整監（坂本 正己君）

先ほども申しましたとおり、現在の橋を残して陸間ということは可能ですけど、現在、その構

造令に違反した橋を新しく替けるっていうことは、まず無理だと思います。考えております。

○肥後 紀康議員

橋の架け替えについては、また今後地域の方々もきょうはお見えですので、町長の意向も聞かれたと思います。また、それぞれ山崎校区で話し合いがあると思いますが。

最後に、この山崎橋について、地域的にも歴史的にも大きな問題になりますし、また、これから子々孫々まで悔いを残さないためにも慎重に対応をし、被災地区の住民の意向だけでなく、山崎校区全体の皆さんから意見を聞くべきだと私は考えますが、町長、そのことについてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○町長（井上 章三君）

この判断というのは、非常に難しい判断でありますし、将来を見ながら判断、決断をしなきゃいけないということで、本当に判断には迷われるところがあるんだろうと思います。

そういう点で実情のよくわかる人たちの、あるいはそこらに対して関心の深い人たちの意見を広く聞いたり声を集めたりするということは、大切なことではないかというふうに思うわけですが、単に事情がよくわからない人も含めて、署名を集めるとかというふうな形での、何ていいますか、住民意見というふうに余りならないように。

ここは、本当に適切に真剣な判断がなされるように努力をしていただきたいと。そういう点では幅広く関心のある方、真剣な方々の意見を集める、そして参考にされるということはいいことではないかと思えます。

○肥後 紀康議員

今、町長のほうからも出ましたけれども、校区民一体となって、やはりこのことについては対処してもらいたいと私は考えております。

きょうは、7名の方が質問をされます。きのうに引き続き皆さん大変ですので、私も早目に切り上げたいと思いますが、あと2、3点質問させてください。

次に、内水対策についてですが、先ほど町長も激特事業で事業化されない内水対策を、国、県にこの事業に対する考え、事業に国、県に求める考えがあると言われましたけれども、そこらあたり早急に国、県に、激特事業とは別個に求めていただきたい、このように考えるんですが、そこらあたりの県に対しても、けさの新聞にも載ってございましたけれども、県もなかなか財政が厳しいもんですから、私も言いづらいんですけども、そこらあたり何とかできないものか、再度お伺いをいたします。

○町長（井上 章三君）

この内水対策に対する不安があるということは、虎居地区もそうですし、また、柏原の大願寺とか、向こうのほうでもそうですし、いろいろと各地域において声が上がっております。

しかし、激特事業の中では、その予算は想定されてないということと、それから、国のほうの方針としては、河川整備計画を立てながら、この問題を考えていくということ、あるいは内水対策をするには、相当の金も予算も要るわけだけれども、それを具体的に判断するには判断の条件があるんだということも言われております。

しかし、我が地域としては、やはり上げるべき声は上げなきゃいけないというふうに思っておりますし、また、状況を見ながら、さらにそれを強く工夫をしながら、声を上げていかなきゃいけない、というふうに思うわけでありまして、そういう点では、今激特の事業自体の取り組みが進んでおりますから、あまり早急にこっちのほうを言い過ぎても、あんまり効果は出ないと思うんですけども、次の課題としては、この問題だということはいっしょに絞って、今後に対応をしなきゃいけないと思っているところです。

○肥後 紀康議員

災害対策課の課長、指導監にお伺いしますが、宮崎県で現在激特工事が平成17年の台風の災害後工事がなされております。

その中で、河川の土砂を掘削したり、排水機能を高めるために排水施設をつくったり、県が予算を計上されてつくっているというようなのが、この宮崎県のパンフレットの中に載っておるんですが、鹿児島県で排水施設を今まで予算をして導入された地域がないものか、そこらあたりどうなんですか。

○災害復興対策課長（前園 義広君）

ポンプ等の整備につきましては、特に近辺にあります薩摩川内市が農林水産省の関係の事業とか、国土交通省の事業でそれぞれ事業を実施しているようであります。

先ほど湯田の関係者の方々とも現地のほうを見に行ったわけですが、そこにつきましては、2地区とも国土交通省のほうでポンプ場をつくって排水をしている状況もあります。

薩摩川内市のほうでは、農林水産省のほうでポンプをつくって、田んぼ等の浸水被害を防いでいる事例もあるようでございます。

○肥後 紀康議員

いろいろ導入は農林水産省関係とかいろいろあろうかと思えます。今後いろいろ検討していただくようお願いをいたします。

大山口川、さらには久富木川の合流地点から川内川の河川内の堆積土砂除去をしていただけないものかと、川内川流域の地域の方々から私も質問を受けたわけですが、この件について、山崎の下のほうですね。これについての川床の掘削の計画はしてないんです。ありませんよね。

ですから、今後の川内川改修の事業の中で、この掘削の計画を入れてもらえないものか。そこらあたりどうなんでしょうか。

○災害復興調整監（坂本 正己君）

今回の激特に当たって、その掘削のメニューが出てきてないということが、それを見ると、そこが支障にはなっていないと。そこを掘削しなくても流れるということになっているものと思われれます。

河川は200メートルピッチに距離標を入れまして、数年間隔で横断の川底の形をはかっていきます。異常に堆積するということになれば、それは掘削するということになるかと思えます。

ただ、今そこにあって変動してないちゅうことであれば、それは掘削しないでいいのかなということになるかと思えます。以上です。

○肥後 紀康議員

久富木川の合流地点、さらには私の家の前の大山口川の合流地点、そこらあたりは昔から、我々は小さいころからもう住んでおるもんですから、あのあたりの堆積物はものすごいんですよ。

ですから、私の地域の方々が、あそこの堆積物の除去をしていただければ、まだ大山口川の水位も低減されるし、浸かるあれがないというようなことも言われるわけですよ。

ですから、激特事業では計画はしてありませんけれども、川内川の河川改修ちゅうのは100年先までもするはずですから、毎年予算を上げて。

そういうところで踏み込まれないものかをお伺いしておきます。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの大山口川の関係でございます。これにつきましては、県管理の河川ということでございますが、先般の説明会の中では、河床掘削についての計画案というのが示されなかったところでございます。

現況を見ますとかなり堆積が進んでおりまして、これらについては、県の管理ということでございますが、先般のいわゆる説明会の中では、詳細までの計画案ということでお示しはなかったわけですが、これについては、当然、肥後議員が御指摘のとおり、そういう流速等を考えた場合にそういう滞留の要因になっていると、停滞の要因になっているというようなことも予想されるところでございます。

これについては、早速また県土木にも要望してまいりたいというふうに考えております。

○肥後 紀康議員

川内川の掘削についても、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、荒瀬地区の嵩上げについてですが、荒瀬から要望が出ておったと思うんです。嵩上げをするには川内川と荒瀬川の合流地点、また、築堤の嵩上げ、河川の拡幅、川底の掘削、こういうことをひっくるめた家屋の嵩上げをしてもらいたいと、こういうような要望が出されておったと思うんですが。

この要望については、どのように対処していただけるものかをお伺いをいたします。

○災害復興対策課長（前囀 義広君）

荒瀬地区の関係でございますが、現在荒瀬地区につきましては、宅地嵩上げということで、工法的にはもう国のほうでいろいろ検討されてやられております。

そこで、今回の事業としましては、もう宅地を嵩上げをして二度と災害が起こらないようにという格好で、もう現に現地の方も測量がだいぶ進んでおりまして、今月中には全部現地測量だけは終わるというような状況でございます。

けさほども、ちょっと国のほうとも事前協議をしたわけですが、用地交渉等についても、なるべく早くやっていきたいというような格好でございます。権利者等につきましては、8人いらっしゃるわけですが、そのうち5名の方がきのうまでに用地測量、区画調査は済んでおります。

ですので、地元からいろいろ要望が出てきたわけですが、今言われましたようなことにつきましても、いろいろ国とも協議をしたわけですが、今回については、嵩上げという工法でいかれるということです。

○肥後 紀康議員

最初の質問で、大山口川の堤防用地の中に、平木地区の水田基盤整備のことについてちょっと触れたんですが、このことについてはやはり昨年からですか、工事の計画が始まる時、そこらあたりこういう堤防用地で買収されますと、その借入金の償還とか、そういうのはどういうふうな方法でされるのか。

また、用地の補償費、これについてはまた別個に補償費をしていただけるものか、そこらあたりどのような判断をされているのかお伺いをいたします。

○災害復興対策課長（前囀 義広君）

大山口川の左岸のほうに、二渡の県営の中山間総合事業で圃場整備を実施しております。17年度に終わっておりますが、もう償還が始まるということでございます。

ここについては、まだいろんな問題が残っているわけですが、国の考えとしましては圃場整備でかかります経常賦課金、特別賦課金ですね。工事部分については、恐らく価格の中で反映をされるというふうに思っています。

他の地区もそういう格好で、圃場整備をしたところと、しないところでは、そういう差額が出てきておりますので、恐らく単価の中で考慮をされていくというふうに思っております。

○肥後 紀康議員

用地交渉の用地代の中に組み込まれるということですか。はい。わかりました。

もう最後の最後になります。山崎地区の河川激特事業については、まだ新川地区の家屋移転の問題、また事業の中で今後いろいろと問題が出てくると考えます。

今後の事業の中で、町長にいろいろと要請をしていくことになると思いますが、この点について、最後にこの河川改修についての町長の決意を伺いまして、私の一般質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

今回の大きな豪雨災害の災害防止ということで、激特事業の取り組みってというのは、これはもう世紀の事業だと。何度もないまさに世紀の事業だというふうに思っておりますので、それだけに今まで生活をしてこられた方々、地域の方々の思いとの調整ってというのは、非常に難しいものもあると思いますし、苦渋の判断をしなければいけない場面が多々出てくると思っております。

そういう点で、地域の皆さんにも疑問点はいろいろと質問をしていただき、調査をしていただきながら、真剣な判断をしてもらいたいと思いますし、また、町のほうといたしましても、災害復興対策課という課をわざわざつくっているわけでありますから、そこを窓口にしていろんな問題に対しては、また投げかけていただきまして、それに対してはできるだけきめ細かく調整をする。

そしてまた、住民の皆さんの意向もできるだけ尊重をしながら、また対応をしていくということにおいて、町としても精一杯のことをやらなきゃいけないと思っておりますのでございます。

そういう点で、最終的な形というのは、皆さんが納得できるようにはならないかもしれないんですけども、しかし、みんなで真剣に考え、そして将来を考えてこういう形ができ、そして安全、安心な町が、一步前進したんだと。お互いにそのことを納得できるようにしなきゃいけないところ思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（濱田 等議員）

次は、6番、木下敬子議員の発言を許します。木下敬子議員。

〔木下 敬子議員登壇〕

○木下 敬子議員

さつま町長として就任された平成17年度の施政方針の中で、女性がいきいきと活躍できる社会構造の構築に努めるとともに、女性が自ら参画する意欲の持てる環境を整備し、お互いが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現を図る、ということが示され、平成19年度には男女共同参画プランの策定をするということが提案されました。

それと並行する形で、地域女性団体から25名、一般公募で25名からなる「さつまおごじょ元気会」が平成17年9月15日発足いたしました。

さつまおごじょ元気会は、新しいさつま町の町づくり、さつま町総合振興計画の策定をつくるに当たり、女性の意見を広く聞くためにつくられた組織であります。

しかし、女性の社会参画の推進を図り、男女共同参画社会の実現を目指すという目的意識を持って取り組んでまいりました。1年半の研修、勉強の場でありましたが、この男女共同参画という意味合いから、私どもの思いがどの程度生かされているものかをお尋ねいたします。

また、共生、協働のまちづくりを進めるとありますが、具体的な取り組み方策についてもお伺いいたします。

〔木下 敬子議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

木下敬子議員のほうから、男女共同参画について質問をいただきました。

男女共同参画プランの策定につきましては、昨年11月に庁舎内の組織からなる推進委員会、

そして住民参画による民意を反映させる機関としての男女共同参画の懇話会を、それぞれ設置して協議をしてまいりました。

また、4月には町民の意識や実態を把握するために、町内の20歳以上の男女1,000人にアンケートを実施するとともに、懇話会での意見を参考にしながらプランの策定に向けて、今取り組んでいるところでございます。

現在、最終的な素案の段階で、第4回目の懇話会を開催したところでございますが、この中で出された点等について、先週18日に懇話会の会長さんから本町における男女共同参画社会の実現に向けて、という提言書をいただき、町の積極的な取り組みに向けて、いろいろ意見交換をしたところでございます。

御質問のさつまおごじょ元気会からの提言書については、先般といたしますか、少し前にこれは既にいただいているわけでございますが、町民自らが取り組む問題、町で取り組む問題について、産業経済、保健福祉、教育文化の3分科会から提言がなされております。

この提言は、男女共同参画という視点ではつくられておりませんが、その中で当然男女共同参画に関する立場で、これはつくられて提言されているという面がございますので、その関係する部分においては、プランの重点課題や重点的施策の中で、それぞれ参考にさせていただいているところでございます。

このさつまおごじょ元気会からの提言の内容につきましては、それぞれその内容ごとに関係課と協議を進めておりますが、今後、行政、町民、事業者それぞれの立場で、あるいは一緒になって取り組んでいくべき課題として、今後の各種施策事業に反映させていきたい、ということで検討を進めているところでございます。

また、共生、協働ということにつきましては、今後の過疎、高齢化が進む地域づくり、まちづくりを進める上で重要なキーワードと考えているところでございまして、今回質問のありました男女共同参画だけではなく、さまざまな分野やニーズに対して行政だけでなく、町民をはじめ各団体、事業者がお互いによきパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任において、まちづくりに取り組むことを基本に、今後の各種施策事業を展開していきたいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○木下 敬子議員

男女共同参画プランの策定については、今御説明があったとおり男女共同推進委員会と男女共同参画推進懇話会のメンバーにより、策定が進められるってということなんですが、素案に目を通してみましたが、なるほど、これができればすばらしい申し分のない社会になると感じました。

男女共同参画といいますが、実情はなかなか難しい状況にあると思います。いろいろな面で女性で役目をお願いしても、なり手がいないということだろうとも思います。

しかしながら、男女平等意識の形成は、人権教育の一環として教育における重要な理念の一つであると位置づけされてもおります。

地域活動における女性の登用についても、地域活動、自治会、PTA、子供会、ボランティアなどに参加する女性は多いものの、その団体、組織の長、役員になるなど、重要事項の決定など行うのは、大半が男性である場合が多く見られますが、これからは男女それぞれが個性や能力を生かした役割分担をしていくことが必要だと考えております。

そのためには、手だてが必要だと思います。

例えば、地区や自治公民会から選出される体育部長や村づくり委員、ふれあいアドバイザーなどと同じように、各地区、各公民会からの女性委員の位置づけをしていただきたいと思います。

また、衛自連の役員なども、どちらかといえば生活に直接かかわっている女性のほうが、適当であると考えております。

環境問題にしても、家庭から出されるごみの減量化や分別の仕方、出し方など、また、汚染汚濁の原因とされる家庭排水など、女性の目で見るとのほうがより効果が上がると思うのですが、この点もお伺いいたしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この男女共同参画を進めるに当たっては、女性の登用のその手だてを考えるべきだと、これはそのとおりだと思っております。

そういう点で、実際役場内の足元を見ましたときに、役場内におきましても管理職に女性がまだ入り込んでおりませんし、また、今言われましたようにこの町内のいろいろな団体、いろいろな組織において女性の役割を、あるいはそういう考えを發揮しやすいようなその手だてというものにおいては、全体的にこれは整理してみる必要があるのかなというふうに思いますので、そのところはまたそういう機会を持って、今後検討してみたいというふうに思っております。

○木下 敬子議員

いろいろところで役目を振っていただきたいと思います。

公民館から出てこられた役員と9つの団体からなる女性連絡、女団連ですね。そういうところが連絡をとったならば、それは大きな力となって地域が動き出すと思います。それはとっても楽しみなことだと思います。よろしく願いいたします。

今、共生、協働という言葉があちこちで言われています。みんなで知恵を出し合い、官と民がともに協力し、支え合う地域づくりをしましょうということだと思います。

この3月に、さつまおごじょ元気会からの提言書が出されました。おごじょ会の取り組んできたことは、まさにこの共生、協働をどう実現に向けていくかということだったと思います。

私も分科会に所属しましたが、それは真剣なものでありました。どうしたらさつま町の財政を少しでも楽にすることができるのか、今自分たちに何ができるのか、また、どう取り組んでいかなければならないのか。まさしく共生、協働の精神を持っての取り組みでありました。

5分科会の提言書は、広報さつまにも掲載していただきました。

一つの例を申し上げますと、ラジオ体操を町を挙げて取り組んだらどうかということをご提案いたしました。今現在、7月9日より職員の方々が取り組んでくださったり、ふれあいサロンなどでも、取り組みがなされているようですが、これは5分科会50人の思いによって提案されたものであります。

小さいころから、慣れ親しんだラジオ体操を通して、健康のことを考えるきっかけになってくれたらとの思いであります。これを続けることによって、予防医学の面からも医療費が抑えられたらとの期待を持つてのことです。

この件については、町長から、「できないことではないと思う。放送施設を使うことにも差し支えがないということだ」との返事をいただいておりますが、そのときに「時間帯などのこともあるので、公民館長さんやいろいろな場で検討を進めていく」との課長の返答もお聞きしております。

さつま健康21の会議にも、このことが出されているようですが、どういう場でだれを対象に検討をされたものか、その結果がどうだったのかをお伺いいたします。

また、提言書を読んで、どの所轄課からも、なぜこういう意見が出されたのかという打診もありませんでした。私はとっても残念に感じています。

プロの皆さんから見たら、かわりばえのしない提言書であったかもしれませんが、私たちに

としてはそこに至るまでのプロセス、過程が非常に大切だったわけです。その部分を理解していただいてこそ共生、協働のまちづくりの体制ができると考えますがいかがでしょうか。

○企画広報課長（中村 慎一君）

おごじょ元気会のこの提言の関係でございますが、3月8日に提言をいただきまして、この提言の内容にかかります関係課とずっと協議をいたしてきております。この御質問のラジオ体操の件でございますが、これもいろいろとこの課内、庁舎内での会議であります。そういった話し合い、それから公民館長会にもちょっとお話をいたしましたけれども、なかなかこのラジオ体操を防災行政無線を使ってというようなことにつきましては、以前ほかの町でもこういったことを取り組んだ例があったといったようなことではございますが、なかなか町民生活の形態が一様でないということではございます。

最近、夜間勤務とかいうのがございまして、昼間の時間帯、御自宅でゆっくりと静養されておったり、それから療養をされておったり、そういったことがある、たくさんあるといったようなことで、おしかりを受けたりする部分といったようなものもあったといったようなことではございまして、このラジオ体操を防災行政無線で全戸に放送をするということについては、やはり懸念があるといったようなことではございまして、いろんな職場等でこの体操を普及していったらどうかというようなことではございます。

職場、役場の中でもこういった取り組みを進めておりますが、健康さつま21のほうで取り組んでおります健康づくり、こういった部分でそういうラジオ体操等を各集落、サロン等で普及をしていったらどうかということで、保健、健康づくりのほうといろいろ協議をしまして、そういった方向づけをいたしております。

いろんな提言をいただいておりますが、これらにつきましては時間をかけましてずっと、環境の問題まで今ずっと関係課と協議を進めてきておりまして、これにつきましては、三役と協議を進めながら、庁議のほうで方向づけをしていくという取り扱いをしよう、ということではしております。

これはまた、全体的に修正をいたしまして、役場の取り組みの方策としてまた、議会のほうにも御報告を申し上げたいというふうに思いますが、そういう取り扱いを進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○木下 敬子議員

いろいろ生活環境の違いもありまして、難しいことは十分承知しております。ただ、その検討をしているとか、なんか公民館長の方にもお話を通したとかっていうことがあるんですが、それが私たち一般住民の方には、そういう検討をされたって話も伝わってまいりません。

いつも何かこちらが投げかけても、「検討しております。こういうことを協議しております。」、課長さんたちはいつもそういうふうにおっしゃいますけども、それが実際にどこでどういうふうな検討をされて、町民の意見として上がってくるのか、そこがしっかり明確に私たちのほうに伝わってきておらない。

ですから、こういう質問をするわけでありまして、そのところを私たち住民がボールを投げたら投げ返してほしいのです。そして、いろいろな問題がある。その問題は、じゃあどうしたら解決していけるのかっていうことまで、問題がありますので、ここから先は進めませんじゃなくて、そういう問題があるから、それをどういうふうに皆さん解決していったらよろしいでしょうかと、そのところが、キャッチボールができなければ共生、協働のまちづくりはできないと私は思っております。

町民からの意見を聞きっ放しにしないでほしいと思います。問題点っていうのは、問題点があ

るからこそ前進するのであります。そこを皆さん、肝に銘じていただきたいと思います。

また、いろいろなところで健康さつま21、そういうところに携わっている人たちから、より多く町民の方に呼びかけがなされるものと期待しております。

今のさつま町を乗り切るには、知恵と工夫しかないと考えています。町民も職員も「結の心」をしっかり持つならば、職員の対応が悪い、あいさつもできていないなどと、町民から言われることもないのであります。また、言うてはならないことでもあります。お互いに信頼関係を築かなければ、よい結果は出ないと考えております。

しかしながら、町長は、女性組織の育成を図ると言いながら、せっかくできた50人もの組織を、任期が来ましたのでやめますと打ち切られてしまいました。本当に男女共同参画社会を目指しているのだろうかという疑問も抱くところでもあります。

もっと強いメッセージを込めて、要請されたのではなかったのでしょうか。ただ振興計画策定のためだけの女性の声が必要だったのでしょうか。くどいようですが、その点について、いま一度町長のお考えをお尋ねして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（井上 章三君）

ただいま木下議員の御意見を伺いながら、また改めて気持ちを正されたような思いがいたします。

男女共同参画という社会をつくっていくと、これは今後どうしても必要なことでありますし、それから男女の共同ということだけやなくて、地域において共生・協働というそういう仕組みをつくっていくと、このことが今問われていると。

これは、少子高齢化が進む時代でありますから、そうであるだけに広範に、いろんなところでこの問題が問われているというふうに思っております。

共生、協働ということに関しましても、今地域活動の支援事業の中においても、今後取り組んでいきたいということにおいて、景観の問題、健康づくりの問題、福祉の問題、防犯の問題、環境の問題等に関して、この地域活動の中でそういう取り組みをもっと進めなきゃいけないという意見が出ておりますし、それはまた、公民館・公民会での活動、あるいはNPOでの活動、ボランティア団体等での活動と、いろいろとまたあると思います。

そしてまた、特に、これは財政の問題にもなるわけですが、高齢化が進む中で医療費が高まっていくという中での非常な危機感の中で、国としても保険医療制度の整備ということで、地域ケア体制を含めたいろいろな新たな取り組みを、真剣に今模索しながらまた、取り組もうとしておられると。これも共生、協働という形で取り組んでいかないと、また進んでいかない面があるということでございます。

そういう点で、共生、協働、そして男女共同参画と、このキーワードをどう実効性のあるものにしていくかということに対して、私どももまた改めて、これに対して旗振りをしなきゃいけないということを、強くまた感じさせていただいたところでございます。

そういう点で、皆さんの期待にこたえるように、再度また気持ちを引き締めて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○企画広報課長（中村 慎一君）

先ほどちょっと説明が足りなかったみたいで、大変失礼をいたしましたけれども、この提言書につきましては、従来ですと各所管課のほうからどういった対応をとるかというのを集めまして一冊にまとめまして、早速このお返事がするといったようなことでやっておりますが、今回のこの提言書の内容につきましては、非常に大事な部分というのがあるように思いまして、これにつきましては、企画広報課のほうでそれぞれの分科会に係る分は、関係課を全部寄せましてずっと

協議を進めてきておりまして、今ずっと保健福祉から入りまして、産業経済、そして先だって環境の関係を協議をさしていただいております。

で、こういうふうにそれぞれの分科会で出された分につきまして、こういった方向づけをするほうがいいのか、というのを時間をかけてやり取りをいたしております、これについてはもうちょっと時間をかけないと、全体的なまとめができないということでございます。

特に、産業経済のこの、以前宮之城町がやっておりました「LOVE LOVE みやのじょう」のそういう郷土のこういったものを愛用していきましょうといったような、こういった部分なんかはまだ結論が出ておりません、これらをどういうふうにして取り組んでいくかと、役場全体でどういうふうに取り組んでいくかというのをこの所管課もですが、庁議の中でも何回か協議をやっておりまして、これを全体としてまとめておごじょ元気会のほうにお返しできるところまで、まだいっていないもんですから、もうしばらくそこの部分につきましては、御猶予をいただきたいというふうに思っております。

これにつきましては、真剣に取り組んでいるというふうにやっております。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時40分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、18番、田中伸一議員の発言を許します。田中議員。

〔田中 伸一議員登壇〕

○田中 伸一議員

私は、通告に従いまして、グリーンツーリズムについて質問をいたします。

グリーンツーリズムについては、平成18年3月議会の一般質問で楠木園議員が質問されたところでありますが、私なりに再度質問いたします。

さつま町の、ことし3月発行のさつま町町勢要覧とさつま町観光振興基本計画の中に、都市と農村との交流、農家との連携による体験型グリーンツーリズムを進めていくと明記してあります。

今、町では、グリーンツーリズム推進協議会、研究会を立ち上げて取り組みを始めようとしております。

また、久富木区では一宿一飯という名で第5回目の募集を行っております。毎回10数名の参加者があり、参加された方には好評を得ているところです。

久富木の一宿一飯とは、1泊1食つきの意味で、参加者は午後の2時ごろ公民館で受け付けをして、午後の3、4時間いろいろな体験をしてもらい、また、夜、この公民館で夕食と受入家族との交流。その後受入農家で1泊。朝食の後、農業やその他の体験を行い、昼前の解散というスケジュールで開催されております。

参加者には喜んでもらっていますが、区の役員と、それから夕食と交流会の準備に女性部の協力が必要です。受入農家では、受入農家の奥様の理解と協力が必要なことから、現在受入先が増えない状態です。これ以上の受入れの人数の増加は、今のところ困難ではないかと思われ

ます。

これまでの開催につきましては、参加料が1人5,000円で町や県の助成を受けながらの開催で、受入農家の手取りは1人2,000円程度となっており、余り農家の所得の向上にはつながっていなかったように思っておりましたが、今回より参加料が大人1人8,000円、小中学生が1人6,000円になり、農家手取りが大人1人5,000円、小中学生1人3,000円の予定となりました。このことで少し所得は増えると思っております。

それと、今さつま町のグリーンツーリズム研究会の農泊部では、5、6人の方が個人での受入れを考えられております。

これらの方は、専用の施設をつくったり、空き室を利用して受入れを考えておられますが、さつま町としては久富木の一宿一飯方式を進めるのか、また、グリーンツーリズム研究会方式を進めるのかお聞きして、1回目の質問を終わります。

〔田中 伸一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま田中伸一議員のほうからグリーンツーリズムについての質問をいただきました。

都市と農村との交流、グリーンツーリズムの取り組みの関係についてであります。グリーンツーリズムとは、都市住民が農村に滞在し、自然、文化、交流などを通じて余暇活動を楽しみ、そのことにより農村に社会的、経済的効果をもたらすとするものであり、団塊世代の増加などこれらの需要は高まっていると言われております。

本町におきましては、都市と農村の交流人口の増大、都市住民の農業農村への理解促進、農林業者等の所得向上等による活性化を図るとともに、地域資源や農林業と連携、調和した地域ぐるみのグリーンツーリズムの総合的な推進を図るため、平成17年8月に推進協議会を設立したところであります。

本町のグリーンツーリズムの内容といたしましては、大きくは農業農村を体験する、あるいは農家に宿泊するといった内容を、各地域単位や個人で取り組んできておられます。このような取り組みについて、これまでこの協議会や幹事会で全体的に協議、検討をしてまいりました。

しかし、実質的に取り組み活動をしておられるのは地域であったり、各農家でありますので、活動のステップアップを図る意味からも、これに加えて実践者やこの愛好者による研究会を立ち上げたところであります。

この研究会におきましては、農泊部会、農林業体験部会といった各部会を組織し、それぞれの指向に沿った取り組みを実践していくために定期的な会議が行われております。

久富木区で実施されている一宿一飯と、個人での農家民宿の開業についてであります。グリーンツーリズムを実践するのに大切なことは、自分で事業を起こすということですので、取り組み方のやる気が必要であります。

現在、研究会の農泊部で、農家民宿の開業に向けて取り組んでおりますが、考え方としましては、年間を通した営業と、農林業体験部と連携することにより農林業を体験し、農家へ宿泊するという形を目指しているところであります。

このようなことから、個人で行う場合と地域単位で行う場合では、おのずと内容や方法に異なる面が出てきますが、交流の方法として画一的でなく、それぞれのスタイルがあってもよいと思いますので、いずれにおきましても、今後も引き続き取り組む方へのサポートを行ってまいりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○田中 伸一議員

グリーンツーリズムの目的は、都市と農村との交流も大事なことです。農家にとりましては所得の向上が究極の目的だと思います。

そのためには、恒常的に受入れる必要があることから、農家が保健所等の許可を受けている必要があると思います。その対策はどのように考えておられるかお聞きします。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

現在、滞在型グリーンツーリズムとして取り組んでおりますのは、久富木ぴんころ村一宿一飯でございます。これについての農家への宿泊については、旅館業法等の営業許可がないために、ホームステイで現在実施しているところでございます。許可なしで宿泊料を徴収した場合には、旅館業法に抵触するということになります。

このようなことから、今後本格的に農家民宿に取り組む場合には、規模、内容等によりまして必然的に関係法の許可等が必要になります。現在、研究会の農泊部では、簡易宿泊の営業許可の取得に向けた支援を行いまして、法的な手続を進めているところでございます。

申し上げますと、ただいま研究会が41人ということで部員がおりますけれども、その中で5名の方がそういう希望を持っておられます。そういうことで進めております。

今、議員のおっしゃいますように、経営というものが成り立たなければ、たとえグリーンツーリズムでございまして、やはり継続しない、長続きしないということが言えますので、やはりされる側がそういうことで、受入れる側があくまでも利益が少しでも上がるようなグリーンツーリズムでなければいけないというふうに考えておりますので、今後やっぱりそういうことで指導はしていきたいと思っております。

○田中 伸一議員

グリーンツーリズムは、受入農家が増えないと受入人数も増えないわけですが、受入人数を増やすことが、さつま町のよさを多くの方に見ていただくことにもつながりますし、そのために町でグリーンツーリズムの条例等を制定して、受入農家が増えるような環境づくりをする考えはないかお聞きします。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

推進についてでございますけれども、現在、推進協議会が21名と、それから研究会をこの前、19年の3月立ち上げまして、広く推進を図っているところでございます。

研究会の入会につきましては、随時受け付けておりますけれども、このようなことから条例の制定につきましては現段階では考えていないということでございます。推進を図る中で、必要な場合につきましては、それぞれ今後検討してまいりたいと思います。

南さつまが新聞等で広く報道されておりますけれども、南さつまについては、NPOの方が組織をつくりまして、そういうことで今随時受け入れておりますが、私どもの研究会につきましても、そういう組織に衣がえしながら、やっぴいこうという話も現在出ておりますので、そういうことで、私どももサポートをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○田中 伸一議員

受入人数を増やすためには、グリーンツーリズムに取り組む人が自ら研究と努力をすることも必要です。町もグリーンツーリズムを推進するというからには一層のてこ入れをしてもらうことを希望して、米丸議員が後で質問をされることはなくなることはないように、私はこの辺でやめたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、24番、東哲雄議員の発言を許します。東議員。

〔東 哲雄議員登壇〕

○東 哲雄議員

さきの通告に基づき質問をいたします。

まず、農道の維持管理についてであります。平成12年度から導入されました中山間地域直接支払制度を活用し、集落協定の中で農業生産多面的機能を増進する活動等が進められてきました。こうした制度があったからこそ共同作業などを通し、耕作放棄地の発生を防ぎ、農地も保たれてきたと思っております。

具体的には、水路の清掃、農道の補修、草刈りなどが最も多く、残された期間についてもそうした取り組みがされることから、農道の路面の整地や補修にはとりわけ安易にできる砂利散布が効果的と考え、そのための砂利山の確保と支給はできないか伺いたい。

次に、国道道の整備促進についてであります。1点目の県道鶴田大口線は、昨年の豪雨災害により、がけ崩れ、路肩の崩壊等がひどく、全線にわたって被害が発生し通行不能な期間が長く続きました。

現在復旧はされていますが、ダム下流については、まだがけ崩れの発生しやすい箇所が多く、今後も雨期ともなれば安心して通行できる状況にありません。そうした危険箇所の対策と集落区域の中には未整備地区があります。それらの改良もあわせた要望について。

2点目の国道267号線東善寺地区であります。これまでも死亡事故を含め数回の交通事故が発生し、急カーブや道路の構造的な面などから問題も指摘されております。国道267号線整備促進期成会でも県に要望されております。歩道も狭く、通行にも不便であることから安全確保と、通学路や高齢者に配慮したカーブカットや歩道の整備をさらに要望すべきと思うが考えを伺いたい。

〔東 哲雄議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

東哲雄議員のほうから2点の質問をいただきましたが、第1点目の農道の維持管理の問題であります。農道の維持管理に砂利散布のための砂利山の確保と支給はできないかとの質問でございますが、旧鶴田町時代には、このような方法で農道の整備をしてきた経緯がございます。

しかしながら、合併協議会の事務事業調整作業の段階でいろいろと検討をした結果、農道、水路等の土地改良施設は町道などと違い、関係する受益者の応分の負担はやむを得ないのではないかという観点から、この原材料支給の制度は廃止となり、新たに町単独土地改良事業として再編され、農道等の土地改良施設の整備を図っていくことにしたところであります。

現在ではこの制度に加え、中山間地域等直接支払制度や、本年度から本格的に実施されております農地・水・環境保全向上対策事業で、農道等の維持管理も可能となってきたことから、これらの対象区域については、できるだけこの制度を活用して実施していただき、その対象区域外については、先ほど申し上げました町単独土地改良事業で、農道等の維持管理を図ってきていただいているところであります。

今後におきましても、このような形で進めていきたいと考えており、せっかくの議員の御提案であります。財政面からも厳しいことから今のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次の国道道の整備促進についてであります。

まず1点目の県道鶴田大口線のダム下流の危険箇所対策、並びに集落区域の未整備区間の改良要望についてであります。

県道鶴田大口線につきましては、奥薩摩水と緑の郷づくり推進協議会において、毎年県への要望活動を実施するとともに、広域市町で構成する協議会等においても早期改良整備をお願いしてきているところであります。特に、昨年の県北部豪雨災害においては、道路が寸断され、鶴田ダムが孤立し、ダム上・下流の住民の安全性やダムの安全管理にかかわる職員並びに物資等の輸送にも支障を来したところであります。

県としましては、現在大口市曾木地区の改良工事と、車の離合が困難な橋梁の前後に退避所を設置する工事などを進めておられるところであります。

御質問のダム下流側の危険箇所につきましては、法面補強や防護柵等を随時設置しながら、安全対策を努めることとされております。

また、山神集落の整備促進であります。これまで国道267号交差点から約440メートル整備済みであります。未整備区間については地形が急峻であり、多額の事業費を要することから早期の拡幅整備は厳しい状況であります。

必要に応じて、退避所の設置や防災対策等を進め、安全な通行の確保に努めてまいりたいということは県のほうから伺っております。

このようなことから、本路線につきましては、鶴田ダムへのアクセス道路としての重要な役割を果たしているわけでありまして、また、川内川や曾木の滝等、すぐれた景観、観光資源を有しておりますことから、町といたしましても、今後とも粘り強く要望をしながら、整備につながるよう努力してまいりたいと考えております。

2点目の国道267号東善寺地区の整備促進についてであります。国道267号線につきましては、整備促進期成会において、毎年県へ要望を行っているところでありまして、さつま町においては、求名地区の交差点改良等の整備、それから下船木地区から屋地地区までの整備、並びに鶴田地区のカーブカット等の3カ所の整備促進の要望を行っているところであります。

御質問の鶴田地区につきましては、急カーブで歩道も狭く事故も多発していることから、県へ強く要望活動を行っているところであります。

現在、県の事業では、求名地区の交差点改良の整備を実施しておられるところでありますが、県も極めて厳しい財政状況を考えますと、この早期の整備を同時にやるということは厳しい状況であることから、求名地区の整備状況を見極めながら検討をしたいということになっております。

このようなことから、町といたしましても、まず歩行者の安全対策として、歩道の早急な整備だけでもしていただくように、県への要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

[町長 井上 章三君降壇]

○東 哲雄議員

ただいまの答弁をいただいたわけですが、まず第1点目の農道の維持管理でございますけれども、答弁によりますと考えがないということでございます。

今、農村を取り巻く状況というのは大変厳しいわけございまして、高齢者、それから農業従事者の減少、それから後継者不足、それに伴いましてやはり耕作の放棄、それから農地の荒廃化、それからまた耕作面積、そういうものが減少していく。

そういうことが懸念をされるわけございまして、さつま町も10年前と比較をいたしますと、農家数で653戸の減ということございまして、それから耕作面積で328ヘクタール少なくなっている。

それから、農業に従事する人が822名減っているということ、それから耕作放棄地が45ヘクタール増えている。それから、基幹的に農業従事者をされる方が、7割近くが65歳以上という、そういう極めて厳しい状況ございまして、5年、10年後どうなるのか、そういうことを

思うわけでございまして、今の集落営農とそういう取り組みも進められているところではございます。

先ほど考えがないということでございましたけれども、やはり農地を守る、荒廃を防ぐということは、圃場の状態がいいところですね、そういうところはいいんですが、圃場の状態が悪い、それから、農道がしっかり管理をされているところはいいわけですが、管理をされていないところは、自然に荒廃が進んでいく。そういうことになるんじゃないかとかこのように思っております。

ですから、先ほどありましたように、町の単独の改良の事業、それから森・水、それから中山間地域の直接支払い、そういうことで中山間支払いの交付金を活用して、農道舗装をされている集落協定は多くあります。

ただ、私が今回言いたかったのは、そこまでなくても維持管理はできる場所は多くあるということです。

町の単独の事業使ってくださいと言われても、やはりそれには町としても財源の持ち出しがあります。単価を計算しても、砂利のほうが安いんですよ。ですから、中山間地域の直接支払いの交付金等でショベルとか、ダンプとか、そういうものは自分たちで用意ができるんです。ただ、その材料がなかなか調達できない。そういう現状がありますから、今回こういう質問をさせていただいているところでございます。

先ほど町長のほうからもありましたように、旧鶴田町時代はそういうことでやっておりました。非常にこの中山間直接支払いの協働作業の中で、一生懸命取り組んできた経緯があるわけでございます。

ですから、本町が基幹産業のようでございます。そして、やはり農地を荒廃させない、そういうためにも、何とか期間を限定してでも構いませんから、地区からの要望を聞いて、そして何とかこう支給できないか。そして、地域が一緒になって、この自分たちの農地を守っていく。その手段として農道等の整備を進めていく。そういうことを強く望むわけでございます。

そういうことで、できないということでございましたけれども、この期間をもう限定でも何とかできないか、いま一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

今、議員のほうから、それぞれ10年前と比較しまして、それぞれ農家数なり、あるいは耕地なり、従事者数なり、そして高齢化の7割というようなこともお示ししていただきました。

それぞれ基本的なことについては、今進めています集落営農というのが、非常に基本的なことだと、根幹にあるのは集落営農と、これを進めなければいけないと。これを進めることによって農地は守れるということを考えております。

そういうことで、それぞれ中山間地域の直接支払制度、これは120地域で全町を網羅しております。1億2,000万の交付金ということで予算もあるわけですが、その中でも、このまたほかに農地・水・環境保全向上対策事業、これが9つの地域で入っているということ等でございます。非常にこう今議員のおっしゃるとおり農地を守っていくためには、やっぱりそういうことをどういうふうにして話し合い活動を進めていくか、というのが根幹にあるというふう考えております。

ただいま申されております、それぞれ砂利山の確保ということでございますけれども、このことについても、それぞれ場所等についてもお聞きしておりますけれども、今後ともまたそういうことで、内部でもちょっと協議をさせていただいて、なるべく中山間のこういう事業、あるいは農地・水・環境保全、こういう事業等について、財政的なほうとも考慮しながら、やっぱり検討させていただきたいというふう考えております。

○東 哲雄議員

集落営農等の取り組みでそういうことを解消して、元気な農村を築いていくと。そういうことで、これは今から進められていくというふうに思いますけれども、やはりそうなれば、それと異なる集落営農だけじゃなくて受委託の関係とかいろいろあるわけですよ。

ですから、条件のいいところはいいんです。ですけど悪いところは、やはり取り残されていくわけです。その悪いところに、それなら集落で話し合いをして、生コンでも打ちましようかとか打設ましようかとか、そういう話になれば、それはいいと思います。

しかし、現実はそのようではないんです。ですから生コン打設をしなくても、そうした身近な物でそういう路面の補修なんかはできるんですよ。1回すりゃあ5、6年はまたもつんですよ。

ですから、もうくどく言いませんけれども、何とかそういういろんな事業等の絡みもあろうかとは思いますが、やはり山手とかですね、そういうところも町長もまた機会を見て足を運んで現状を見ていただければいいと思いますけれども、本当にそういう砂利等で安易にできるころはいっぱいありますから、それであんまり金をかけずに、そして農業生産を進めていく。

これも一つの方法じゃないかとかこのように思っておりますので、今後現地等も砂利山、それぞれの地区にあると思います。そういうところもまた見ていただいて、何とか今後検討をしていただきたい。このように要請をしておきたいと思います。

それから、国県道の関係でございますけれども、鶴田大口線、鶴田の鶴田橋から第2ダム、第1ダムを通過して、そして曾木の滝ということでございますけれども、旧町時代から奥薩摩構想、県の重点プロジェクトということで、第1ダムから曾木の滝のほうに向かってカーブカット、離合箇所、それから大型バスが、トンネルがありますから、なかなか通行が厳しいということもありまして、一般質問等でもいろいろ出された経緯もあるわけでございますけれども。

今回ダムの再開発事業が計画をされておるわけでございますけれども、そういう中で、何かできないかということもあろうかとは思いますが、基本的に県が奥薩摩構想の重点プロジェクトと位置づけておりますので、今後、町としてやはり案を持って町が動かないと、これはもう絶対、県は自ら動かないわけですから、そういうことを進めていただきたいとこのように思います。

それから、今、平江線のほうも工事をしておりますけれども、聞くところによりますと、上部と下部、改良等をやっただけというそういう話は聞いておるわけでございますけれども、要はダムの下流の鶴田大口線でございます。

町長も足を運んで見られたかとは思いますが、状況が町道と県道と本当にこう対照的な道路でございます。これが県道なのかというぐらい、そういう不便な道路ではないかと思っております。

鶴田橋からほたる橋ですか、そこも豪雨災害で路肩等が決壊し、ホテルの生息地のところも大変な被害を受けたわけですが、あそこも4カ所ぐらい工事はされております。ただ途中、山手ががけ崩れの危険性がある箇所もあります。

それから山神集落の人家がこうなくなるころから、それから第1ダムに向かつては、ほとんどがけ崩れ危険防止の金網が、ほとんどこう張ってあるという状況であります。

それから、がけ崩れの表示板です、落石注意。16カ所ぐらい設置してあります。

それから、幅員が狭いところは4メートルぐらいですか、あるかないかということもありますし、ガードレールももう老朽化しているということもあります。

本当にこう雨期になれば、もう安心して通れる状況にないんじゃないかとかこのように思っておりますし、それからJパワーに入るところから、第1ダムについてもカーブが多くて、迂回にも

離合にも支障を来たす、そういうところがございますから、何とか危険箇所を改修をしてほしいと、このように思っているところがございます。

今回、このダムの再開発ということですが、さかのぼりますとこの県道は、このダムができるときには、資材の運搬道路の改良工事ということで、若干、5.5メートルぐらいの拡幅はされたようでございます。

それから、ダム建設が始まったわけでございますけれども、この水特法が48年の制定で、49年からの施行ということで、鶴田ダムはその後ですから、なかなか周辺の環境整備とかそういうのがされていないという状況でございます。

そういうことから、今回、このダム再開発の事業ですけれども、この水特法の中の環境整備とか道路整備です。そこにはなかなかこの再開発事業というのは、私も概要を見てみましたが、はまらないんじゃないかなと、このようには思っているんですけれども、ただもうこの機会を逃すとなかなかこの道路についても、県も大変財政難でございますから、ちょっと厳しいというふうに受けとめております。

ぜひこの際、町長、国に何とかできるところでも改良をやってほしい。その要望をぜひやってほしいと思いますが、考えてをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

県道の鶴田大口線のダムまでの区間というのが、どういう状況であるかというのは、今、御指摘があったとおりでありまして、この区間の整備というのは、長年、期成会もつくって要望をしまいたったわけですが、なかなか思うように進まなかったという思いがございます。

奥薩摩水と緑の里づくり推進協議会、この奥薩摩水と緑の里づくり構想というのをつくって、この県に要望する中で、これが県の主要プロジェクトの中に組み込まれて、新しい県の事業が始まるというときに、この鶴田大口線の改良も進むかなと思ったわけですが、ちょうど機を一にして、県の財政も非常に厳しいという時期にぶつかって、この事業自体がなかなか進まなくなったという経緯もございます。

この件は、懸案であったわけですが、ダムの再開発事業の中で、今回、町道のほうの平江線のほうは、これもまた長年要望活動をしたりいろいろ相談をしておりました、人家のあるところから、人家が切れるところからダムまでの区間というのを、何とか整備をしてもらいたいと、国でもって整備をしてもらいたいというこの件が、今回の再開発事業の中で、工事用の道路になるということを通じて、道路の改良がされると、整備がされるということが言われておりますので、こちらのほうはダムの管理所のほうまでいい道が、この機会にできるということになるのかなと、こっちは安全安心な道路がもう二度とといいますか、崩壊しないような道路ができてくれるんじゃないかと期待をしているわけでございます。

国としては、ここんところが今のところ精一杯で、県道の左岸側のほうの道路には、この再開発の事業では、ほとんど今のところ可能性がないということでありまして、せつかくの機会ではありますけれども、右岸のほうの町道の改良が精一杯なんだろうというふうに今思っております。

県のほうに要望するということも、県の状況がこういう状況でありますから、早急にとすることはなかなか望み難いところがございます。

しかし、危険箇所に対しては、これを防止をしなきゃいけないということ、そしてどうしても不都合のあるところは、何とかしてもらわなきゃいけないということ、優先順位を立てながらも、要望は続けなきゃいけないと思っておりますが、国のほうの事業の中でということは、この県道鶴田大口線のダム下流の部分に関しては、なかなか難しいのかなというふうに判断をしているところがございます。

○東 哲雄議員

先ほど、ここも一応、管理用道路という位置づけということで、答弁をされたわけですが、激特も何年かまだあるわけですから、厳しいんじゃないかというそういうあきらめじゃなくて、やはりもっと強く要望されるべきじゃないかなとこのように思っております。

本当に、ああいう道路がといますか、県道ですから、もう少し通行に不便を来さない道路であってほしいと願うわけでございますけれども、いずれにしましても、あそこは雨期になれば本当にもう危険な箇所でございます。

山手を見ながら運転をしていかなければ、いつ崩れてくるか、石がころがってくるかわからないような状況でございますから、やはりそこら辺もこう強く県と一緒に、国のほうに訴えていただいて、最低限でもそういう危険箇所、そういうものの改修というものには、全力を尽くして要望活動をしてほしいというふうに、要請をしておきたいとこのように思います。

それから、国道267号線でございますけれども、この地区は先ほど言いましたように大變事故の多発地帯でもありますし、さっきも言いましたように構造的にもちょっとこう問題があるんじゃないかと、このようにもこう思っているところでございます。

県のほうは、整備は一応終わっているんだと、このように言われるわけでございますけれども、道路、そういったものは時代の流れの中で、また時代にあった形の改良改修、そういうものは当然出てくるとこのように思っております。

そういうことですので、本当にまだ大きな事故が起こらない前に、何とかこうしてほしいものだと思っております。

歩道等を歩いてみますと、本当にもう余裕がないんですよ。もう高齢者の方、今、電動カー等が普及して通られるわけですが、本当こう余裕がない。もう離合はできない。そういう状況でございます。

ですから、これまでもこの要望活動をされてはきているわけでございますけれども、県としても財政難ということでございます。

267の期成会の中で、要望活動もされているわけですが、財政難であればあるがゆえに、やはり町の単独でも要望活動をして何とか事業を持ってきてもらう、そういうことも必要ではないかと思っております。

一つの例を申し上げますと、あの近くに鶴田停車場線が改良が入ってるわけですが、あれにつきましても、10数年前から要望活動をして、毎年要望活動をしてきました。

そしてようやく10数年かかって、何とかこう採択され、そして工事着工ということでございます。そういうことからすれば、やはり地道な要望活動は大事ではないかとこのように思っております。

これまでこの構造的な部分で、あそこはまた無理もあるかもしれません。カーブカットが無理な状況であるかもしれませんし、町道の取り付けの部分もありますし、それから歩道であれば、歩道は両方側にありますから、もう片側に寄せた形の道路の線形をつくるとか、あのカーブカットがだめであれば、前のほうの人家があったところは更地になっていますから、向こうにちょっと回すとか、いろんな工夫もできるんじゃないかと、このように思いますので、その辺をまた町としても、どういう方法がいいのか、そこら辺もまた検討をしていただいて、そういうまた案も県のほうに示していただいて、そしてそういう交通の不便を解消するような、そういう活動をぜひ取り組んでいただきたいとこのように思っておりますけれども、最後に町長の決意をお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

国道の東善寺地区のところは、御指摘のように事故も何回も起こっておりますし、構造的になかなか拡幅がしにくい部分、そしてまた道路が非常に鋭角に入ってるということで、見通しが悪いというようなところでございます。

そういう点で、これを構造的にどういうふうな方法があるかということのやっぱり調査検討というのを、町なり、あるいは県のほうにもまずそれをしていただいて、そしてその上で時期を見て工事をやっていただくという意味においても、今御指摘があったようにその構造的なものをどう解消できる方法があるのかということの検討は、これはやはりまず第一段階としてやる必要があるんじゃないかというふうに思うところでございます。

そういう点ではまた、関係課とも打ち合わせしながら、そこらのまず調査検討、研究という問題を手がける、あるいはそれを県に要望するというようなことに対しては、取り組んでみたいというふうに思っております。

○東 哲雄議員

それではさらなる要望を要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、23番、中尾正男議員の発言を許します。中尾議員。

〔中尾 正男議員登壇〕

○中尾 正男議員

本日は質問の流れが非常にいいようで、午後からだと思ってましたが、午前中に回ってまいりました。

通告に基づき、2点につき質問をいたしますが、第1点目につきましては、ただいまの東議員の質問と重複するところもございますが、項目が違いますので用意された答弁書をお願いしたいと思います。

第1点目のダム再開発事業につきまして、昨年の豪雨災害被害により、鶴田ダムの操作見直しを求める議会や住民の声を受け、国はダムの洪水調節容量の増量を図り、川内河流域の洪水被害を軽減するためのダム再開発事業に着手しました。

この事業は、平成19年度から9年間で460億円もの多額の事業費が見込まれておりますが、その内容につきましては、新設の放流管や減勢工が予定されていると説明されているが、そのほかは余り明らかにされていません。

再開発事業の内容を町民に明らかにするとともに、この事業によりダム環境や県道鶴田大口線等の整備を国に要望すべきだと思いますが、町長の考えを伺います。

2点目の薩摩中央高校に工業系学科をということで、今年4月、町内企業19社により、さつま町のづくり企業振興会が設立されました。

産業振興と地域の活性化に大きく寄与するものと期待をされているところであります。

会長に就任されました井川産業の井川清隆代表取締役は、町内の高校に1学科ないし1学級でも工業系のクラスがあればと話されております。

薩摩中央高校は、学科統合で新しくスタートした直後で、新たな学科の設置は難しいと思いますが、企業が求める人材の育成と地域の活性化や高校の将来を見据えた町の課題として、薩摩中央高校に工業系学科の設置を要望していく考えはないか町長に伺います。

以上、1回目の質問とします。

〔中尾 正男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

中尾正男議員から2点の質問をいただきましたが、第1点目の鶴田ダムの再開発事業の問題であります。

一般的なダム事業は、まず予備調査があつて、実施計画の調査があつて、それから建設事業へと段階を踏んで事業を進めていくと伺っているところではありますが、今回の鶴田ダム再開発事業は、このような段階を踏まずに、即建設事業として一気に採択をされたというものであります。

今回の鶴田ダム再開発事業は、昨年の豪雨災害を受け早期に再度の災害防止を図るという観点から、鶴田ダムの洪水調節機能の強化を図るため、新たな放流設備等の具体的調査検討を緊急的に実施をしてるところでありまして、再開発事業の詳しい内容につきましては、これらの調査検討の結果が出た後、皆様に説明をしたいというふうに伺っているところあります。

ダム環境については、環境への影響を検討し、環境への影響をできるだけ最小にする対策を講じるとのことでもございます。

県道鶴田大口線の整備を国に要望する考えはないかとのことでありますが、本路線の整備については、東議員の質問でもお答えいたしました。奥薩摩水と緑の里づくり推進協議会や広域市町で構成する協議会等で、早期改良整備を県のほうへはずっとお願いをしてきているところあります。

ダム再開発事業については、工事用道路として右岸側の町道平江線を利用する計画でありまして、その平江線に対しては、現在、国において測量設計を実施されております。

そして整備については、今年度測量設計及び用地測量を実施し、来年度から2カ年計画で改良工事を実施する予定とされているようでございます。

このようなことから、県道鶴田大口線の整備につきましては、国においては考えていないということでもありますので、今後、県への要望の中で整備を図っていく、あるいはまた、これが工事との関連が出てきているんだということになれば、そのことを踏まえて国のほうにも要望するという道もあるのかなと思うわけではありますが、そういうことで今のところ県道側のほうは、再開発事業の中では関連しないということになっているところでございます。

それから2点目の問題、薩摩中央高校に工業系学科の設置の要望はする考えはないかということですが、現在、薩摩中央高校の農業工学科では、2年生の段階から農芸化学コースのほかに機械コースというのが設けられておりまして、製図や機械工作等の専門科目の学習が行われております。

その中で、卒業後、工業系の企業で生かされるボイラーの取り扱いであったり、危険物の取り扱いであったり、ガスアーク溶接技能、あるいは機械加工としての普通旋盤等の資格取得について積極的な努力がされております。

このように中央高校では、工業系の企業で生かされる資格取得に努められるとともに、農業工学科の機械コースの専門科目というところでは、工業系の高校と同じような専門科目、あるいは同じような単位数ということで取り組まれておりますので、このことを地元企業にもっと積極的にアピールしていく必要があつたのではないかと考えております。

近隣の市町に、工業系の学科を設置してる高校との関連もあり、名前としては農業工学科ということになっているわけですが、実態はそういう側面があるということでもあります。

今後、企業側からの専門的な知識、資格等の修得についてのさらなる考え方や養成等について、これを伺いながら高校側との協議を進め、より専門的な科目や工業系学科の設置関係について、関係機関との協議、要望活動等を視野に入れながら、検討をしまいたいというふうに思っているところでございます。

[町長 井上 章三君降壇]

○中尾 正男議員

まず1点目のダムの再開発事業関連から伺いたいと思うんですが、この事業につきましては、ただいま町長からありましたとおり、調査費がことし5億ついて、その調査の結果を見てからその事業内容に入ると。我々、この町の議会の議員からすりゃ、非常にこう不思議な予算のつき方をしてるんです。

そこで、はじめに460億もの巨費、予算総額がぼんと決まってきて、そうするとその使い道がなかなかどこへ聞いてもわからん。当然そういうことだもんですから陳情にも行かれたと。

そういうことで、この事業の再開発というような名称でありますから、先ほども東議員の質問にありましたとおり、水特法以前につくったダムは、環境整備等にほとんど金が使われていません。

ですから、今回こういう千載一遇のチャンスではないかと思って、そういう金の使い方ができないのか。

町長が陳情に行かれたその範囲の中で、このダム再開発事業の中身について、本当にその地元からダム洪水調節容量の増量を増やしてくれというような陳情はたくさんしたと思うんですが、いきなりダムのもう下っぱらから穴をあけてくれというような陳情までせずにおいて、こういう大きな予算がぼんついたということに、非常に我々も不思議に思った、どうかとありますから、もう少しこういうことも町民に経緯やらわかっている範囲で今の段階から、また知らしていろんな声を聞きたいと思えますから、わかっている範囲で説明を一応願いたいと思えます。

○町長（井上 章三君）

ダムの再開発事業が460億という非常に大きな予算がついたということではありますが、このなぜ460億なのかということについては、聞いているのはそのうちの200億は電源開発に対する水利権、電源開発が持つてるその水利権を買い取る部分の費用に充てるんだと。

ですから実質は260億で建設工事をする。調査の段階から建設までをするというようなふうに大まかには聞いたところでございます。

ただ電源開発との交渉といえますか、そこらがもう決定なのか、あるいはまだ交渉中なのか。先般、聞いた話では、まだこういういろいろそこにおいて交渉してる部分もあるようなふうにも、ニュアンスをちょっと聞いたんですけれども。

それと460億という積み上げが、どういうことでの積み上げだったのか、ということの詳細はわかっておりません。

そういう意味で、そこらをもう少し聞く必要もあったのかなという思いはするわけでございますが、今後また内容が今調査検討中ということでもありますから、不用意に大ざっぱなことを言うと、またいろんな誤解が出てくることもあると思えますので、こういう事業が決定した段階で進んでおりますから、正確な説明が可能となる段階で、これはまた説明もされるだろうというふうに思っております。

そういう点で、できるだけ早くそういう説明もまたしていただきながら、事業の全体像が見えてくるように、我々としてもそれを求めてまいりたいというふう思うところでございます。

○中尾 正男議員

ただいまの答弁でこの460億の中に、電源開発の水利権補償権というようなものが含まれると。そこは今までも聞いたんですが、公式の場であんまり明言をされたことは、今初めてだと私は記憶するわけですが、その大まかで200億ぐらい、この事業費の中にそれが入っているということは、確証が確かなことですか。

再度、この点については確認をしておきたいと思えます。

○町長（井上 章三君）

私はそういうふうに聞いております。

○中尾 正男議員

確かに町長が聞かれたのであれば、この事業費の中にはそういうものが含まれているんだ。前から当然そういううわさはあったわけですが、そのことを確認してもなかなか明言がされたことがなかったと、初めてこういう公にされたのではないかと思うんですが。

その残された260億の中で、本当にこのダムをつくるときの総工費が170億円ぐらいという話を聞いて、用地代も含めてです。あと、環境整備等に幾らかお金が回るのか、そこあたりは県道のほうはだめ、こっち側だけ工事関係の町道分だけという話ですが。

町長、考えてみてください。今回のダムの災害でも、両方ともだめになって道路が一方だけでは非常に困ったのは、当のダム管理者なんですよ。本当に冷や汗のダム操作をされました。

そういうことも考えて、国交省はやはり要請次第では、こういうものは整備していかんにやらん必要は当然感じておられると思うんです。

これは県道ですから、建前としては県が整備すべきものでしょうけれども、町長も鶴田町時代も町長時代から先ほどからありますように、森、水の構想で非常に期待されて、しょっちゅうこう口に出されて、これに期待するところが大きかったわけですが、ふたを開けてみると大口市側の一方勝ちというか、もうハード事業面につきましては、ほとんど大口側の、県の予算も少ないことですが、そういうことで実利はほとんどこっち側にはいただいていないというのが評価、現状であろうと思います。

そういうことを踏まえて、やはり私は不思議な因縁を感じるんです。町長は非常にこう情熱を持ってやってこられた。そして財政難で頓挫し、今度こういう事業が来た。

めぐり合わせというのは何か不思議なものを感じるんですが、当然、県が整備すべきものがありますから、県と一緒に知事と一緒にあって、再度こういうものについては、建設省も非常に困ったことがあるわけですから、そこあたりの実例も上げて整備にぜひやっていただきたいというのは、強力な陳情活動をしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（井上 章三君）

今までは、激特事業のほうにだいぶこう意識がいておまして、ダムの再開発事業がどういうふうに展開されるかというのは、なかなか見えないところもあり、こちらもその内容を。

例えば460億がどの程度の積算の中で、どういう箇所をどの程度という中で出てきているものなのか、そこらを詳しく聞くということも余りなかったわけですが、再開発事業ももう一気に決まり、そして着工式も既に行われたということでありますので、ある程度の展開がなされているだろうと思いますので、そこらに対してもまた、いろいろ状況を聞きながら、そして、今御指摘がありましたような課題は、当然私もわかっているわけありますので、それに向かってまた考えをめぐらしながら努力をしてみたいというふうに思います。

○中尾 正男議員

町長、激特事業も大事ですけども、それだけで頭がいっぱいでというのはだめですよ。

だめというといかんですが、総体に見て仕事を全部自分でされるわけではないわけですから、これとこれと振り分けて、そして次の段階を見極めて自ら行動を起こしてほしいと思うんです。

この鶴田大口線につきましては、先ほどありましたようにトンネルとか、ほかに築後40数年たって、非常に大型車両等が通るのに危ない鉄橋が幾つもあります。

これも架け替えは、県の財政を考えれば、県も非常になかなか難しいと。あさましいようですが、自分のふとこころがないときには、ほかへ当たります。

こういう460億というような数字がぼんと出てくれば、私たちもですが、町民の間でも何とかならんだろうかという、当然そういう話も出てくると思うんです。

県知事とも町長は折り合いもよろしいようですから、県も非常に困っている事業でありますから、知事と一緒に要望活動をされてはどうですか。

そういうことを町村会長でもあられますし、話もされやすいと思うんですが、そういうことを心得て話をされてみる考えはないですか。

○町長（井上 章三君）

先ほど申しましたように、実情がどうなっているか。この調査から入りまして、そしてまた必要に応じては、今御指摘があったようなことも視野に入れながら検討してみたいと思います。

○中尾 正男議員

県道鶴田大口線につきましては、そういうことでお願いを要請をしたいと思いますが、ほかにも環境整備として今回のダムの水害で、町費でかなりの金をかけてきたふれあいパーク公園、この公園機能がもう大半のいいところを失います。そういう環境整備、あるいは上のほうにダム公園もあります。

ダム公園も進入路が車が離合できない。そういうこと。もし環境整備等に少しでも、全く建設当時から環境整備に金を使っていないダムでありますから、この機会にぜひもう一遍要請をして、何とか環境整備に、もともとあった公園等がダムの排水等でやられて、公園機能もなくなっているわけですから、そういうものを復旧してもらおう。やっぱりそういう要請は強力にすべきだと思うんです。

それでまあダム公園等は、こっちに大きな道路ができなければ、もっと上流のほうに通り抜けるような道路をできないのか。そういうことも要請してほしいと思うんですが、ひとつ場内でいろんな話し合いをまとめて、そういう陳情活動をぜひしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

担当課のほうでもいいですが、町長が指示をして、そうしていただければそういうことはできると思うんですが、どうでしょうか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまのダムの再開発事業の関係でございます。町長のほうにしましても激特事業の関係、あるいは再開発事業の関係につきましても、それぞれ本省のほうにはお願いに行かれた経緯はもう報告のとおりでございます。

この内容については、まだ明らかにされていないというのが、整備局の中でもちょっと話をお聞きしたんですが、本省のほうで非常にこうスピーディに今回の場合は決定されたということでございまして、整備局、あるいは河川事務所は、はっきり言って驚いているというのが正直なところだということ、当初決定の段階では聞いたところでございます。

これについては、大きな政治判断があったかというようなふうを考えておりますし、また今回の水害が国にとっても非常に大きな課題といいますか、そういう河川改修に対する大きな災害になったということで、そういうとらえ方というのがほかの災害からしますと、かなり深刻にとらえていらっしゃるということが、実態としてはわかったわけでございます。

そういう意味で、今回の鶴田ダムというのは、非常に特徴的に中流域に存在いたしております。

そういう意味で、やはり今後、上流部でも御承知のとおり湧水町が非常に阿波井堰の関係の改修を望んでおられますが、こういういわゆる貯水容量を高めるためには、ダムの再開発が当然必要になってくるだろうということも含めて、下流域のそういう調整機能と、上流域のそういう流量を確保する、そういう意味で今回の場合は、再開発事業がスタートをしたというようなふうには、

私どもとしては理解をいたしております。

あわせて、前所長でございました今井所長のそういう考え方の中に、景観等も一部含んで、この再開発事業についてはお願いをしているというようなことも聞いておりますので、そこら辺がこちらが100希望むような再開発になるかどうかということについては、今後の課題かと思うんですけども、公聴会でも実施しながら、最終的にはその実施計画書を作成をするということでございますので、そういうことでまた、町のほうも御指摘がありましたような事項を含めて、また要望してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。中尾議員。

○中尾 正男議員

午前中、前の東議員の質問を引き継いだような形で、鶴田大口線のことにとだわり過ぎて時間をちょっと使ったようですが、鶴田大口線、あるいはダム環境整備等につきましては、過去のいろんないきさつ、それと県とやっぱり一緒になって、それとダム管理所も非常にやっぱり必要性は感じておられると思いますから、そこあたりも協力も得ながら申し上げたようなことを念頭において、この行動を起こしていただくように、この件については要請しておきたいと思うんですが。

この再開発事業について、本論のところ全然聞いてなかったんですが、このダム再開発によって河川激特の事業の関連と、その災害がある程度緩和するための激特のダム再開発事業であろうとは思いますが、ここあたりの関連はどうなのか。

やっぱり被災者住民は、そういうことを非常に知りたいと思うんですが、情報は非常に少ないということですけども、調整監のほうは今、わかっている範囲内で、そのダム再開発事業がこう穴あきになったときと、その激特の事業のここあたりの水の出方の関連とか、そういうことをちょっとわかるとしたら説明をしていただきたいと思います。

○災害復興調整監（坂本 正己君）

昨年のお水の水位をさらに下げるとしかまだ聞いておりません。

現在、どのような形で、洪水の波形を切るかというのも検討中というふうに聞いておまして、決まっているのは、発電容量を買い取ってそこを利用して洪水調節を行うということが決まっている状況でして、ほかのことはまだ検討中というふうに聞いております。

○中尾 正男議員

まだ情報が非常にこう少ないようです。いろんな情報収集に努められて、そういう情報、わかり次第、地元、いろんなところにも。被災者、そういうところの方からも、こういうダム再開発に対して、その激特とかみ合わせてどういう効果があるのか、非常に知りたがっているというか、そういう情報がほしいという方もおられますから、そういう情報できるだけ広く町民にお知らせ願いたいと思います。

それから、200億程度は補償金だということですが、460億という巨額の事業費が見込ま

れておりますから、これは7年間ですか、9年間、長い間ですが、非常に地元にとっても経済効果といいますか、工事そのものは非常に特殊な工事で、穴あきで、地元の業者がどんだけ仕事ができるのか。

きのうの平田議員の質問の中にもありましたけど、こういう事業が地元をやっぱり経済効果をもたらせば一番いいわけですが、町長のきのうの説明では一般指名競札でなかなかということですが、ただ地元の町も一般の建設事業も少ない中、地元業者にとっても非常にこの金額的から見ても魅力があると思ってるんです。

ただそうしたときに、その仕事ができるか。業者の1社で無理ならベンチャー、企業体を組んでそういう仕事はできないのか。

そういう指導もやはり必要だと考えるんですが、もしそういう情報を、その工事の情報が得ない中ではそこまで行かないでしょうけれども、できるだけ早くそういう情報を入手して、もし必要性があれば、そういう業者間の指導もしていただければありがたいと思うんですが、そのことについて、今の段階ではなかなか厳しいでしょうけれども、できる範囲内で答弁がいただけたらと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

町長のほうからは報告はあったわけですが、9月の13、14日につきましては、国交省のほうの幹部の方とその件についてもお願いをされております。

これについては、町長名でもって要望書も提出をしてあるところでございます。

実はその前に8月の初旬から下旬に、それぞれ期成会での要望会というのが開催をされました。これは、今回の場合は、本流とそれから上下流合同の要望会ということで、河川事務所、それから整備局のほうにも要望を行っておりますが、その中でもそれぞれ各団体からも要望を同時に出したところでございます。

実は、私も先般の8月の末に整備局のほうに出向きまして、そういう要望会に参加をいたしましたわけですが、河川部長のほうにも直接そういう部分についての経済効果ということ、地元として非常にこう期待をしているということを申し上げております。

あわせまして、やはり地元の住民の方々、犠牲になられてまたその復旧についても、建設業の今回の働きというのは大変目を見張るものがございました。

そういうものについては、政府のほうも把握をされておりますので、極力努力はするということですが、国のほうとしては一般競争入札、公募型というような形になっておりますので、場合によってはそういうベンチャー方式による工事に対する提案ということも考える必要があるんだろうということで、実は建設業協会のほうの支部長さんにも、そのようなお話を申し上げてるところでございます。

地元の建設業のほうでも、そういう形でまた努力もしていきたいというようなことも言われておりますので、そういう形でまた提案をしていただければと考えてるところでございます。

○中尾 正男議員

先ほども申しましたように、いずれにしてもまだ情報が少ないようです。その情報収集に努めて、あらゆる手段でこの事業が当地域にとって、いろんな面で効果ができるような最大限の努力をしていただくように要請をしておきたいと思っております。

1点目については、この辺でおきたいと思っております。

2点目の薩摩中央高校に今、工業学科をということで、町長の答弁としては、現状では、非常に今の農高で、機械工学科等の設備もあって、現状ではそういう運動をすることも非常に難しいというような答弁だったと思うんですが、町長は、井川会長のコメントを、これが出たときにど

ういう感じを受け取られたですか。

先ほどの説明では、もう少し今の薩摩中央高の現状を詳しく説明しておけばというようなことだったと思うんですが、そういうことでいいのか。そういう感じを持たれたのかです。そこをお聞きしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

ものづくり企業の懇話会の中で、そういう高校のほうとの話が出たわけではありますが、そのときに薩摩中央高校の先生も来ておられて、本当はこうなんですよと言いたかったんだけど、ほかの学校も来ておられたので、ちょっと遠慮をされたという面があったそうであります。

それで、改めて調べたり聞いてみると、この先ほど申しました農業工学科の機械コースっていうのは、単位的にも科目の内容においても、まさにもう機械科といっても、機械コースになっておるわけですが、専門の機械科とそんなに遜色のないような内容での授業を行っておられるという実態がございます。

我々もその実態の認識がちょっと不足してた面もありますが、ここらのところはまた、そういう懇話会の中などでもアピールをしながら、あるいはもっとそれをどうせやったらこういうふうには、こういうところをもうちょっと科目を入れてもらえたらとか、何か注文があればまたそういう点で、検討はできる部分、また、要望をすることもできる部分があるんじゃないかというふうには思っております。

農業工学科という名前になっておりますから、ちょっと今言われますような工業系というイメージが弱まっている面がありますけれども、そこらがどうなのかという課題もあるとは思っております。

そういうことで、もっと実態を紹介、アピールするということではできるといふふうに思ったところです。

○中尾 正男議員

私は、町報でこのコメントに見さしていただいたとき、非常にありがたいという提言を、提言というか、していただいたなと思っております。

町長は、そういうとらえ方でしょうが、実際に企業のトップ、自分で雇って非常に即戦力、機械工学だけではなく、科学科あり化学の分野もあります。そういう人材が、本当に経営者はほしがってるんです。一つの、実際、このままでは工業系をほかのところからとりますよ、というような裏を返せば警鐘も含まれているんじゃないかと、そういう見方も当然できるだろうと思うんです。今のままでは、そういう事態が起りかねないというふうに私は思ったわけです。

ですから、非常にこうありがたい提言をせっかくしていただいているのに、執行部がすぐ何かこう行動が出るのかなと思って、担当部署、いろんなとこ聞いてみましたが、そういう動きもないようですから、まあ町長に伺ってるわけですが、そこあたり本当にその中央高の機械工学科、工業系に負けないような機械設備等もあり内容もいいということは、私も承知いたしておりますが、本当に今言われたような、もう少しそういう説明が足らなかったのか。

もう一步踏み込んで、そういう化学のところを含めたそういう専門知識を企業のトップ経営者が本当に望んでいるんだと、そういう思いにならないものか、そこあたりをちょっと考え方を質しておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

御指摘のように、企業の方々がどういうところを望んでおられるという、そこらのさらに具体的な聴取というのは、必要であったというふうに思っておりますので、そこはさらにそういう懇話会などの機会を通して把握しながら、今後のそういう農業工学科の機械コースのあり方という

ものに対しては、また学校のほうとも打ち合わせをしてみたいというふうに思っているところがございます。

付け加えますけれども、この中央高校の機械コースにおいては、いろいろ資格の取得も相当こうやっておられまして、そして、普通の工業系でもなかなか通らないような加工技能士の旋盤何かの3級の試験何かにも、17年度は6人、18年度が3人というようなことで通っておられるというようなこともあったり、ほかの資格もいろいろ挑戦しておられます。

それと、きのうからいろいろと定住促進ということの努力というのがどうなのかという話がありましたけれども、この町内企業の採用状況というのが、データがちょっと出ておりますので御紹介を申し上げますが、19年度、新卒の採用というのが町内の企業において46名、中途の採用というのが47名ということで、19年度の春と中途の採用においては、93名という採用の状況があるということでありまして、20年度の新卒の採用予定は、今のところ60名ということでありまして、このことの効果というのは相当のものと、我々としてはやっぱり認識をすべきであるというふうに思ったところがございます。

○中尾 正男議員

質問要旨を町長に出しましたが、所管が教育長も出席ですから、例えば、この高校に新しい学科を増設する、そういうものの要件というものは、審査、いろんな過程があると思うんですが、そういうことができる要件、あるいはその手順とかそこあたりについて、わかっている範囲でちょっと御説明願えたらと思うんですが。

どういう条件が揃ったら、増設が、新しい学科が認められるのかです。いろいろな過程があると思うんですが、簡単にはいかないと。そういう例も当然あると思いますから、どういう状況ではそういうことになるのか。

○教育長（福満 隆徳君）

学科設置につきましては、大変難しい問題があると思います。

というのが、今までございました学科は、大体、地域を基盤とした偏りのないようなそういう形での各学校の学科設置であろうと、そういうふうに理解します。

そういう面からしましては、それぞれの地域で、本町、この地区は地区なりにこういう学科がほしいという、そういう要望はしてあると、そういうふうに理解しています。

そういうふうなことの中で、今度は学校間のバランス、そういうこと。それから、各地区における生徒数の推移、こういうあたりのバランスを見ながら学科設置はされるものと、私は理解しておりますものでございます。

○中尾 正男議員

そこで、町長、本町に1校残されたこの薩摩中央高の今の現状です。また将来的に、あるべき姿、町長は、現状のそこあたりをどう捉えておられるのか、考えを伺ってみたいと思います。

○町長（井上 章三君）

薩摩中央高校は、宮之城高校と宮之城農業高校を引き継ぐ形で、薩摩中央高校というのが統合されてできたわけでありまして、そして、我が町にとっては唯一の高校であるということでありまして、この高校が地元全体から本当に必要とされ期待されるような高校に育てていかなきゃいけないと、いうふうに思うところであります。

そういう意味で、農業系のほうからも期待される、あるいは工業系からも期待される、そして、普通系としても期待されると。理想は高く掲げないといけないわけですし、また、中央高校としてもそういうことを踏まえて、一生懸命やっぱり成果を上げないといけないということで、挑戦をしておられるというふうに伺っております。

そういう点で、その他部活何かにおいても、いろいろ本町の歴史的な特色のある学校にもなってもらいたいと思っておりますし、やっぱり地元からもっとも期待される、必要とされる学校になってもらうということを前提として、これからも見つめていかなきゃいけないと思っております。

○中尾 正男議員

時間も押してますけれども、今言われましたように薩摩中央高は、この本町にとって1校だけ残った高校であり、また、地域にとっても非常にやっぱし大切にしていかなきゃいかん学校であると思います。

将来の生徒確保、いろんな魅力のある学校にしていく努力をやっぱり町はせないかんと思うんです。

そうした中で、福祉科が増設されてあったんですが、これも非常にこう期待持たれとったわけですけど、介護保険の法制度上の問題とか、いろんな欠点といや欠点もあって、なかなか生徒の卒業生の就職に将来的には、今の段階でもかなり不安があるわけです。

そうしたことを考えてみますと、やはりこの地域、今、教育長のほうからも新設の条件、いろいろ聞きましたけれども、そして、企業が雇用してくれるその基盤もある。条件はある程度、増設を要請するぐらいの条件は整っているというふうに、私は思うんです。

金もかからんわけですから、昔から地域浮揚は、このごろあんまし聞かなくなりましたけど、産官学、この三者の連携が必要だと言われて、もう死語になったのかわからないわけですけども、地域浮揚はそういうことが非常に大事だと思うんです。

きのうからの一般質問の、今町長も言われましたように、いろんな地域の問題、あるいは所得の問題、財政の収入の問題、定住の問題、いろんなことを含めて一つのことで地域浮揚はなかなかよくなるまい。

まあ人々が織りなすと町の振興計画にもありますように、いろんな要因が複合的にこう作用して、そして、地域が浮揚していくんだらうというふうに考えるわけです。

そういう意味で、非常にこの高校の振興策というのは、次世代を育てて、しかも工業系のそういう就職系を出た卒業生は、ほとんど90％は希望は、県内、地元だということで、受け入れる企業も地元にあるわけですから、金のかからんことですから息の長い事業として、町全体としてやはりこの工業系の学科の増設を県教委あたりに息長く要請していく考えは再度ないのか。

今の段階では難しい、難しいからもうやらないということですが、金もかからんわけですから、もしそういうことがあれば、町長、非常に大きな功績として残ります。

今、簡単には行かないということは私もわかってますけど、町の課題としてそういうものをどっかにか部署に指示をして、こういうもののデータを揃えて県教委のほうに要請をしていく。そういう考えは起こってきませんか。再度伺っておきたいと思っております。

○町長 (井上 章三君)

工業系という名前を、一本でこう出せるようにしたほうがいいのかどうなのか。今、農業工学科とこうなってるわけですが、やっぱり農業という名前、イメージというのも残してもらいたいという、そういう声も多分にあると思っております。

今、農業工学科となっている中で、こういう2年からの分で、機械科というのが入ってきてるということではありますが、そこらはさらにいずれにいたしましても、地元企業の要望がどうなのか、そしてまた、学校ともいろいろ検討をしながら、そういうことでここはもう名称の変更も含めて要望したほうがいいのかというような方向が見えてきたら、これはまた県のほうにそういう要望をするということはやぶさかでないと思っておりますので、ここんところはもうちょっと検討さ

していただきたいと思います。

○中尾 正男議員

なかなか腰が重いという感じなんです、なぜそうなのかよくわからんですけど。そういう金もかかることでもないし、町民どこから見てもそんな悪い話ではないというふうに私は思う。

難しいだろうからということで、非常にそのリスクを負うわけでもないし、やっぱり行動を起こしてほしいと思うんですよ。

誤解のないように言っておきますけど、やっぱりこの薩摩中央高はもともと農蚕学校、農業系がもとですから、ここをやっぱりなくしてというようなことになれば、元もこうもないわけですから、今、2学科ぐらいあります。

この新しい学科をいきなり2つ、1つできないのであれば、農業系の2学科を1つに、いろんな相談はあると思うんです。その前に、やはり町がそういうことを起こす考えがなければ始まらないわけですから、そこを町長の考え一つ、こういうことができんかちょっと探ってみてくれと、そういう考えはないのか、残念なんです。

県議の宮島さんともちょっと話をしましたら、彼もという失礼ですが、宮島県議も非常に乗り気で町がそういう取り組みをして動くのであれば、私もできる限り精一杯応援はしますと、そこまで言っていたいて高校にも直接出向かれたようです。そういう応援体制もあると思います。

再度、もう時間もないですけども、そういう取り組みをしていただけないものか。リスクは負わないんですよ、町長。金もかからないですがね。

息は長いですから、しっかりと部署をとらえて、息の長い町の課題として、そういう取り組みをしていく考えはないのか、再度お尋ねをして終わりたいと思います。

○町長（井上 章三君）

私は否定的に言ったつもりはないんですけども、ですからそういう町内の企業からの要請もあることで、これは検討をしてみますという前向きな気持ちで、これはお話ししてつもりでしたので、もっと具体的に詰めていってみたいということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、8番、麥田博稔議員の発言を許します。麥田議員。

[麥田 博稔議員登壇]

○麥田 博稔議員

私は、さきに通告いたしました行財政について2点、学校教育について1点、お伺いいたします。

まず、行財政についての1点目、「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置で、町村では全国2位の評価を受けたが、何が評価されたのかということでもあります。

このことにつきましては、19日の行政報告でも少し触れられましたので、重複しますがお許しをいただきたいと思います。

新聞報道等によりますと、2007年度の普通交付税総額は、前年度比4.4%減の1兆4,903億円で、内訳は道府県分が4.6%減の8兆603億円、市町村分が4.2%減の6兆2,300億円とあり、人口と面積を基本に簡素化した新型交付税の導入や「頑張る地方応援プログラム」に基づいて、総額2,220億円の割り増し算定を行ったとありました。

「頑張る地方応援プログラム」では、頑張りの成果を交付税の算定に反映するというので、行政改革、歳出削減率や地方税徴収率等、出生率、農業生産額、転入者人口、ごみ処理量など9つの成果指標を用い、市町村分1,870億円、都道府県分350億円の計2,220億円であります。

ただ、行政改革指標のうちの地方税徴収率、出生率、ごみ処理量、若年者就業率については、指標の変化率を絶対値を併用して、これまでの頑張りを反映、また、全国の平均以上に歳出削減を行っている過疎、離島の市町村については、上乘せのなさらなる割り増しを行っているとあり、市では、1位が広島県福山市8億619万9,000円、2位青森県弘前市6億5,348万5,000円、3位が愛媛県今治市6億2,648万7,000円など、町村では、1位が北海道音更町2億3,167万7,000円、2位が我がさつま町で2億2,839万1,000円、3位が青森県板柳町で2億885万4,000円であります。

頑張る地方ということで、町村で、全国2位に評価されたことは、非常にうれしくありがたいことでもあります。

しかし、私には町長や職員の皆様には申しわけありませんが、全国2位といわれても実感が沸きません。

町長にお伺いいたします。「頑張る地方応援プログラム」で何が評価されたのですか。

2点目、今後のまちづくりの課題についてであります。

先ほどいいましたように、私たちの町は頑張る地方ということで、全国的にはうれしいといえますか、町政にかかわる議員としても、ある面では誇らしい評価を受けましたが、今回の一般質問でも17名が質問に立つように、私は課題の多い町であると思います。

さつま町総合振興計画では、まちづくりの課題として地域産業の振興、高齢者社会への対応、安全・安心な暮らしの確保、生活環境の向上、自然環境の保全、地域の活性化と人材育成、地域内外との連携、持続可能な行財政基盤の確立と8点を上げてあります。

また町長は、10のまちづくりの目標と55プランを政策の柱として発表され、町長にみごと当選されましたが、国による三位一体改革や、昨年の豪雨災害等による財政の硬直化により、行財政改革以外は、これといった政策がなされていないと私は思います。

前回の議会で、町長は財政が厳しいので政策ができない、というような答弁をされましたが、私は財政が厳しいからこそ、思い切った政策の見直しや転換が必要ではないかと思えます。

任期が残り2年を切りましたが、町長は今後の町づくりの課題をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、学校教育について1点お伺いします。

1月の県の学力テスト、4月の全国学力テストの結果についてどのように受けとめているか。もし、課題があるとすればどのようなことがあるか、その対策はということでもあります。

県のテストは正式には、基礎基本定着度調査といい、国のテストは、全国学力学習状況調査というのだそうですが、全国テストでは東京都などで成績をよくするために、問題行動があったというようなテレビ報道がありました。

県のテストは当時の5年生、国のテストは現在の6年生を対象ということなので、子供たちの学力や傾向を知る上でよい資料になると思ったのですが、4月のテストの報告はまだ来ていないということですので、県のテストの結果についてのみになりますがお伺いいたします。

広報さつま6月号に、「子供たちに確かな学力を育成することは、本町学校教育の重点課題の一つです。町内各学校では、この調査の結果を生かして授業の進め方や家庭学習の方法を見直し、子供たちの学習状況に応じた指導の手立てを工夫するなどして、確かな学力の育成に取り組んでいます」とあり、「5年生の分析として、社会、算数、理科は、県や地区の平均と同等、またはそれを上回っています。国語は平均を若干下回っています。中学1年、2年生の分析として、1年生は、県平均に近づきつつありますが、さらに努力が必要です。2年生は、各教科ともほぼ県や地区の平均と同じですが、社会や数学、理科は、県より高い結果が出ています」と書いてあ

りましたが、町の広報にあったのはさつま町の平均であります。

町内の各学校での結果、大規模校や小規模校の結果等について、特徴や傾向はなかったのか。学力テストの結果についてどのように受けとめているか、課題があるとすれば何か。その対策についてお伺いします。これで1回目の質問を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

麥田議員からの行財政についての質問にお答えしたいと思います。

行財政について「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置で、全国2位の評価を受けたが、何が評価されたのかということでございます。

19年度の普通交付税の積算に当たりましては、三位一体の改革などに絡み、税源移譲、新型交付税の導入、そして「頑張る地方応援プログラム」の導入と、3つの新たな取り組みが盛り込まれておりましてどうなるのかと、その動向がつかみづらかったことは、当初予算の説明でも申し上げてきたところです。

中でも御質問にあります「頑張る地方応援プログラム」につきましては、項目ごとの具体的な算入方法などが示されず、今回の算定において結果として認識したところであり、わかりづらいのでありますがその結果で町村では、全国2番目の需要額の算入額ということで、2億2,839万1,000円をいただけるということになっておりまして、私たちもその結果に驚きながら喜んでいるところであります。

財政課のほうで分析を試みておりますが、内容を見てみますと最も算入額の大きかった項目は、地域振興費の条件不利地の項目で9,171万7,000円、次いで同じ項目で地域振興の割り増し分というのが4,590万8,000円、さらに農業行政費3,087万4,000円などとなっております。

評価されたという言葉が適切かどうか疑問ではありますが、算入額が大きかった項目として、地域振興費で条件不利地と条件不利地のさらなる割り増しということで、1億3,700万円余りが算入されているということになります。

算定に持ち込まれた内容から分析しますと、主に過疎地域であること及び合併町であること、そして、行革効果が生じていることの3点にしばられ、これが評価されたことになったのではないかと考えております。

その他の項目におきましても、商工行政費や出生率など、全体で12件の項目のうち、10項目で需要額に算入がされておりまして、合計で2億2,839万1,000円ということになったところであります。

交付税が今回、7年ぶりに伸びたということになっておりますが、その伸びた要因として、交付税は最終的には需要額が収入額で相殺されるために、単純に算入項目のみを取り上げて議論するのは適切でない要素も含んでおります。

今年度交付税が伸びた要素の大きな要因の一つは、税源移譲がなされたにもかかわらず、昨年豪雨災害の影響などもあって、理論値までの税収の伸びが見られなかったところも大きな要因であり、税収の理論値としての予想額との比較は1億8,000万円程度の減額となっており、こうした部分も大きな要因の一つではなかったかと考えられます。

次に、今後の町づくりの課題についての御質問ではありますが、合併後3年目に入り総合振興計画に掲げております基本目標や重点プロジェクト等について、町の基本政策として掲げ町政に当たっているところであります。

しかしながら、国は地方交付税改革などを推し進めておりますので、今後とも歳入確保の面からは、非常に厳しい状況が続いていくものと考えております。

「頑張る地方応援プログラム」の関係もありますが、まずはこの逼迫した財政状況からの脱却を図り、町の体質改善を早急に行うとともに、去年の豪雨災害を受け河川激特事業やダムの再開発事業等に順次事業着手されておりますので、我が町といたしましても、災害に強いまちづくりは喫緊の課題だと認識しております。

こういった部分での政策転換は、状況に応じて進める必要があると思っております。

先般、北薩地域振興局管内の市町の首長が一堂に会し、それぞれの抱えている課題や懸案事項等について懇談の機会がございました。

その中で我が町の、あるいは本町を含む広域的な課題として、豪雨災害の被災地区、特に虎居地区であります、の整備促進、国道等を含む整備促進、あるいは地域保健事業の充実強化、担い手の確保育成など、11項目ほどを申し上げたところであります。

我が町が抱えている課題や施策を整理し、短期集中的に、あるいは中長期的視点に立って推進するとともに、財政が厳しいときだからこそ町民の皆さんの御理解や御協力をいただきながら、町政に当たってまいりたいと思っております。

地方公共団体と住民との新たな関係で、「自助、互助、公助」という言葉が使われますが、まさにこれからの我が町には、このような考え方、仕組みづくりを取り入れ、町民の皆さんとの共生、協働の視点に立った施策展開を図っていかなければならないと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

〔教育長 福満 隆徳君登壇〕

○教育長（福満 隆徳君）

2問目の学校教育についてお答えをいたしたいと思えます。

まずはじめに、県基礎基本定着度調査、全国学力学習状況調査の結果について御質問いただきましたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。

と申しますのは、教育委員会につきましては、これからの結果についてできるだけ公表し説明責任を果たしていくということが求められております。

貴重な時間でありますので、お答えを申し上げたいと思えます。

さて、議員御質問の調査結果についてありますが、調査の結果につきましては、町広報紙でもお知らせいたしましたように、ほぼ県の平均と同水準であり、学習塾等の少ない本町におきましては、よく頑張っていると評価したいと思えます。

各学校等に見た特徴についてであります、小規模校におきましては、平均で比較することは余り意味をなし得ません。と言いますのも、ある学校では、平成17年度平均と18年度平均の比較をしますと、マイナス24.4点となる学校がございますし、逆にプラス23.7点という学校もあります。

子供の数が少なければ、このように大きく変動しますので、平均よりも子供一人一人の変容をしっかりと把握し、一人一人に応じた指導に生かしていく方向で学校も取り組んでおります。

この調査は3年前の実施となりましたので、1年目に小学校5年生で調査した学年が、中学1年で調査の対象となっております。

結果といたしましては、小学校5年生の時点で、国語、社会、数学、理科の4教科すべてが県平均を下回り、県平均との差が4教科でマイナス17.1点あったものが、中学1年生の3学期には、数学が県平均を上回り、理科が同点。4教科平均ではマイナス3.4まで差を縮めてまいりました。

新町合併時から町教育研究会を組織し、小規模校の先生にも共同研究の場を設定したこと、また、県内でも大変多い数になると私たち思っておりますが、各学校での研究授業が実施されておりますし、町内の教職員が子供たちの教育にすべてを全力を上げて取り組んでいる成果だと考えております。

今後の課題としましては、全国学力学習状況調査がじきに公表されると思いますが、これまでの調査と同様の問題とともに、PISA型読解力といわれますテキストを理解し、利用し、実行する能力、つまり考える力等問題が実施されております。

子供たちの学力も未知数であり、結果によりましては、指導法改善の対策も必要になるかと思っております。

なお、対応といたしましては、昨年度から学校教育課の指導主事において、各学校へのPISA型読解力についての指導も行っており、今後とも継続してまいります。

今、聞きなれないPISA型という読解力ということをおっしゃっておりますが、これは「Programme for International Student Assessment」という頭文字をとっております。

世界の学習評価のためのプログラム、これはOECDの加盟国で行っていることでありますが、国際的な学習到達度に関する調査、これが3サイクルで、第1が本調査で2000年度、2サイクルで2003年、3サイクルで2006年、これが読解力、数学、理科を調査しております。

そのところで行われているものでございます。そういうものが新しく入ってきているということでもあります。

また、このような調査を実施いたしますと、議員、御指摘のように、競争の過熱や学校の序列化等の弊害が懸念されます。しかし、先ほど言いましたように全町の傾向を把握しながら、子供一人一人の変容を重視した結果の公表等の工夫をすることで、そのような問題を起こらないように配慮してまいりたい、そういうふうにいるところでございます。

〔教育長 福満 隆徳君降壇〕

○ 麥田 博稔議員

時間の都合がありますので、学校教育についてからちょっと質問させていただきたいんですが。

ただいま教育長のほうから答弁をいただいたんですけども、やはり私も読解力というのは非常に大事ななという感じがしまして、前の宮之城町のときにも親子20分間読書発祥の地であるから、そちらのほうに力を入れないといけないんじゃないですかと。

というのが、やはり今後の取り組みの重点として、学力の基礎となる国語力の向上に努めますとありますけど、やはり算数にしても、理科にしても、やっぱり読解力がないと問題の趣旨がわからないと、だから問題の趣旨がわからないので誤解答をするという傾向があるというようなことで、今ありましたように流水の校長先生も開かれた学校ということで、その成績を公表されていきます。

私なんかのところにも来まして、そういうのを書いてあるんです。国語、社会、算数、理科について1科目、1科目、漢字のとめ、はね、はらいの定着が図ってなかったとか、送り仮名が多かったとか。だから今後は、日記とか作文指導をとおしての定着を促すと。敬語の使い方もやはりできなかつた。

各科目についてこう詳細に書いてありますので、安心はするんですけども、教育委員会として学力の基礎となる国語力の向上に努めますとありますけれども、具体的にはどのようにされていくつもりですか。その辺をちょっとお伺いしてみたい。

○ 教育長（福満 隆徳君）

国語力の向上についてでございますが、現在、新たな指導要領の作成に向けて、中央教育審議会

等の教育課程部会等での審議は進んでいるわけでありますが、9月の審議会の概要を見ますと、教育内容の主な改善事項の一番に、各教科等における言語指導の充実が上げられております。まさしく議員の御指摘の国語力の向上であると思います。

各小学校、中学校におきましては、国語力の向上のために今御指摘ありましたように、読書活動の推進ということで各学校取り組んでおります。

朝読書、それから家庭に帰っての読書、それぞれの学校が到達目標等を決めておまして、ある学校におきましては、年100冊読ませようということで計画を立てられたり、それぞれの子供たちに対応する設定もされているようであります。

学力の向上も組織の中で、国語力向上にかかわる内容を位置づけて、それぞれの学校で取り組んでいただいているところであります。

国語力という概念につきましては、先ほども言いましたようにPISA型の読解力の関連もあり、そのために指導の改善が必要になってきますので、委員会としましては今後の学習指導要領の改訂を視野に入れながら、本年度中に教師向けの指導資料を作成して配付したいということで、今準備を進めております。

また、国語力向上プランということで、盈進小学校のほうは、ことしから来年にかけて文部科学省の指定を受けております。

そういうことから、その成果等を踏まえながら、各学校にまたそれを波及していきたいと、そういうふうに思っているところであります。

○麥田 博稔議員

国語力の向上ということは、今は国際語として英語とかいろんなことが言われますけど、やはり国語力、私もこうして今一般質問していますが、自分の気持ちを相手に伝える、その辺の言葉の使い方ですね、日本語として。

やはり日本語には、わびとか、さびとか、やっぱりいろんなそういう思いがありますので、やっぱり国語力というのは、いろんな自分の思いを相手に伝え、また、相手の気持ちがわかるというか、その辺は大事だと思いますので、点数だけにかかわらず人間の日常生活にとって非常に大事な問題だと思いますので、それには力を入れていただきたいというふうにお願いします。

それから、教師の指導力を高める研修とかありますけれども、先ほど5年生のときに4教科で県の平均ですか、マイナス17点幾らが、中学1年のときのテストでマイナス3点、4点ですか、3点か4点になったというようなことで、少しずつ向上してるということは非常にありがたいことですが、やっぱりこれからも今先生の資質とかいろんなことを言われてますので、その教師の指導力の向上について、先ほど研修とかいうような話もありましたが、どのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思います。

○教育長（福満 隆徳君）

やはり子供たちに力をつけさせるためには、教師の指導力というのが一番だと、そういうふうに思います。

したがいまして、国語力の向上ということに関しましても、先ほど言いましたようにそういう資料を作成して配付するなどしてまいります。

それから、教師の指導力を向上するためには、やはり授業を多く人に見てもらおう。そして、お互いにそういう研修を深めていくということが一番だと思います。実践からの学びというんでしょうか、そのことが一番であると思います。

そういうことからしまして、最初の答弁の中でも申し上げましたが、本町は大変各学校研究授業を指導主事等を招聘しながらやってくれておりました。昨年度で約80回、学校平均にしま

すと4.4回ぐらいですか、各学校でそういう研究授業を実施していただいております。

本町の指導主事では対応し切れない状況もありまして、事務所の先生方をお願いをしたりしながら昨年度も進めてまいりました。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、町の教育研究会というのをしておりますので、同じ学年での同学年の先生方が集まっての研究会、中学校では同じ教科の先生方が集まっての研究会、こういうことをやっておりますし、その中でお互いに指導し合って、いろいろ研究を進めていただいているというのがございます。

また校長、教頭会等では、学校での研修のあり方等について、充実した研修がなされるように機会をとらえて指導をしているところであります。

○麥田 博稔議員

教師の指導力というのは、非常に大事な問題だと思いますので、その辺は重々気をつけてやっていただくようにお願いします。

それから、この流水校の校長先生の話として、「学力を身につけるのは何ととっても学校の授業で、さらに同時に理解を習熟につなげる大切な場として家庭学習があります。家庭学習は、子供が一人で勉強する場として非常に重要な意味を持っています。というのは、学習という営みの目標は、自ら課題を持ち自分の力で調べて到達するということだからです」というようなことが書いてあるんですが。

やはり家庭学習というのも非常に大事になってくると思うんです。これはもう子供を育てるのに地域と家庭と学校と、というようなことも言われてますが、学習力というか、それを高めるためにも家庭のやっぱり学習というのは必要になると思うんですが、その辺の指導の仕方、充実を図るために、どのような手立てをとられるつもりか、その辺を、これはもう各家庭でと言われりゃ終わりですけども、教育委員会としてどのようにお考えなのか、指導されるのかお伺いします。

○教育長（福満 隆徳君）

やはりいろんな能力を身につけるためには反復練習、これがもう欠かせないことだと思います。以前私たち、皆さんもそうだと思うんですが、予習、それから授業、そして復習とそういうものをすれば、要するに3回同じところを触れるということがございます。そういうことからしまして、家庭学習というのは大変重要な位置を占めると思っております。

県のほうでも小学校60分、中学校で90分、6090運動という運動が今年度から推進しております。町といたしましても、先ほど申し上げましたように小中高連携協議会、この中で高校側のほうから家庭学習の中で30分もしない、高校生で30分も勉強してこないというふうなことが出てきまして、そうしますと今度は中学校でもしない子供が多い、小学校でもそうだ。

だとしたら、そういうものを共通した課題にしていこうということで、今継続してこの家庭学習についてのことをテーマにしながら、この小中高連携の協議会を組織して、いろいろと研究会、年に授業の中、授業3回、それから研究協議を2回やっておりますが、その中で検討しております。町の広報紙にも、そういうふうなことで公表させていただきました。

各学校家庭学習のしおり、こういうものを作成して配付はしております。配付するだけではなかなかそれは定着しないということで、いろんなPTA、学級PTAとか、あるいはPTA総会、それぞれのいろんなところで、その啓発に努めていこうということで、共通理解をしているところであります。

先般、薩摩中央高校で英語の授業がございましたが、中学校のほうへも要望が出されるなどして、大変充実した研究になったと聞いております。

今後ともこういう活動を計画的に継続していく中で、家庭学習の充実を図ってまいりたいと思います。要は、児童生徒の学習意欲をどのように喚起するかということだと思います。そういうことから検討してまいりたいと。そういうことからしますと、家庭との協力が何よりも大事、大切であるとそういうふうに思いますし、いろんな機会をとらえて保護者への啓発も続けてまいりたいと、そういうふうに思っています。

○ 栗田 博稔議員

教育については、教育基本法の改正等があつて、また来年度非常に厳しい、まあ安倍さんの退陣と伊吹文部大臣の交代でどうなるかわかりませんが、ゆとり教育等で総合学習とか、いろんなことが言われてましたけれども、やっぱりちょっとこう曲がり角っていうんですか、教育力とか、その辺に重きを置かれたり、徳育とか言われてますけど、これからも非常に厳しいときが続くと思いますけれども、やはり地域の子供たちの学力というんですか、その辺の定着のために頑張っていただきたい。ちょっと時間の都合で次にいかさせてもらいます。

次、「頑張る地方応援プログラム」ですけれども、どこが結局評価されたのか、極端に言うともうわからないと、条件不利地というようなことで、ただうれしいのはどっちにしてもお金が余分に来たということだというような感じはしますけれども、やはり地域振興に条件不利地、それと税源移譲というようなことで、それが1億8,000万ぐらい予定より少なかったと。この辺は非常に問題だと思うんですね、町長。

やはり町村会長として、自民党なんかもふるさと納税とか、何だかんだ言われますけれども、私はきのうも町長もちょっと触れられましたが、交付税の堅持、これ絶対にしてください。

これがなければ、これを5兆円とかいう削つて、ふるさと納税のなんのと言われてますけれども、その辺の基本的な考えを、町長は町村会長として今でも出されてますよね、交付税の結局制度の堅持というようなことで。

そのような考えをどのように思われるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○ 町長 (井上 章三君)

この日本の地方交付税制度というのは、都市と地方とは都市部のほうはやっぱり税源が集まって自立もしていけるけれども、地方のほうはそういうことはなかなか難しい条件不利地域はたくさんあると。

それがさらに現実には広がっているということでもありますが、この地方交付税制度っていうのは、一ころは世界に冠たる制度だと、総務省も、まあ自治省だったですけども自負しておられましたし、そのことによって国土の均衡ある発展、そしてどこにいても安心して住むことができるという、まちづくりができるということであったわけでありまして。

しかし、この国の財政の逼迫ということに端を発して、いろいろな改革が進められる中で、地方交付税が何か無駄が多いようなことが、いろいろと突っ込まれながら削られていく、あるいはまた、地方分権という名のもとに、またいろんな合併の推進、いろんなことが図られながら、結果的にはこういうのも財政再建とリンクしたような形で進められていると、というような面もあったわけでありまして。

それで、地方の自立ということは言葉はいいんですけれども、そう簡単な問題じゃないと。財源がどこにあるのかと言ったときに、これをつくり出すということはなかなか難しいことであつて、もちろん努力はしなければいけませんけれども、そういう意味でやはり原点に戻って地方交付税制度そのものを問題があれば幾らか整理をしたとしても、基本的にはそれが骨格とならなければ地方は立ち行かないということでありまして。

そういう点で全国の町村会としても、この問題に対しては、それこそ腹を決めてまた強い運

動をやろうということにしてるわけでありまして、これがやっぱり定まらないと、いつまでも不安感というものにさいなまされるということになるだろうと思っております。

○麥田 博稔議員

交付税制度の堅持については努力をしていただきたいという要望をお願いしておきます。

それから、まちづくりについて、一番最初に逼迫した財政状況からの脱却というようなことを町長言われました。

町長、きのう平田議員の「さつま町の財政が今日の状況に至らしめたのは何であると分析してるか」という問いに、三位一体改革による交付税の削減、それから、合併による一部事務組合の管理経費の増、そして、普通建設事業と、これは地震等の災害ですけれども単独事業の推進による地方債の結局増という3点を挙げられました。

そして、「頑張る地方応援プログラム」の思わぬ歳入によって財政は早目に改善の方向にあると言われましたけれども、財政課長にここでお伺いしたいんですが、数字的なことですので。7年間で実質公債比率を18%未満にするという適正化計画、これは順調に行っていると理解していいですか。きのうの質問でも20.2が19.6だったですか、改善されたというような話もありましたけれども、その辺のお話をちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○財政課長（二階堂清一君）

財政の好転の兆しということで少し質問いただきましたが、たしかに財政再建ということは、容易なことではないわけでありまして、結果として数字がそれを示したときに初めて評価されるというものであります。

ですから、そこが非常に難しいところではあります。そういった意味からしますと、財政再建といいますのは、財政再建の扉というものを私たちは、まだ10センチか20センチにあけたに過ぎないと、まだ限りなく続くというふうに思っております。

実質公債費比率の話であります。昨年策定しました。そして、ことしそれを見直したわけですが、去年の場合は実質公債費そのものをどうするかということにウエートを置いていきましたが、ことしの場合は、将来見込まれる財政計画というものを基本にしまして、もう1回それをつくり直したところであります。

昨年の計画では、18年度から23年度までは20%を超えて、22.6%がピークというふうに想定しておりましたが、ことし見直したところでは、20%以内で高いところでも推移していくのではないかなという気がいたしております。ただ交付税がどう出るかということは今後の課題であります。以上であります。

○麥田 博稔議員

地方債についても15億で抑える、今度の補正でも1,000万超えたわけですけれども。今後台風とか、何かいろんなことがあって災害等が来ると、思わぬ出費があると思いますので、その辺は十分気をつけながら運営をしていただきたい。

これはもう職員の皆さん、我々町民、議員もすべてですけれども、やはり気をつけていかないと、いついかなることがあるかわからないということになると思います。

そこで、財政調整基金についてお伺いしますが、県がきょうの新聞で人件費に切り込んで6%職員ですね、ほんで60億ぐらいですか、減にするという話があったんですが。

私は、人件費に切り込むというのは、一番簡単というか、やり易くて何の努力もせんとに職員の人件費を切るという、もう楽ですよ。県議会としても今までどうか、ここで県議会の話をしてはじまりませんが、自分たちも一緒になってきて議会自らは何も縮小もせずというふうな気がするんです。

私たちの町で、この前もらった資料によりますと、監査報告ですね。7月末で財調が14億4,751万208円ですか、なったということですがけれども、これをことしも8億4,000円、ちょっと切り崩すわけですがけれども、19年度末ですね。どれぐらいの規模をお考えになってるのか。

そうしないと県みたいに予算が組めない。県は80何億ですか、現在あるのは。それで百何十億か2百何億か足りないということで、人件費を切ろうとするということになってますけれど、その辺の見通しをお伺いしておきたいというふうに思います。

○財政課長（二階堂清一君）

今後の財政運営というものを考えますときに、この財調につきましては、財政調整基金の枯渇という現実におち当たってくるのではないかなというふうに思っております。

大まかに計算しますと、財調に頼らないで予算編成ができるという時期がおおむね23年ごろではないかなというふうに想定いたしております。それまでに財調が持つかという話になってきます。

現在19年度末の財政調整基金は、今回の補正予算を含めまして8億6,000万円程度に19年度末はなるというふうに予定しておりますが、これでは済まないわけでありまして、できるだけことしも積み立てていきたいというふうに思っております。

23年度までの財調必要額というものは、大体11億円から15億円というふうに想定しております。これは、新たな財政需要は別にしまして、今のところで11億から15億というふうに想定してます。

ですから、8億6,000万ぐらいということですので、大体6億近くがまだ不足すると、この6億というものをここ2、3年で調達しなければいけないという課題を持っています。

○麥田 博稔議員

町長も一番最初にまちづくりをされてて逼迫した財政状況からの脱却ということをおっしゃったので、やっぱその辺は我々もまた一緒に協力しながら、やっていきたいというふうに思います。

それから、2番目に災害に強いまちづくりということをおっしゃいました。私たちも、平成9年に地震ですね、そして、去年は水害というようなことで、いろいろ災害被害に遭ってるんですが、新聞等によりますと緊急地震速報ですね、これが10月の1日からなるということで、この前総務課長に少し話を聞いたんですが、やはりちょっと運用等については経費もかかるし、しばらくは見送りたいと。

私も地震が来る15秒前とか10秒前に入ったときに、何の対処ができるのかなと今感じます。先ほど言われた災害に強いまちづくり、そして、安心安全なまちづくりという観点から、この緊急地震速報について、どのようにお考えなのかをお伺いしておきたいと。

○総務課長（湯下 吉郎君）

お尋ねの緊急地震通報システムであります。今マスコミで10月1日から一般への供用が開始されるということでテレビ等で広報がなされております。

これは、実は去年の7月ごろから気象庁が試験運用しておりまして、能登半島の地震で有効性があったということで、まずP波という波をとらえて、これ秒速7キロの伝達の距離がある、それから、S波というのが秒速4キロあるということで、この時間差を利用して、地震が来る前、大きな揺れが来る前に国民に周知をして、そして、避難なりそうした対策を講じるというシステムでございますが、先ほどおっしゃったとおり、今のところでは国がそうしたシステムをしておりますけれども、市町村段階では、このシステムを活用するとなると、1,000万から2,000万の投資をしなければいけないということでございまして、かなりの単独の経費がか

かると。

この整備につきましては、国民保護で言いますテロ対策に関連して、Jアラートとって、そうした緊急事態が生じた場合に、気象庁なり、あるいは国が衛星回線を使って市町村に連絡をして、そして、自動でその防災無線が起動すると、そして周知するというようなシステムでございますけれども、現在のところでは、市町村の無線も本町でもわかりますように各周波数が宮之城、鶴田、薩摩も違いますし、そうした面。

それから、将来またデジタル化への移行と、そういう課題がございます、現在では各全国の動き、それから県内の市町村の動きを見極めながら、整備をしていかなければいけないということで考えておまして、県内の場合でも全国的にもまだ取り組みがなされていないというのが、一つの段階での状況でございます。

○ 麥田 博稔議員

時間が押していきますのでちょっと急ぎたいと思うんですが、次の、きのうも出ましたが河川改修、虎居城跡の掘削についてですが、県では激特の川内川改修のための史跡調査費として5,075万だったですか、9月の補正に計上しています。それで、9月の5日の南日本新聞に、「分水路計画を期に虎居城、新名所へ」ということで大きく取り上げていただきました。

やっぱり来年度「篤姫」があったり、それから、私たちのうちでも金吾様とか、いろいろ出てくるとどうなのかなという気持ちがするんですが、国がするときには虎居城の先のほうも県立公園としてもなんか橋を、橋っちゅうかやって、そして広げようというようなことがあったんですが。

やっぱりそういうこと宗功寺とか、いろんな宮之城の歴史考えたときに非常にいいあれじゃないかなと思うんですね。中津川のほうで金吾様祭、この前ありましたけれども、その辺でひくくめて町の新しいものとして、だから一緒にあそこの調査ができないのかということなんです。

そうすることによって、あそこをどのように掘るかというようなこともいろいろ問題になっているんですけども、どのように残すかですね、その辺の課題もあると思うので、町長はこういうことはどのようにお考えになるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○ 町長 (井上 章三君)

この分水路の問題が出てきたことによって、虎居城というのが浮き彫りにされてきているということでもあります。今までなかなか県立公園の中でも手がつきにくい状況になっておりましたが、この機会に虎居城の歴史というのが、一気に光が当たる機会が出てきたんじゃないかと思っております。

そういう点で、私どもも国のほうに、この分水路のショートカットと同時にこの地域は歴史的なそういう史跡であるので、そしてまた県立公園計画の中にも歴史公園という計画も当初あったところでもあるので、これをつなげるような形でぜひこの機会に取り組みたいといえますか、そういう方向で応援をしてもらいたいと、いうことを要請をしながら話をしてるところであります。

ただ史跡調査自体を全体を調査するということは金もかかる、時間もかかる。これは実際はなかなか難しいと思いますが、また山城の研究のほうでもあんまり掘り起こしたり、木を切ったりしないほうがいいと。木はできるだけ残して、残したほうが形が崩れないんだということをおっしゃいますし、ですから必要な木は残しながら、全体を歴史公園として散策できるような感じの場所にし、そしてそれを高校側のほうと進入ができるような何らかの橋を渡してもらおう。

あるいは広域公園のほうとまたどういう形の橋がいいのか、そういう吊り橋という構想もあったわけですが、そういうふうにしてそこをわたることができながら、歴史の足跡をしのべるというような形に持って行くということが、その千載一遇のチャンスではないかというふうに思っ

ておりまして、そういう方向に向かって、今後国に対しても県に対しても働きかけていきたいと、こういう話をしているところでございます。〔「5番、ただいま着席」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

5番、着席。

○麥田 博稔議員

虎居城の跡の山城の活用策については、今ありましたように大事なあれですから、切って調査をしてくださいとは言いませんけれども、やはり残す工面ですね、その辺はお願いしときたいと思います。

それから、今後のまちづくりの大きな課題として、きのうも宮之城中学校のことがありまして、安全面は確保されたからいいというような話をされましたけれども、学校施設として安全面だけでいいのかと、学校の教育環境って一体どうなのか。

今の宮之城中学校、私も見に行つて旧宮之城からずっと議員してますから非常に恥ずかしい話だったんですが、やはりおかしいということで指摘をしました。ほしたら、直しましたということで、この前、文教の委員になったので行つてみたら、とてもじゃないけど大変な学校の教室の中ですね、上のほうは、状態です。

だから、学校として安全面だけで果たしていいのかなという問題がありますので、その辺は十分検討していただきたいというふうに思います。もう時間ありません。

それから、これからの町の課題としては、小中学校の統合問題、この辺も出てくると思うんですよ。というのが、平成25年の4月の入学では、学校に入学児童ゼロというのが何校もあります。24年も。

だから、出生を考えたときに、もう非常に子供の数も少なくてなってるわけです。それで学校の教育費には金をかけなければいけないという話ですけども、やはり2万5,000人の町に中学校が4校で小学校が14ですか、それが果たしていいのかということです。

というのが、3億幾らかかってくるんですけども、きのうも少子化対策とか、いろんなことで話が出てます。これはやはり町長、政策を思い切つて変えていく必要があると思うんですね。やっぱり国も公共事業削つてきてますけれども、私たちの町もやはり少子高齢化というか、そっちのほうに大きく、社会保障とかそっちのほうに切りかえていく必要があるんじゃないかなと、私は思うんです。

この「きつまおごじょ元気会」のこれなんかを見ますと、町長は金がないからと言って、金がなくてもできるようなことがいっぱい書いてあります。朝ごはんの督励とか、健康づくりとか。

だから、朝一番に木下敬子議員のほうからもありましたけれども、やはり金がなくてもできる政策、そして、特に女性の方が協力してくれればできる政策はいっぱいあるんですよ、金がなくても。

それにつくるためにちょっと財政援助をしてやると。そうすると金はそんなにかからなくてもいいと。極端に言うと道路をつくってくれというきょう意見もありましたが、私は真っ向からこう言うんですけども、道路1本つくつて1億幾らかかるとしますね。そして、辺地債でまあご存じのように85ぐらいの補助があるけれども、1,500万か2,000万手出しですよ、利息をかけて。3年後もう払わないかん。交付税でみてあるというけど、交付税がどんどん減ってきている中でこの4、5年でも5、6億減ってるわけですから。

入ってるうちは何を削るのかちなると、やはりほかのも削らないかんから、道路1本つくつてくれという地域からの話があるけれども、例えば、この前の辺地債の永野の道路にしても、1,500万、これをもし1億で払うとする、こっちが。そんなら地域に1,000万やりますか

ら500が地方に残るわけですね。1,000万で地域おこしを考えませんか。道路が必要ですか、それともほかの政策をしますかと。このおごじょ会にも書いてありますけれども、高規格ができれば、私たちの町を通る人がいなくなる、ものすごくを心配される。

だから、政策道路は必要だけど、やはりその辺の見直しが必要だと思うんですけども、町長は、ちょっとその辺のお考えどうなのか、お伺いしてみたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今時代は大きくこの少子高齢化対策という方向に流れが変わってきてる、国の政策も大きく変わりつつございます。この間も、その北薩地域振興局管内の懇談会の機会に、県の保健福祉部のほうからちょっといろいろ今後の説明があったわけですが、持続可能な保健医療制度の整備のために、新たな取り組みが始まっていくと。

そして、医療費の増高、あるいは介護給付費の増高、入院者の増加、こういういろんな状況に対応して、今政策的に後期高齢者の医療制度であったり、そして、来年から特定健診、特定保健指導の実施という新たなまた取り組みが始まろうとしています。

また、地域ケア体制というのが必要だと。入院者を結局在宅で医療者を対応するというような方向性が出てくると、また地域ケア体制というのは必要になってくる。

そういうことも含めて、結局社会福祉的な方向にいろいろと考えなきゃいけない面というのは、人も要る、金も要るということで、ますますシフトしてくるという傾向があります。

そういう点で、今言われましたようにこの道路もよくなった上はないんですけども、しかし、道路がなくてもまあ何とか死ぬわけじゃないですから、生きていくことはできますから、ですから、そういう方面にやっぱりシフトしていくということは、これはやらなきゃいけないと、そういう面でのまちづくりというのを、真剣に考えなきゃいけないということは考えてるところです。

○議長（濱田 等議員）

麥田議員に申します。5分を切りましたので、時間内に終わるようにお願いします。

○麥田 博稔議員

町長も町長に出られるときにですよ、「道路をつくります」ということは一言も言っておられないんですね。それで「高齢者と子供たちが安心して暮らせる福祉の町をつくります」と言われているんですよ。

このすこやか子育て支援事業を見ても786万ですけど、217世帯に、一人世帯2,500円を二人世帯に5,000円とか7,500円。合併をしない矢祭は、この前も言いましたけれども、3人目の子供が生まれりゃ、お祝金として100万円ですよ。4人目は150万、5人目は200万です。

だから、人口7,000ぐらいの小さな町だから何人かだからできるのよということがありませんけれども、やはり政策を思い切って変えてですね、やろうと思えばできると思うんです。

地域審議会の中でも道路をつくってくれという意見はあんまりないですね。農政連のにはあります、いっぱい。ふたをかぶせてくれ、段差を直せ、いろんなことがあります。

だけど、ほかの委員会で今道路の凸凹とか、高齢者が危ないとか、そういうのは出てきますけれども、維持管理ですね。真剣に大きくつくってくれというのは出てこないわけですから。

やっぱりその辺は庁議の中で話をして、大きくこれからは町長が言われた「高齢者と子供が安心して暮らせる福祉の町」、こっちは元気な子供の声が聞こえる町をつくるということでやられてますけれども、やっぱりそういう具体的に政策を転換していく必要があると思うんですけども、町長のお考えを最後にお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

今御指摘のあったような時代になってきているというふうに思います。我が町は合併をして、最初の段階は、やっぱり3町の融和といいますか、計画自体をつき合わせて、まず計画をつくる、それから、いろんな問題でこの整理しなきゃいけない問題はたくさんありましたし、その振興計画を具体化するためのまた計画を立てないといけないとかということで、それぞれが動いて今まで来たわけでありまして。

基本的なその方向性というのは、それぞれの部門で立ててきたわけでありましてけれども、これからやはり今言われたような方向に向かって、さらに具体的な取り組みをしなきゃいけない段階に来ているのかなという認識は持っているところです。

○議長（濱田 等議員）

あと1分あります、はい、どうぞ。麥田議員。

○麥田 博稔議員

町長、私は思うんですよ。やっぱ合併のときのいろいろ話をしましたけれども、一番もとになる財政シミュレーションを壊れたわけですから、これは弁解ができると思うんです。合併のときに今ごろやったら、156や166億ぐらいの予算でつくるってなったのが130ぐらいしかできないわけですがね。

だから、そこを地域審議会の人にも理解してもらって、いろんな町民の方に理解してもらって、やっぱり合併のときにつくった青写真が大きく狂ってるわけですから、やっぱりまちづくりの基本を考え直す必要が私はあると思うんです。

だから、いろんな人からも「そげんいうな、合併のときのかたいがこげんじゃったたち」言いやけど、ない袖は振れないち、私は思うんです。だから、その辺の腹をやっぴりお互いに決める必要があると思いますので、今後大変でしょうけれども頑張ってください。よろしくお願ひします。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね2時45分とします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時44分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は7番、米丸文武議員の発言を許します。米丸議員。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

本日最後の質問ということでございますが、皆さんから時間をみひこせつということでございますので、できるだけ簡潔にやらせていただきたいと思いますと思っております。

私は、さきに通告いたしました農業振興対策についてお伺いをいたします。

私たちの町さつま町は、長年農業を中心産業としてこれまで繁栄をしてきた町であります、今は少子高齢化が進み、農業の担い手も足りない状況であります。

このような状況は本町に限らず、都市部を除く地方の全国的な問題であり、国においても農地の保全、食料の自給率向上、地方の農林業経済の維持存続を図るべく、いろいろな施策も講じられているところでありますが、畜産などの一部分、あるいは特殊な分野においては、農業経営

が成り立っているのではないかと思います。

稲作と一般的農産物の生産においては、低所得、あるいは高齢化、後継者不足などで、農業の維持は大変厳しいのが現実でございます。農業後継者の確保が難しい背景には、毎日のように現金支出の伴う生活環境が存在し、生活していくにはどうしても毎月の一定の収入の確保が必要であり、農業専業では定期的収入が難しいなど収入面に不安がある。

また、生産過程において自然環境の影響も受けやすいこともあって収入の確保が難しい、農業では生活ができないと、思われていることが大きな原因ではないかと考えられます。

国県はもとより市町においても、これまでいろいろな農業の振興策を講じてきておられますが、結果として生産者の増加や生産高及び生産所得の増大などに思うように成果がつかっていないというのが現実ではないでしょうか。

このような状況は、さつま町だけでなく農業をなりわいとする地方全般にいえることで、少子高齢化も同様であり、世の中の流れであるから仕方がないことだと簡単に片づけられる問題ではないわけであります。

さつま町の存続がかかっているわけでありますので、住民が安心して生活できる町、この町に生まれてこの町に住んでいてよかったと思える町、活力あるまちづくりに町長として積極的に取り組み、地方を発展させていく責務があるのではないのでしょうか。

そこで、これまで町が基幹産業として農業の活性化、地域の活性化を目指して推進してこられている集落営農、さつま梅、グリーンツーリズムの取組状況について町長にお伺いをいたします。

まず集落営農についてであります。今の農業を支えている農家の多くが高齢化と後継者不足のために、あと5年もすれば3割ぐらいの田畑が体力的に耕作できなくなるのではないかと考えておられるようであります。

作業委託をしても委託料や諸経費が収入では賄い切れない。不便なところはもちろん整備されたところでも、小作を引き受けてくれる人が少ないなど、いろいろな問題に直面しております。そこで次の点についてお伺いをいたします。

町内で既に集落営農に取り組んでおられるところもあるようでございますが、その実績と成果はどのような状況なのか。次に、今後導入に当たって問題点となるのは、どのようなことだと考えておられるのか。

次に、さつま梅についてであります。薩摩地区において平成2年ごろから永年作物、猿などの害鳥獣の被害を受けにくい作物として、また、休耕作地の活用と農機具等を余り必要としないことで、そして高収入が期待できることから、さつま梅の植栽が始められたところでもあります。

平成17年に新しい町が誕生し、新さつま町の特産品として農業の一翼を担うべく町も奨励と推進を図っておられるところでもあります。昨年度は、和歌山から2,500本の苗木が送られ、希望者に無償配布されております。

「梅の町、さつま町」を目指して生産者に頑張ってもらいたいと願っているところですが、生産者に本年度の状況を聞きますと、余りよい返事が返ってまいりません。

そこで、さつま梅の生産と販売状況についてお伺いをいたします。本年度の生産量、生産高、販売価格はどのような状況になっているのか。

次に、グリーンツーリズムについてでございます。午前中、田中議員のほうからもございましたけれども、それに対して目的等は町長も述べられたところでございますが、「グリーンツーリズム」とは、都市住民が農山漁村に滞在して自然文化、人々との交流を通じて休暇を楽しむ余暇活動のことであるというようなことでございます。

これは、平成4年7月に農林水産省がまとめたグリーンツーリズム研究会の中間報告の中で

提唱されて、今新しいレジャーとして、また、農山漁村を活性化させていく新たな手法として注目を集めている。さらに、平成7年に農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律、「農村休暇法」が施行され、その推進が図られているところであります。

ヨーロッパ諸国では、農林漁家に泊まり込み、農村漁村を楽しむ活動が既に定着しており、それは農林漁家の副収入になり、落ち込みつつある農林漁家の所得補てん策として有効な手段として、また、農山漁村の活性化につながることから、我が国でも推進することになったのであると言われております。

さつま町でも本年3月16日に「さつま町グリーンツーリズム研究会」が立ち上げられ、41名の会員が加入されておられるようでございますが、研究会立ち上げからまだ半年しかならないところでありますけれども、実施計画並びに計画の進捗状況などは、どのような状況なのか伺いをいたしまして、私の1回目の質問とさせていただきます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

米丸文武議員のほうから農業振興対策について3点の質問をいただきました。

まず第1点目であります集落営農組織の取組状況及び進捗状況についてであります。

昨年4月、農協とワンフロア化された担い手支援室で集落営農の推進を図ってきたところでありますが、平成18年度におきましては、むらづくりの重点地区を中心に説明会を開催しながら、国の集落営農育成確保緊急支援事業を7地区で実施いたしまして、9つの農用地利用改善組合と2つの特定農業団体が設立されたところです。

平成19年度におきましては、18年度に設立されました2つの特定農業団体の経理事務と7つの農用地利用改善組合の集落営農の組織化へ向けた話し合い活動等の支援を実施しながら、他地区への啓発と組織化へ向けた話し合い活動の支援を実施しているところであります。

進捗状況としましては、平成19年9月18日現在で60％となっております。この数値はむらづくりの重点地区である20地区の中の115集落で69集落を推進した割合であります。進捗状況としましては、アンケートを実施した集落は37集落で32％、推進体制ができた割合については19集落で17％となっております。

取り組みの具体例としましては、久富木区の大長地区農用地利用改善組合が、本年4月より毎月2回の定例会を実施しながら、共同防除を3回実施されるなど、組織化へ向けた実践活動も積極的に進められており、他地区の模範となっているところであります。

推進上の問題点としましては、集落営農の例が県内にも少ないことから、すぐに理解されない、あるいは国の新たな事業説明だと思われる。また、個人経営から共同経営に対する理解がされにくいことや、地区の推進役の不足などから、話し合いが思うように進まない地区もある状況でございます。

今後も、地域農業を守る最も有効な手段として組織化に向けた話し合い活動が、活発に開催されますように継続して支援していくことといたしております。

2点目のさつま梅の生産と販売状況についてお答えいたします。

御承知のとおり、本町の梅については、平成3年から旧薩摩町時代に本格的栽培が始まり、平成18年度においては、梅振興会における面積は約80ヘクタール、栽培農家は161戸、生産量約1,000トンで過去最高の実績、また、生産額については約1億3,800万円の生産実績となっております。

御質問の本年度の生産状況につきましては、4月5日の霜害、霜の害の影響によりまして、生

産量は602トン、前年比で61%、生産額については青梅と加工梅で約1億円を見込んでおります。

次に、販売状況についてであります。青梅については生産量の2割であります114トンをつま農協がくみあい食品との契約販売と市場販売、残りの8割の488トンを実熟梅で一時的加工処理して和歌山の業者へ販売している状況であります。

最近の梅の情勢につきましては、現在のところ全国的な豊作や消費低迷による価格安、また、他産地との競争など厳しさが増しつつあります。

このような販売環境の中、今後少しでも有利販売を行うため、青梅については簡単な調理方法などのレシピを作成し消費拡大に努めながら、加工梅については、買入業者との価格交渉等を積極的に行いながら、少しでも生産農家の手取りが多くなり生産意欲が図られるよう、つま農協や梅振興会等関係機関との協議を行いながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の振興策についてであります。梅につきましても他の農作物と同様に、農家数の減少や高齢化の進行が大きな課題であります。過去においては、農地の荒廃防止と新たな転作作物として梅を推進したことから、管理面で条件の不利な植栽園もあるため、今後も耕作放棄が進むことが心配されておりますので、できる限り耕作放棄が出ないよう園地の輪転等を行い、また、今後においては条件のよい圃場への植栽を考慮しながら推進するように考えております。

また、昨年度策定いたしました「さつま町農林業いきいきプラン」では、梅を重点品目の中の拡大推進品目と位置づけておりますので、今後は全町的に苗木輪転や町単独事業を活用した生産施設等の整備の推進などで、新規栽培農家の掘り起こしと既存農家の規模拡大などにより、さつまいの梅の産地づくりに取り組んでまいろうと思っております。

3点目、グリーンツーリズムの関係であります。グリーンツーリズムの推進につきましては、これまで推進協議会を主体に検討協議がなされてきましたが、これに加えて今後は実際にグリーンツーリズムに取り組まれる実践者の方々の活動促進や、人材育成を図る必要があるということから、今年3月に41名の会員で「さつま町グリーンツーリズム研究会」を設立したところであります。

研究会では、農林業体験部、農泊部、企画広報部と3つの専門部を組織し、各専門部における定例会、全体役員会など定期的な推進活動がなされております。

これまで農林業体験部における棚田オーナー、稲作体験などをはじめとした農業体験の実施や、農泊部では滞在型グリーンツーリズムの推進として、農家民宿に取り組みたい皆さん方において先進地の視察研修を行い、現在農家民宿の改良にかかる手続関係を進めているところであります。

今後の計画といたしましては、引き続き体験メニューの充実等を図って行くとともに、農家民宿の早期開業に向けた取り組みを促進し、農林業体験と農家民宿が連携した相乗効果の高い取り組みになるよう推進してまいります。

また、農村社会の高齢化が進行する中で、これらを通じて農業農村の活性化につなげていく必要があると考えております。

[町長 井上 章三君降壇]

○米丸 文武議員

ただいまそれぞれ答弁をいただいたところでございますが、集落営農について引き続きお伺いをしてみたいと思います。担い手支援室のほうからいろいろ資料をいただいております。

きのうからもいろいろ質問がありますように、要するに農業の後継者、高齢化、そういう問題で、本当に今まで守ってきた耕地を管理できなくなっていくものが、目の前に見えて迫ってき

ているというようなことで、本当に早くその対策をしなきゃいけないというふうに思っておるところでございまして、そこで国におきまして、この集落営農を推進していくというような方針を出されてきたわけでございますが、これまでそれぞれ自分たちの都合でいろんな耕作がなされて進められておるといようなことや、また、自分たちのいろんな都合で人に管理するのは嫌だといような考え方もあって、なかなか皆さんにお願いをするということもできなかったわけでございます、今からしかし、集落の皆さんももう自分たちで限界を感じておられるというのが実情のようでございます。

そういうことで、私どもの集落、戸子田の集落でも今一生懸命協議をやりながら、この導入に取り組もうとしておるような状況でございます。これが、集落営農を進めていく段階におきまして、今現在まだ自分で管理できる方々、それからできなくなった方々がいろんな地域の中で、あちこちに点在してしまうといようなこともいろいろあります。

それから棚田やら、そういう不便な迫田と言われるようなところ等もあったり、いろいろ難しい問題があると思うんですが、このようなところに対しては、これを本当にコストもかかかってきたり、何かいろんな問題があると思うんですが、どのように進めていかれる考えなのか、ちょっとお伺いをしてみたいというふうに思っております。

○担い手育成支援室長（久保菌純隆君）

棚田等の条件不利地での集落営農の進め方ということの質問だと思いますけれども、町内で集落営農を推進する中で、やはり問題になるのが、この言われましたとおりの条件不利な棚田、あるいは迫田というのが出てきます。

条件のいい田んぼ等につきましては、担い手の方、集落農家の引き受けもあるわけですけど、なかなかこの条件のところが悪いということもございます。

そういうことからしまして、集落営農を進める中で、そして迫田については、やっぱりその話し合いの中でオーナー制をすとか、あるいはそういういろんな形での作付なり転作作物なり、そういう作物を植えている。さらに販売に向けて、そういう施策を集落の皆さんで話し合っていたきたいと、そういう話をしているところでございます。

○米丸 文武議員

集落の皆さんで話し合いをしていきたいんですが、なかなか小さい集落になりますと、それぞれの考えがありまして、また、ここに今資料をいただきますと、集落営農は10.6ヘクタール以上というふうなことの中でこれを推進されている。

また、それを一つの基準といようなことで、国のほうも基準を設けておられるようであるわけですが、これが果たしてできるのかといようなのも、一つの私は大きなネックになってくるんじゃないのか。

要するに、今まで受委託をされてきた中でそのまま行くのか、実際集落営農にしてもらいたいんですけども反対者もおったり、賛同者が得られないということで難しいのがあるということと、また、場所によってはこの10ヘクタールという、10.6ヘクタールをまとめるということも難しいんじゃないかなといようなことを感じるんですが、そういうところに対しても自分たちで話し合いといのをなかなか進まないんじゃないかと思うんですよ。

そういうのに対しての対応はどのように考えておられますか。

○担い手育成支援室長（久保菌純隆君）

今先ほど10.6ヘクタールといようなお話がございましたけど、これは集落営農に対しての面積という制約はないわけでありまして。10.6町歩といのは、国が言ってます品目横断に参加するための最低の面積といことでございます。これは、田畑あわせて10.6町歩とい

ふうになっておりますが、そういう意味からしまして、集落営農につきましては、いろんなパターンがございますので、その集落におきましては、認定農家さんの方がおられるところ、いらっしやらないところ、さらに高齢化、あるいはそういう兼業農家の多いところです。

いろんなパターンがございますので、私どもとしましては、集落営農の「こういう形」というものは示しておりません。ですから、先ほど申し上げましたとおり、集落の話し合いの中で自分たちの一番いい方法を見出していきたいという話をしております。

ただ面積要件につきましては、先ほど申し上げましたとおり5町歩でもいいし、10町歩でもいいし、さらには集落においては面積の少ないところ、あるいは若い人がいないところ、あるいはもうかなり年寄りばかりのところもございますので、そういうところにつきましては、隣の集落とやはり話し合いを進めていくとか、そういうことも言っているところでございます。

特に、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、大長集落につきましても、かなりの方が70歳以上と、そういうことで本年も農地利用改善組合をつくりまして、その役員の方もかなり高齢な方でございます。この方々が月2回の話し合い等を進めながら、そして集落営農を何とか立ち上げようということを進めておられます。

そういう事例もあるということでございますので、参考になればと思っております。

○米丸 文武議員

そういう小規模の集落の取り組みというふうになりますと、やはり期待する農家の所得っていうのが少なくなってくるんだと。

ここで集落営農としての利点というのが、農業機械等の各個人で今まで持っておったものをしないで、有効にほかの方々のを使っただいてできるということで、年間のそういう使用料とか、自分たちの維持費というのが削減できるということが収入の増に、差し引きすれば増につながるというようなことや、それからまた、いろいろ国の政策によりまして先ほど10.6ヘクタール以上をまとめた場合には、いろんな補てん制度というものがあるわけでございます。

こういうようなものと、また裏作というようなことも含めながら、収入増に図っていかないと、さっきのような状況ではただつくっていくだけの状況ではないだろうかというふうに思うわけです。

そこまで持っていったら始めてまた若い方々が、この農業に私も入ってみようかというような形につなげていかないと、農業の今後の発展にはつながってこないんじゃないかと、いうふうなことを考えておるもんですから、こういう質問をしているわけでございますし、また、私どももできるだけ、そういうような補助の事業の規模に達するまでの組織をつくり上げるような努力をする必要があるんじゃないかというふうに思っておるわけです。

今の中では、先ほど言いましたように小規模の中でも集落の中でお互いに力を合わせてやっていく、また、隣の方々の応援をもらいながら維持をしていく、そういうふうなことを話し合っただきたいというふうなことでございますが、やはりそこまでもうちょっと突っ込んだ皆さん方の御指導、御説明をしていただきながら、そういう推進を図っていただきたいというふうに思っております。

次に、今先ほどもございましたけども、19の方がこれを導入されようということで取り組んでいこうということであるようでございますが、そういう今から導入しようというふうに思っておられる、その集落の方々は今どの程度まで、要するに立ち上がるのにはまだどれぐらいかかるのか、その状況はいかがでしょうか。

○担い手育成支援室長（久保蘭純隆君）

推進体制の中の割合ということで、19集落で推進体制ができるというふうなことでござい

ます。集落に入りまして、全体の説明会なり勉強会をさせていただきまして、そして、その中でアンケートをとっていただきながら、アンケートを地元の皆さんで分析、そして公表していただいているということでございます。

そうした上で、集落営農の推進なり、あるいは検討委員会なりをつくっていただきまして、そこで10人前後の委員が出ておまして、そういうところがこの19集落でございます。

これは昨年の例をとりますと、ある地区では50回ぐらいの1年間に話し合いをされております。そしてさらに、そこで農用地利用改善組合ができて、そして集落営農組織もできたわけですが、3月にですね。

そしてまた、今度は4月からこの品目横断加入に向けても経理の一元化、あるいは土地農地台帳の整備、早々重ねて4月以降、6月、7月初めまでやっぱり20回ばかりのその話し合いを進めております。

そういう意味では、早いところはこの1年間でできたわけですがけれども、なかなかそういう推進役といいますか、リーダーの方によってはやはり早いところ、あるいはなかなか進まんやっただころ、そういうのもございますので、一概にいつまでということとは言えないと思っております。

○米丸 文武議員

集落営農につきましては、本当に今後必要なことであるというふうに私どもも思っております。できるだけ住民の皆さんの御理解を得ながら、これを進めていって耕地を守りながら農業所得を上げていく。そういうような努力をしなければいけないんじゃないかというふうに思っておりますので、ひとつ今後ともよろしく推進のほうをお願いを申し上げたいと思っておりますが。

次に梅の状況でございますけれども、18年度におきましては1億3,800万円ほどの売上げを確保されたというようなことでございますが、19年度におきましては、先ほど町長が申し上げられたとおり、だいぶ61畝というようなことで生産、天候の都合もあったり、霜等の害があったわけでございますけれども、そのようなことで大変安定して収入につながらないというような状況へ持ってきて、もう一つはずっと梅の価格を見てまいりますと、近年だんだんだんだん価格が下がってきているというふうな状況でございます。

当初はですね、梅の御殿ができるぐらいになるんじゃないかと言うぐらいの希望を持ちながら取り組まれた方々も、75歳を迎えられたり管理ができなくなってきたというようなことで、今若い方々がそれを集積されたり、また、新しいところが植栽されたりというような形で推移をしてきておられるんですが、その若い方々が収入が減って、これは別にどこか仕事行かん食っていきやならんというような、そういうふうな話も聞いております。

なかなか本当に自然を相手の仕事でございますので、安定というのは難しいでしょうけれども、生産量はともかく価格がだんだん下がってきているということは、市場であるから仕方がないと言うんですけれども、しかし、それをそのまま受け入れていっておるんでは、本当にどうなっていくのかな、上がって行くのを待っておるというのはどうなのかなと、いうことを感じるわけでございます。

要するに、どのような形でその売上高を上げて行くか、販売先をどうするのか、そういうようなこと、また、その梅を使った二次加工製品等に対しての考え方も進めていく、そういうような方法は考えられないものなのか、そこについてちょっとお考えをお伺いしたいというふうに思うわけでありませう。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

今おっしゃいましたことにつきましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず青梅につきましては、近年漬ける人が青梅を買って、もう自分の家で梅干をつくったり、

梅酒をつくったりというのは、もうしない方が多いと。これは市場の方からもあったんですけど。

ところでどうすればいいかという、もう漬けてやるとか、もうちょっと瓶も添えてやる、それから酒を添えてやるとか、そういう売り方。それから、難しいつくり方じゃなくて、簡単なレシピをつくって、それを消費者の方にいろいろ送ると。

それから、今ちょっとまだ取り組んでないんですけど、ゆうパックのこともあると思うんですが、郵便局なんかとの提携ですね。こういうのも農協と先般打ち合わせをして、来年はそういうことでやっていきたいということで話をしています。青梅につきましてはそういうことです。

それから、加工梅につきましては、先般、9月の11日に和歌山の業者の方が来られまして、そして梅振興会の役員と交渉をいたしております。もうこれではちょっと食べていけないという金額のところまで来ておりまして、というのがどうということかと申しますと、10年前は農家手取りキロ230円ぐらいあったんですけど、去年18年度は80円ぐらいしかないと。

これではいけないということで結構交渉をしまして、大体150円ぐらいにはなりそうであります。まだその日には持ち帰りたいということで、業者の方は帰っておりますので。

ただし、和歌山の業者の方からも言われましたけれども、A品率が低いんです。A品が多ければ価格が上がるんですが、A品率が一番高い、Aから外まであるんですけど、Aが5,000円するんですが、一番安いのは1,000円です。外品は。

そのどこに平均が来るかという、BからCのところのうちのは来ているものですから、A品率を上げればさっき5,000円と言いましたけど、それが青梅に直せば250円ですので、それをたくさん80鉢、70鉢つくることができれば、もちろん昔の価格以上の価格になるわけですけども、A品率が30鉢ほどでありまして、B品が、C品が多いということで、ここをやはり徹底した栽培管理をしていただきたいということも申し出がありました。

それから、今ありましたとおり二次加工を自分のところでつくって、こっちで販売してはどうかという提案でございますが、今向こうの方も高齢化とか、それでさつま町が梅が高齢化でなくなってしまうんじゃないかという心配をされております。

今合併した大きな町になったわけですので、梅をぜひこれを広げてということで、昨年苗木を遅かったんですけど、苗木ももらいましたが、そういうことで植えてほしいと。そして、面積の拡大を、維持じゃなくて拡大をしてほしいと、そういうことで企業の誘致というのは図っていききたいということでございました。

それをほんなら梅を植えて、すぐなるわけではございませんで、まず5年から6年かかるわけですが、今イオンが10月の6日にオープンをいたしますけど、それに向けても町のほうで梅振興会を連れていきまして話をしております。

そういうことで、イオンのほうにも95店舗あるんですけど、それに11月からさつまいもが入るといことも一応決まっております。

まだ名前が知られてないと、名前が知られてないから、一方ではおいしくないということじゃなくて、宣伝すれば売れるという見通しがあるということで、イオンのほうからも地域の産物ということで、ぜひ頑張っていきたいという話も来ておりますので、そういう方向で、生ぬるいと言われるところもあると思うんですが、少しずつ着実に進めておりますので御了解いただきたいと思います。

○米丸 文武議員

大変青梅等については、イオン等とのそういうような取引というんですか、出荷ができればありがたいわけでもございまして、ぜひ積極的にそういうところにも働きかけて、今後ともますます取引をしていただいて、収入確保につながるよう努力をしていただきたいものだというふうに

と思いますが、加工ということで、先ほど新商品としての町単独では考えていないと、いうようなふうに答弁されたと考えればいいのかというふうに考えております。

というのは、前に市来議員のほうからも出ておりましたけども、梅の二次加工工場の町内建設の話があったわけですが、その後何の進展もないというふうな状況ではなからうかと思うんですが、これはどのようなことで今現在至っているのか、それについて御説明いただきたい。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

二次加工の建設の件につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、価格が下がってきて農家の意欲が減退する中で、交渉の時点で、やはりこれではもう梅はちょっと若い人たちの後継者がついていけないんじゃないかという話を会社側に役員さん方がされたところ、会社側としてはこれでは困ると。いなくなるのに工場をつくるわけにはいかないと。そういうことでちゅうちょされました。

そういうことで、それはまだ交渉の段階のひとつの交渉ですね。価格を上げてもらうために交渉で言ったんですけども言ったんですが、会社としてはちょっと怖がるようになりまして、高齢化と後継者がいないと、そういうことでもう梅をつくる人がいなくなるというような言い方をされたところが、会社のほうがちょっと引込み思案になられまして、そこで言われたのが無償で苗木を送るからどんどん植えて、そして増やすことによって、うちも来ると、会社も来るということで話し合いがついております。

そういうことで役員さん方も先般、また反対に電話をされて、社長に、まあ一つの交渉の過程の話であったというのもされたんですが、1回社長もそう思ったら、「ちょっと2、3年様子を見ましょう」という言葉を言われました。笑って言われましたけれども、2、3年様子を見ましょうと。2、3年ぐらいは様子を見させてくださいと。「本当に好転の兆しであればいいですけど」ということでありましたので、今2、3年間でまた維持、それから拡大、それが行ければ、その方向で検討をするということでございました。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

梅の件でございますが、非常に御心配かけております。町単独ではということでございますけれども、南部と今いろいろと平成2年からやっておりますが、和歌山の南部そのものが面積で1,000町歩以上ございます。そしてまた、業者が150社以上あります。300年の歴史。

うちとしましては、まだ今梅を植えてから20年足らずでございます。そういうところで今農家の方に推進をしてるわけでございますので、それぞれ今先ほど「梅御殿」という一つの話も出ましたけれども、当初導入した際には「非常にこれよかった」と。よかった時期には何も出てきません。安くなれば離れる。これが一番私どもの鹿児島県の町の農家の典型的な例ではないかなと思っております。継続してやはり粘り強くやる。

そしてまた、梅の値段等についても役場がやるのじゃなくして、振興会独自でやるようにしていく。それをやっぱり支援をしていくというのは、当たり前じゃないかなと思っております。

ただそういう情報が行った際には、私も今までちょっと御無沙汰しておりましたけれども、ことは初めて振興会のほうにそういう今農政課長が言いますように、二次加工の関係もございまずので入ってきましたけれども、今農政課長が説明したとおりでございます。

またそのほかにも、鹿児島県のほうの会社とも梅そうめんなり、これは梅そうめんつくっていただきまして、パーク観音滝のほうで出しておりますけれども、そういうことや菓子の中のあんで梅ゼリーを使えないかというようなことの話も来ております。それぞれ私どもも出向きまして社長と話をしながら、そういう加工の問題についても詰めをしております。

ですから、それぞれの関係者がそれぞれの立場で、やはり地域の特産というものについては、真剣に考えながらやっていかなくてはならない。やはり所得が落ちることをだれも望んでいないわけでございまして、梅で食べられる農家をつくらないかんわけでございますので、そういう意味では前向きに少しでも今農政課長が言いますように、150円単価ということで今交渉中ということでございますが、これも振興会とある意味ではJAも一生懸命、きのうも言いましたように、8月の21日については全部の作物の販売戦略会議も開いております。

イオンの関係もそうです。組合の生協の関係もそうです。くみあい食品の関係もそうです。

そういうことで農家というのは去年もございましたけど、本当にこう私はきのう悲しい思いもしましたけれども、農家所得を落ちてるということで非常に責任も感じておりますけれども。やはり農業というのが、1足す1は2というのは絶対あり得ない。スパンの長いことで考えなければ絶対いけないということは常々思っております。

ですからそういうことで、やはり底上げをするにはみんなの知恵を結集しながら、やっぱりつくっていくということが大事ではないかということでございますので、そういうことで御了承いただきたいと思っております。

○米丸 文武議員

自然を相手に、また、取引先を相手に大変なことでございます。しかしながら、これが世の中であるわけですので、これをしっかりと乗り越えていく政策というのが必要になるわけです。

今、副町長が申されたとおり、これまでにおきましても梅振興会というものが独自にあるわけでございまして、ここで生産者が一体となって自分たちでも、小さな工場でもできるぐらいの気力を持って取り組んでいくようになっていただきたいと思いますし、本当は思うわけで、副町長の言われるとおりだと私も思うわけでありまして。

ですから、そういうふうになっていただくように少しでも魅力ある梅生産を目指して、今のところ育てていかんないかんとやないかというふうに思っておりますので、今後ともそういうようなことも含めながら、振興会の方々への支援指導というようなこともお願いをしていただきたいというふうに思っております。

次にグリーンツーリズムについてお伺いをいたしますけれども、今お聞きしますと、きょうも田中議員のほうから久富木の一宿一飯というようなところで、グリーンツーリズムの取り組みをなされておるようでございます。

私も研修でちょっとお伺いして、いろんな説明をお伺いしたところでございますけれども、ここは集落的な取り組みをされておられて、その世話役の方々が大変御苦労なさっておるというようなことで、ボランティア的な存在でやられておりますが、こういう世話役の方々がおられれば進んでいくけれども、もしやり手がなければまたどうなっていくのかなという心配もあるわけでございます。

このグリーンツーリズムというのは、先ほど冒頭に町長も申し上げられました、私も申し上げましたとおり、いろんなこの地域の農業だけじゃなく自然、環境、それから名所、観光地、いろんなものを生かしながら、都市との交流を生かしてこの地域に来てもらい、それでまた民泊とかそういうような形の中で自由に観光地を周られたり、また、農業体験をされたりとかというようなことで、この地域を知ってもらう大きな一番いいチャンスの私は事業ではなかろうかと。

そこへ持ってきてまた収入につながるということでありますので、ぜひともこれは成功させていただきたいというふうに思っております。

町のほうにおかれましても、グリーンツーリズムの研究会の協議会の方々でしたか、大分県の安心院のほうにも十数名の方々が行って研修をされたり、実際泊まって地元の声を聞かれたりし

ておられるようでございます。聞くところによりますと、はじめは少なかつたんですけども、今は16戸の方々が受け入れをされておりました。年間300万から400万近い副収入という、もう主収入じゃないかと思われるようなところまで実績を上げられておると、というようなふうにも聞いております。

そのようなことで、本当にこの地域の農業だけじゃなくして、この農業も一緒に含めた中でこういう事業をどんどん推進していただきたい。いろんな民泊、それから農泊、それから先ほども申されましたホームステイというような形の中で、いろんな旅館業法等の許可の問題もあるようでございますが、ここいらのクリアしなければならぬ条件、こういうものをしっかりと研究をしていただきまして、今から取り組もうとしておられる農家の方々、また、団体の方々にどんどん情報を流していただいて、その取り組みを促していただければありがたいというふうにも思っております。

私はいろいろ聞いておる中で、今それを始められた段階でございますので、実績、問題点というのは、おそらくということというのは答弁もできないんじゃないかと思っておりますので、このグリーンツーリズムにつきましては、今修学旅行や学生さんたちの体験学習のコースにも組み込まれたりとかという形で、大きく皆さんに注目を浴びているというふうにも聞いております。

このようなことで、本当にこの地域がいろんな方々の交流が進んで、地域農業活性化につながっていくということであれば、どんどん私は推進していただきたいと思っておりますので、今後のこの推進について、そういう積極的な形で取り組んでいただけるだろうと思っておりますので、そこいらについて一言最後ですので、町長、もっと早く現実になるような取り組みをするというような御返事をお聞きしたいと思うんですが、いかがでございましょう。

○町長（井上 章三君）

このグリーンツーリズムの問題は、今まで話してまいりましたように、やはり我が地域、都市と農村との交流ということで、目標を掲げて取り組んでいるわけでありまして、研究会を中心にさらにこの今検討してるところを推進を図って、一つの成果を上げていただきたいものと思っております。

修学旅行を呼ぶというようなことができるようになればいいがなという大きな目標も持つわけですが、まずは一步一步、農泊ができる、そういうような基盤が広がっていくように支援をしてまいりたいと思っております。

○米丸 文武議員

町長の積極的に今後も取り組んでいくんだということをお聞きしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって本日の会議は延会することに決定しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問及び総括質疑を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会時刻 午後3時34分

平成19年第6回さつま町議会定例会

第 4 日

平成19年9月27日

平成19年第6回定例会一般質問
平成19年9月27日（第4日）

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
1	(9) 平八重光輝	<p>1 障害者自立支援法の現状と対応について</p> <p>(1) 障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する目的で自立支援法が施行されている。しかし、自立支援とは名ばかりで障害が重いほど負担も重く自立を厳しくしている現状をどのように認識されているか。また、町独自の支援は考えられないか</p> <p>2 障害者の町職員への雇用について</p> <p>(1) 障害者雇用促進法では、公的機関の法定雇用率は、2.1%であるが、さつま町はこれを下回り雇用者数が不足している。法律を遵守すべきであるが、これに対する考えは</p>
2	(16) 舟倉 武則	<p>1 水害後の商店街活性化対策の具体的取り組みは</p> <p>(1) 空き店舗を活用し昔のような商店街の賑わいを取り戻す方策は</p> <p>(2) 災害後廃止された中小小売店舗改装補助金等の見直しは</p> <p>2 河川改修に伴う説明の状況と移転先の確保について</p> <p>(1) 住民説明により十分納得と理解をされたのか</p> <p>(2) 移転先の検討は</p> <p>3 地方財源の確保をどのような方法でやるのか</p> <p>(1) 交付税減の対策は</p> <p>(2) 義務経費の節減、即ち人件費の節減はどうなるのか</p>
3	(20) 山崎 文久	<p>1 農業振興策について</p> <p>(1) 産地づくり交付金で重点品目として推進された作物の作付状況及び販売計画並びに交付金の助成額について</p> <p>2 地産地消推進について</p> <p>(1) 給食センターにおいて地域農産物の使用を推進すべきでは</p>

平成19年第6回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成19年9月27日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (28名)

1番 高 嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 気 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 原 田 健 二 君	議事係 主査 平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教育委員 長 小 牧 紘 一 君
副町長 (総務) 宮之脇 尚 美 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
副町長 (経済) 山 下 彦 志 君	教委総務課 長 山 口 正 展 君
農 政 課 長 赤 崎 敬 一 郎 君	商工観光課 長 橋 之 口 幸 男 君
災害復興対策課 長 前 囿 義 広 君	学校給食センター所 長 上 久 保 澄 雄 君
災害復興調整監 坂 本 正 己 君	水 道 課 長 岩 切 秀 久 君
建 設 課 長 脇 黒 丸 猛 君	耕地林業課 長 山 口 良 一 君
総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君	
財 政 課 長 二 階 堂 清 一 君	
企画広報課 長 中 村 慎 一 君	
健康増進課 長 楠 木 園 建 雄 君	
福 祉 課 長 日 高 昭 治 君	
すこやか長寿課 長 小 椎 八 重 廣 樹 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 3 議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第74号 土地改良事業の施行について

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 (第2委員会室)	67	政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及び
	68	さつま町個人情報保護条例の一部改正について
	69	平成19年度さつま町一般会計補正予算(第3号) 関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入(関係分) 18款 繰入金(関係分) 19款 繰越金 20款 諸収入(関係分) 21款 町債 歳出 1款 議会費 2款 総務費 3款 民生費(関係分) 9款 消防費 人件費全部 第3条 地方債の補正
文教厚生 (第1委員会室)	69	平成19年度さつま町一般会計補正予算(第3号) 関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 18款 繰入金(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 3款 民生費(関係分) 4款 衛生費 10款 教育費
	70	平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
	71	平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

委員会	議案番号	件名
建設経済 (議場)	69	平成19年度さつま町一般会計補正予算(第3号)関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金 14巻 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費
	72	平成19年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)
	73	平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
	74	土地改良事業の施行について

【参 考】

請 願

- 「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件」

陳 情

- 「JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について」
- 「豚舎建設計画に対する反対について」

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。

ただいまから平成19年第6回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を、第3日の会議に引き続き行います。

通告に従い、まず、9番、平八重光輝議員の発言を許します。平八重議員。

[平八重光輝議員登壇]

○平八重光輝議員

質問に入る前に、ひとつ、お断りを申し上げておきます。政府が替わりまして、こっち関係につきましても見直しが行われております。

障害者自立支援法についてお尋ねいたしますが、きのうの新聞で、政府の今後の重点施策で来年4月から新たに始まる75歳以上の高齢者医療制度の見直しや70歳から74歳の窓口負担の引き上げの凍結について早急に結論を得て措置すると、そのあとに障害者自立支援法の抜本の見直しも検討や云々とありまして、政府のほうでまた見直しをされるようですので、町長に厳しく要請するつもりでしたけど、トーンが少し下がりますけれども質問をいたします。

最初に障害者自立支援法の現状と対応についてということで、障害者の自立を支援する目的で平成17年10月31日に障害者自立支援法が成立し、18年4月から施行され、10月から本格的に実施されております。障害者の地域生活の就労を進め自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり制定をされております。

御存知かもしれませんが、改革のねらいとしまして、1番目に障害者の福祉サービスを一元化する。詳細はもう省略いたします。2番目に、障害者がもっと働ける社会にする。3番目に、地域の限られた社会資源を活用できるよう規制の緩和をする。4番目に、公平なサービス利用のための手続や基準の透明化、明確化をする。5番目に、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し合う仕組みの強化、この中に利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担というのがあります。

もう一つ、5番目のもう一つに国の財政責任の明確化というのがありますが、その中で非常に問題といたしますか、この法律は基本的には障害者の自立を支援するというのでつくられましたけれども、現実には非常にサービスの低下、負担の増加により、理念とは全く違う実態になっているようであります。

一番問題なのが、5番目の中の一つ、利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担であります。これは、障害が重い人ほど負担も重くなるというのが実態であります。自立支援法とは、私が考えるに、名ばかりで本当の支援法にはなっていない。このような実態を町長はどのように認識されておられるのかお伺いいたします。

2番目が、障害者の町職員の雇用についてであります。障害者雇用促進法では、公共機関の法定雇用率を官公庁は2.1割以上、教育委員会は2割以上、特殊法人につきましましては2.1割以上と定めております。ちなみに、民間は1.8割以上であります。

さつま町の雇用率は、6月現在で、教育委員会は対象職員数78名に対して3名が雇用されており、雇用率は3.8割となっております。一般の職員では、対象職員286名で雇用されてい

る方が5名、1.75割となっており、法定の雇用率2.1割を達成しておりません。法律は遵守すべきであると思いますが、このことについて町長はどのようにお考えになっており、今後どういふことを対策されるのかお尋ねします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平八重議員の障害者自立支援法の現状と対応についてという質問に対して、お答えしたいと思います。

昨年の4月1日からの障害者自立支援法の施行に伴いまして、原則1割の利用者負担の導入や施設入所者における食費、光熱水費の実費負担など、制度施行前と比較いたしまして、サービスの種類や利用状況によっては自己負担の増加となっている利用者もあることは認識しているところであります。

障害者自立支援法は、従前の支援費制度の導入に伴い急激に増加した障害福祉サービスの利用に対して、財政面での安定を図り、利用者にもサービスの利用量と所得に応じた一定の負担をお願いしながら、制度を将来的にも持続できるようなものとして維持していくということで制度改革がされたこと、これが大きなポイントの1つであったと認識しておりますが、利用者にとって過度の負担とならないよう所得に応じた利用者負担の月額上限額を設定し、入所施設やグループホームなどの利用者に対する個別の減免、施設利用者の食費、光熱水費の実費負担の軽減など、各種の負担軽減措置も講じられてはいるところでございます。

また、ことし4月からは、通所施設事業及びホームヘルプ事業を利用する場合の月額負担上限額が、これまでの上限額の4分の1に改正されたことや、入所者等についても減免の対象が広がったこと等もあり、国の軽減制度により負担軽減は前からすると幾らかまた図られてきたと考えております。

町といたしましても、市町村事業とされております中で、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業等の利用者負担額を無料とするなど、制度的には通常は1割負担となっているんですけれども、本町としては、そこらを無料にするなどの利用者負担の軽減に努めているところであります。

なお、今後におきまして、制度の動向や利用状況等を見ながら、支援等についてさらに検討する必要はあると考えております。

次に、障害者の町職員への雇用についてであります。本町における障害者の雇用状況についてであります。平成19年6月1日現在の障害者雇用状況については先ほど議員のほうからもお話がありましたが、地方公共団体における法定雇用率2.1割ということに対して、実雇用率、こちらの資料では1.77割と。

基礎となる職員数が、私の手元では283となってるものですから、これに対して5人の雇用ということで1.77というデータになっておりますが、それで実雇用率が法定雇用率を下回っているということになっておりますが、基礎となる職員数283人に法定雇用率2.1割を乗じて得た数から障害者数を減じて得た数がゼロとなることから、計算上では法定雇用率は達成していると、不足数はゼロだという形にはなっているところであります。

地方公共団体は、民間企業と同様に障害者を一定の割合によって雇用する社会的連帯責任に基づき、障害者の雇用に努めるというのが基本的な考え方であり、地方自治法にも規定されているとおり、住民の福祉の向上を図るべき責務があることから、その意味では、民間企業に率先して障害者を雇用すべき立場にあることは十分に理解しているところであります。

現在、職員の定員管理計画に基づき新規採用を控えてるところではありますが、今後におきましては、障害者の雇用について改めて認識をするとともに、役場の中でどのような業務が適するのか、あるいは組織横断的に新たな業務を工夫してつくっていけないものかなどを検討していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、重要なことは働く意欲と能力を有しながら障害のある方に雇用の場をどう提供していくかということであり、また、働きやすい雰囲気づくりを進めることによって、障害者雇用に対する理解が進んでいくことにあると考えているところであります。

[町長 井上 章三君降壇]

○平八重光輝議員

まず自立法であります、軽減措置があるというお話であります。確かにあります。ありますが、現状を余りよく御存知でないようですので少しお尋ねいたします。

この障害者の方の1カ月一生懸命働かれて収入はお幾らぐらいか御存知ですか。答えられなくて結構です。収入が大体1万円です。1万円。一生懸命働かれて手取り1万円。8,000円ぐらいから1万5,000円ぐらい。平均して1万円ですよ。

その中で国が求めた自己負担というのが、この方には障害者年金として2級の場合は月6万6,008円、約年間79万2,100円の別個収入はありますけれども、80万未満の、年収です。これ所得じゃないですよ。年収のほうの負担は上限が1万5,000円。80万から300万の間の方は2万4,600円。ほとんど80万、働いていらっしゃるから、月1万円として12万円を加えますと、79万と12万で80万から90万の方が大多数だと思いますから、2万4,600万の負担になろうかと思えます。法律上はですね。

この中で、4分の1になったちゅ、私はこの2万4,600円が4分の1になったと思っただんですよ。ところが、そうじゃないんですね。施設の利用料が4分の1、幾らかちゅうや、その4分の1が3,700円だそうです。食費代、それからいろんなガソリン等も上がりまして、人を運んでいただくお金等を含めれば2万円前後のお金を払っていらっしゃるんですよ。

給料は15万、20万もらえる方の2万円というのはさほど大きくないかと思えますけれども、月6万6,000円から7万ちょっと、8万足らずの収入の方の2万円というこの非常に大きなお金なんですよ。だから、政府がこれをもってちゃんとやりましたと言うかもしれませんが、現実にはそうじゃないんです。

私はこれを聞いて、少し腹が立ってきました。いや、少しじゃない。大分、大分でもないですよ。相当腹が立ってきました。最後は涙が出ました。こういうような施策をやっておるんですよ。ま、政府がやっていますから、町としては何もできませんとおっしゃればそれまでですけども、私がいいたいのは、この町としても声を挙げていただきたいちゅうことなんですよ。

もうちょっと、国にもものを言ってほしいと、言えば国も動きます。その辺ちょっと、声に詰まりましたけれども、こういうのは当然だという考えは少しは変えていただきたいということなんです。

少し話が変わりますけど、国も声を挙げればかわります。障害者のこれとはちょっと違いますが、昨年、町が無線化を有線放送をしましたけれども、当初入れるときは無線から有線は換えていいですよと、ところが無線から無線はだめなんですよと法律があったんです。私は総務省に意見をしました。全国で10名前後だったと思います。総務省が意見を求めたときに、私は相当出るかと思いましたがけれども、それでも国は変えてくれました。昨年の8月にかえるちゅうことで、実際は10月になりましたけれども。

やはり、そういうのを含めて声を挙げていただきたい。薩摩川内市の市長のお話をするのが適

当かどうかわかりませんが、薩摩川内市の方がインターネットを見ておられて、間違っていたらまた訂正をしていただければいいんですが、薩摩川内市の市長は、河川で大きな水害も出ると、原発はちょっと口では言えないでしょうけれども、総務省に行って無線も許可をしてくれと言われたけれども、法律があるからだめだと言われたと。

ところが、市長は怒って、ならあんたが責任をとるか、水害が起きたら責任をとるかというたら返事がなかったからやりましたと。ま、法律を侵すことはよくないですけども、市民を守るために侵してやりましたと。結局、それはまた法律が変わっていいですよということになりましたけれども、それほど頑張っているわけではあります。

だから、これは全国的な法律ですから、なかなかここで町長が1人で声を挙げて難しいでしょうけれども、鹿児島県の町村長の意見をまとめたり、全国から10個ぐらいの意見が出れば国は考えるんですよ。そういう対処をしていただきたいと思います、町長はどのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

今、お話を伺いながら、私も認識が十分でない面が多々ございますので、そこらのところをまた、内容を把握しながら国に対して言うべきところは言わなきゃいけないことは、これは我々としては声を挙げなきゃいけないと、そういうことに対しては、またしっかりとやっていきたいと思っておりますので、またいろんな方面において皆さんのお気づきの点をお聞かせいただきたいと思います。

○福祉課長（日高 昭治君）

ただいまの自立支援法の関係ですが、若干補足をさせていただきたいと思います。

確かに、18年4月1日から支援法が施行されて、基本的にはサービス費用の1割負担ということと、あと食費、光熱水費が実費負担という形になってきております。

そこで、先ほど例をとって言われたことについての補足なんですが、例えば80万以下、2級の方が1万5,000円の月額上限額ということで4分の1になるというお話がありました。その中で、これもサービスの利用によって上限額を区分をしております。

例えば、障害者支援施設を利用している方、これ施設の入所と、それから生活介護、これは月額でいけば35万円のサービス料がかかりますが、例えば障害基礎年金2級の受給者、79万程度ですが、この方がサービスを受けるとした場合の利用料、これは1割で3万5,000円になるんですが、先ほど言いました上減額で1万5,000円ということになりますが、これについては個別減免という形で利用料はゼロとなります。

ただし、食費の実費負担等について5万8,000というものが発生をいたしますが、これは手元に残るお金を2万5,000までということで保証をしておりますので、そこを差引いた4万1,000円程度が食費実費ということで、入所をしてる場合は2万5,000円程度は残ることになります。

それと、通所とそれからグループホーム、共同生活ですが、それを利用されてる方については、障害者基礎年金2級については、これは上限が1万5,000円ですが、個別減免ということでこれはもう負担は全くゼロということになります。

1級の方で、個別減免後が2,000円程度ということになります。それと、通所とホームヘルプ、居宅介護です、を利用されてる方、これも上限4分の1ということになりますが、これも障害年金の2級の受給者については1万5,000円が上限ということで、先ほどありました4分の1で3,750円の月額上限額ということで、利用料。それと食費の実費負担も3分の1に軽減されますので、5,000円、トータルで8,800円程度の利用料という形になります。

それから、先ほどおっしゃいました新しい福田内閣が発足をしまして、自公の合意の中で自立支援法の抜本的な見直しを図っていくという確認がとれたということでもあります。

この障害者自立支援法については、全国の知事会、市長会、町村会においても、平成20年度の国の予算編成に対する要望ということで、さまざまな重点要望事項という形の中でも要求をされておりますので、そういう形で国の動向等にもらみながら、大分緩和はされるんじゃないかというふうに期待をいたしております。以上です。

○平八重光輝議員

私がお聞きしたのと大体おおまか合っておりますけれども、若干まだ漏れがあるような気がいたします。

食費と施設使用料で、ほかにもう少しお金が要るようであります。もとを正せば、これは要らなかったんですね、この法律ができる前は。これが2万4,600円とかなって、いや、これでだめだということで軽減措置をされましたけれども、それでもまだ1万、2万のお金を払わなきゃならないことになっております。

1時間の範囲内で終わりますので、少し障害者の方のお話をちょっと紹介しますと、保護されて当然などという方はおられず、仕事があれば払うし、払いたいという方が大半であると。

ところが、施設の現場は過酷な状況だと。ま、働く施設がच्छゅうことではなくて、今までは通所施設の利用料はゼロだったので、平均1万円という工賃は多いとはいえなくても、それが励みに働きがいを感じていたと。

しかし、自立支援法の施行によって月約3万円前後の利用料と食費が請求されるようになり、仕事をするために施設に通うと逆に差し引き2万円の赤字になると、その6万6,000円の年金の中から別個2万円出さねばならんことになったわけです。ま、これは多い方ですけど、少ない方は1万か幾らかわかりませんが。6万6,000円の月額年金に対して2万円の自己負担は余りにも大きいと、労働の意欲を奪い、自立支援とは全く違う方向に行ってるというようなお話もあります。

これは最初3年したら見直すということで、平成21年度からですか、見直しをされることになっているようですが、政府が変わりまして即見直しをやるということですので、町長が今から言われなくてもまだ大丈夫だと思っておりますけれども、もしその内容がやはりこの障害を持っている方に負担を強いるような内容であれば、また立ち上がっていただきたいと思っております。

やはり一昨日もありましたけれども、国の施策のよき理解者、これはもちろんいい施策についてはよき理解者でなければいけませんけれども、こういうものについては、やはりちょっと待ったというぐらいの勇氣を持っていただきたいと思っております。

これは、それぐらいにして終わりますが、もう1つ障害者の町職員への雇用についてであります。0.幾らだから満たしているんだというふうなお話もありましたけれども、実際はそうじゃないです。0.1でも足らなければ足りないんですよ、やっぱり。

やはりそれを、これは2.1銭で抑えなさいということじゃなくて、これ以上であれば幾らでもいいんですよ。何も2.1銭にこだわる必要はありません。ちなみに、県内の市町村の例をもちますと、これは、私は6月にいただいた資料ですけれども。

さつま町は、私は286名で5名で1.75と、町長は283で5名で1.77ということでも余り差はないし、雇用者数に対しては一緒なんです。例えば高いところは菱刈町、対象職員91名に対して5名、5.49銭、あるいは南大隅町140名に対して7名の雇用で5銭、非常に3銭の上からそれ以上の市町村が非常に多い中で、順番はつけませんが、人数にして1名やはり不足しておるわけです。0.9でも不足なんです。0.8でも不足なんです、1名。

だから、0. 幾らだからいいんだというお考えであれば、ぜひ改めていただきたいんですけども。やはりいいというふうにお考えですか、ちょっとお尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

決していいとは思っていないわけですが、益からいえばそれを下回っているというのは事実でありまして、ただまあ、法定雇用率の考え方、あるいは不足数という点でゼロと先ほど申しましたが、そのことについてはまたそういうようなことにはなっておりますので、そこらのところで、決してこれでいいと思ってるわけではありませんが、その法定の考え方っていうのはまた担当のところから説明はさせていただきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

不足数と、基礎となる職員数に法定雇用率を得た数というのが1未満であれば、法定雇用率の1未満というの達成をするということでございますので、実質雇用率が法定雇用率を下回っておりますも不足数がゼロということになりまして、法定雇用率達成と数字上はなるんですが、先ほど町長が申しましたとおり、この法令遵守という立場からすれば、達成についてはそれに努めなければいけないというふうに認識しているところでございます。

○平八重光輝議員

非常に悪いところもあります。0. 幾らというところもありますが、これもうちちょっと市町村名は言いませんけれども、悪いところもあるから横並びでいいんじゃないかという考えでいらっしゃるかどうかわかりませんが、達成されてないところはですね。

やはり法は法ですので、ぜひ法律は守っていただきたいといいますが、先日の南日本新聞の社説の中に、障害者雇用ということで、別に私がお願いして書いてもらったわけではありませんけれども、さらなる後押しが必要と。これは、後押しはどこがやるのかと、いけば行政がやらんやいかんわけですよ。やれやれというところは自分がせんじおって、やれっちゃ何ごっかつちなれば、そういう力も落ちるわけですよ。

だからやっぱり、自分のところはちゃんとそれをして、そしてまた民間にも、これは先ほど町長も言われましたけれども、公共団体の責務というのがあります。こういうのは、公共団体はその環境を整えてぜひ民間の方にも、最低56名以上ですか、職員がいらっしゃるところが対象ですけども、1. 何益ということで。

そういう後押しをやる必要がありますよと、一生懸命やってくださいよとありますから、やはりそのためには自分もちゃんと法律を守った上で、民間のほうにもこういうふうに通じる意欲のある方をぜひ採用してくださいと、民間の雇用率の平均が1.88益だそうなんです、県内は。この1.88益以上あればいいわけですけども、しかし1.88益を達成していない企業も44益あると、ようなことで、ぜひ我が町も胸を張れるような状態にさせていただきたいと思います。

これインターネットで出したやつですけども、障害者雇用率低い4公的機関に勧告というのもあります。これも毎年出されて、どの程度効果があるのかわかりませんが、警視庁それと東京消防庁だったですか、が勧告を受けております。地方では、三重県の病院事業庁というところがこれまた1.1益、長崎県の離島医療保険組合というのがやっぱり1.5、1.1ということで勧告を受けております。

1人ですから、1.77ということで勧告はないかもしれませんが、ないからいいということではありませんので、ぜひ職員を減らせ減らせという中で、これもということになりますけど、これやっぱり法律ですから法は守ってください。子供たちにもそういうふうに通じるやいかんですから、自分は法を破ったからちゅうて別に非常に大きな、だれか迷惑をかけるとか何とかちゅうことじゃないですけども、やはり法は法ですので守っていただきたいと思います。

民間企業については、300名以上の職員を抱えたところで、これを達成しないと年間1人5万円の罰金をとられるわけです。それ以上に今度は雇用すれば、逆に2万7,000円の奨励金といいますか、お金も出ますけれども、民間に対して非常に厳しい法律で、官公庁については何も勧告だけで処分もないという法律でちょっと私は合点がいかないんですけれども、民間に厳しく求めるのであれば自分も厳しくせないかんとします。

来年度からまたこの法律も見直しをされて、300名以下の企業ももう罰金をいただきますよと、そのかわり奨励金も大企業並みに出しますという法律が来年からできるようですけれども、公共企業体には報奨金も罰金もありませんけれども、法を守るということでは一緒ですので、ぜひ達成していただきたいとします。

ことしといいますか、来年度すぐ採用というわけにはいかんでしょうけれども、やはりこの1、2年のうちにぜひこれは法定内におさめていただきたいと思うんですが、町長、その辺のお考えはお持ちでしょうかお尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

この正式な雇用という形での採用計画というのは、また一方では減らさないといけないという中で、いろいろ考えなくちゃいけない面がありますが、先般も臨時の採用という場面がありまして、ここにも障害者の方で何とか自分はいれないだろうか、こういう人がいるから入れてもらえないかというような話もありました。

私も何とかならないものかなあと、関係課にも話をした面もありますが、考えてる仕事の内容からいった場合にちょっと無理があるということで、今回は面接もされたようですが、ちょっと難しかったようです。

先ほども申しましたけれども、やっぱり健常者と一緒の採用という競争の中ではどうしてもハンディを背負うことになっていきますので、やっぱりもう一步踏み込んだ形でそういう障害者の方が仕事ができる部分というのを考えて配慮をしながら、考えていくということが必要であるというふうに今考えてるところであります。

そういう点で、今後もう一步踏み込んで、障害者の雇用という問題に対して考えるということをお表明をいたしまして、回答にさせていただきたいとします。

○平八重光輝議員

町長の町政の1つに、住みたい町、住んでよかった町というのがありますから、それはこういう方に特に心を使っただいて、ぜひその町の実現に頑張ってくださいちゅや、ちょっと言い方がよくないんですけれども、そういう施策をぜひ取り入れていただいて、今後本当に住んでよかったというような町にさせていただくように強く要請をいたしまして終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、16番、舟倉武則議員の発言を許します。舟倉議員。

〔舟倉 武則議員登壇〕

○舟倉 武則議員

通告しました3点について質問します。

まず、水害後の商店街の活性化策についてであります。ことしの梅雨は大きな災害もなく、ひとまず安堵したところですが、これから台風シーズンを迎えることから、今しばらくは気を引き締めなければならないと思うところであります。

ところで、梅雨どきは鶴田ダム管理所におかれましても、洪水調節のため事前に水位を下げる対応を行うなど、流域の被害軽減のため努力をされているところであります。これも、町当局の積極的な働きかけによるものと考えるところであり、被災者といたしましては、その努力に対し

感謝申し上げる次第であります。

さて、昨年の水害以降、特に虎居地区の商店街においてはシャッターが閉まったところが目立ち、何とも寂しい限りであります。宮之城屋地地区についても虎居地区ほどではありませんが、数軒シャッターが閉まっている状況にあります。

このような中、ことしの夏祭りにはアーケードに七夕飾りが掲げられ、また持ち主の御協力により夏祭り実行委員会の拠点として閉鎖店舗を開放していただき、連日人々が集まって夏祭りを盛り上げる話し合いをされている姿を見たとき、往時のにぎやかな情景が走馬灯のように脳裏をよぎったところであります。

そこで、昔のようになぎわいを取り戻す方策として、夏祭りに限った一過性の空き店舗活用でなく常時開放できる仕組み、例えば空き店舗を借り上げ、地元商店に迷惑のかからない程度に、地元高校生に豚味噌や新鮮な野菜など、自分たちで生産した物を販売させ疑似商業体験をさせる取り組み、趣味を生かした店舗、例えばパッチワークや手づくり小物を販売する店舗の開店はできないものでしょうか。

また、七夕の時期には各店舗に趣向を凝らした七夕飾りを掲げるとか、十五夜には名月をめぐるなつかしい十五夜飾りをし、そのときどきの季節感あふれる取り組みをしたら、街のにぎわいを演出できるのではないかと考えます。七夕飾りは、町内の幼稚園や保育園とも連携し子供たちに願い事を書かせた短冊を竹に下げ、それを個々の店舗に掲げれば、商店街に人を引き寄せることにもつながるのではないのでしょうか。

また十五夜には、子供たちの綱引き大会や相撲大会などを開催したら、人も集まってくるのではないかと考えます。

さらに、竹の町であることから、私の中学時代には卒業記念として孟宗竹に好きな言葉を書き、それを彫刻刀で彫って飾っておりましたが、各店舗にも自分の信条などを竹に刻み、店舗前に飾ったらどうかと考えます。

本町におきましても、何か特徴のある商店街で買い物をした後、歴史研修センターで歴史を学び、観光農園と協力して梨狩りやブドウ狩り、連携した酒造会社の蔵巡りをして試飲を行い、温泉宿に宿泊するか県立公園のキャンプ場を利用するか、複合的に町内の施設を回遊する取り組みを行えば、お客様を呼び込めるのではないかと考えます。

行政が直接やるのではなく、日夜を問わず親身になって火つけ役となる職員を育て、働きかけを強めることによって、個性ある商店街づくりとあわせて商工振興につながるとは思います。いかような取り組みを考えておられるのかお尋ねします。

次に、中小小売店舗改装等補助金に係る助成措置であります。これはこれまでの活用状況と改装後の結果についてお尋ねします。

平成9年の地震以降、店舗改装に踏み切れなかった商店主も多数いらっしゃったところですが、助成制度ができたおかげで、これを利用した商店主からは感謝の言葉も聞こえており、この制度創設は有意義だったと思うところであります。

昨年の水害により廃止になりましたが、今後まだまだこの制度を活用したいという声やもっと額を引き上げてもらえないかとの声もあることから、この制度を活用された方々の件数と費用対効果、それと今後の融資見込み数についてお調べではないか、あわせて制度復活の考えはないかを伺います。

ところで、新潟県中越沖地震では、柏崎市で商店街の屋根が崩れ、通りかかった人が巻き添えにあって死亡したという事例がありましたが、本町の商店街も建築後数年が経過しているものが見受けられるようです。このため、融資制度の拡充ももちろんであります。せつかくの融資が

むだにならないよう建物が地震に耐え得る構造であるかのチェックをすべきでないか、この点につきましてもお考えを伺います。

次に、河川改修に伴う住民説明の状況と移転先の確保についてであります。各地区で説明会が行われ、激特という限られた条件での復旧工事ではありますが、住民との相互理解のもと町づくりにつながる河川改修を望むところです。各地区での説明は、地元住民の方々が十分納得して理解されているのか、現状を、また問題点があればお知らせください。

移転先の検討については重複しますが、初日の日に同僚議員から質問があり、概要は大体理解できました。移転の経験者として、公民館の組織について大変危惧するところがありました。幸いにして47年、7・6水害の移転先について町及び開発公社の熱意ある協議、公民会被災者への説明など、変遷はありましたものの、農地などの提供に地主さんの深い御理解のもと、長崎団地を形成することができ、被災者の川原公民会とごく近隣地に移転できましたことは公民会住民の生活の基盤となりますことができ、高齢者はもとより若者に至るまですべての者が行政に対し深く感謝しております。この事例を参考にさせていただきたい。

また、今回計画されているA調査により虎居の商店街が大きく変化する可能性を秘めておりますが、河川改修で確実に移転しなければならない方々の心情を思いやって、町当局の積極的な取り組みを望み、現時点における計画、または指針があればお示しをいただきたい。

3点目の地方財源の確保にどのような方法でやるのか、交付税源の対策についてであります。町内、県内を問わず、全国的に大型商業施設の建設が一向にとまらない状況下であり、地方の税収の伸びは望めないし、ましてや昨年の大水害によって地元商店街の売上げは衰退しており、一般財源の確保はますます困難をきわめております。

そこで、頼りになるのが国からの交付税の伸びであります。国においては交付税の一般単独行政経費を節約する方針であるため、市町村においては財源確保はまことに困難であります。幸いにして、町長は県町村会の会長職にあられ、国や県に対して交付税の市町村配分について財源確保のため働きかけのできる最短距離にあられますが、いかなる対策を講ずるお考えかをお示しください。

2点目の義務経費の節減、すなわち人件費の節減はどうなるのかであります。国はバブル後の景気の動向を見極め、地方交付税の減額を行い三位一体改革で地方交付税の315億円の減少をし、骨太方針2006という奇妙な施策で地方職員の削減が示され、地方財政の赤字解消のキーワードとして地方にその責任を転嫁しようとしてきました。

事務事業の見直しによって職員の定数縮減が図られ、さらに給与構造の適正な改革を進め、人件費や事務経費の節減について町長自らのお考えをお示しください。1回目の質問を終わります。

〔舟倉 武則議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

舟倉議員のほうから、大きくは3点でございますが、またその中身がありますので、6点になりますので少し長くなりますが、それぞれに回答をしたいと思います。

まず1点目の空き店舗を活用し、昔のような商店街のにぎわいを取り戻す方策はないかという問題であります。昨年の県北部豪雨災害におきましては201店舗が被災され、現在までに9割を超える店舗が再オープンをされております。中には、リニューアルを行い売上げがアップしておられる店舗もあるように聞いております。

しかしながら、住民の移転等の環境の変化があることから、水害以前と同じような状況になるには、まだまだ時間を要するものと思われませんが、1日も早く以前の状態に戻るよう町とし

でも精いっぱいのお手伝いをしなきゃいけないと考えております。

にぎわいの創出についてであります。夏祭りにおける盛り上がりは素晴らしいものがありました。各通り会が夏祭りを盛り上げるために、毎日のように集まって話し合いをされた結果、あのような盛大な祭りとなりました。これを第一歩に、みんなが知恵を出し合えば必ずやまた新しい形で市街地部にもにぎわいが復活できる希望があると考えております。

現在は、毎年の恒例行事であります暮れ市、あるいは初市を再生すべく話し合いが行われております。このような話し合いの積み重ねが、今後の商店街の活性化につながるものと期待しておりますし、先ほどお話がありました七夕とか十五夜とか、季節感あふれる取り組みというのは、全く同感でございます。

空き店舗についてであります。人口減や経営者の高齢化、大型店への顧客の流出により売上げが減少していることから、閉鎖する店舗が年々増加しております。屋地、虎居の商店街におきましても、空き店舗が目立ちつつあります。中には、借りたいという人がいても、店舗の老朽化等のために持ち主が店舗を貸さずに、そのままシャッターを閉めているという例もあるやに聞いております。

なお、屋地商店街におきましては、空き店舗に3店が出店もしくは出店の準備を進めておられます。直接の空き店舗対策ではございませんけれども、町の支援措置として若干の条件はありますが、新しく事業に算入しようとする方に対して新規参入者支援補助制度を設けてあります。1年間、毎月5万円が補助金として支給されますので、この制度を活用していただくことによって、家賃補助としては十分たまるのではないかと考えております。

また、薩摩中央高校で生産された野菜や花などを、生徒が職業観を育成する一環として空き店舗で販売できないだろうかと現在学校と協議中でございます。実現できれば、空き店舗対策と集客力のアップにつながるのではないかと考えております。

2点目の小売店舗改造事業の件でございますが、事業費の限度額が500万、助成費40万円ということで最高200万円の補助金を受けることができるとする制度で、平成17年度これを利用して16件の方が取り組まれました。平成18年度は、6件の事業者の方が助成を受けて店舗のリニューアル等を行い、日々事業の発展に努められたところでございます。事業対象者からは非常に喜ばれた制度でございましたが、豪雨災害復旧に伴います町の財政状況の厳しさを受けまして、事業は今のところ断念した状態でございます。

今後におきましても、自主財源確保がますます厳しくなっていくことも予測されることから、このような町の全くの独自財源を活用した事業の実施というのはなかなか困難な面がございますけれども、補助率や補助額の引き下げ等も含めて、事業の実施が可能かどうか引き続き検討してまいりたいと考えております。

大きな2番目でございます。河川改修の問題でございますが、住民説明会により十分納得と理解がされたのかと、移転先の確保の問題でございます。町といたしましても、できる限り地元の皆様に十分御理解いただけるように、地域役員の皆様の御協力をいただきながら、繰り返し説明会を行うなどの対応を行ってまいりました。

こうした中、地域におかれましても、幾たびとなく話し合いを行っていただきながら、さまざまな意見がある中で、大方は現計画案でやむなしとした苦汁の御決断をいただいております。今後におきましても、事業に対する不明な点や不安材料等について、可能な限り解決できるよう情報提供等を行いながら、適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

移転先の検討の問題に関しましては、さきの一般質問の中でも出たわけでございますが、今後移転対象者の譲渡価格の算定基礎となります用地調査の状況等を踏まえ、できる限り移転対象者

の皆様の意向に沿えるように努力をしてみたいと考えてるところでございます。

大きな3点目の地方財源の確保をどのような方法でやるのかという問題、交付税が縮減される中での対策はということでございます。平成13年度以降、国と地方の公債費の削減や地方分権型社会の確立を図って、また、平成15年度から平成18年度にかけて実施されてきた三位一体の改革など一連の改革等の流れの中で、交付税は段階的に削減されてまいりました。

交付税が削減された流れについては2つのねらいがあったと思いますが、これがそのまま対応策として、我々としては取り組まなきゃいけない課題となっていると考えております。

まず、行政のスリム化を図って地方歳出の総額である基準財政需要額が削減されてきたことが挙げられます。このことへの対策は、そのまま行財政改革により歳出を見直し、スリム化を図らなきゃいけないということになってまいります。合併後、行政改革大綱に基づき行革に取り組んでおりますが、引き続き真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地方の自主性を図って、税源移譲という形に変更されて地方の一般財源化を図られたことであります。税源移譲という形で地方の財源になるわけですが、これは住民の皆様から納めていただく地方税であります。そして、この徴収はそれぞれの自治体でやらなきゃいけないということで、徴収率の向上を図ることがそのまま税源の移譲の額になってくるということでありまして、徴収努力を怠らないことは、一方からは対応策といえますが、一方で住民の皆様へ直接納めていただく税であるということから、その使途や預かる行政の責任はまた大きなものになるかと思っておりますので、その辺をきちんと認識しながら、これまで以上に慎重を期しながら努力をしなきゃいけないと考えてるところであります。

義務的経費の節減についてであります。これまで行政改革大綱や職員の定員適正化計画に基づき、定員削減を図りながら総人件費の削減に努めてきているところであります。平成17年度に策定した定員適正化計画では、行革大綱に基づき適正な規模の組織、機構の整備を進めながら定員削減を進め、人件費の削減に努めてきたところであります。後期高齢者医療などの新たな行政事務も発生してきており、計画達成に向けてどのようにしていくかということには、さらに大きな知恵と努力をしなければいけないということになってまいっております。

いずれにしても、健全な財政運営を進めていくには支出総額に占める総人件費の削減は避けて通れない大きな課題でありますので、今後におきましても、事務事業の抜本的な見直しとともに、適正な組織体制、人事配置となるよう積極的、計画的に組織の合理化を図り、早期退職勧奨なども活用しながら職員の削減を図るとともに、給与の適正な見直しなども行いながら、総人件費の削減に努めてまいりたいと考えてるところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○舟倉 武則議員

私が商店街の活性化を言うのは、活性化することによって売上げが伸びると、そのことによって町の税収に反映するというところで真剣に取り上げているところであります。

ことしの7月12日現在での商工会員数は720名でありまして、その中で屋地と虎居をあわせまして128店舗であります。空き店舗がそのうち23軒、一番目立つのが鹿銀に通ずるあの四つ角の4店舗が閉まっております。本当に寂しい限りであります。シャッターが開くことによって街ににぎわいを取り戻し、明るさが出てき、個店の反映につながり売上げ増となっていくものと思っております。

水害後、閉店という最悪な状態に追い込まれましたが、ボランティアの皆さんや友人、知人の励ましによりまして、大方の皆さんが復旧開店されております。本当に喜ばしいことですが、その中でもまだいろいろと心配事があります。私といたしましては、売上げが伸びることが

商店街の喜びといいますか、やる気につながると思っております。

また、町の物品購入に対しましては敬老会、出生祝、商業・農業後継者のお祝金、グラウンドゴルフなどの大会などの商品などに、町の商品券を利用させていただき本当に商工会、商店主としては喜んでいただいております。

幸いにさつま町には、豊かな自然と食材がいっぱいあります。そこで、旧宮之城町が買い物は地元でということと推進いたしました「LOVE・LOVEみやのじょう」、これを「LOVE・LOVEさつま」と銘打って地産地消、そして各店の売り上げを伸ばす方策をとられる考えはないか、町長に伺います。

○町長（井上 章三君）

そのことは、内部でもいろいろと検討もしてきていることとさせていただきますし、検討中ということでもございますが、その経過については担当課のほうから報告をさせていただきたいと思っております。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

ただいまの質問の「LOVE・LOVEさつま」という取り組みでございますが、確かに今、我々のほうといたしまして、来年のことでやってみて、役場内でいろいろ取り組みを今から進めようということとプロジェクトを立ち上げたいということ、考え方といたしましては、まず地元の商店をみんな優先してそこで買ってもらいたいということ、それから地元の商品券を活用していいんじゃないか、あるいはまた、商工業だけじゃなくして地元の農林産物もみんな消費していいんじゃないか、それから、地元で製造されるもの、あるいは加工品、こういうものもみんな購入していいんじゃないか、あるいはまた、飲食店も地元を使おうじゃないか、あるいは焼酎にしても地元の焼酎を飲もう、よそのものを飲まないで地元を飲もうというような、そういうような一大運動をしていいんじゃないかという考え方を持っております。

ですから、ここら付近につきましても、ただ1課の問題じゃなくして、庁舎内全部それからまた商工会、いろんなところとタイアップしていかなくちゃならない問題だと考えておりますので、今後また十分そこら付近を踏まえながら、運動が展開できるような形での取り組みを推進してまいりたいと思っております。

○舟倉 武則議員

ただいまの答弁で、私が言うまでもなく検討されているということで安心しました。商店主も喜ぶと思っております。この商業に対して、私たちが避けて通れないのは大型店対策であります。やっぱり消費者としては便利でいいわけですが、よそから来まして、ここでは販売してさつま町の売上げをゴッソリ持っていったって決済は本社でやれば税収には反映しないわけです。

だから、やっぱり地元で購入すれば、地元の売上げが伸びりゃ伸びるだけ税収に反映する。そのことを思えば、大体730名の商工業者がいますが、1,000万以上売らないところは余りいないと思います、生活ができません。1,500万から2,000万売りますと国保税が56万ですか、介護保険が9万です。合計65万、そういうふうには県町民税をあわせ、固定資産をあわせると100万からのやっぱり納税をするわけです、商売人は。

空き店舗の問題でもですが、ちょっとした中小企業の補助金でも、ちょっとした手助けをすればカンフル剤といいますか、すぐに効果が出るのが商売と私は思っているんですが、その辺を考えながら、商工観光課長が言いましたように取り組んでおられますが、もう少し私の考えるところでいえば、厳しい財政状況であります、庁舎内の消耗品、すべての物においてとは言いませんが、大きなものも地元の店を通せば何とか数字のマジックといいますか、税収に反映するところがあると思っております。

自動車、大きなものはディーラーから買いますが、これもやっぱりもうみんな自動車の販売店

は宮之城にもたくさんありますから、各店を通せば必ずやっぱりどっかに反映すると思っております。可能な限りそういう買い物を、本町で一生懸命してもらいたいと思います。再度お伺いします、町長の考えを。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの御質問でございます。地産地消の観点から、やはり地元のそういう店舗利用促進をということでございます。

特に、車につきましては、軽自動車は町内業者、20数社、整備工場等もございまして、販売店も兼ねてやっていらっしゃるわけですが、その中でそれぞれ指名しながら、公用車については、軽自動車は町内から調達をいたしている状況でございます。

ただ、やはりディーラーがございまして、いろんな普通車になりますと、町内業者で取り扱っていらっしゃる方っていうのがいらっしゃるわけですが、そういう部分で活用できる分については十分活用させていただいてるということでございますし、またいろんな備品購入につきましても、特殊なパソコンとか、いろんなそういうコピー機とか、そういう物についても地元で打診をしながら、取り扱いがない場合には町外からもお願いしてるという状況でございます。

現在はほとんどが、各課それぞれ消耗品とか購入をするわけですが、地元の店舗を利用させていただいてるという状況でございます。これについては、今御指摘いただきました、以前にも課長会の中でもそれぞれ職員には周知をいたしたわけですが、再度またそういう周知をしながら、極力地元の店舗を活用させていただきたいというふうに考えてるところでございます。

○舟倉 武則議員

いろいろと役場のほうでも考えて、積極的に地元からというお答えが出ております。

中小企業の小売店舗の改造資金ですが、やっぱりこれは町長が先ほど言われましたように額を落として広くやれば、少しでも改装の機会とか、何ちゅうか、やる気が起こると思っております。前向きにこの辺は、苦しい財政であります、すぐ効果が出ると思っております。農業は国の施策で長い期間をかけて育てなけりゃいけません、この物品販売ちゅうのはすぐ効果が出ると思っております。その辺もまた積極的に考えていただきたいと思っております。

いろいろ出ておりますが、移転の問題、河川改修等の交付税の問題はとりあえずといたしまして、今度も17人の皆さんが質問するわけです。これまで私が取り上げましたさつま町の商工業の起爆剤としての中央競馬会の場外馬券売場の問題、ゴルフ場予定地などに集荷場やトラックターミナルの建設の問題、また、3月議会で同僚議員から出ました職員の給与所得の商品券の問題など、いろいろ取り沙汰されておりますが、これらの問題について町長は「検討します」「配慮します」と答弁をいただいておりますが、はっきり言いますと何ら結果が見えておりません。

首長といたしまして、職員に具体的に指示をいたしまして、その結果がどうなっているのか確認をされているのですか。

また、町長は町村会長の立場を大いに活用して、上級官庁や各種団体に働きかけ、その結果を責任を持って述べるのが町長の使命感につながるのですが、いかがなされているのでしょうか。

あと1年半余りとなっております。この際、はっきりと答弁をお願いいたします。

○町長（井上 章三君）

今まで御提言をいただいていた部分の中で、場外馬券場、競輪の関係じゃなかったですか。

○舟倉 武則議員

はい、中央競馬会のあれですよ。例えば起爆剤として私が注文したんですが。

○町長（井上 章三君）

ひとつ、そういう関係でB&Gの方から競艇場の問題で、いろいろ打診があった件については検討した経緯がございます。

しかし、教育委員会等とも話をする中で、この件についてはちょっと見合わせた方がいいのではないかというような内部的な判断がなされて、とどまっているという状況がございます。

あと、職員の商品券の問題については検討した経緯がございますので、それはまた、担当のところからちょっと報告をさせていただきます。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

商品券の関係でございますけれども、それぞれ職員のほうにも地域で、やっぱり限定した買物をしようということで、打合せ等で話をいたしてやろうとしたわけですが、やはり商工会員数が少ない、加入率が60％というようなこと。

それから、今出ましたように大型店舗の関係のこと、商工会へ加入していらっしゃるというようなことで、非常にそういう側面も持っているということから、もう1回「LOVE LOVEみやのじょう」といいますか、そういうのもう1回やり直して、みんなで検討して幅広くもう1回検討してみようと、今さっき課長の方から説明しましたようなことで、そういうのを今検討中ということでございます。

商品券等についても、前もそういう質問がございましたので、それぞれ内部では協議をしているということでございますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○舟倉 武則議員

私が今言ったのは、いろいろ質問、提言があるわけですが、内部で検討されていることはわかっております。それが聞こえてこないわけです。きのうか、おとといですか、町長も控え目と言われましたが、控え目も適当にしてもらわんとやっぱり、言うことは言うていただきまして。

先ほど町長が言われました場外馬券の売り場ですが、どこですか、溝辺とか金峰町では大した税収になってるんですよ。

もう今、教育委員会やらいろいろで話があったのは、議会にも町民にもやっぱり知らしめてもらわんと。はじめて知った方もいらっしゃいます、そういう話があったちゅうことを。

そういうことをガラス張りにして、今まで提言した「検討します」「配慮します」ということを、されていると思っておりますよ。それが聞こえないから、やっぱり不信感にもつながって、何しよっとよっちゅうことになりますから、去年の町村会長の立場をした20万の見舞金の問題とか、町長はやってることはやってるんです。そういうこともやっぱりいろいろアピールしなげらしないと、何しよっとかっち言われますから、私が言いたいのはそこなんです。

やっぱりどんどんガラス張りにしてオープンにしてやっていきや、みんなが関心を持って、みんなが提言して、みんながさつま町をよくしよう、いけんかせんないかんちゅう気になってくると思っております。

そういうことです。もう1回答弁いただきます。終わります。

○町長（井上 章三君）

やってることが伝わってこない、見えないというお話でございますので、そのところをどういう形でまた見えるようにするかということについては、もう少し内部的にも検討をしながら、やはり課題をその場にとどめないように、努力をしていきたいというふうに思ったところでございます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩をします。

再開は、おおむね10時55分とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、20番、山崎文久議員の発言を許します。

〔山崎 文久議員登壇〕

○山崎 文久議員

最後の質問者となりましたが、通告に従い質問いたします。

農業振興政策についてと、地産地消推進策についての2点について質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。本年さつま町では、「さつま町農林業いきいきプラン」が策定されました。

策定の趣旨には、「農林業、農村を取り巻く状況は、農業従事者の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地等の増加による農地の荒廃化が進み、農業生産及び農村環境の悪化が懸念されるようになりました。また、国際化による輸入農産物の増加や産地間競争などにより、農産物価格は低迷の傾向にあります。このようにあり、また、農林業を取り巻く環境が大きく変化していく中で、今後の農林業の振興を図っていくためには、これからの地域農業を担う担い手の育成や産地間競争に生き残るためのさつまブランドの確立を推進していく必要があります。そのことが、農林業経営の安定と、あわせて健全な農村社会の発展や維持保存につながるものがあります。このようなことから、新町さつま町としての具体的な農林業振興対策を関係機関が共有のものとして策定し、同じ目標を持って一体となって取り組んでいく必要があります」と記述してあります。

また、本町農業の抱える課題の一つに、「米価の下落、低迷により米にかわる品目導入も必要となっている」とあります。

そこで、今回は産地づくり交付金による作付誘導を図られた重点3品目であるカボチャ、ゴボウ、里芋についてお伺いをいたします。

まず、これらの作付状況について、計画面積に対して実績面積はどれくらいになる見込みなのか、また、販売については、具体的にどのように考えておられるのか伺います。

次に、地産地消についてであります。今子供たちは、偏食や外食、そして、個食といった子供たちを取り巻く食環境が厳しさを増す中、学校給食の地産地消が叫ばれて久しくなります。地場農産物を通じた食文化への理解促進といった食育や、生産者の顔が見える安心・安全で新鮮な食材の提供、地場農産物の消費拡大、そして、農家の所得向上といった利点は多くあります。

しかし、今日まで取り組まれなかった理由には、食材の一括安定供給に対する不安や価格、規格などがネックとなり、地場農産物を導入したくてもできなかったのが現状だったと思います。旧町時代にも、そのような答弁を受けた経緯があります。

しかしながら、今日、安心・安全が強く求められており、顔の見える履歴のはっきりとした農産物を子供たちに食べさせる責任を感じざるを得ません。

教育委員長。安心・安全で食育や地場農産物の消費拡大にもつながる地元の農産物を学校給食に使用する考えはないか伺います。

また、現在納入されている地場農産物があるとするならば、どのくらいあるのかについても

お伺いをいたします。以上で、1回目を終わります。

〔山崎 文久議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

山崎文久議員の方から農業振興策についての質問がございましたので、この点をお答えいたします。

水田農業対策に係る産地づくり交付金での重点品目の推進の関係についてということであり、水田農業対策につきましては、関係機関で構成する水田農業推進協議会を主体として、推進を今図っているところであります。

特に、本年度からは農業者、農業者団体が主体的に米の需給調整を行うという制度に移行するようになっておりますので、その中で行政と農協が一体的な事務局体制をつくって、そのもとに推進を図っているところであります。

このような中で、ことしから水田転作における産地づくりを推進するという事で、新たな取り組みを始めました。推進協議会や農林技術協会等でも十分に検討を行いまして、里芋、ゴボウ、カボチャの3品目について、これを最重点品目として定め、そしてまた、産地づくり交付金を活用して誘導化を図り、その交付の金額にメリハリをつけて重点化して推進を図っているところであります。

その結果として、平成19年度の作付状況につきましては、里芋が13ヘクタールになり、前年度に比較して7.3ヘクタール増えたと、これは128畝の増となっております。

ゴボウが、3.6ヘクタールになったわけですが、これは前からしますと0.8ヘクタールすなわち29畝の増となっております。

カボチャは、7.6ヘクタールとなってまいりまして、前からすると4.1ヘクタールすなわち117畝の増加となって、一定の拡大が図られたところでございます。

販売についてであります。国民の農産物への安全・安心の高まりの中で、国内の農産物の需要も高まりつつあるという状況がございまして、重点3品目の選定に当たりましては、関係機関と十分な協議のもと、市場の動向を踏まえ流通販売面を十分に考慮した中で選定を行ったところであります。

重点品目と申しましても、販売用に供されるものだけに対して6万円という高い交付金を支払うようにしておりまして、そして、それが確実に販売用であるかどうかということは、出荷誓約書により引き受け相手方を確認しながら、その部分が確実に農協での共販や直売所、業者などへ出荷される計画となるように、それを確認しつつ取り組んでいるところであります。

次に、産地づくり交付金の関係であります。さつま町全体の交付金総額が決められている中で、重点品目等のこの交付金の高いもの、すなわち販売用に対する計画分がさらに増えてきた場合にどう対応するのかという問題がございまして。

現段階では、最終的な現地確認等が済んでおりませんので確定ができておりませんが、重点品目については産地化を図るという趣旨を踏まえ、できるだけ全体調整を図りながら、今後もこの分は確保していきたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

〔教育委員長 小牧 紘一君登壇〕

○教育委員長（小牧 紘一君）

今、山崎議員の質問のこととありますが、給食センターにおいて地域農産物の使用を推進すべきではないかということについてお答えします。

地産地消について、御承知のとおり、本町は三つの給食センターを有しておりますが、それぞれ地域で生産される物を可能な限り使用するという基本的な立場に立って、これまでも運用を行ってきているところでありますが、センターの規模により大量に食材を必要とするところと、そうでないところでは、量、品質、安定供給、価格といった面等から、生産者から直接購入については対応の厳しいセンターもあるのが現状であります。

現在、各センターの状況であります。鶴田センターでは478食つくっておりますが、神子アグリサービスから週1回、地元産米の使用と、地元特産品販売所から野菜の購入をいたしております。

薩摩センターにおきましては361食つくっておりますが、地元産米をJAさつまから週1回購入し、野菜は有機野菜グループが生産しているすべての品目を対象に購入しております。

一番大きな宮之城センターですが、1,456食平均つくっております。ここでは、一部地元の果物類の使用はいたしておりますが、使用する野菜等のほとんどは、地元青果市場からの購入でありまして、生産者等からの直接購入は行っておりません。しかしながら、青果市場には納品に当たって地元産を優先していただくようお願いしているところであります。

今後におきましては、現在実施している内容の一層の充実が図れるよう取り組むとともに、農政課、JAさつま、商工業者と連携をとりながら、学校給食用の食材という一定の条件を満たし得る食材の情報収集を図るなど、可能な限り地元産品の使用ができるよう努力してまいりたいと思います。先ほどの舟倉議員の「LOVE LOVE さつま」にも通じるものと思います。

なお、先ほど速報を入手しましたが、9月27日8時24分という官庁速報というのがありますが、地元食材を給食に活用、関係者で検討委員設置へ、文部科学省、というのが届いております。詳しく調べ、またさらに今要求のありました地産地消につなげればと考えております。

とにかく、量、質、安定供給、価格といった制約がございまして、大きいセンター、小さいセンター、対応できるものがちょっとばらついておりますが、何回も申し上げますが可能な限り使うよう努力していきたいと思っております。

[教育委員長 小牧 紘一君降壇]

○山崎 文久議員

まず、重点品目についてでございますけれども、先ほど答弁がありましたように、産地づくり交付金は平成18年度は1億797万2,000円、19年度は7,063万6,000円と3,700万からの減額であります。

そういった中での執行になるかと思っておりますけれども、私が一番危惧するのは、先ほど実績も出ましたけれども、10アール当たり6万円と、団地加算3万5,000円とそういった料金体系をして誘導された結果がこの里芋の128畝ですか、ゴボウの29畝増、カボチャの117畝増といった結果に結びついているのではないかなあというふうに思うところでございます。

こうして、今答弁に確実にこういった助成は確保していくという答弁でございました。そういうことで、ことしは安堵しているところでございますが、春カボチャについては、もう既に収穫販売の実績がもうあるのではないかというふうに思いますけれども、ちなみにそこら辺の実績をお示しいただければと思います。

○町長（井上 章三君）

そこらの春カボチャの実績状況については、担当課のほうが把握しておりますので説明をさせたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

春カボチャの実績につきましては、ちょうど9月の21日の日に総会がございまして、生産者

80名で面積が10.8ヘクタール、出荷量が172.5トン、販売額が3,197万8,000円と、キログラム当たりの単価が185円ということで、昨年は288円したんですが、ことしは霜害と、それから外国産が豊作だったということで、外国産のほうがたくさん入ってきたということで単価が安かったと、それでもほかの産地と比べたらJAさつまの産地はよかったということで、大体ほかのところは平均が170円台になっているということでございました。

それから、今水田のことですが、水田につきましては2町歩足らずということでございます。これにつきましては、3月に座談会を開きましたので、住民の方々に農家の方々に周知をしたのは3月でしたので、春カボチャにはちょっと間に合わなかったと。

そういうことで、秋カボチャの方が今の計画では1.3ヘクタール増えております。これがほとんど水田だということでございますので、秋カボチャのほうにはそういう水田の今度の交付金の結果が出てくるのではないかなあと考えているところでございます。

○山崎 文久議員

わかりました。カボチャの試算も出ますことから、ちょっとどの程度だったのかなということでお伺いしましたけれども、農林業いきいきプランでは計画プランを平成18年度から22年までの5カ年としております。

ただし、長期的観点で推進を図る必要があるものについては10年間としますとありますけれども、この重点3品目についての今後の考え方についてお尋ねをいたします。

○町長（井上 章三君）

今回の取り組みに対しては、大変農家の皆さんも注目をしていただいておりますし、そして実績も上がってきているということで、水田でなかなか所得につながらないという、この課題を突破する一つの突破口になるのではないかと期待をしているところでございます。

そういう点で、今後ともこれを推進を図りながら、あるいはまた、水田の乾田化という問題なども課題として、今検討してもらっておるところなんですけれども、我が地域の水田がもとと所得につながるような対策ということについては、今後とも力を入れて取り組んでいきたいと思っております。何か補足があれば。

○山崎 文久議員

今後も継続して取り組んでいくということでございますが、肝心なのは助成金の確保でございます。そこら辺もずっと継続して取り組んでいくお考えなのかお尋ねをいたします。

○町長（井上 章三君）

今そこのところで担当課のほうで考えておるところを報告させたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

今回の交付金は、19年度から21年度までということの3カ年になります。先般ありましたとおり、18年度は1億円という金額から7,000万円に減ったんだということですが、これは16、17、18で積み残し分がだんだん増えてきてまして、3年間で増えてきた分で18年度で1億円になったと。

今回はまた7,000万円から始まりまして、これで余れば来年20年度に積み残しがまた増えると8,000万円になると。そしてまた、20年度も使いらんかったら21年度に積み残しがくるということでありまして、21年度まではこの7,000万円の3年間という考え方で進めておりますが、21年度までにできたら定着化を図っていききたいと。

交付金ありきの水田農業ではいけないと考えておりますので、その間にほかの方々が、先ほど町長が申しましたとおり、水田がお金が取ればもう交付金なくてもいいんじゃないかと思うぐらいいいけばいいと考えているところです。

○山崎 文久議員

まことにおっしゃるとおりなんです。ただしながら、今まで全然伸びなかったのがこの助成体系でこんなにも増えたという、課長もちろん農業通でございますので、産地形成に何年ぐらいかかるかということは、もう十分認識されていると思います。

本当に本来補助金なしでそこで生産ができて、それで所得が上がればもうそれが最大の理想なんです。しかし、現実はそのようなものでないというのは、もう御承知のとおりだというふうに思うわけです。

今までの積み残し部分でこれだけ確保できるということでございますけれども、やはり町長、これは一つには農業施策というのは町長の考え方一つでやっぱりこうして行くんじゃないですか。

今、集落営農も非常に進めておられますけれども、じゃあ、そこで迫田で何をつくつとよと、もう本当農家はだから金にもならないものばかりなもんだから、集落営農もいけんしてじゃあ運営がでくつとかということなんです。

そういった意味においては、やはりてこを入れるところはてこを入れていくべきではないかというふうに僕は思うんですけども、町長の考えはどうでしょうか。

○町長（井上 章三君）

やっぱり何をつくつたらこれが所得が上がるかと、所得につながる作目というのが、なかなか見出しにくいいろいろ挑戦したんだけど、なかなかうまく続かなかつたり、うまくいかなかったということが今までございました。

そういう点で、今回のこの重点品目3品目に関しましては、やはりいかにこれでもって所得につなげるか、そのために販売のところをやっぱりしっかりと抑えながら、その結果が出るような取り組みをしっかりとやって、何とかこれが突破口になればというふうに思っているところでございますので、この当初の産地づくりというものに向かって、これがいい結果が出るようにと後押しをしてみたいと思っているところです。

○山崎 文久議員

おっしゃるように、全面的な後押しということでなければ、本当限界集落ばっかしですので、そこら辺に町長のやはり思いをいただきながら、産地が形成されればありがたいというふうに思うところですけども、せつかく重点3品目ということで品目を限定されましたので、簡単なことではなくて「これで行くんだ」ということで、関係機関と一緒に頑張ってぜひこれが定着するよう尽力をされたいというふうに思うところです。

次に、地産地消推進についてお伺いします。私の好きな言葉に「身土不二」という四字熟語がございますけども、これは意味は「体と住んでいる土地は二つにあらず」、つまり体と住んでいる土地は一体であるという意味にとられたり、地産地消とも兼ね合いが出てくるわけですけども、私たちの住んでいる地域の農産物は、私たちに必要なエネルギーを与えてくれるというふうに僕は思っているところです。

そういった中、先ほどの農林業いきいきプランの中でも福祉施設や学校給食など、農産物を消費する機関団体との契約栽培を研究するとありますけれども、これについて、こっちは農政課サイドになると思います。どちらでもいいですけども、協議をなされたのか、そこら辺について伺ってみたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

健康増進課、それから給食センター、そこを入れてまして検討はいたしております。それで、どんな検討をしたかと申しますと、できるだけ使ってもらえないかと、農産物を直売所とか、そういうところからも使ってもらえないとか、そういう話し合いはいたしておりますが、今は旧薩

摩、それから旧鶴田そういうところでは、少しの農産物は使っていると、だけど大きなところになると、なかなか難しいという話を給食センターのほうからもされまして、そこら辺検討はしてみますということでしたので、それで終わったところです。そこまでです。

○山崎 文久議員

今時代のすう勢はそういう時代じゃないと思うんです。先ほどの教育委員長の答弁にありましたけれども、そんなことはもうどこも課題としてとらえて、それをJAなり、生産者団体なり、それぞれの地域と協議しながら、できることから取り組んでおられるんです。

ちなみに、旧鶴田、旧薩摩ではやっておられますがね、これが何で施設が大きいからと、そういうのは理屈にならないですよ。インターネットをずっと質問のために検索したんですけど、もう大きな学校でもずっと取り組んでおられます。

それは、学校給食に使えというのは、農協からいうパターンもありますし、給食センターの調理師、栄養士の先生がやはり地元のものを使わんといかんということやら、それは地元を使うことによって味がいいとか、顔が見えるとか、小さい学校にいけば、今度はだれだれさんのじいちゃんが、ばあちゃんががつくった野菜だということで、非常に野菜を食べるようになったとか、非常な効果が出ているわけです。

ちなみに、またトリピーサビリテイとか、いろんな問題が山積している中で、先ほどの里芋やらカボチャもゴボウもありますね、量が不足するとかいうのは取り組んでない、ただ言いわけに過ぎないような気がするんですけども、そこら辺をどのようにお考えでしょうか。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

今宮之城センターの話にこれ具体的にになりますけれども、鶴田それから薩摩のセンターの取り組みについては、先ほど委員長の方で申し上げたとおりでございます。ただ、宮之城自体としても使わないという方針は絶対持っておりません。使いたい意向はございます。

ただ、それだけの情報をセンターが持っていないというところがございます。そこで農林課、JAさつまさん、それから生産団体のグループさんがいらっしゃればそういう方々、御紹介いただいて意見交換する中で、この季節にはこれが使えるな、少量であっても使える分もございます。

したがって、そういったまず情報の収集。それから、生産農家さんとの直接的な意見交換の場、センターに納める以上はそれなりの条件がございまして、まず安全、安心、それと先ほどありました規格の問題とか、出し方とか、そういったいろんな制約される部分もあるものですから、ぜひそういった機会がもてるようにセンターとしても、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

補足説明と言いますか、申し上げてみたいと思います。それぞれ地産地消ということについては、以前から課題として私どもも思っております。ただ、給食センターの関係等につきましても、以前からそういう話が出ておりますが、ただ、量がそろうと言いますか、形状が、あるいはその日の献立によって前もって品がそろわないとか、ということもございます。

そしてまた、直接青果市場等に行けば、量はそろうという問題もございます。いろいろと問題もありますが、おっしゃるようなことで地産地消という課題の中からは、当然そういうことについては、検討をしていかなきゃならないと思います。

米等についても地元産の米がおいしいと、すごく奥さつまという米がおいしいということですが、これもJAがパールライスの方と契約しまして、パールライスから入れた方が安全ということもございます。

石等が混じった場合には、ほいじゃどうして保障が出てくるのかと、障害が出たときにどう

して保障するのかという問題もございます。

J A伊佐等については、石抜き機の購入ということで、それぞれ新聞等に出ていましたけど、それまで農家が各農家、販売農家の方が石抜き機まで入れた場合については、相当費用の面についても出てくると思います。

キロ当たり6,800円でキロ当たり単価245円という、米の値段が去年の価格でございますけども、これもそういうことで米の暴落単価的に非常に難しい面もございますけども、そういう問題も含めながら、今後地産地消、特にお茶の農家等については、私はこの給食の問題だけじゃなくして、地元で使えるものについては地元で使う。強制はしませんが、お茶等については、コーヒーをみんな飲んでいらっしゃる、ほとんどの方が飲んでいらっしゃる、お茶がいいのじゃないかなということをお私に常々思っているんですが。

そういうことで地産地消というそういうことからしますと、自分たちでそういうことで、給食センターだけじゃなくして、みんなが意識を持った中で地産地消を考えていただけたらいいかなと思っているところでございます。

○山崎 文久議員

今副町長の方から米の問題等出ましたけれども、もう大きな農家は、石抜き機から色選から全部そろえているのが現状でございますので、そこらも検討していただければと思いますけれども、町長に伺います。

今、農政課サイド、また、教育委員会関係、そこら辺でそれぞれありますけれども、行政は、それぞれ自分の担当課のこと一生懸命やればいいのかも知れませんが、僕らに言わせれば全部同じなんです。ましてや、こういういきいきプランなんかも提言されて、1回はしたけれども、それでとまっている。

そういったことを町長が音頭をとって、もうやっぱり気張って使えというような指示をされるべきではないかなと思うんですけれども、町長の考えはどうでしょうか。

○町長 (井上 章三君)

私のそういう督励が足りない面もあったのかなと反省もしますが、基本的にそういうできるだけ使えるものは使ってもらいたいということは、私は旧町時代からもいってまいりました。

今こういう実態がまた言われておりますので、そしてまた、情報がちょっとうまくつながってないところがあるという話もありましたので、そこらをもう一度情報収集もしながら、検討をするように、私の方からも指示をしてみたいと思っております。

○山崎 文久議員

最後の質問になると思いますけども、副町長、センター長それぞれ言われましたけれども、そういうことはもう当たり前のことなんです。

規格がどうのこうの、量が。それをよその事例を見れば、全部積み上げてきているんです、課題を。じゃあ、どうしたらいいのか。ゴボウがいつどきたらんがよ。じゃれば2回にわけて使い方をしましょう、献立も。

そこら辺も全部踏まえて、ぜひ地元にある農産物を米、野菜、肉できるものは、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに提議しまして終わりたいと思います。

○議長 (濱田 等議員)

以上で通告に基づく一般質問を終わります。

情報保護条例の一部改正について」、日程第3 「議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について」、日程第4 「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算(第3号)」、日程第5 「議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)」、日程第6 「議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」、日程第7 「議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)」、日程第8 「議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」、日程第9 「議案第74号 土地改良事業の施行について」

○議長(濱田 等議員)

これから去る9月19日、提案がありました議案第67号から議案第74号までの議案8件について総括質疑を行ないます。

総括質疑につきましては、総括的な事項について質疑をお願いします。

それでは、まず、日程第2「議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」を議題します。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行ないます。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(濱田 等議員)

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、お手元に配付した議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

次は、日程第3「議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行ないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(濱田 等議員)

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第4「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明については説明済みであります。

これから質疑を行ないます。質疑はありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

14ページであります。20款5項3目雑入の中の残余財産分配金3,818万9,000円、これについて町長にお尋ねをいたします。

別途ヘルシーランドつるだ、観音滝の清算に伴います決算の議案も出されているところであり

ますけれども、この両株式会社が発立されて以来、解散をされるまでの間、運営補助的な補助金というのが相当な額にのぼっております。実質的な赤字の補てんになっているわけですがけれども、両法人にあわせると、ちょっと観音滝の方は洗面所とかありますので後まで抑えておりませんが、ヘルシーランドつるただだけで2億300万円ぐらいありますかね。そしてまた、パーク観音滝でも1億円を超えているかと思えますけれども、あわせると、かなりの額の補助金が出されてきたと。

そしてまた、今回の決算のこの3,800万円の内容を見ますと、いわゆる資本金の5,000万円に対して結局、1,180万円ぐらいですか、いわゆる資本金を食い込んだ形で清算がなされているということでもありますから、これらのことを踏まえて、町長としてこれまでの経営責任者という立場からしても、総括をして今回は法人も解散をされて清算をされるわけですが、こうして残余財産が3,800万円ばかり入ったということではおりますが、これまでの経緯を振り返って見て、どのように総括的に反省とか、あるいは経営のことについて、本当にこの施設の住民福祉のためになったということに感じていただけるのか。

総括的なことをちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○町長（井上 章三君）

このヘルシーランドつるだ並びにパーク観音滝の施設というのは、旧町時代にそれぞれ地元からのいろいろな要請もあり、また、地域の振興という点からの課題もあり、また、いろいろなそれぞれ旧町ごとに観光基本構想であったり、いろいろなまた計画の一環として、これが検討が始まり、そして地域からの声、あるいはまた議会での検討、もちろん執行部でのそれに対する検討も踏まえながら、建設が始まったという経緯がございます。

そして、その建設の当初はいろいろ財政の話でもございますように、その当時やっばり国も景気対策ということもありまして、こういうことに対して大きな支援制度もあって、こういうことができやすい環境もあったわけでありまして。

そういう中で、いろんな各地でこういうような施設が町の活性化のために、ということで取り組まれたという中で、それぞれまた取り組んできたわけですが、これは今に至るまでやはり地域においては非常に喜ばれている。そして、ためになっているという面があって、この存在というのは、経営という点から見れば町の持ち出しをしなきゃいけないということがありますが、それももともと含んだ上でこういう施設を必要とするということで取り組んだ経緯がございますから、そういうことで一定の成果を上げてきているというふうに思っております。

ただ一方で、地元のこうして合併をしてみる中で、また、地元の旅館であったり、財政的な面からのいろいろな厳しい声が出ているということも事実であったわけですが、これが指定管理者制度というふうに移行する時代となりまして、これをまた地域の発展のために民間の知恵を使ってさらにいい形で、負担ができるだけ軽い形で、運営がなされるというふうになっていくということは、また地元にとっても、また町にとっても、これは必要な意味合いがあるんじゃないかというふうに思っているところであります。

清算にあたっては、町としてこの移行のために修理しなきゃいけない部分とか、いろいろまた移行するための費用がかかった面がございますが、これは本町だけでなく、それぞれ自治体においては、その指定管理者に移行する段階で、そういう取り組みをしておられることであって、本町だけの特別なことではないというふうに思っております。

いろいろ一方で御批判をいただく面もございますが、また地域にとって、あるいは町にとっても、それが必要なまた役割を果たしているものというふうに思いながら、できるだけ今後負担が軽くなっていくことを目指しながら、見守っていきたいと思っているところでございます。

○日高 政勝議員

過去ふるさとの活性化という意味合いで、いろんな施設ができたわけでありますが、今町長に一応ここを閉じるにあたって、今までの経営を振り返ってどのような経営者として、あるいは町長として考えであるかということをお聞きしたかったわけで、総括的なことをお聞きしたんですけれども、やはりかなりの投資はしたけれども、それなりにはこの地域の活性化のためには有効な施設であったと、そういう総括的な理解でよろしいわけですか。了解。

○新改 幸一議員

26ページの民生費、同和对策費の関係でお伺いいたします。太陽福祉センター40周年記念事業費ということで、45万円補正を組んであるわけでございますけれども、この太陽福祉センター40周年記念事業というのは、年度当初ではわかっていなかったのか。何で当初予算でこういうことの予算を組まれなかったのか、それが1点と。

それと、その下の方にあります委託料の中で講演業務20万円と組んであるわけでございますが、この講演業務20万円というのは、どんな催しをされるのかというのを1点。

それと、この40周年記念事業の参集者というのは、どんな方々に声をかけられているのか、3点お聞きいたします。

○町民課長（愛甲 洋文君）

ただいまの質問でございますが、当初で計画をしていたわけでございますけれども、留保財源ということで、当初では配当をもらえなかったということでございます。

それから、内容についてでございますが、隣保館40周年ということで、阿波の木偶回しという人形浄瑠璃の方が講演をしていただくということと、地域の方々が不要品等を集めたバザー、それから、みんなでつくった鍋物等を出していこうという計画でございます。

それと、参加者につきましては、町内を呼びかけるということでございますけれども、場所をひまわり館、それと太陽福祉センターの周囲ということで、講演につきましては、200人ぐらい、それとあとにつきましては、町内に呼びかけるということで、計画ではたくさん来られたほうがいいということでございますけれども、300人から400人を見込んでいます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。市来議員。

○市来 修議員

歳出の40ページなんですが、8款土木費の2目道路維持費、このところで建設課長にお尋ねしますが、毎年梅雨時期、雨が多くて毎年それなりの災害が出ておると思います。それで、こどもも相当な町民からの町道の補修の要望があるんじゃないかと。

これに対して作業班、これは人間に限られておりますので、このところでその補修が状況はどうだろうか、うまく進行しているのだろうか、そこあたりも考えるわけなんです。

そこあたりどうですか順調に進んでおりますか。そしてまた、町民に補修がもらえるものだから、町民に迷惑になるようなことはございませんか。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

40ページの道路維持費の関係でございますが、作業班の体制、それから町民の要望にこたえているかというそのような質問だったと思いますが、作業班につきましては、今現在、本庁のほうで3班、3班のうちの1班が公園班でございます。それと、薩摩支所、鶴田支所それぞれ1班ずつの体制で現在補修のほうを行なっているわけですが、一番の全盛期からすると8名ぐらい、10名ぐらいですか、減ってきている状態でございます。作業班につきましては、

それで、今後全体的に調整しながら人事交流も図りながら、町民の負託にこたえていきたいということで、作業班の体制につきましてはそのように考えているところでございます。

あとの要望関係につきましても、結構多い関係でなかなか対応もできない状況でございまして、今年度から各地区公民会長さんに呼びかけをしまして要望をとっております。各地区から。

とにかく予算も少ないということでございまして、各地区から2地区ということで要望はとって、その中でそこを重点的に行なっていくております。

あと小さな補修とか、災害が起きた場合につきましては、その途中で2、3日ぐらい余裕を持って対応についてはしているわけですが、なかなか急々な場合に対応ができないという状況もございまして、できたら伐採につきましては、今後公民会長さんにも呼びかけをいたしまして、とにかく協働、共生のまちづくりをしなければいけないという、そういう大きなことも掲げておりますので、1年に3回ぐらいは公民会のほうとも一緒になって作業班、それから、職員のほうも一緒になって取り組みができないかという、そういうことも考えながら行なっていきたいということで考えているところでございます。

○市来 修議員

今の課長の説明聞きまして、ほっとしたところであります。大変無理をしているんじゃないかなとかねて思うものですから、課長がおっしゃいました各公民会長さんとの連絡ですね。

ここあたり非常にいいんじゃないかなと思うところであります。私が校区とか、公民会で話しをする機会があったときには、特にながし前は、「皆さん、町道も国道も自分の生活道路だから側溝あたりに枯れ枝やら、落ち葉が引っかかっているが上げてくんやんせよ」と、「そうせんとそこからだんだんごみが溜まって、そして側溝を水が溢れて、ほして道路の土手や田んぼの土手を被害出たって、お互いそうしていきましょや」と、私は絶えず梅雨前には話しをしているところであります。

ことしも雨がだいぶ降ったときに自分の地区を回ったら、やっぱり側溝に落ち葉、枯れ枝詰まっておって、それをのかしたらスムーズに流れてこれはよかったなと自分なりにそう思ったもんですから、そういうことがあったもんですから、一応お話しましてどうか生活道路でありますので、今後も災害がなるだけ起こらないようにやっていきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

対極的なということじゃないんですけど、ちょっと小さいことですが、49ページの、前にもお尋ねしたんですが、小学校教育費の中のパソコンのライセンス使用料というのが25万8,000円ありますけども、これは金額はともかく、これが何台といいますか1台当たり幾らぐらいかかるものか。年間ですね。これリースが切れた分だろうと思うんですけど、その辺をちょっと詳しくわかるように説明をいただければと思います。

○教委総務課長（山口 正展君）

10款2項1目の学校管理費の中のライセンス使用料、使用料および賃借料の関係でございまして、これは宮之城地区の各小学校のパソコンのウイルスバスターの利用期間が一応切れましたので、その更新ということで1年分を見るものでございます。

ウイルスバスターの期間がちょうど5年間が切れまして、単年度ごとの契約を今後しなければいけないということで、1年分のウイルスバスターのライセンスの使用料ということでございます。

ちょっと台数は把握しておりませんので、またあともって御報告させていただきたいと思いま

す。

○平八重光輝議員

台数にもよりますけれども、学校の教育関係のパソコンちゅうのは、一般より安く2割ぐらいですか、安く入れてあります。ソフトについては、一般の市販のソフトについては、学生といたしますか、大学生までの子供さんがお買いになると、大体半額から6割程度で買えるわけですから、非常に安くはなっておりますが、ただ、前回は出ておりました、非常にライセンス使用料ちゅうのがどんどん上がってきているわけです。

だから、もう少し来年度予算もまた組まなくてならん時期になってきますけれども、これらもやはりある程度交渉していただいて、中身をちょっと私もよく見てないからわかりませんが、よく理解はできておりませんが、やはり業者の方の言い値といたしますか、言いなりじゃなくて、説明がちょっとわかりにくいんですが、年間にここだけじゃなくていろいろ出れば相当な金額になるわけです。100万円単位の金額になりますから、そりゃコンピュータ全般的にいえませんが、非常に高いです。

保守料にしても、ソフト料にしても、ソフトはちょっと算定ができませんから言い値になってしまいますけれども、やはりこういうのもぜひ競争入札といたしますか、何社か入札をとってできるだけ抑えるような努力をしてください。

お金がないないちゅう中で、やはり削れるものは削っていくような努力といたしますか、そういう手立てを研究されて、余り小さいことをいいたくないですけれども、やはり小さいものから積み立てていくようにして、ここだけじゃないんですけれども、そういうのを関連して申し上げておきます。

○教委総務課長（山口 正展君）

児童用パソコンのウイルスバスターのライセンスの使用料でございますが、1台当たり1,785円の144台分を見ているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

それでは、しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。宮之脇議員。

○宮之脇金次郎議員

52ページ、社会教育総務費ですが、職員給与1,016万2,000円、それと諸手当529万4,000円というふうに、今どうしてここにこういうお金が出てきたか内容の説明をお願いします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

全体的な調整でございますが、詳しいことについて少し答弁保留させていただいて、またお答えいたしますので、少々時間をいただきたいと思っております。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

ただいまの質問につきましては、人件費ということで総務課所管のほうで詳細にわかっている

かと思えます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんですか。川口議員。

○川口 憲男議員

46ページの8款土木費、住宅管理費のところ、町営住宅の管理費60万円が計上されておるわけですが、どういふ費用に充てられるのかちょっとお伺いします。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

46ページの住宅管理費の関係でございますが、町営住宅管理費の一般需用費の60万円でございますが、これは町営住宅の溝添団地がございますが、そのシロアリがありましてシロアリ防除の関係の修繕料でございます。

○川口 憲男議員

住宅管理費の中で今、各団地ヒトツバとか、いろんなのが植えてありますけども、非常に伸び放題になっとなって景観上もちょっと見苦しい点があるし、一部は手を入れるという情報は聞いておるんですけども、全体的にどういふふうな管理をしていかれるのか。

それと、景観条例を策定されるような話もありますけれども、やっぱりそういう住宅団地の手入れがまず手本となるべき方向性があるんじゃないかと思えますけれども、そういうところの考え方はないのかお伺いします。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

町営住宅のその住宅の周りのいぬまきの生垣の関係でございますが、それにつきましては、入居者の人たちでやってもらいたいということで、協力をいただいているところでございますが、何せ高齢者の方が多い関係で、町の方にも住宅管理係のほうにも要望がきております。

上向西団地だったかですか、そこから一応民家からの差し障りがあるということできているところでございますが、とにかく基本といたしましては、住宅に住んでいらっしゃる方々のほうで管理をしてもらいたいということが基本でございます。

そのほかに大きな木とか、そういうものにつきましては、町のほうでしなければいけないということもございますけど、基本的にはそういう形で考えているところでございます。

あと景観行政団体ということで去年の12月だったですか、なったわけでございますけど、これにつきましても、今後全体的なそういう町営住宅の管理の関係、景観の関係につきましては今後詰めてまいりたいということで考えております。

○川口 憲男議員

入居者で行なわれるということなんですけど、多分そのことが入居者にも徹底されてない。先ほど高齢者の方が多いところもあるということでしたけれども、溝添団地にシロアリのところで行かれると思いますから、よく見ていただいて徹底されているのか。あそこも恐らく、恐らくということじゃないですけども、ちょっと大きくなりまして手入れができてない状態だと思います。

それと、私が見て回るところでは、そういうところが3カ所、4カ所ありますので、団地の方々よりか、地域のその周辺の方々が「いけんすつとか」というような苦情があるわけですから、先ほど課長が申されたように、もう少しそのところを入居者といいますか、徹底されていただくように。

それこそ景観団体にもなっているわけですから、そういうところから町をきれいにするという意識が高まっていくといいんじゃないかと思えますので、もう少し指導の徹底を促すようにしていただきたい。

○総務課長（湯下 吉郎君）

先ほどの52ページの社会教育費の関係で保留をしておきましたが、人件費の関係は総務所管でございますので、お答えをさせていただきます。

この関係につきましては、図書室への配置1名の増、それから、文化課の1名の増ということで全体的には当初予算の編成時から4月の人事異動に伴う調整をしているところでございます。全体の報告につきましては、61ページでその総括をしておりますので、全体的には増えておりませんが、調整ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかに。楠木園議員。

○楠木園洋一議員

33ページの農産園芸費です。当初予算は600万円ほどだったんですけど、2,000万円ということは新規就農の方ですか。新しくやられる方、それと面積は幾らぐらいですかね。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

農産園芸事務費のところの活動火山の関係でしょうか。これにつきましては、さつま南キンカン防灰組合ということで、キンカンの農家の方々が3戸で施設を建設したいということで来られておまして、面積が35アール、キンカンのハウスでございます。それで、事業費は3,158万6,000円で70分の国県の補助でありまして、2,211万円を助成をするという計画でございます。

○楠木園洋一議員

南キンカンですね。最初からわかってなかったんですか。当初予算では。急にやるということになったわけですか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

これは、最初から組合のほうからは申請が上がっておりまして、県の決定が来た時点で補正をさせていただくということで今回補正をお願いしたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

平田議員。

○平田 昇議員

4ページの歳出欄のところ、民生費の社会福祉費で1,451万1,000円の減が目を引くわけですが、説明があったかも知れませんが、この背景は何だったのかこれを御説明願いたいと思っております。

○財政課長（二階堂清一君）

4ページの内訳としまして、中身的には23ページからずっと出てきておりますが、27ページまで出ておりますが、基本的には職員1人の退職による職員給与の減、それから、介護保険対策関係費が1,252万8,000円の減、こういったのが相殺されまして1,451万1,000円の減というふうになっております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改秀作議員。

○新改 秀作議員

ちょっと委員会が違いますので1点だけお聞きいたします。37ページの竹林健全整備事業のことですけれども、けさの新聞でも県のあれでどこですか、1億5,000万円、70町歩とか、いろいろ新聞にも書いてあったわけですが、このさつま町も2、3カ所はやるんじゃないかと思っておりますが。

このあとの管理体制です。この辺、何か3年間の事業と書いてあったんですけども、どのよ

うにお考えなのかお伺いたします。

○耕地林業課長（山口 良一君）

竹林健全化整備事業についての御質問でございますけれども、管理については、この事業を進める中で森林所有者と町と、それから、管理が所有者と別なところでは、管理者を入れて三者なり、二者なりで協定を結ぶということが条件になっておりまして、その管理協定の中で事業をしたあと5年間については、管理者並びに所有者のほうで維持管理を図っていくということが、一つの条件ということになりますので、そこが可能なところについて事業ができると、いうことになっております。

そういうことで本町については、今回の補正で1.95ヘクタールの面積的にはそういう箇所について、事業を導入して整備をしていきたいということで計画をいたしたところでございます。

○新改 秀作議員

整備はしたけども、1年たてば竹山というのはもう藪になるわけですよ。もう私も川内で何箇所と見ておりますけども、1年目はまことにきれいな整備されていますけども、あとはもう2年、3年になりゃあ、もう藪になって見るさまもない、景観も悪いということですので、その後の管理を徹底していただきますように要請しておきます。

○耕地林業課長（山口 良一君）

事業を初年度に実施してその後2年間については、この事業の3年間の範囲内でありまして、維持管理のための事業が、この事業の中でできるということになっております。それ以降3年間については、自費ですという形になると思いますので、先ほども申し上げましたように、協定の中でやはり管理は徹底できるように話し合いながら、進めていくということになると思います。

○木下 賢治議員

35ページの農林水産業費の町単独土地改良費の200万円の減と、ため池整備工事費の3,200万円の減の説明をお願いします。

○耕地林業課長（山口 良一君）

町単独土地改良事業費200万円の減でございますが、当初予算で700万円一応予算をいただいております。ただ、昨年の水害時の耕地の災害が多かったということで耕地事業費、耕地の災害の関係を当初150万円いただいておりますが、それ以上出てきたということで、課内で調整をさせていただきまして、この町単独土地改良事業費のうち200万円を災害の方に組み替えて実施をしていくということで減額をしたところでございます。

それから、ため池整備工事費の減額の3,270万1,000円につきましては、本来ならば18年度事業ということで事業計画をいたしておりましたが、昨年の災害の関係で工事が延期になったということでございます。当初予算のほうに、19年度予算のほうにも一応計上をさせていただいたんですが、編成後この事業を国のほうが繰越事業としたいということでございまして、結果的にダブル計上という形になりましたので、19年度組んだ分については全額減額をさせていただくと、事業としては18年度の繰越事業として事業を現在進めております。

○木下 賢治議員

町単の土地改良事業の災害の方への案分ということで減額という理由なんですけれども、今後刈り上げ等が終われば水田の排水事業並びに農道水路等の町単の要望もあるかと思っておりますけれども、そこ辺の対応はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

財政的に非常に今厳しいということでございまして、まず災害復旧を重点的にとにかくそっちのほうを終わらせていこうという基本的な考え方から、いわゆる苦渋の決断でありませぬけれども、

非常に担当課としては厳しい決断の中でさしていただいたということでもあります。

もし、今後出てきた場合には、新年度で実施をしていただくということをお願いをするということでございます。

○別府 静春議員

先ほどの新改秀作議員の関連でございますが、竹林の健全化整備事業、この件につきましては、幹線道路沿いの竹林の健全化だというふうに、私は勉強しているんですが、そして、この健全化する場合に改良をするやつと、この林種転換を図るという事業と、2つあるというふうに思っています。

そのような意味でやっぱり3年、5年の縛りがあるかも知れませんが、幹線道路沿いが放置されているところ5年の縛りをしてしてもまたすぐ元に返ると、それよりも林種転換をしてこの北薩流域の広葉樹というのは非常に質がいいということで、九州管内からの脚光を帯びて森林組合の市場にも買い手が来ます。

そのようなことで、イチイガシとか、ケヤキとかそういう林種転換をするようにできるだけ指導していただきというふうに私は思っているんですが、そこ辺の見解をひとつあったら教えていただきたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

この竹林健全化整備事業のいわゆる規則の中では、その自主転換も可能ということになっております。ただ、現地等を県と一緒に調査をしたわけですが、今のところ、この中ではその自主転換という考え方ではなくて、いわゆる竹林の整備という考え方で計画をいたしております。

ただ、具体的に進めていく中で今議員の方からありましたような自主転換を図っていく必要がある、あるいはその所有者がそれを望むということになりますと、変更という形で対応もできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後進める中で適正な対応をしまいたいというふうに思っています。

○別府 静春議員

一応竹林健全化整備事業ということで、ほとんど竹林の改良をするんだというふうな、ほとんど所有者は認識があるんじゃないかなというふうな私は気もするわけなんです、できるだけ施策的にももの考え方を持って場所によっては、そこ辺のイチイガシとか、ケヤキ等に換えるような、イチイガシが私が通るときに植えてあるやつが非常に立派なところなんかもあるし、初期の成長は非常にいいですので、そういうようなことをやはりアドバイスしたりして、5年後に事業をやったところをやっぱ心配しないようなことの指導をしていただきたいと提議をしておきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

1、2、3、4点ほどお伺いしますが、先ほど日高議員のほうからありました14ページの件ですけれども、雑入です。町長は、先ほど答弁で、つくったときには国の政策でやりやすい、つくりやすい環境にあったと。地域では非常に喜ばれている。経営的には町の持ち出しがあるのでちょっとというようなことで、最終的には一定の成果を上げているということでありました。

私は今になって考えたときに、旧町るときはよかったんですよ。はっきり言って。旧鶴田町、旧薩摩町そのときにはいろんな政策があつてつくられたわけですから、それはやむを得ないと。

ただ、できてから何年かたってきて、こういう財政状況になったり、国が大きく転換してこういう施設をもうつくつたらだめですよという指示まで来ていますよね。今後補助もしないと。

財政だけを考えたときにも、あび〜る館にしたら、その頃10億円ぐらいかけて起債が9億

8,000万円ぐらいですか、あと残が3億円ぐらい残っていると。年間最初に言われましたように議会の了解も得て2,000万円から3,000万円ぐらいの赤字が出ますよということでしたということですので。

合併したら旧宮之城にも2,000万円ぐらい要るプールがあります。あそこにプールがある。だから、最初からこういう町であったら、たぶんプールはつくってなかったのかなと思ったりもするんです。

そういうことを考えたときに、やはり夕張なんかもいろいろ性格も変わって、そのときによかったけれどもやっぱり10年たって見て、はじめて財政状況が悪くなって交付税を削られたときに、振り返ってみるとこういう財政状況。

だから今考えてみると、やはりちょっと問題があったのかな、財政にこれだけ負担があるというのが、先ほど耕地課長の答弁とかいろんな答弁でありますけれども、5万円、10万円の補助とかいろんな削ってきているわけです。

そういう中であと3億円ぐらいまだ残っています。両方では6億円まだ地方債残っていると思うんですが、これも過疎債を借りているよと言えば70%ですから、やっぱりそれでも1億円ぐらいは返さないかと。その1億円の金があったら何ができるかちゅうと、地域の人は喜んでくれるけれども、やっぱり全体的なことを考えたときには今なってみればと思うんですよ。

実際、1年に片方が1,800万円とか、1,500万円とか入れて3,000万円ぐらいの金があそこに入っているわけです。別には裏補助で私は言うんですが、地方債を返していかなければならないと。その地方債も結局交付税で措置をしてあるよと言いますけれども、全体がぐうっと圧縮されている中では、財政に与える影響は非常に負担が大きくなって困っている。

だから、その辺を考えたときに、先ほどの日高議員のあれには成果があるということで自信を持って答弁されたと思うんですが、やっぱり今なってみると、これだけ財政が厳しくなってくると、やはりつくらなければよかったのかなという気持ちもする、それぐらい私はそう思うんです。だから、最初からこうやってしたらどうのような気持ち。

ですから、今になってということがありますけれども、今後やっぱり指定管理者にしたりということは、その辺のあれを落としていきますけれども、4年か5年たって、5年ですけれども、もう一度見直すときには、やはりまた考えないかんとという問題も出てくるかも知れないというふうに思うんです。

というのが、やはり公の施設という目的が福祉に限るということですから、やっぱりその辺の考えを今は基本に戻らなければいけない時代。そして、平八重議員も言われましたけれども、知的障害者の補助をと。国の補助がありますけれども、町に財政の余裕があれば少しぐらいは補助ができるわけです。支えることは。施設にちょっと出すとか、個人でできなければ。だから、そういう政策を考えたときに全体のバランスを考えていかなきゃ。

それから、前も副町長にも言いましたけれども、やはり5,000万円はそのまま持ってきますよ、ということが3,800万円に減っているわけですから、私は補助を出すときに、「何で資本金が5,000万円あるのにそれを取り崩して使わないんですか」と言うたら、「町に真っすぐ5,000万円持ってきます」という、その間で1,200万円というのはどっかに消えているわけですよ。

だから、やっぱりその辺を考えたときに、非常に今になれば問題があったのかなと。ただ、地域の方が喜ばれているというのはいいんですけども、その辺のことをもう一度お伺いしたいというふうに思います。

それから、今言いましたけれども、この次の議会費ですが、所管事務調査を認めていただいた

ことは非常にありがたいんですけども、議会に新聞もないんですよ。私は議会の活性化ということで議会図書室の充実ということを訴えました。

やはり議会が充実して我々も勉強をして資質を上げないと、ということは、議会事務局の職員の方にもやはり勉強してもらって我々に教えてもらわないと、我々だけではできないと、いろんなこと相談したときに。世間の情報ちゅうのはどんどん変わっていくわけです。ここに行革の室長もお見えですけども、3,000幾らです南日本新聞で。だから、それぐらいはあっても私はおかしくない。ただ、今は総務課に来たやつをコピーをしてできるだけ身近なやつは、ぱつと回ってくるようになっていきますけども、それぐらいは議会でも。

だから、そういうことを削っていきながら、片っ方では何千万円という金が何となく流れている。ここをやっぱり私は考えないといけないと、いろいろ議員の方が小さなことからこつこつと言われますけれども、小さなことをこつこつやっている割には大きなところでどんと抜けているという気がするんです。その辺の考え。

それから、私も議員を8年していますけども、はじめてみたような気がしてお伺いしますが、この46ページの先ほど質問があった8款5項3目の公営住宅費なんですけども、ここに住宅性能評価申請手数料ちゅうのが、住宅性能評価ということについて建設課長にちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、59ページ、災害復旧費2項の土木施設で道路橋梁に関連してお伺いしますが、きのうの一般質問、おとともありましたけれども、山崎地区のこと、それからいろんなそういう激特に対する町長の考え。平田議員は、町民の側に立つべきではないかという質問。それから、肥後議員のほうからは、やはり現状ですべきではないかというような質問いろいろ出ました。

そしたら、きょうの新聞に載ってますように、町としては結局、町長はきのうも言われましたよね、私も書いてますけども、「地元の最終的な意見が出れば町として最大限尊重し、国県と交渉したい」と言われましたし、「国も県も地元と十二分に話し合ってる」と言われたんですが、そのあとに、「苦渋の選択をしてもらわなければならない」と。きょうも言われました。きょうの舟倉議員の答弁に対して、「大方は現計画でよいという苦渋の選択をされていると思う」。

ですから、苦渋の選択をしているんです。町長は、内面に苦渋の選択をされていると思って、一番最初に言われたように、やはり町としては最大限の努力をして国と県と交渉したいと、ここを強く出してもらわないと、平田議員が言われるように国のほうに寄っているんじゃないか、苦渋の選択をしてもらおうということになると思うんですよ。

そして、あの橋を上を上げて、きのうもありましたけれども、構造物何とかという難しい構造物令ですか、そういうのがあって1.5メートルの間がなければいけないという話がありましたが、結局、鶴田ダムの再開発をされてある程度の堤防ができてくると、今は1,100トンでさつま町は水害にあうという話なんですよ。

一番最初に説明されてきたときには、虎居は4,800トンだと、再開発をしてこの7,900万ですか、これが9,800万に増えて、流すのを今は1,100で浸かるけども、4,800まで大丈夫ちゅう、それだけ流す必要はないんですけども、2,000トン以上ずっと流してやったら、今の山崎橋のところ5メートルですか、1.5の1.5の5メートルぐらい上げなくても可能じゃないのかなと思ったりするんですよ。

だから、予備放流のあり方というのまで再開発まで考えていくと、ただでき上がるまで9年かかるということですから、ちょっと危険なことでありますけれども、最終的には考えたら地元の意向。だから、その辺を9年間は危険な目にあう可能性があるけれども、でき上がったらダムに利用して堤防がこれぐらいだったらある程度の、ちょっと長くなって済みませんが、放流し

たらですよ、助かると。

だから、地元と十二分に話し合いをして地元の意向をくむためには、そういうやり方もあるのかなと思いますけども、それについてどう考えられるのか。町長に気持ちとそれから専門的なことは調整監いらっしゃいますからお伺いしたい。それから、建設関係の方でもわかってれば教えていただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

少したくさん出ましたので一つ一つ立ってやってください。町長。

○町長（井上 章三君）

ヘルシーランドつるだと滝の宿の施設の問題で、今になって考えれば財政的な非常に大きな負担になっているんじゃないかということはそういうことになっております。施設も大きいですから。そして、滝の宿の場合はやっぱり年次的にずっと拡大してこられたということもありますし、取り組んできたやっぱり計画内容が大きいですから。その分現在財政的なそういう負担というのも大きくなっているということは事実です。

しかし、そういう大きな施設をやはり旧町においては、中途半端なものをつくってもなかなか効果がないということもあり、それなりの内容を持ったものにして、そして、周辺からも人が来ていただけるような施設にしたいという、いろいろな考えの中で取り組んできたことであると思います。

ですから、今から見れば負担になっているということは事実でありますけれども、これはあとに戻るといことがなかなか難しいことでありますから、これがさらに有効活用がされながら、そして、慎重になっていろいろな意見もありますけれども、やっぱり旧町時代からの取り組みというものに対しては、御理解をいただかないといけない部分だろうというふうに思っております。

それから、苦渋の選択という問題であります。山崎地区の件に関してはまだ結論が出ておりませんので、真剣な検討をしながら一つの方向性を出していただく。これは、将来を考えながら決断をしていただかなきゃいけないということです。その判断が出たものを踏まえて、国県とはしっかりと交渉しながら、そういう住民の意向というのを思って、今後のあり方ということについては交渉したいと思っております。

ダムの問題に関しましては、その再開発の事業が行なわれることによって、効果が下流の方にもっともたらされるんじゃないかという期待はあるわけですが、また、ダムの再開発の理由の一つは、上流を今後そういう阿波井堰の問題だったり、いろいろ改修をするということのそうした場合に、大きな水が下流にやってくる、その受け皿という含みもあると思っておりますので、専門的ではありませんが下流だけの問題でないということも、一応我々は考えないといけないと思っております。

○災害復興調整監（坂本 正己君）

ダム再開発で水位が下がるんじゃないかということなんですけど、8月に出た河川整備基本方針に宮之城の計画高水流量、これが4,000トンということになっておりまして、整備方針というのは、もう今後100年かな、将来的な川内川の将来のあるべき姿というのを示しておりまして、宮之城地点で4,000トン流れます。その水量を流したときに定まる水位、これをハイウォーターレベルと申します。このハイウォーターレベルプラス1.5が堤防の高さまたはけた下高になってるんです。

だから、この4,000トンということに対しましてある程度は、ある程度じゃなくて4,000という数字にはダムの再開発を想定して、この数字が決まっているものと考えており、だから、あれがあるんで大丈夫だという大丈夫でまだ下げられるんだということにはならないということに

なります。以上です。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

予算書の46ページの公営住宅整備事業費の関係でございますが、東谷団地住宅事業の建てかえの関係でございます。今年度は4棟整備する計画でございます、その中でそのうちの1棟が60平米を70平米に規模拡大するというところでございます。

この住宅性能評価につきましては、平成12年に住宅の品質加工の促進に関する法律というのが制定されておまして、この中で住宅性能表示制度がありまして、それに設計住宅性能評価と建設住宅性能評価がございます。その中で、公営住宅建設につきましては、設計住宅性能評価を受けることが義務づけられているということでございまして、第三者の機関、鹿児島県におきましては、財団法人の鹿児島県住宅建築総合センターが評価を行ないまして、町の方に住宅性能評価書を交付するというところでございます。

この評価につきましては、9項目ぐらいありまして、その中で耐震に関すること、それから火災時の安全に関すること、それから高齢者等への配慮とか、そういうのが9項目ございましてそれを評価するというそういう制度でございます。以上でございます。

○麥田 博稔議員

公の施設につきましてはいろいろありますけれども、5,000万円が3,800万円に減ったということで、私は一人かも知れませんが、非常に憤っているんです。

議会で答弁して2,000万円と3,000万円をそのまま組んで補助をくれということで出してありますよね。補助申請書も一般の方が申請されて見てみますと、補助のあり方も総額で900何十万円なのに繰り上げて1,000万円とか書いてあって、その当たり前のように書いてあるんですよ。普通の民間の人たちが補助申請をすると非常に精査されて900五、60万円くださいと言っても900万円に減額されたり、町の財政を考えて落とすのに。

だから、そこに問題があるというんです。町長は社長で町長があればこう申請者も町長、出す方も町長で、それが問題になって、今度は申請者が変わって結局、副町長とかになっていくわけですけども。

やっぱりその辺が非常に不明瞭な会計であると、最終的にまたありますから、そのときにもお伺いしたいと思うんですけども、その辺の精査をきちっとしていかないとやっぱり旧町の問題でありますけれども、今後いろんなそういう施設の維持管理のあり方についてあると思うんです。

町の施設については、どんどん修理もするけれども、区とか、何とかから自分たちのところの公民館が壊れたから申請しても、なかなか認めてもらえないちゅうか、いろいろ査定があると。

たがら、行政財産に対するそういうのと、そういう地域の方たちがする、きょうも限界集落とかいろいろ出ましたが、私たちも公民会でももう公民会費の免除とか、いろんなことやりながらやっていますよ。公民会長の手当を落とすとか、体育部長の手当を落とす、委員の手当を落とす。

ですから、そういうときに、こういうところで不明瞭など言えば失礼になるかも知れませんが、金が先ほどもいいましたから、くどくは言いませんけれども、流れてですね、やっぱり全体を考えてやらないと、行革の効果というのが町民の方たちに痛みを与えるだけで大変だと思うんですよ。

地域の方が喜んでいいるという話もありましたが、近くだけがするのはもうおかしいと思うんです、ここが。

だから、例えば条例公民館にしてもそうです。各地域も持っているけども、山崎地区もない、屋地も虎居もない、佐志もない。だけど、そこは町の条例公民館があるから、非常に管理費も要

らなくてやりやすいわけです。

だから、その辺とかいろんなことでもありますから、公の施設のあり方というのは、今後十二分に町長の検討しながら補助のあり方も考えていただきたいと、行革の室長もいますから、私はそう思うんです。

それから、この最後の55ページの土木施設災害復旧費についてですが、先ほど調整監は4,000トンといわれましたけれども、4,800トン流れて4,800トン进行处理するということですね。虎居が流れたのは。今度、最高の水量を計画高水量を4,000トンにすると完全に基礎が壊れてくるんじゃないですか。

○議長（濱田 等議員）

麥田議員に、ちょっとばかり、これは別のところで。

○麥田 博稔議員

はずれてる。はいわかりました。土木桥梁があったのでそれに引っ掛けて、こっちの方も災害復旧の道路桥梁ということでお願いしたんですが、それはもういいです。わかりました。だけど、それはちょっと考えておってください。4,000トンの話。

町長にお願いします。災害復旧、これにつきましては、やはりいろんなところでいろんな問題があって困られています。先ほど答弁があったように、4,000トンのこととかいろいろあるわけです。

それでこっちをしたときに山崎の水量が変わったというのは、やっぱ我々素人が考えたときに、先ほどの答弁にあったように、上流が直るとどおっと水が来るからダムに来るんじゃないかなと、まさに答弁されたように受け皿づくりだったわけです。ここ虎居が狭まってくると、どんといくのが山崎なんです。

だから、最初に説明したのと変わってきて、そういうふうになったのかなと思うんです。だから、その辺を一番最初に、くどくなりますが、町長が言われたように、地元の意向を最大限に尊重して、こちら側に立ってそういう交渉はしていただきたい。

それから、きのうは署名活動とか、そういうのが来ると困ると言われた。陳情に行くときには地元住民、私がもしその立場におれば、さつま町内に住んでいる人全部署名してくれと、それを持って国、県とお願いすると、歴史的な構造物でもあるし、道路もなくなると旧山崎町のあそこはメイン通りだった、今寂れていますけど。

だから、みんなが愛着があって肥後議員は山崎全体の人に聞いてくれというのは、浸かった二渡こっち側の町だけじゃなくて、やっぱり旧山崎町民が一番愛したあの橋で、あっちから学校に来たり、友達と行き来したりそういう思いがあるから、やはり現況でと。

商店街にしても、昔みたいに元気があれば、こっちに道路が出りゃそっちに直ればいいですよ。その辺を十二分にやっぱり理解して国、県と交渉にあたっていただきたいと思いますが、再度決意をお伺いしたいと思うんですけれども。

○町長（井上 章三君）

山崎の今置かれている状況というのは、麥田議員がどこまで把握しておられるかなんですが、現道をそのまま通れる形の橋になれば一番いいということは、誰でもわかっているわけですが、結局、現道をそのまま通るような形の橋にしようとする、上げないといけないとか、6億円もかかるとかいう課題があると。

今の橋を残してということにすると、またいろいろ課題もあるんだということで、一長一短が非常に落差があるわけでありまして。

そういう中で、どう判断するかということで非常に厳しい選択が今問われているということ

でありますから、ここは話し合いの中でやっぱりどうなのか、国のほうともいろいろやり取りをしながらやっぱり詰めてもらいながら、そして、最終的な判断をしてもらわないといかんというふうに思っておりますので、単なる周りからも応援してというような問題じゃないのではないかとこのように私は思っているという話でありますから、そこんところは理解していただきたいと思えます。

○**麥田 博稔議員**

私が思ったのは理解してないかも知れませんが、町長ほど。ただ、肥後議員が山崎橋架けかえについて国、国土交通省と県に。

○**議長（濱田 等議員）**

麥田議員。このことは次の1日の特別委員会の際にやったらどうですか。ほかにありませんですか。新改幸一議員。

○**新改 幸一議員**

もう長くなったもんですから、忘れたような存在でしたが、23ページの老人福祉費の一般老人対策費、ねんりんピック鹿児島2008さつま町実行委員会補助金50万円ですね。この関係50万円組んであるんですが、いよいよちょうど今から1年先にラグビー会場となっていくということでございます。

その関係の補助金だと思っておりますが、この実行委員会の方々のメンバーは何人ぐらい、何人なのかということと、それぞれ全国の熟年のラグーマンの一つのスポーツでございまして、全国的に相当な関心もあると思えます。

そういう関係で、この我が町の封筒にもちょっと宣伝もしてあります。それぞれさつま町かぐや姫グラウンド、それから日特特殊工場のグラウンドということで、きちっとそれぞれ宣伝もしてあるわけでございますけれども、ここあたり、それぞれ来年に向けていろんな経費も相当要ると思うんですけれども、ここあたりの我が町で開催されるこのラグビーについて、さつま町全体の予算的なもんちゅうものと、それから県からどれぐらいの流利的にはその補助があるかというそういう質問と。

それと、実際にこういう大会を持ってきますといろんな宣伝といいますが、そういうのも大事だと思うんですが、のぼりとか、いろいろ早目に大会を盛り上げる意味からそれも大事かと思っておるんですけども、そこあたりの流れというのはどうなっているのかお聞きいたします。

○**すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）**

ねんりんピックの関係につきましての町の実行委員会の補助金の関係であります。御承知のとおり、ねんりんピックの本大会は、来年の10月25、26、27、28ということで行なうことで決定しております。

本町は、ラグビーフットボール競技を行なうわけですが、この本大会を前にリハーサル大会、プレ大会として雰囲気盛り上げていこうということで来年3月8日、9日にプレ大会の計画をいたしております。

内容的には、ラグビーフットボールでございまして、規模的には九州管内の40歳までのチームを対象とした大会、交流大会に予定しております。参加チームは、10チームを予定しております。その中で、鹿児島県としましては、県代表チームの1チーム、それから県選抜、本町を中心としたチームを編成して大会に臨もうというふうにしております。

それから、厳しい財政事情の中です。いわゆる役場職員も大会の出場体制、それから町民のボランティア的な積極的な参加というのもお願いしながら、手づくりの大会として進めたいというふうに思っております。

プレ大会につきましては、基本的にはそういう形ですが、本大会につきましては、36チーム程度見ておりますし、また、来ていただく方の滞在費とかいろんな形の中で、そういう効果も上げられるような形で臨みたいというふうに思っております。

それと、今回50万円ほどの補助であります、大会の予算規模としましては110万円見ております。賃金、報償費、需用費等であります。

それから、県の方からは2分の1の補助というのがありまして、実行会のほうへ直接回す形にしております。

そのようなことで、来年の本大会に向けまして雰囲気づくり、ムードづくり、それから本町の歴史のありますラグビーの粋チームの編成、そういうのを行ないながら本大会に向けてやっていきたいというふうに思っております。

実行委員会につきましては、ちょっと人数ははっきり覚えておりませんが、人数的には団体の数になりますけども、26機関団体ということになります。体協、ラグビー協会、警察、消防署も庁舎内ですが、老人クラブ、それから県のラグビー協会とか、交通安全協会とか、大会をするにあたってお願いする必要な機関団体を実行委員会として組織を編成をいたしております。

○新改 幸一議員

大まかな流れがわかったところでございます。それぞれちょうどあと1年となってきますので、それぞれ十分な一つの成功に終わりますように、ひとつ努力をやっていただきたいと思っております。

関連して、グラウンド関係の整備ちゅうのは、もうぴしゃっとして何も問題はないというな格好で仕上がって、もう1年あるわけですけども、そういうところは大丈夫ということでございますか。そこあたりはどうでございますか。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

グラウンドにつきましては、かぐや姫グラウンド、それから隣接します県のグラウンドと、日本特殊工業のグラウンドを使う計画でおります。町のグラウンド、県のグラウンドについては、御承知のとおり万全を来たしております。

それと日特につきましては、実行委員会にも入っていただいておりますが、日特のほうも現在の新しい工場拡張の関係と同じ一体的になっておりますが、駐車場とか、グラウンドの関係も整備をしていただくようお願いをいたしているところであります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。岩元議員。

○岩元 涼一議員

2款1項16目財政調整基金ですが、3,859万9,000円ほど基金積み立てが苦しい財政の中から基金積み立てが行なわれるわけですが、そのことに対して町長はどのような考えをお持ちか伺いたします。

○町長（井上 章三君）

これは財調に積むようにしているわけですが、これは出資金の返還分がそのまま財調に積まれるということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。ありませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております第69号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第5「議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行ないます。質疑はありませんか。

○平田 昇議員

老人保健医療特別会計補正予算について質疑をいたします。この予算説明でレセプト点検に関する予算が482万円になるとの説明でございましたが、このレセプト点検を我々はどんな意義づけをすればよいのか。

医療機関による故意に基づく不当な請求でなく単なる事務上の通知と思いたいのだが、抽出されてくるものがあとをたたない、18年度は会計決算で約3,000万円になったとも聞いております。

ここで尋ねたいわけですが、レセプト点検でこうして見つけ出される不当な請求の出所はある限られた医療機関に特定されるのでしょうか。どうなのでしょう。これは名称を言えとか何とかそういうことはないです。どうなんだろうと思っているんです。

それと、逆に誤まって間違えて少ない請求の例もあるのか。

いったいどういうことなのか、これが一向も減っていかないということは、どうなんだろうと調べて考えるんですが。

それと、全国的に見て例えばレセプト点検なんか必要じゃないと、厳正な請求で進んでいるという例があるんですか。そういう例があるのでしょうか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

レセプト点検につきましては、今回の補正も含めまして総額で480万円になっているところでございます。このレセプト点検につきましては、やはり老人医療費の伸びを適正化するということも含めましてレセプトを点検することによって、医療費の算定の違いがそういったものがあるわけでございます。そういった請求点数の違い等をレセプト点検によって見つけていくと。

それともう1つは、このレセプトを月ごとに並べて縦覧的に何ヶ月間も見ることによって、その一人の被保険者の方が、例えばたくさん病院を回っておられる、同じような病気でたくさん病院を回っておられるというような頻回受診とか、そういった重複受診等もこれで見つけまして、そしてその被保険者について在宅看護師が訪問指導しながら、適性の医療費の使用ということについて指導していくとこういったことも含んでおります。

そういう中で結果といたしましては、18年度の実績から先ほど言われましたが、レセプト点検の専門員によります点検、これは大体年間15万件程度と1月に1万2,000件程度のレセプトをすべて見るということにいたしておまして、その中で資格点検、老人医療費の対象でない人が請求として回ってきたり、こういったこともやはりあります。

それから、ほかの被保険者の分が本町に紛れ込んでくることもございます。こういった資格点検で790件、3,313万円の効果が出ていると。

それから、内容の点検、点数の間違いこういった内容の点検で1,354件、467万7,000円の調整が図られているというようなことになっております。

それから、第三者行為の求償事務という点では、6件の事故にかかわる新規求償事務を行っておりますけれども、繰越の分も含めて9人分で604万2,255円を収納しているということで、こういった財政的な効果があるということでございます。

これをやってない、もう確実にこういったことがなくてやってないというところがあるかということにつきましては、これはそういったところはないのではないかなど、いうふうに思うわ

けですけれども、医療機関としてやはり不正請求等をされるというのは、故意にされる場所は、そうたくさんはないと思うわけですが、やはり請求について間違いがあるという点では、正確性を期していくという点での抑止効果というのは、点検で十分あるのではないかなとこういうふうに思っているところでございます。

○平田 昇議員

医療機関に過失はないと、過失あるいは過誤は意図的にそういう請求はないという、これを思いを言われるわけですね。それは、わからない。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第6「議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由につきましては説明済みであります。

これから質疑を行ないます。質疑はありますか。ありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

介護保険について、介護保険には介護予防が持ち込まれてから、いろんな混乱が生じている例がいろいろなところで報じられているわけですが、これまで要介護2または1であった介護サービスを受けていた人が制度が変わったことで、要支援2または1に移されたことでサービスが非常に落とされて困っているという貧困者、そういう例もあるわけです。

それと、共働きの子供、夫婦と同居しているが、同居のため生活援助サービスを認められなくなったことで、昼間は独居なんだと、共稼ぎで出ていくから独居なんだと、実際そういう生活援助サービスが受けられなくて困っているという、そういう例がいわれているようです。

それと、働き手が介護職から離れていくと、給料が安いとそう言って働き手の体制が崩れていっていくと、介護保険料が地域によって自治体によって格差が出ていると。

最も高い自治体との格差、最近倍近くになると、保険料の低いところ、全国で一番高いところとすると、もう倍近くになっていると。

我が町の場合は、こういった要支援に移されて困っている人とかそういった例はございませんか。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

御質問につきましては、平成18年度に介護保険法が大きく見直しがされまして、改正がされまして予防重視型システムへの転換ということで大きく変わりました。

その段階で要支援、要介護1から5まであったものが要支援の分のところに要支援1がいき、要介護1のところには要支援2と要支援1というふうに区分されました。

これも介護予防の部分重視するために、段階的に特化しないようにということでサービスが割り振られたわけですけれども、そこあたりで利用される方の戸惑いがないかということだと思いますが、確かに介護保険法も年金と医療保険と同じように、難しい法の制度だというふうに思っております。

変わる中で、実際対象者は高齢者でありますので、戸惑い、わからないというのは実際あるようであります。そういうことに対応するために、町の広報紙、チラシ、それから民生委員の会、

在宅福祉アドバイザーの会、地区社協長、旧公民館長さんですが、そういう方々への周知と啓発とか説明、それから、ふれあいサロン、高齢者老人クラブの会に出向いて説明会とかいろいろやっております。

ただ、そういう中で当事者の方々がわからないというのがありますので、そういう方々に対して先ほど言いました方々への周りの周知、啓発を図りながら、いわゆる近隣保健福祉ネットワークというのがありますが、そういう形の中で問われる方がおられましたら、伝達できればいいなというふうに思っております。

それでもまだいっちゃうわけですので、現在の地域包括支援センターという総合相談業務という、とにかく何でもよろしいですので高齢者で困っている方がいらっしゃれば包括センターへいらしてくださいということで、センターですべては対処できませんが、センターのほうで整理をしてアドバイス指導しますということで、そういう周知、啓発広報を行なっているところがあります。

そういうことでありますので、高齢者の方々にまた支援を要する認知症が出てこられる方とかいろんなのがありますので、配慮しながらそういう分についてはまた啓発を図っていききたいというふうに思っております。

それから、保険料のこともありました、現在基準のところでは本町は3,800円ですが、これにつきましては、19年度まで、17、18、19の3年間の中での保険料であります。

また、次期の保険料につきましては、現在の実績等を踏まえながら将来的なことも踏まえながら、また積算しなければなりません、今のところでは3,800円ではちょっと苦しいんじゃないかというような状況ではあります。

それから、福祉関係、介護保険関係の事業所、職員の関係もちよっと出ましたが、本町で一番大きい事業所の例を上げますと、やっぱり20歳台ですね、平均25までいかないという形で辞められる方が、平均25までいかない形で事業所を営まれておられて、その中身についてはいろいろ厳しい状況もあるようでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

午前中の一般質問とちよっと重複しますけれども、老人医療、介護医療ちゅうんですか、今3カ月を過ぎたら出らんにやいかんというような、老人医療なんかの制度も何かあるんじゃないんですか。

同じ病院にずっと何年もいることはできないと。介護だけでも医療も、だから、弱者と申しますか障害者もです、介護者もそうです、介護される方ですね。

こういう人たちには非常に大きなしわ寄せが来ているわけです。その入れる病院がなくなれば自分で、自分でちゅうか家族で面倒見らんにやいかんわけです。先ほどありました共働きしてる人の一人だれかは面倒見らんにやいかんというような形も出てくるわけです。

だから、今非常に私も女房の母親が入院しておりましたけれども、こちらに入院しとってまた生まれ故郷の霧島市のほうに帰しましたけれども、出てくださいと、出てくださいと言われても簡単に行くところ見つからんわけで、出る人がたくさんいるんだから。

だから、皆さんも元気でまだばりばり働いていらっしゃるから、そこまで深刻には考えないかも知れませんが、10年たてば実際年をとります。20年たてば、もう80に私もなります。元気であればいいんだけど、やはり病気になることも考えにやいかんし、寝たきりになることもあるかも知れません。

そんなときになってから、しもたて思わんように、やはりこういうこともある程度町長も声を上げていただいて、もうちょっと弱者と言ったら失礼になりますけれども、こういう弱い立場の人のことも医療費も非常に高くなっておるけれども、行くところもないような方が出てくるというような制度を、それでいいんだと思われればそうですけれども、やはりそういうことも含めて声も上げていただきたいんですが。

医療費、この今回のこれに直接は関係ないですけれども、どのようにお考えかお尋ねします。

○町長（井上 章三君）

この問題はおっしゃるように深刻な問題であります。国としては、そういう方向に今制度をどんどん進めています。医療費とか、介護費用とか、いろんなその財政的な負担が非常に大きいという中で、この病院のベッド数を減らして、そして在宅とか、あるいはその地域でそのケアするとか、そういう方向にもう制度的に取り組むという方針が出ておまして、これは抵抗は非常にあるんですけれども、先般も県のほうから保健福祉部長がそういう説明をされ、そういう体制をとっていかざるを得ないんだという話がありました。

今後さらに具体化してくる部分がまたいろいろあると思うんですけれども、ひとえにこれは国の財政的な問題をどう軽減していくかという一環にもなっているんだと思っております。

そういう点で簡単でないと思いますが、地域としてこれをどうフォローできるかそういう体制をどう組めるのかということについては、また真剣に取り組んでみなきゃいけないと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第7「議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行ないます。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配付のとおり議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第8「議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行ないます。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第9「議案第74号 土地改良事業の施行について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行ないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

本日から10月2日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。10月9日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午後2時21分

平成19年第6回さつま町議会定例会

第 5 日

平成19年10月9日

平成19年第6回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成19年10月9日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (28名)

1番 高 嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 気 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 原 田 健 二 君	議事係 主査 平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
副町長 (総務) 宮之脇 尚 美 君	教委総務課長 山 口 正 展 君
副町長 (経済) 山 下 彦 志 君	農 政 課 長 赤 崎 敬 一 郎 君
鶴田総合支所長 永 田 清 信 君	耕地林業課長 山 口 良 一 君
薩摩総合支所長 桑 園 憲 一 君	水 道 課 長 岩 切 秀 久 君
すこやか長寿課長 小椎八重 廣樹 君	災害復興対策課長 前 囿 義 広 君
健康増進課長 楠木園 建 雄 君	代表監査委員 下大迫 次 男 君
総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君	商工観光課長 橋之口 幸 男 君
財 政 課 長 二階堂 清 一 君	
企画広報課長 中 村 慎 一 君	
福 祉 課 長 日 高 昭 治 君	
税 務 課 長 下 市 真 義 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 2 議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第74号 土地改良事業の施行について
- 第 9 議案第77号 平成18年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第78号 平成18年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第79号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第12 請願第 2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件
- 第13 陳情第 7号 豚舎建設計画に対する反対について
- 第14 発議第10号 さつま町議会議員定数条例の制定について
- 第15 発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）の提出について
- 第16 発議第12号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について
- 第17 発議第13号 監査請求に関する決議（案）
- 第18 報告第 9号 株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について
- 第19 報告第10号 株式会社パーク観音滝清算第1期決算について
- 第20 議員派遣の件
- 第21 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。

ただいまから平成19年第6回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。
教育委員会委員長から、本日の会議に欠席する旨届出がありましたのでお知らせします。
本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第2 「議案第68号 さつま町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について」、日程第3 「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第4 「議案第70号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第5 「議案第71号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6 「議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第7 「議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第8 「議案第74号 土地改良事業の施行について」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」から日程第8「議案第74号 土地改良事業の施行について」まで、以上の議案8件を一括して議題とします。

これから、それぞれの各常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。柏木委員長。

[柏木 幸平議員登壇]

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。当委員会に付託されました議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分についてであります。人件費について、職員給与の格差是正の状況について質しましたところ、平成18年度から5年程度で調整していく目標であったが、議会行財政改革対策調査特別委員会からも早い段階における不均衡是正が求められていることから、総人件費の抑制を考慮しながら、3年程度を目標に調整を進めているとのことであります。

次に、歳入の21款町債について、今後の見込みについて質しましたところ、災害発生等の特別な事情を除き、今後の追加補正は予定していないとのことであります。また、災害復旧事業の補助率増高を考慮すると、平成19年度の地方債発行額は、公債費適正化計画で設定している

15億円の範囲内となる見通しであるとのことであります。

また、20款5項雑入の残余財産分配金については、特に次の2点について、町長の見解を求めたところであります。

今回の残余財産分配金に係る株式会社ヘルシーランドつるだ及び株式会社パーク観音滝は、資本金の全額を町が出資して設立された株式会社で、資本金を維持しながら、両株式会社の運営に不足金が生じたときは、町が補助金を交付してきたところであります。

1点目は、このような運営がなされてきた両株式会社の清算の結果、資本金が減少したことについて、町長の見解を質しましたところ、両株式会社とも解散の決議によって運営を終え、その後、清算手続の最終的な段階で、資本金から欠損補填を行い、残余金を出資者である町へ返還するというもので、商法に定める清算手続を行った結果であり、資本金の性格からも問題はないと考えているとのことであります。

2点目は、公の施設の修繕について、施設管理受託者である両株式会社が施設の修繕を行わなければならない理由について質しましたところ、町と株式会社で管理委託契約を締結し、施設の維持補修等については双方協議することになっており、これに基づき、管理委託期間中に経年劣化した施設本体等の維持管理、現状回復を目的に、町は予算の範囲内で、それ以外については両株式会社が通常の支出の中で修繕を行ったものであり、これらの修繕の財源を資本金から充当したという意味合いではないとのことであります。

以上の質疑のあと、議案第69号については、賛成・反対の討論が述べられ、起立採決を行いました。

討論においては、反対の立場から「資本金の減少と公の施設の修繕の在り方等について納得できない。よって、両株式会社の残余財産に係る補正を認めるべきでない」とする意見と、賛成の立場から「残余財産は確実に見込まれる収入であり、これを受け入れるための補正であることから認めるべきである」とする意見が述べられ、起立採決の結果、「原案のとおり可決すべきもの」と決定した次第であります。

なお、これまでの両株式会社に関する報告に対する質疑の経過や当委員会の審査を踏まえると、両株式会社の解散に伴う資本金の減少にかかわる事情については、議会の財政監視責任上、その原因を明らかにする必要があるとする委員の意見が一致しており、議会として、監査委員に監査を求めるべきであることを、当委員会の意見としてご報告するものであります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、総務常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。麥田委員長。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

おはようございます。文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案3件については、現地調査を踏まえて慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な概要について申し上げます。

まず、全般的な審査の状況ではありますが、それぞれの補正予算について適正な補正内容であるか算定基礎の確認、資料提供を求めながら、また、内容によっては、その理由や経緯について確認しながら、審査を行なったところでもあります。

その中で、新規事業の一つとして、福祉課の3款2項2目において、少子化対策費が新規計上されたところであり、今回、県の子育て支援事業の一つである「鹿児島子育て支援パスポート事業」に取り組むため町の事務費を計上するというものであります。

この事業は、鹿児島県が県下全域で取り組もうとしているもので、地域全体で子育て支援する気運を醸成しようという目的と子育て家庭の負担軽減を図る目的で取り組む事業であり、支援対象は妊娠中の女性及び満18歳未満の子供がいる家庭を対象としているとのことであります。内容としては、取り組み参加市町村で、それぞれ子育て支援サービスに協力いただける協賛店を募集するとともに、対象者からの鹿児島子育て支援パスポート交付申請の受付及び交付を行うというものであります。

また、パスポートの交付を受けた対象者は、本町に限らずどの市町村でも協賛店であれば、パスポートを提示することにより、各協賛店が独自に取り組む各種サービスが受けられるというものであります。

現在、この事業に取り組んでいる県内の市町村は、7市町であり、今回、本町でもこれに取り組もうということで町内の商店等に募集案内を行いながら、対象者からのパスポート交付申請の受付を10月から実施し、11月から事業開始の予定であるとのことであります。

なお、協賛店申込は今のところ2店舗のみであることから、今後さらに啓発に努め、また、対象者への利用推進方策についても今後具体的に検討していきたいとのことであります。

また、増額補正の一つとして、健康増進課の4款1項5目の乳幼児医療費助成事業の増額理由について質しましたところ、助成の仕組みが申請方式から自動償還方式に変わったことにより支給漏れがなくなり、ほぼ100%近い助成がされるようになったことで、当初想定していた件数、金額が大幅に増加していることから、年間の実績見込みを想定して今回増額補正したとのことであります。

以上のほか、次の2点について、特に町長の見解を質したところでもあります。

まず、環境課の埋立処分地管理費における設計業務委託補正予算について、予算額が高額ではないか、また、今後の執行の考え方についての町長の見解を質しましたところ、最終処分場は特殊な施設であり、国の決まりも厳しく技術上の基準に基づいた専門的な工事になるため、設計においても専門的な知識を持ったコンサルタントに委託しなければならない。今後、技術職員とも十分協議しながら執行していきたいとのことであります。

これに対して委員から関連質疑があり、執行に当たっては、本当に必要な委託業務の内容について十分調査した上で、特に注意を払い執行されるよう要望したところでもあります。

最後に、教育委員会総務課の組替補正の一つである小学校振興費の予算組替えについて、今回の予算案の説明の中で永野小学校の図書備品購入のために、小学校振興費の中の永野小学校分の一般需用費を減額して組み替えたとのことであるが、この時期に予算組替えのため一般需用費を減額することで、今後の予算執行に問題はないか、また、この補正の仕方をどのように考えるか町長の見解を質しましたところ、学校予算の編成については、児童生徒数や学級数、学校の特殊性及び過去の決算状況等を考慮し予算を編成しているが、限られた予算の中でできるだけ学校の要望に応じた配分となるように心がけてきたものの、各節ごとの予算配当については、今後慎重にすべきであると考えており、今回の既定予算内での組み替えについては、学校側の自主的判断というものを尊重して計上したとのことであります。

これに対して委員から関連質疑があり、全体的に補正の算定基礎が十分検討されたか理解しにくい点、また、安易な計上や組替え補正ととらえられそうなものも見受けられたことについて町長の見解を質したところ、予算の積上げ段階におけるチェックについては、今後より一層努力していきたいとのことであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

文教厚生常任委員会関係の審議も一応中止しておきます。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。東委員長。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案について審査を行った結果、「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分、「議案第72号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」の議案3件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、また、「議案第74号 土地改良事業の施行について」は、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分についてであります。

6款、農林水産業費についてであります。担い手育成費のなかで、共生・協働のむらづくり支援事業補助について、具体的な事業内容を質しましたところ、これまでの新農村振興運動を引き継いだ県の補助事業であり、2年間の継続事業である。補助額は、一地区当たり事業費の2分の1で、50万円の限度額となっている。残りの事業費については、地元負担となるが、町が実施する地域活動支援事業補助金を充当することも可能とのことであります。今回は、久富木地区の一宿一飯を中心としたグリーンツーリズムへの取り組み、二渡地区の景観作物の植栽などへの取り組み、中津川地区の伝統芸能継承活動への取り組みなど、3地区での実施を予定しているとのことであります。

次に、竹林健全化整備事業で、幹線道路沿いの竹林整備を行うとのことであるが、幹線道路からの事業対象範囲について質しましたところ、この事業は県が森林環境税を活用し、特に幹線道路沿いの荒廃した竹林整備を行うための県の新規事業である。今回、国道328号などの幹線道路を予定しており、幹線道路の際から概ね20メートル以内にある竹山を対象とし、竹の高さの約3倍のところまでが整備可能であるとのことであります。

次に、7款、商工費についてであります。商工振興費のなかで、商店街環境保全施設等設置費補助について、事業の内容について質しましたところ、上仲町公民会内に設置されている街路灯のうち、電球が切れている22灯について交換をするもので、事業主体は上仲町公民会で、事業費は32万3,000円、補助率は30%とのことであります。

次に、8款、土木費についてであります。道路維持費のなかで、維持補修材料費の補正については、作業班による道路補修、側溝敷設などに要する原材料費とのことであります。質疑のなか

で、道路維持補修等を行う作業班の人容について質しましたところ、現在の作業班の人員は、本庁が連絡員、臨時職員を含めて14人、鶴田総合支所が6人、薩摩総合支所が4人の合計24人である。一番多い時と比較すると、鶴田総合支所は変わりはないが、本庁で8人の減、薩摩総合支所で1人の減となっており、道路補修等の要望は多く、その対応に苦慮している。

地域の協力を得ながら、維持管理をしていきたいとのことでもあります。住民ニーズに苦慮しているとのことであるが、人員増はできないものか質しましたところ、財政当局とも協議をしているとのことでもあります。

次に、「議案第73号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

質疑のなかで、建設改良費の工事請負費の内訳について質しましたところ、原水及び浄水設備として、鶴田簡易水道紫尾水源地門扉取替工事30万円、薩摩簡易水道白猿浄水場非常通報装置設置工事60万円、また、配水設備として、佐志（広瀬）地区配水管移設工事420万円、鶴田簡易水道町道大俣線配水管改良工事150万円、薩摩簡易水道永野配水池越流管取替工事30万円、薩摩簡易水道町道別野小牧線配水管布設替工事100万円を計画しているとのことでもあります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第67号から議案第74号までの議案8件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ただいまの議案8件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第67号から議案第74号までの議案8件を一括して採決します。

お諮りします。「議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」から「議案第74号 土地改良事業の施行について」までの議案8件に対する各常任委員長の報告は、原案可決または可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第67号 政治倫理の確立のためのさつま町長の資産等の公開に関する条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」から議案第74号までの議案8件については、各常任委員長報告のとおり可決されました。

歳出決算の認定について」、日程第10 「議案第78号 平成18年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第11 「議案第79号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第9「議案第77号 平成18年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、日程第11「議案第79号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」までの議案3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、追加議案の議案第77号から順次提案理由を説明してまいりたいと思います。

「議案第77号 平成18年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして監査委員の審査に付し、同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いしようとするものであります。

顧みますと、平成18年度の国の予算は、重点強化期間最後の重要な予算として、構造改革に一応のめどをつけるものと同時に、改革を加速するためのものとし、二つに位置づけられて編成されました。

民間活力による効率化、行政サービスの合理化、効率化なども盛り込まれ、改革の柱の一つである三位一体の改革も、国庫負担金の改革とそれに伴う税源移譲などが計画どおり実施されてきました。

また、地方財政計画の歳出は、国と歩を一にして規模の抑制に努め、財源不足額の圧縮を図ることとし、一方、三位一体の改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本に策定されました。

こうした中、合併後2年目を迎えた本町にとって、平成18年度は総合振興計画に基づいた具体的なまちづくりに本格的に着手すべく、行財政改革を進めながら必要な事務事業を積極的に予算計上し、厳しい環境のもとではありましたが本格的な事業推進を行ったところであります。

しかし、梅雨明け間近の7月18日から降り続いた雨は、川内川流域を集中豪雨の渦に巻き込み、ついに22日には計画高水位を超える11.66メートルに達し、全壊家屋219棟、半壊家屋361棟をはじめ、公共施設や農地など町内全域にわたっておびただし被害をもたらし、災害救助法が適用される未曾有の大災害となりました。私たちの町は、新町発足2年目で大きな試練を迎えることとなったところであります。

災害発生後は、避難所を設置しながら被災世帯の住環境の整備をはじめ、ライフラインや生活幹線道路の復旧、流入したごみや家庭内ごみの処理、防疫作業、生活支援など、さまざまな作業を短期間で精力的に実施しなければなりません。

さつま町の基礎づくりを進めていた平成18年度行政の主要施策は、災害復旧、復興、支援活動に大きく方向転換を迫られ、これを積極的にあらゆる方面で展開してきたところであります。

治水防水対策として、河川改修においては、河川激特事業の導入などが決定され現在事業が進められておりますが、公共土木施設や農林水産施設等の災害復旧事業は激甚災害の指定を受け、補助率増高により地方負担の軽減が図られ、比較的早い段階で復旧のめどがついたところであります。

しかしながら、今後の町政運営は、財政再建と河川激特事業の積極的推進という、双方とも緊

急度の高い課題を同時に進めなければならなくなり、これまでにない厳しい行財政運営を迫られることになりました。

このようなことから、町全体の復興を目指し、河川激特事業等と関連する事業を最優先にし、今後各種計画等の見直しも視野に入れ、町政を運営しなければならないと考えているところであります。

議員各位をはじめ、豪雨災害の復旧復興への一連の御支援と御協力をいただきました町民の皆様、並びに町内外から御支援いただいた多くのボランティアの皆様に対しましては、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

今後におきましても、引き続きましての御支援と御協力をお願い申し上げるとともに、一日も早い復興と人々が織りなす元気で活力ある町を目指して、職員ともども一丸となって邁進する所存であります。

さて、平成18年度の一般会計予算は、繰越分を含め172億5,865万5,000円となったところであります。既存の事務事業を調整しながら、災害復旧事業や災害に関連する事業を中心に取り組んできたところであります。

歳入決算額は、一般会計で169億6,583万8,000円、普通会計で168億3,851万6,000円となり、比較可能な普通会計で前年に比較しますと5億5,952万6,000円、3.4%の増となっております。

また、自主財源と依存財源の割合で見ますと、町税や使用料及び手数料などの自主財源が41億2,544万4,000円で、全体に占める割合が24.5%、地方交付税や国県支出金などの依存財源が127億1,307万2,000円で75.5%となっており、国県などへの依存財源の割合が高くなっております。

一方、歳出決算額は一般会計で162億8,758万円、普通会計で161億6,025万8,000円となり、普通会計で前年度に比較いたしまして4億7,674万4,000円、3.0%の増となっております。決算の規模の増加につきましては、細かく分析しますとそれぞれあるかと思いますが、主には豪雨災害関連経費に多額を要したことによるものであります。

性質別経費の増減では、普通建設事業が22.5%の減、物件費が10%の減、補助費等が4.5%の減となる一方、増加した経費といたしまして、災害復旧事業が337.5%の増、扶助費が4.6%の増などのほか、積立金も増加しております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は6億7,825万8,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源1,581万円を控除した実質収支は6億6,244万8,000円の黒字となりました。また、当該年度だけの収支を示す単年度収支につきましても、1億752万円の黒字となったところであります。

平成18年度におきます施策の具体的な内容成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

次に、特別会計であります。まず国民健康保険事業特別会計であります。歳入決算額34億8,443万4,000円、歳出決算額32億8,763万9,000円、差し引き1億9,679万5,000円の黒字となっております。

近年の医療を取り巻く環境は、医療技術の高度化、疾病構造の変化等により医療費は伸び続け、さらに医療サービスに対するニーズも多様化してきており、医療、介護、福祉による一体的なサービスが求められております。

国においても、医療制度改革大綱に基づき、国民皆保険制度を堅持し将来にわたり持続可能なものとしていくため、医療機関窓口での患者負担引き上げなど、平成18年度から各種の改革が

進められております。

中でも、生活習慣病対策については、平成20年度から各医療保険者に特定健診、特定保健指導が義務づけられ、その達成度に応じて後期高齢者医療に対する支援金に後年度ペナルティ措置が講じられることになっております。今後におきましても、健全な事業運営を目指し、医療費適正化対策、保険税収納率向上対策、保健事業への取り組み強化に努めてまいります。

次に、老人保健医療特別会計であります。歳入決算額50億8,327万円、歳出決算額50億2,504万7,000円、差し引き5,822万3,000円の黒字となっております。

平成14年10月に、対象年齢が75歳以上に引き上げられたことから、対象者数は減少してきているものの1人当たりの医療費は大きく伸び続けており、事業運営は厳しい状況にあります。

なお、平成20年度からは、これまでの市町村単位で運営されてきた老人医療保険制度にかわり、鹿児島県後期高齢者医療連合が運営する後期高齢者医療制度がスタートいたします。今後におきましても、県広域連合と連携を密にし、さらには保健、医療、福祉などとの連携強化を図りながら、高齢者医療における医療費適正化に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額25億4,344万1,000円、歳出決算額が24億4,044万円、差し引き1億300万1,000円の黒字となっております。

本年度から、新たに介護予防のサービスなどを提供してまいりましたが、おおむね計画どおりの介護給付額となりました。また、歳出決算額の大部分を占める保険給付費の総額は22億8,127万8,000円で、前年度と比較して497万2,000円、0.2%の減となりました。

今後におきましても、介護予防サービスの充実を図りながら、早い段階での高齢者の自立支援体制強化に努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入決算額1,304万1,000円、歳出決算額1,286万3,000円、差し引き17万8,000円の黒字となっております。本年度から、新予防給付にかかるケアマネジメント業務を実施しております。

歳入の主なものは、介護予防サービス計画費収入で988万4,000円、件数で2,233件の介護予防支援計画を作成しております。

歳出の主なものは、委託料で520万4,000円、件数で1,623件を居宅介護支援事業所に委託しております。今後とも、地域包括支援センターにおいて要支援認定者の介護予防、自立支援に向けたケアマネジメントを進めてまいります。

次に、町立さつま診療所特別会計であります。歳入決算額1億5,163万7,000円、歳出決算額1億4,200万9,000円、差し引き962万8,000円の黒字となっております。

診療所は、地域医療施設として多くの町民に親しまれ、町民の健康保持に大きな役割を果たしてきたところであります。平成18年度までで施設整備等の起債償還が終わること、そして、医師との業務委託契約期間が満了となることから、平成19年度からの施設運営について関係者との協議を進めてきたところであります。

協議の結果、業務受託医師の開業意思が示されたことから、平成19年7月末をもって町立診療所を廃止し、同年8月から民間移管の運びとなったところであります。今後におきましても、町民の地域医療施設として親しまれ、そして、健康保持に寄与していただくことを期待しております。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額6,220万7,000円、歳出決算額5,691万7,000円、差し引き529万円の黒字となっております。

現在の加入戸数は320戸で、前年度に比較しまして4戸の増となっておりますが、さらに加入促進を図りながら農業用水の水質保全と農業集落における生活環境の向上に努めてまいります。

次に、「議案第78号 平成18年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第79号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

本決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いしようとするものであります。

まず、水道事業会計決算であります。給水量は114万9,169立方メートルで、前年度に比べ1万2,914立方メートルの減となっており、1人1日当たりの使用量は309リットルで、前年度に比べ3リットルの減となっております。また、給水人口は1万242人で、給水区域内の普及率は99.39％であります。

経理の状況であります。収益的収支においては収入額が1億5,147万1,000円、支出額が1億3,866万8,000円で、当年度純収益は1,280万3,000円となっております。

資本的収支においては、収入額が773万7,000円、支出額は4,856万2,000円で、不足する額4,082万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金ほかで補てんいたしております。

施設整備につきましては、愛宕松ヶ迫線配水管拡張工事や、旭送水管改良工事などを行い、施設整備の充実を図ったところであります。また、本年度は、7月の県北部豪雨災害により被害に遭った西手水源地及び新川水源地の電気計装設備の災害復旧工事を実施し、早期復旧に努めたところであります。

次に、簡易水道事業会計決算であります。給水量は130万3,466立方メートルで、前年度に比べ2万6,986立方メートルの減となっており、1人1日当たりの使用量は251リットルで、前年度に比べ21リットルの減となっております。また、給水人口は1万3,245人で、給水区域内の普及率は93.08％であります。

経理の状況であります。収益的収支においては、収入額が2億8,581万5,000円、支出額が2億6,218万3,000円で、当年度純収益は2,363万2,000円となっております。

資本的収支においては、収入額が4,498万7,000円、支出額は1億5,759万9,000円で、不足する額1億1,261万2,000円については、当年度分損益勘定留保資金ほかで補てんいたしております。

施設整備につきましては、久木野区の字子地区の区域拡張の配水管布設工事や配水管布設換え工事を行い、施設整備の充実を図ったところであります。また、本年度は、7月の県北部豪雨災害により被害に遭った導水管、配水管等の災害復旧工事を行い、水の安定的な供給のため早期復旧に努めたところであります。

今後におきましても、災害に強い水道施設を目指し、安心安全な水の安定的な供給を図るとともに、健全な水道事業経営に努めてまいります。

以上、平成18年度各会計決算の概要を申し上げますが、これら各種の事業によりまして、社会資本の整備及び住民福祉の向上並びに水道事業の健全経営に努めてきたところであります。

ここに、改めて議員各位の御理解と御協力に対し深く感謝を申し上げますとともに、あわせてよろしく御審議を賜り認定いただきますようお願い申し上げます。提案の理由の説明を終わります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

一般質問でも出たわけですが、町長にお伺いします。審査意見書の結びのところで、薩摩川内市が計画している衛生処理の問題が出てますけれども、これを読んでみますと「当施設が、薩摩川内市が計画している衛生処理施設は、旧祁答院町と旧入来町を含めており、当施設が完成すると現在の処理委託契約約1億円の収入が望めなくなり、本町の財政運営に大きな支障を来たす」とありますが、さきの一般質問のときの答弁を見ますと、何かこう動きが悪いと言うかそういう感じがするんです。

合併のときに県が中に入って、私は一部事務組合の解散には反対だったんですけれども、県が中に入って今後支障がないようにすると。

5町でつくってそれを3町で回せば、もちろん支障が出てくるというのはわかってましたから反対したんですけど、そのときには県の方が仲裁してこちらの、新しい新町には負担をかけないように鋭意努力するというようなことを西中須さんは言われたわけですが、その辺の事情を考えると、やはり県に強力をお願いをして県と一緒に薩摩川内市の説得に当たるという方法も考えられるんじゃないかと思うんですけれども、その辺をどのようにお考えになって今後されるのか。この審査意見書を見て思ったわけですが、お答えをお願いいたします。審査意見書は53ページ。

○町長（井上 章三君）

薩摩川内市が、し尿処理場の建設計画を立てておられるということに関連して一般質問も出たわけですが、一番いいのは合併がこういう形になったとしても、一部事務組合をつくって共同でやはり運営できるような形にするというのが、結果として見れば一番よかったと思うんですけれども、その当時の合併協議の中で一部組合、向こうから一部組合でやたらいいじゃないですかと言われたのを、こちらがけったと言いますか反対したという経緯もございます。

そういう中で、この問題は非常に合併協議の中で難しい問題であったわけですが、これは本町にとっても今後の財政運営において、大きな影響を与えるものの一つでもありますし、また一方で、薩摩川内市のほうも議会などからも、非常にこのままでいいのかという厳しい意見が出てるといことも聞いております。

御指摘のように、県の方とも相談をしながらということは、これはやはりそこところは調整役としてお願いをしながらということもやってまいりたいと思っておりますが、今までのところ、合併後薩摩川内市の執行部の御理解を得て委託という形でこちらの施設を使っていたいただいているわけですが、今後ともできるだけそういう形での理解を得られるように、こちらとしては精一杯の努力をしなきゃいけないということは考えているところです。

○麥田 博稔議員

先ほど町長も、やはり財政の再建というのが大きな課題というようなことも言われましたので、この件については、今町長が言われたように我々もそのころ議員だったわけですから、いきさつもよく知ってるわけです。

非常に難しい問題だと思いますけれども、我が町の財政を考えたときに、この約1億円の負担ですね、8,000万か8,500万だったと思うんですが、委託料が。その辺を来るか来ないかというのは、非常に大きな問題だと思いますので、大変なことですが、鋭意努力していただくようお願いをしておきたいと。

特に、県のほうには、解散のときのやはり責任もあると思うんです。ああいう指導されたわけですから。ですから、やっぱりお願いをして、何とかうまくいくように努力をしていただきたいと要望しておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

ここで動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案3件につきましては、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とされることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま中尾正男議員から、ただいま議題となっております議案3件については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありましたので成立いたしました。

お諮りします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案3件については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、市來修議員、麥田博稔議員、新改秀作議員、柏木幸平議員、久保道夫議員、別府静春議員、舟倉武則議員、日高政勝議員、柳田隆男議員、岩元涼一議員、新改幸一議員、東哲雄議員、木下賢治議員、以上の13人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました13人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

△日程第12 「請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件」

○議長（濱田 等議員）

日程第12「請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件」を議題とします。

建設経済委員長の審査報告を求めます。東委員長。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

当委員会に付託されました「請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本請願は、鹿児島市鴨池新町1番3号、鹿児島県司法書士会会長、木藤行雄氏と、さつま町轟町2番地9、米積正次氏の連名により、平成19年9月10日に提出されたものであります。

請願の趣旨は、クレジット契約を利用した悪質商法被害、過剰与信被害を防止し、クレジット取引における消費者の安心安全を確保するためには、クレジット会社自身がクレジット契約の構造的危険性を防止する責任を負い、発生した損害を負担する法制度を整備することが重要である

ことから、割賦販売法を抜本的に改正するよう政府等に意見書の提出を求めるものであります。
当委員会といたしましては、執行部の説明や意見等を参考にし審査を行った結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。「請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件」に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件」は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第13 「陳情第7号 豚舎建設計画に対する反対 について」

○議長（濱田 等議員）

日程第13「陳情第7号 豚舎建設計画に対する反対について」を議題とします。

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。麥田委員長。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

当委員会に付託されました「陳情第7号 豚舎建設計画に対する反対について」、審査の過程と結果を御報告申し上げます。

本陳情書は、さつま町広瀬5108番地、木浜公民会長、竹中修一氏及びさつま町広瀬3922番地、仮屋原公民会長、仮屋原弘行氏の連名により、平成19年9月12日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります、農事組合法人 旭ファームが 町内田原字宇治ヶ迫及び字密ヶ迫に計画している豚舎建設計画に対して、議会においても反対していただきたいというものであります。

陳情に至る内容として、本年5月に農事組合法人が行った地元住民への説明では、計画している施設は環境的に安全なもので、汚水は場外に流出しない等の説明であった。

これを受けてそれぞれの公民会では話しあいが行われ、地域の水源地汚濁の可能性や豚舎用

水源のボーリングにより、将来、地域の水源枯渇の恐れがあることその他、汚水が場外へ流出しない保障はなく水質汚染が懸念されること、また、施設が人里離れた場所でなければならないことはない等の理由から当該計画に反対を決議した。

その後、町からの意見として、当該法人と公民会との間で「環境保全協定を締結されることが望ましい」という回答を受けたが、今回の陳情書提出日現在、何ら協議もない状況である。豚舎建設は、地元住民の理解と同意なくして進められるものではないという内容であります。

当委員会といたしましては、今回の計画地及び当該法人が所有する計画施設と同じ方式の二つの施設を現地調査し、また、執行部の出席を求めて説明や意見等を聞くなど、慎重に審査を行いました。

審査の中で、まず現地調査であります。計画地は以前、町が農家に条件を付して売却した土地であります。現況は、まだ何ら手を付けられていない状況でありました。

次に、当該法人が所有する計画施設と同じ方式の2つの施設を調査しましたが、サナ自然式発酵豚舎という新技術を取り入れた踏み込み式豚舎であり、豚舎内からの排水はでないことや、また臭いも全くと言って良いほど感じないことから、環境面に対する配慮と安全性を十分備えた施設であるという意見が多数でありました。

次に、執行部からの説明及び質疑の状況であります。農政課より、これまでの建設計画の経過及び執行部の指導状況について説明を受け、その内容についての確認など関連質疑を行いました。

また、計画地は、以前、町が条件を付して売却した土地であったことから、財政課より、当該土地の売買契約に至るまでの経過及び契約条件、並びに建設計画に対する対応について説明を受け、その内容についての確認など関連質疑を行いました。

なお、関連質疑では、計画に対する町の基本姿勢、指導体制、特に建設にあたって地域との環境保全協定の締結が望ましいとした意見書に関する質疑や、さらには町から条件を付して売却された計画地について、当該売買契約にある第10条の用途指定、第11条の指定用途の変更及び第12条の売買土地の譲渡禁止等の各条項における町の承認要件が、この計画を進める前提条件であることが審査の中で指摘され、これに関連する質疑や町への承認手続きの状況について質疑がありました。

その他、環境課より豚舎用水源のボーリングによる地域の水源枯渇や汚水流出による環境汚染の懸念について説明等を求めたところですが、水源枯渇の懸念については、因果関係ははっきり確認できないため明確な意見はありませんでしたが、環境汚染の懸念については、今回計画されている施設と同じ施設を見る限りでは、ほとんど水は使用されておらず、汚水が流出することは考えられないという意見でありました。

以上の現地調査及び町執行部からの説明意見及び質疑を踏まえ、当委員会としての本陳情の取り扱いについて意見を出し合い協議し、採決いたしました。

まず、各委員から出された意見ですが、「町から条件を付して売却された計画地について、当該売買契約にある第10条の用途指定、第11条の指定用途の変更及び第12条の売買土地の譲渡禁止等の各条項における町の承認要件が、この計画を進める前提条件であることが審査の中で指摘され、未だこの承認手続きがなされていないということから、現時点のこの状況で判断する限り計画は当然進められる状況にない。即刻、採択の可否を採決すべき」という意見と、「計画地の契約条項の問題は承知しているが、当委員会が所管する陳情された水源問題や環境問題に対する審査というものは、まだ十分に論を尽くされていないと考える。ましては、この計画地の契約問題については、執行部としても今後双方に指導対策をとるという答弁もあつたことか

ら、この場で採決に至るのではなく計画地の契約問題にも関連する総務委員会との連合審査も必要ではないかと考えることから継続審査とすることが適当」という2つの意見がありました。

このため採決においては、まず先に本陳情の採択の可否をここで採決すべきか、または継続審査とすべきかの採決を起立採決により行った結果、可否同数でありましたので、委員長の裁決権により採択の可否を採決すべきものと決定し、続いて本陳情の採択の可否を起立採決により行った結果、賛成多数により本陳情は採択すべきものと決定した次第であります。

なお、今回の審査の経過と結果を考慮し、お手元にある陳情審査報告書にも記載してありますとおり、次に述べる付帯意見を付けて当委員会の陳情審査報告といたします。

「陳情第7号の審査結果に付する付帯意見」。

今回の結果は、計画地が以前、町から条件を付して売却された部分であり、当該売買契約にある第10条の用途指定、第11条の指定用途の変更及び第12条の売買土地の譲渡禁止等の各条項における町の承認要件が、この計画を進める前提条件であるが、未だこの承認手続きがなされていないことから、陳情に至る経緯の内容を判断する前に、計画は当然進められる状況にないとして、起立採決の結果、現時点のこの状況で判断する限り、これを採択すべきものと決定したところである。

但し、当委員会としては、環境対策について今回の計画と同じ施設を現地調査し、環境面に対する配慮と安全性を備えた施設であることは十分理解できたところであり、今後の状況変化や将来の豚舎建設計画まで反対するものではない。

これらを考慮し、町執行部に対して次の事項を申し入れる。

1 当該計画を進めるためには、契約条項をまず遵守することが前提であり、審査の中で出されたとおり地元と環境保全協定を締結することが必要と考えることから、双方が協議すること、そして水源枯渇への懸念など地域の不安を取り除く努力が何よりも不可欠であることを、町執行部で関係者双方に対して周知徹底されたい。

2 今回の事案を受けて問題点や反省点等を整理し、今後新たな畜産施設計画などをはじめ、農業振興に対しての町の基本姿勢及び指導体制を再度確認されたい。

3 今回の事案を受けて横断的組織体制を充実されたい。なお、環境公害対策については、特に万全を期するための体制を図られたい。

以上、付帯意見とします。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。久保議員。

○久保 道夫議員

ただいま麥田委員長の方から審査の内容の説明がございましたが、自分もちょうど文教厚生委員会を傍聴させていただきました。その中で、先ほど委員長報告の中にもありましたとおり、やはり計画地問題については、契約の内容については総務委員会の意見を聞くのが妥当ではないかという委員の声もありましたが、なぜそれがなされなかったのか。

それと、先般の全協の中で連合審査もあり得るという、また委員長もそういう報告でありましたが、なぜそれがなされなかったのか、1点。

それと、この審査の内容で一応採決した場合に、豚舎建設計画に対する反対ということで採決をしたと、採択ということでございますが、この付帯意見のちょうど中ごろに、将来の豚舎建設までに反対はしないというふう、内容を理解しにくいんですが、極端に申しますと陳情書は豚舎を建設に反対してくれと、はい議会としては、一応委員会としてはわかりましたと。しかし、付

帯意見としては将来の豚舎建設までに反対はしないとございます。ここをもう少しこう、わかりやすく説明をしてほしいんですけど。

[麥田 博稔議員登壇]

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

お答えします。3点お尋ねになりました。

まず、総務委員会に聞くべきではないかということであります。このことは、さきの報告書でも言いましたように、入り口論で私たちは片づけたわけであります。入り口論というのが、10条とそれから11条、12条、特に用途指定につきましては、用途の指定は農業用の指定になってるわけです。

農業用ということは、農業というのは広辞苑を引きますと「農業とは地力を利用して有用な植物を栽培、耕作し、また有用な動物を使用する有機的生産用と、広い意味では農産加工や林業も含む」となっております。

ですから、今回の場合は、用途の変更をする必要は私は全くなかったと思うんです。結局甲の承認、町長の承認を受けるとなってますので、まず本人が豚舎をつくるのであれば施設をつくりたいというその承認を町に出すべきだったというようなことでは、当申請書が町に全然上がってないと。

それから、貸付をするのであれば12条の土地の売買譲渡禁止、この辺の他人に貸すとか、売買土地を第三者に貸し付けようとするときは、結局甲の承認を受けると。ですから、甲の承認の申請が全然なされてない状況で総務委員会と話をしても、まだ申請が出てないわけで申請が出てくると総務委員会の判断はどうしますかというようなことで尋ねればというようなことで、可否同数だったので私の委員長としての判断として、まず入り口論ということで、申請書が出てないということでそういうことにしました。

それから、連合審査に付するべきではないかということで、これは私が一番最初に思ったのは、そういう申請書が町に上がって豚舎建設が進んでると。そうなってきますと、総務委員会のこともあるし、それから畜産の振興となると建設経済常任委員会の判断も仰ぐべきであろうと思ってたんですが、まず入り口論でその申請書が上がってないということで、連合審査ももうしても何の意味もないということで一応したわけであります。

それから、将来の豚舎建設までは反対しない、このことは町の総合振興計画の中に、環境保全型の農業の推進というのがあるんですよ。それは、我々も議決して決めたことでありますから、環境に配慮した豚舎の建設の申請が出てきたときには、我々としては今後のさつま町の農業の振興を考えたときに、将来にそういうのが出てきたときには反対をしないと、十分審査するということです。

町の方も、環境保全協定を地元と結んでくださいというような指導をしてるわけですから、やはりその辺が十分履行されていきますと、我々委員会としてはそういうところまでは反対しないと。

ですから、環境に配慮するというようなことで委員会の中では、旭ファームさん個人の名前言って失礼になるかもしれませんが、現在の施設もやはりある程度改良してもらって、臭いがしないとかそういうことをされると住民の理解もやはり得やすくなるんじゃないかなという意見も出ました。

ですから、環境に配慮して環境保全型の農業を進めるという意味で、将来の豚舎建設、これは豚舎だけでなく牛舎にしても何にしてもこれからのやはり農業振興を考える上で、一応その審査の段階では反対すべきではないという結論に達したわけであります。以上で終わります。

[麥田 博稔議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ほかに質疑はありませんか。久保議員。

○久保 道夫議員

ただいま麥田委員長の方から説明がございましたが、やはり先ほど、総務あるいは建設の意見もという話もちらっと出たんですが。だったらなぜ継続して連合審査なりを実施されなかったのか。

それと、陳情書そのものは豚舎建設に反対してくださいという陳情書であり、いろいろ入り口論もいろいろ出ましたんですけど、この案件はともかく豚舎建設に反対してくださいと。ほで、委員会としては、わかりました、採択しましたと。しかし、この付帯意見としては将来の豚舎建設までは反対しないと、うまくかみ合っていない部分があるんですが、ここがどうもちょっとこう理解できないんですけど、再度委員長お願いいたします。

[麥田 博稔議員登壇]

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

2点お伺いになりました。

総務常任委員会になぜしなかったのかということで、これは先ほども言いましたように、我々としては入り口論ということでしたわけでありまして。さっき言ったように、申請書が出されてくるとそういう契約売買の決定というか、その辺の話になりますので、総務常任委員会の話も聞かなければならないし、それから連合審査ということも先ほど言いましたように考えたのでありますが、そのようなことで御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、継続にしなかった理由も、先ほどちょっと述べましたけれども、継続にするよりも一旦ここで仕切り、私としたら仕切り直しというか、一応今回の陳情については採択しますよ。

というのが、先ほど言いましたようにこの売買、財政課と結んでおります町有財産の方の売買契約書の手続が何ら進んでいないわけでありまして。申請書も上がっていない状況です。

ただ、だからそこが入ってきますと、ですけれども反対されているけれど、ただ業者がつくる、町の畜産は農政課が進めるというようなことで、この売買契約書のまず10条か12条かをクリアしないといけないということで、ですから今議員が言われますようにいろんな意見があった中で採択をして、そして、付帯意見をつけようということで、やはりみんなに理解されたいだろうと。豚舎建設に反対して、今議員が言われるようにその辺を付帯意見として理解してもらいたいということでありました。

ですから、議員の指摘ももっともなことでありますけれども、我々としてはそういうことで。このことは、新聞社の記者の方にも反対してというなことで、環境の方もまだ全然審査してませんよねというなことで、ただ私としては入り口論ということでしたというのも話したんですが、その辺の事情については新聞記事等でも見られてわかると思うんですけど、我々の委員会としてはそういうことで決定した次第でありますので、御理解を賜りたいというふうに再度お願いいたします。

[麥田 博稔議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ありませんか。これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立多数であります。したがって、「陳情第7号 豚舎建設計画に対する反対について」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここでお諮りします。ただいまの文教厚生常任委員長の付帯意見にありました3項目につきましては、執行部に申し入れすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように申し入れすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第14 「発議第10号 さつま町議会議員定数条例の制定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第14「発議第10号 さつま町議会議員定数条例の制定について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。平田昇行財政改革対策調査特別委員長。

〔平田 昇議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（平田 昇議員）

ただいま議題となりました「発議第10号 さつま町議会議員定数条例の制定について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

去る9月19日に開催された本定例会の開会日において、行財政改革対策調査特別委員会の中間報告を行いました。

この報告の中で、次期選挙の議員定数については「20人」が適当であるとの結論に至ったことについて、調査及び審査の経過をご報告申し上げたところであります。

この条例の提案理由は、行財政改革の一環として議員の数を減じるため、地方自治法第91条第1項の規定により提案するもので、条例の内容は、さつま町議会の議員の定数を「20人」とし、附則で「施行期日」を「この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。」とするほか、「さつま町議会議員選挙区条例の

廃止」、「経過措置」を規定するものであります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

[平田 昇議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています発議第10号は、印刷してお配りしてあります。御了承願います。お諮りします。ただいまの発議第10号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで討論終わります。

これから、発議第10号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。「発議第10号 さつま町議会議員定数条例の制定について」、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数です。したがって、「発議第10号 さつま町議会議員定数条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

△日程第15 「発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）の提出について」、日程第16 「発議第12号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

日程第15「発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）の提出について」及び日程第16「発議第12号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。東建設経済委員長。

[東 哲雄議員登壇]

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

ただいま議案となりました発議2件について、趣旨の説明を申し上げます。

まず、「発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

本意見書（案）は、先ほど採択されました「請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被

害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件」の趣旨を受けて、お手元に配付してあります案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して意見書の提出をしようとするものであります。

次に、「発議第12号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

これまでも、道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書を関係大臣に提出していますが、昨年12月に閣議決定された道路特定財源の見直しに関する具体策においては、真に必要な道路整備は計画的に進めることとされたものの、毎年度の道路歳出を上回る税収は一般財源とするなどとされております。

元来、道路特定財源諸税は、道路を利用する者が道路の整備費を負担するという受益者負担の考え方に立脚しており、これを一般財源化や他の用途への用途転用をすることはこうした考えを根底から覆すものであり、大都市に比べ自動車交通の依存度が著しく高いにもかかわらず、道路整備の依然として立ちおけている本町にとって、到底受け入れがたいものであります。

このようなことから、お手元に配付してあります案のとおり、道路整備の重要性を深く認識し、全額道路特定財源を確保し、道路網の整備を一層推進し道路の計画的整備を進めるよう、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して再度意見書を提出しようとするものであります。議員諸兄の賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております発議第11号及び発議第12号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議第11号及び発議第12号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第11号及び発議第12号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、発議第11号及び発議第12号を採決します。

お諮りします。「発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）の提出について」及び「発議第12号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）の提出について」及び「発議第12号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま発議2件の提出先は記載のとおりです。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第17 「発議第13号 監査請求に関する決議（案）」

○議長（濱田 等議員）

日程第17「発議第13号 監査請求に関する決議（案）」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。柏木総務委員長。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

ただいま議題となりました「発議第13号 監査請求に関する決議（案）」について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本定例会において総務常任委員会に付託されました「議案第69号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分の審査の中で、町が出資して設立された株式会社ヘルシーランドつるだ及び株式会社パーク観音滝の解散に伴う清算によって分配されることになった残余財産が、歳入として補正計上されておりました。

当委員会の審査結果については、委員会報告で申し上げたとおりであります。審査の中でこの両株式会社は、それぞれその資本金の全額を町が出資して設立された株式会社であること、また、両株式会社の資本金の総額を維持しながら、株式会社の運営に不足金が生じたときは、町が補助金を交付してきたことから、この度の両株式会社の解散に伴う清算の結果、資本金が減少していることに対し、議会としてその原因を明らかにし対応する必要があることを総務常任委員会の総意としております。

よって、地方自治法第98条第2項の規定により監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するため、「監査請求に関する決議（案）」を発議し、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、監査を求める事項は、「株式会社ヘルシーランドつるだ及び株式会社パーク観音滝に対する出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行」についてであり、監査結果の報告期限を、平成20年1月31日までとするものであります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています発議第13号は、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議第13号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「発議第13号 監査請求に関する決議（案）」を採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第13号 監査請求に関する決議（案）」は可決されました。

△日程第18 「報告第9号 株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について」、日程第19 「報告第10号 株式会社パーク観音滝清算第1期決算について」

○議長（濱田 等議員）

日程第18「報告第9号 株式会社ヘルシーランドつるだ清算第1期決算について」、日程第19「報告第10号 株式会社パーク観音滝清算第1期決算について」の報告2件を議題とします。

報告の内容については、説明済であります。何かお聞きしたいことはありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

ただいまの報告第9号、10号について質疑をいたします。

指定管理者制度で、この管理移行をしたことに伴いまして、これまでの株式会社ヘルシーランドつるだと株式会社パーク観音滝が2月1日で解散をし、清算事務を行って今回決算報告書の提出があったところでございますが、町長はこの案件を提出するに当たりまして、通常の事務の報告というか事務的な報告にとどめられたところでございますけれども、やはりこれまで施設の運営に当たりましては、法人組織をつくって自ら経営責任者となって、数年にわたっていろんな苦勞をされながらタッチをされてきたと思っておりますのでございます。

運営の関係においても、非常に厳しいところがございますが、運営補助金は一応債務の面でも含めると両施設で3億2,300万という多額の経費になってるわけではございますが、町長はこのことに対しては、一般会計の歳入は地域活性化に非常に成果があったというお答えをいただきました。

そして、今回は決算をするに当たりまして、この両施設で1,181万円の未処分損金となっ

て、結果的に町が法人の基本財産として出資をした5,000万が、その分減りまして3,818万9,000円の残余財産に至ってしまったということになっております。

出資金でありますので、当然リスクは伴うものでありますが、これらについては法人を解散し、一応の締めくくりの報告でありますので、これまでのこの経営に当たっての問題点とか、あるいは反省点、こういうものをしっかりとやはり集約、整理、統括をして説明をすべきではなかったのかと、報告すべきではなかったかとそういうふうに考えております。

ここで締めるわけですので、法人としては、あとは指定管理になりますけども、長年この苦勞をされて一つのこの締めをされるわけですから、やっぱこの最後の決算としてはこういう成果なり、成果があるのかどうか分かりませんが、町長は成果があったとおっしゃってますけれども、問題点あるいは反省すべき点、こういうものがやはりしっかりとここでやっぱ報告をして説明をしながら、あとの指定管理者に受け継いで、それをまた安全な経営につなげていくということが大事なかったかと思っておるわけでございます。そういうことでございます。

それと、こういう施設については、主要な政策ということで取り組みをされてきたわけですから、当然その辺についても説明報告というのは、政治姿勢として大事なことではないかと思っておるところでございますが、町長はその辺をどのように認識をされているのかお答えいただきたいと思えます。

○町長（井上 章三君）

ヘルシーランドつるだ及びパーク観音滝につきましては、それぞれ旧町時代にそのときの町民の要請にこたえる形で、しかも議会の議決を得ながら施設整備等を行い、その運営については、町が100%出資する株式会社を設立し運営を行ってきたところであります。ただいま質問をいただきましたので、総括的な気持ちで答弁をしてみたいと思えます。

両施設とも、その地域の自然を生かし、温泉をメインにして町民の福祉の向上や健康づくり、町内外の人々との交流を通じた観光や産業の振興、地域の活性化などを目的に設置をされたところであります。これらの設置目的を効果的に達成するためには、営利のみに偏ることなく、しかも公共性が確保できるような経営が望まれるところであります。

とは言いましても、赤字にならないような経営がいいわけでありまして、それに向けてそれぞれ旧町においては、公設民営の会社運営という中で、いろいろな工夫や賢明な経営努力もされてきたところであります。

この間、これまでの経営での赤字部分については、公の施設の管理受託者に対する経費助成をもって対応してきているところでありまして、ヘルシーランドつるだにおきましては、8年間の経営でありましたが、総額で1億8,956万円の補助金を支出したということになっておりますし、一方、パーク観音滝におきましては、10年間の経営の分で、補助金支出で総額1億1,706万円と、それぞれ多額の支援を行いながら運営をしてきたところであります。

これらの経費は、町が直営で経営したとしても当然必要となる資金でありまして、むしろ会社経営で行ったことで弾力的に、また、効率的な運営ができたのではないかと考えております。

これらの資金投資というものは、町民の福祉向上、健康づくり、地域の活性化など、それぞれの施設の初期の目的達成のため、大いに貢献してきたものと認識をしてるところであります。

そういう点で、両施設を振り返ってみますときに、パーク観音滝は宿泊のできる温泉施設ということ、そして、川遊びのできるキャンプ場を備えた施設、また、本格的な公認のグランドゴルフ場、そしてまた、そば打ち体験やガラス工芸の体験のできるというユニークな体験型の施設と。

そして、ガラス工芸館においては、そういう中でまた新しい製品の開発ということで黒切子が開発されたり、また、それまでにはガラス美展も行われたりということで、ユニークな取り組み

みが行われてきたところであります。

現在、地域高規格道路が建設される中で、この観音滝の近辺を通ることによって、これが完成した暁には、さらに広域的な観光的な一つの拠点として、その整備の中でまた利用が進むのではないかと考えているところであります。

また、あび〜る館はたくさんの楽しみ方ができるいろいろな種類の温泉施設を含んだ温泉であるとともに、プールを併用したということによって、この地域の子供たちの水泳が冬もできる、そして、スイミングクラブも併設される中で、そのスイミングの効果というのは上がってきてる、水泳の向上に資してきていると考えているところであります。

ことし、当地の中学生が九州大会まで行くという成果が出ましたが、これはひとえにこういうような施設があったことによって、都市部のスイミングクラブに負けない一つの成果が上がったものと考えているところであります。

また、保健センターと一体の施設という形でできていることによりまして、健康診断であったり健康教室、あるいは料理教室などの健康づくりと一体となった温泉施設として、これが福祉的に利用されるという利点を持っておりまして。

また、ゲートボール場を併設していることによりまして、合併してからも宮之城地域も含めてこの場所が利用されて喜ばれているという声を聞いているところでございます。

また、川の環境資源を生かすということで、このあび〜る館建設と同時に水辺の楽校という事業の推進を図りながら、このことが龍舟祭というドラゴンボートの大会などによる川遊びの一つのイベントにもつながってまいりましたし、そしてさらには、これがホテル舟運行というものにもつながりながら、この地域の川の資源を生かすような努力というのが、このあび〜る館を拠点として進んできたという点において、これはまた大きな一つの刺激剤になったものと考えているところであります。

ちょうど、明日ホテル舟の運行をしているホテルを守る会が、19年度のMBC賞を受賞するというニュースが入っておりますが、こういうことも含めて、そしてまた当初計画されておりました曾木の滝から鶴田ダム、そして、県立の北薩広域公園にこの広域的な観光ルートの流れをつくりたいと。

その中の拠点として、中継の拠点としてあび〜る館というものが、またその役割を果たすのではないかというふうに考えて、道路の整備、あるいはダム周辺の整備、そしてあび〜る館周辺の整備というのは進めてきたわけではありますが、今災害の問題でちょっと中断はしておりますけれども、今後この当初の目的に関しましては、広域的な観光交流の中継拠点としての役割というのは、今後とも期待される場所であると考えているところであります。

また、お尋ねにありました資本金の件でございますが、それぞれの会社の資本金は、町が100%出資したものでありまして、会社としては商法上運営資金として使えるわけでありまして、これまでは資本金を取り崩さず確保をしてきたわけでありまして。

その理由としては、会社の決議により資本金を減少させると会社運営上担保するものが少なくなり、経営不安になったり、突発的な事象があった場合の資金繰りが厳しくなることなどを考慮したものであります。

会社経営の最終年度の平成18年度は、4月から6月までの3カ月間の経営となりましたが、指定管理者への移行時期でもあったことから、従業員の年休取得による売上収入の減に加え、施設引き渡しに伴う補修経費、さらには従業員への退職金の支払い、営業期間中の消費税や清算登記等に要する費用等々で、多額の経費支出を余儀なくされたために、収支において支出が超過する結果となったところであります。

また、これらのうち7月以降の支払い清算が多額になったため、会社の最終段階における選択として、これを町の補助金で補てんするのではなく、会社の運営費の中から支出することとしたものであり、結果として清算欠損金が生じ、最終的に資本金、つまり残余財産が合計で1,181万円減額となったというものであります。

この2つの施設につきましては、これまでその運営のあり方についていろいろと質問をいただきましたが、合併協議の中でも将来にわたって財政面でのリスクを伴うお互いの町のいろいろな施設があるわけですが、それに対しては十分な論議を尽くした上で、それらを理解の上にスタートをして今日に至っているものであります。

その中で、この両施設でございますが、指定管理者の制度によって民間事業者の運営となった今、今後とも公の施設としての設置目的にそった管理運営がなされるとともに、より以上に地域の資源として活用され、さらに進化していくことができるように見守ってまいりたいと考えているところであります。

これまで、議員各位並びに町民の方々からいただいた御意見には真摯に耳を傾けつつ、これからの新しい町の施設管理のあり方等につきましては、引き続き検討を続け、納得のいく方法を模索してまいりたいと考えているところであります。

○日高 政勝議員

今の質問をしたことによって、より詳細に報告をいただきました。やはり、議案を報告の時点で今申されたことを十分説明をして、報告をすべきであったと、その指摘を私はしてるわけです。

いろいろ町長の方から反省点問題点もありましたし、そしてまた、両施設の成果なりも発表になったところでございますので、それはもう了解、十分理解をいたしたいと思えます。

私が指摘したいのは、とにかく議案を提案をする時点でそれだけを総括してすべきではなかったかと、そこをしてきたかったところでございます。以上です。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで報告第9号及び報告第10号を終わります。

△日程第20 「議員派遣の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第20「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。「議員派遣の件」については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第21 「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第21「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規

定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成19年第6回さつま町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会時刻 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 麥 田 博 稔

さつま町議会議員 平八重 光 輝